

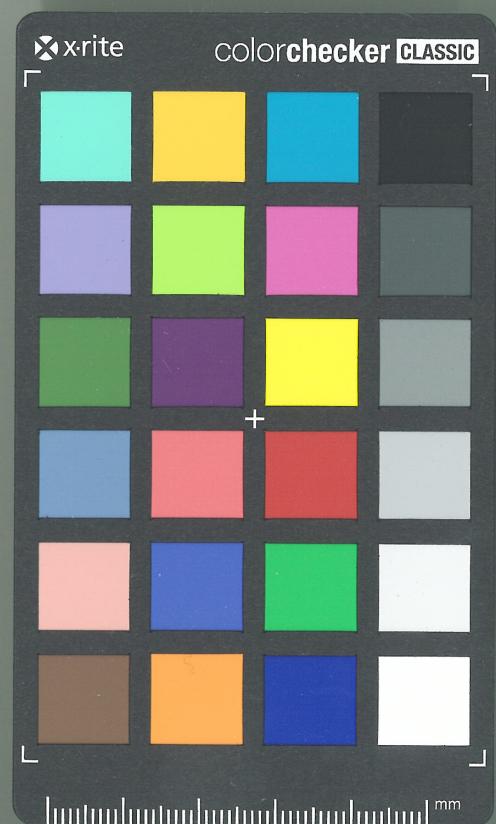
日野市議会

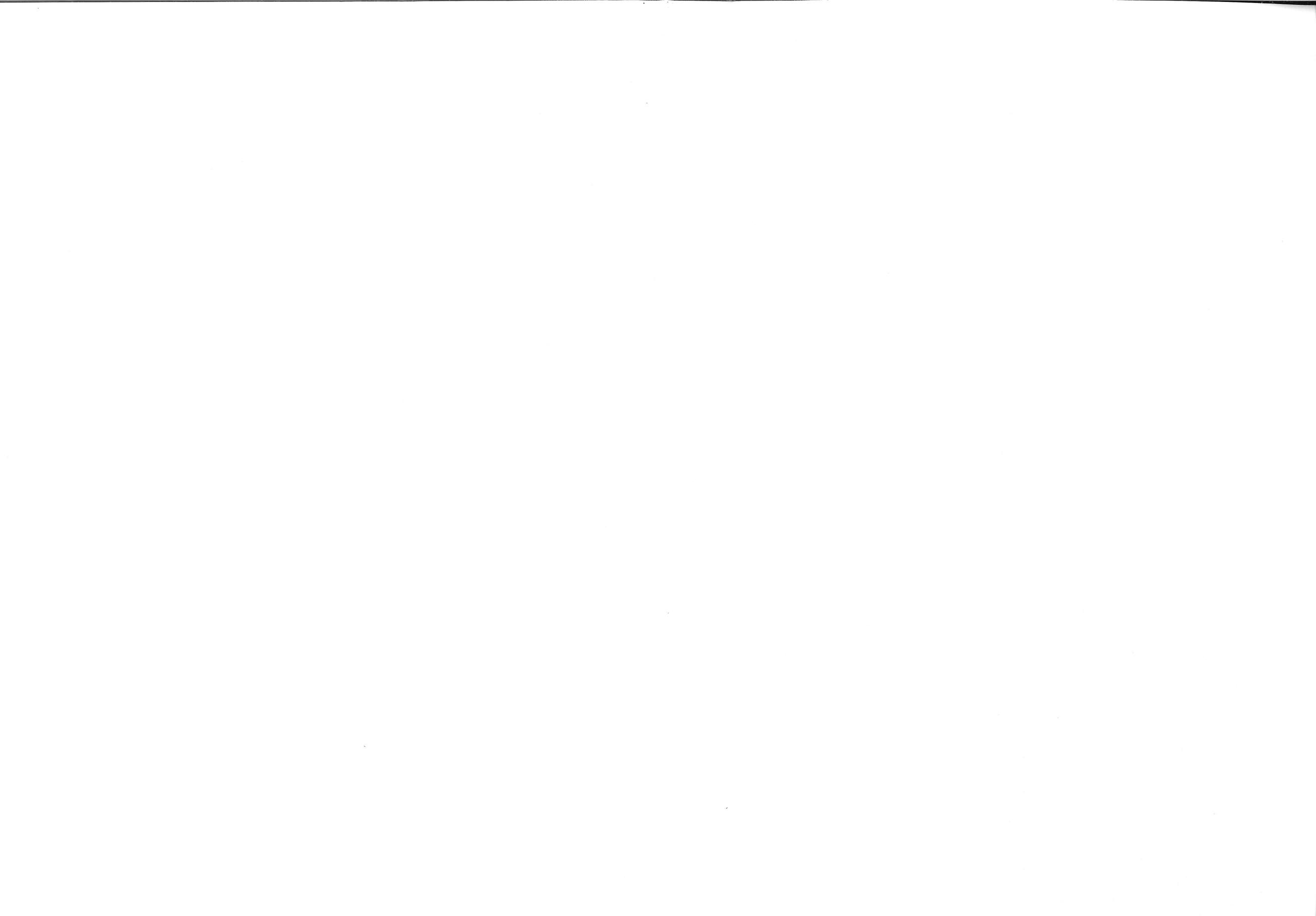
日野市議会会議録

(第二十八号
第三十七号)



昭和五十一年（九月十六日開会）
第三回定例会（十月四日閉会）





昭和五十一年 日野市議会会議録目次
第三回定期会

○九月十六日 木曜日（第一日） 午後五時五十四分開会 午後十時四十九分延会	
出席議員	13
欠席議員	11
出席説明員	9
議事日程	8
開議	8
(議案上程)	7
議案第七九号 東京都市廃棄物処分地管理組合の設立について	7
延会	6
出席議員	5
議事日程	5
開議	5
(議案上程)	2
議案第七九号 東京都市廃棄物処分地管理組合の設立について	2
延会	1
出席議員	1
○九月二十日 月曜日（第三日） 午後三時二十五分開議 午後十時五十六分延会	

欠席議員
 出席説明員
 議事日程
 開会期延長
 延会
 欠席議員
 出席説明員
 議事日程
 開市政經過報告
 市助役
 収入役
 諸般の報告
 散会
 出席議員
 欠席議員
 出席説明員

○九月二十一日 火曜日（第四日）午後一時五十七分開議 午後九時五十八分散会

○九月二十二日 水曜日（第五日）午後一時五十五分開議 午後六時五十九分散会
 出席議員
 欠席議員
 出席説明員
 欠席議員
 出席説明員
 議事日程
 開会
 市長
 役
 兵役
 諸般の報告
 散会
 出席議員
 欠席議員
 出席説明員

議事日程
 開議
 （審査報告）

請願第一〇一號 教育予算増額に関する請願（四項）
 請願第五一一六号 市立第六幼稚園増設に関する請願
 請願第五〇一四九号 公私立幼稚園保護者の教育費負担格差是正についての陳情
 請願第一〇六号 都水道移管に関する請願
 請願第五一一二一号 多摩平、旭が丘地区での児童館建設に関する請願
 請願第五一一二四号 児童館学童クラブを設置し子供達に生き生きとした放課後の生活を保障するための請願
 請願第五一一三〇号 第十八小学校（仮称）区域学童保育所設置に関する請願
 請願第五一一三号 衛生環境整備及び用水路改修に関する請願
 請願第五一一二三号 市道「豊田一三号線」の復元と改修に関する請願
 請願第五一一二八号 道路舗装の件について
 請願第五一一三三号 西平山五丁目四十八番地及び四十八番地附近の排水吸い込み処理解消に関する請願
 請願第五一一三四号 多摩平六丁目の水害対策についての陳情
 （議案上程）

議員提出議案第一九号 日野市議会昭和五十年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について
 議案第六三号 昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第三号）専決処分の報告承認について
 議案第六四号 昭和五十年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
 議案第六五号 昭和五十年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
 議案第六六号 日野市公共施設建設基金条例の制定について
 議案第六七号 日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

議案第六八号

日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

議案第六九号

昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第四号）について

議案第七〇号

昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について

議案第七二号

昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）について

議案第七三号

昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）について

議案第七一号

昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）について

議案第七四号

昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）について

議案第七五号

東京都市公会堂組合規約の一部を変更する規約について

議案第七六号

東京都市公会堂組合規約の一部を変更する規約について

議案第七七八号

東京都市消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約について

議案第八〇号

市道路線の廃止について

議案第八一号

農業共済無事もどし金の交付について

議案第八二号

日野市戸舎防音改築エレベーター設備工事請負契約の締結について

議案第八三号

多摩川第二排水区排水管埋設工事（第一工区）請負契約の締結について

議案第八四号

多摩川第二排水区排水管埋設工事（第二工区）請負契約の締結について

議案第八五号

多摩川第一排水区排水管埋設工事（第三工区）請負契約の締結について

議案第八六号

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第八七号

日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

請願第五一一三四四号

公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引下げ住宅政策を転換させるための意見書採択を願う請願

請願第五一一四七号

減税・税制改革・自主課税に関する請願

請願第五一一三八号

高校問題特別委員会設置についての陳情

請願第五一一四五号

昭和五十二年度日野市立公立幼稚園の四才児入園に関する陳情

請願第五一一三七号

東町児童遊園地存置について請願

請願第五一一三九号

アレルギー性鼻炎についての調査、対策ならびに治療に関する請願

請願第五一一四三号

老人医療有料化に反対する市議会決議に関する請願

請願第五一一四八号

学童保育所設置に関する請願

請願第五一一三五号

市道整備に関する請願

請願第五一一四〇号

道路の側溝設置に関する陳情

請願第五一一四一号

大企業の横暴な進出を規制し、中小企業分野確保法の制定を求める請願

請願第五一一四六号

西平山一丁目三十番地附近の排水吸い込み処理解消に関する請願

報告第六号

昭和五十年度日野市土地開発公社決算の報告について

散会

○九月二十八日 火曜日（第六日） 午後五時四十四分開議 午後十一時五十六分延会

出席議員

欠席議員

出席説明員

議事日程

杉山寅三郎議員（新庁舎建設に伴い（道路、架橋、巡回バス等）諸条件の整備について）

高橋 通夫議員（京王線高幡東踏切の立体化を促進せよ）

高橋 通夫議員（日野市南部地区公共施設建設設計画を早期に実現せよ）

一ノ瀬 隆議員（葬儀経費の軽減の施策と市営墓地の対策について）

米沢 照男議員（市民要求の実現をめざしさらに新財源を確保せよ）

竹ノ上武俊議員（京王ストア進出とともになう交通安全対策等について）

散 会

○十月一日 金曜日（第九日） 午前十時四十分開議 午後四時五十八分散会

出席 議員
欠席 議員
出席 説明員
議事日程
一般質問
開議
鈴木美奈子議員（児童をとりまく環境について）
鈴木美奈子議員（老人の福祉行政について）
大下 博議員（新庁舎完成と住民サービスについて）
本間 久議員（下水道計画について）
市川芳太郎議員（日野市立高幡保育園の新築計画を問う）
市川芳太郎議員（雑草（俗にブタクサ）公害問題について問う）
板垣 正男議員（五十二年度小中学校（三小、平山小、八小の過大校解消）建設の見通しと都立高校の増設を実現させるために）

散 会

○十月四日 月曜日（第十日） 午前十時四十五分開議 午後四時四十八分閉会

出席 議員
欠席 議員
出席 説明員
議事日程
開議
一般質問
谷 栄吉議員（行政の運営について）
(議案上程)

議員提出議案第三〇号 老人医療に関する意見書

議員提出議案第三一号 農地の宅地並課税廃止を要求する意見書

議員提出議案第三二号 保育所入所基準の適正化に関する意見書

議員提出議案第三三号 中央高速道の騒音等の対策に関する意見書

議員提出議案第三五号 不況インフレから生活困窮者を救済する国の財政措置を求める意見書

議員提出議案第三九号 子どもの虫歯予防にたいする措置を求める意見書

議員提出議案第四〇号 風疹発生にたいする予防措置を求める意見書

議員提出議案第三六号 立川自衛隊基地及び米軍横田基地航空機騒音等公害に関する意見書

議員提出議案第三七号 中小企業事業分野確保法制定に関する意見書

閉 会

九月十六日

木曜日

(第一日)

欠席議員(なし)

十五
十四
十三
十二
十一
十九
八
七
六
五
四
三
二
一
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番

市
米
竹
石
劍
谷
林
黑
板
橋
鈴
正
奥
滝
滝
ノ

川
沢
上
坂
持
川
垣
木
國
住
瀬
瀬

芳
照
武
勝
佐
榮
重
重
正
祐
美
大
芳
敏
政

太
奈

郎
男
俊
雄
吉
吉
義
憲
男
子
子
治
雄
朗
吉

君
君
君
君
君
君
君
君
君
君
君
君
君

三十
二
九
二
八
二
七
二
六
二
五
二
四
二
三
二
二
二
一
二十
十九
十八
十七
十六
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番

名
島
飯
三
吉
日
一
本
大
大
佐
高
杉
清
秦

古
ノ
々

屋
村
山
浦
富
野
瀬
間
下
柄
木
橋
山
水

史
孝
重
繁
源
昭
通
寅
芳
正

三

郎
志
茂
春
枝
作
隆
久
博
保
雄
夫
郎
雄
一

君
君
君
君
君
君
君
君
君
君
君
君
君

昭和五十一年
第三回定期例会
九月十六日 木曜日(第一日)
出席議員(三十名)

日野市議会会議録 第二十八号

説明のため会議に出席した者の職氏名

生活環境部長	市民部長	総務部長	企画財政部長	取扱役	助役	市長
加久	森松	加杉	前森			
藤保	山村	藤本	川田			
一郎	三清	一好	恒喜			
郎次	次栄	男郎	雄次			
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君
教育長	病院事務長	水道部長	福祉部長	都市整備部長	建設部長	
倉又	遠藤	中島	赤松	成井	田倉	
秀政	武雄	行男	正雄	高夫	光夫	
作之						

会議に出席した議会事務局職員の職氏名
書局長 鈴朝村 木倉敏亮 晴彦夫助 君君君
書記書記 小櫻荒 松村井 恵美正一 孫子

議	事	日	程
者役の報告	会議録署名議員の指名	会期の決定	市政経過報告
午後一時開会	昭和五十一年九月十六日(木)		

設部長 市整備部長
祉部長 道部長 育長
院事務長

建設部長　都市整備部長　福祉部長　水道部長　病院事務長　教育長　記記記　書書書

小 横 荒 倉 遠 中 赤 成 田
松 村 井 又 藤 島 松 井 倉

高正行武政秀
一正惠美子雄男作之男雄夫光

君 君 君 君 君 君 君

五議案第七九号東京都市廃棄物処分地管組合の設立について

本日の会議に付した事件

午後五時五十四分 開会

○議長（名古屋史郎君） これより昭和五十一年第三回

日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。お詫びいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後五時五十五分 休憩

午後十時四十五分 再会

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第一会議録署名議員の指名については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、十四番、米沢照男君、十五番、市川芳太郎君を指名いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬隆君） 九月十三日とそれからさきほどの、休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして、（「しつかりやれよ」と呼ぶ者あり）第三回定例会の会期及び日程を決定いたしましたので御報告申し上げます。

会期は十月一日までの十六日間といたします。日程につきましてはお手元に配布の日程表を訂正いたしまして、一日ずつ繰り下げるにいたします。すなわち明九月十七日市政経過報告、諸般の報告並びに七九号議案の上程、それから十八、十九休会、二十日から二十四日まで二十三日の休会をはさみまして一般質問、二十五、二十六休会、二十七日審査報告、議案上程二十八日常任委員会二十九日特別委員会、三十日まとめのための休会、十月一日最終日審査報告、意見書決議となります。

なお意見書決議案の締め切りは九月二十七日の午後六時いたします。以上のように議運の意見一致をみましたので御報告申し上げます。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） ただいまの議会運営委員会の報告のとおり、議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よつて会期は本日より十月一日まで期日十六日と決定いたしました。

まじた。

お詫りいたします。本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれをもつて延会といたします。

午後十時四十九分　延会

九月十七日

金曜日

（第二日）

欠席議員
十番
谷 (三名)

十五
十四
十三
十二
十一
九
八
七
六
五
四
三
二
一
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番
市
米
竹
石
劍
林
黑
板
橘
鈴
正
奥
滝
滝
ノ
川
沢
上
坂
持
川
垣
木
国
住
瀬
瀬

榮
芳 照 武 勝 佐 重 重 正 祐 美 大 芳 敏 政
太
吉 郎 男 俊 雄 吉 義 憲 男 子 子 治 雄 朗 吉
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

二十三
番
三
二
二
二
二
二
二
二
二
二
二
十九
八
七
六
五
四
二
十一
二十
九
十八
七
十六
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番
番

本
名
島
飯
三
吉
日
一
大
大
佐
高
杉
清
秦
古
ノ
々
間
屋
村
山
浦
富
野
瀬
下
柄
木
橋
山
水

史 孝 重 繁 源 昭 通 實 芳 正
三
久 郎 志 茂 春 枝 作 隆 博 保 雄 夫 郎 雄 一
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

出席議員 (三十八名)

九月十七日 金曜日 (第二日)

昭和五十一年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十九号

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田 喜美男	建設部長	田倉 高光
助役	前川 恒雄	都市整備部長	成井 正夫
収入役	杉本 好次郎	福祉部長	赤島 行雄
企画財政部長	加藤 一男	水道部長	中島 武男
総務部長	松村 清三	病院事務長	遠藤 政之
市民部長	森久保 榮次郎	教育長	倉又 秀作
生活環境部長	加藤 一郎君	書記	荒井 一雄

書記	樺村 正男	建設部長	田倉 高光
小松 恵美子	君	都市整備部長	成井 正夫
書記	村山 正男	福祉部長	赤島 行雄
小松 恵美子	君	水道部長	中島 武男
書記	村山 正男	病院事務長	遠藤 政之
小松 恵美子	君	教育長	倉又 秀作

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮	建設部長	田倉 高光
書記	倉敏夫	都市整備部長	成井 正夫
記録	木崎彦助	福祉部長	赤島 行雄
書記	鈴木晴彦	水道部長	中島 武男
書記	木崎彦助	病院事務長	遠藤 政之
書記	君	教育長	倉又 秀作

書記	荒井 一雄	建設部長	田倉 高光
書記	樺村 正男	都市整備部長	成井 正夫
書記	村山 正男	福祉部長	赤島 行雄
書記	村山 正男	水道部長	中島 武男
書記	村山 正男	病院事務長	遠藤 政之
書記	君	教育長	倉又 秀作

三議案第七九号 東京都市廃棄物処分地管理組合の設立について

本日の会議に付した事件

日程第三

午後五時五十二分 開議

決しました。

○議長（名古屋史郎君） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十三名であります。お詣りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後 五時五十三分 休憩

午後十一時二十五分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） お詣りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第三号

議案第七九号、東京都市廃棄物処分地管理組合の設立についての陳述を先読みしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。よ

つてこの際日程の順序を変更し、日程第三号を先読みすることに

この契約は、第一章につきましては総則関係でございます。
「組合の名称」「組合を組織する地方公共団体」。それから第

三条におきましては「組合の共同処理する事務」これが管理組合における主な事務でございます。それから「組合事務所の位置」これにつきましては東村山市でございます。

それから第二章につきましては組合の議会でございます。「組合議会の組織」それから「議員の選挙」「議員の任期」「補欠選挙」「議長及び副議長」こういうございになつております。その中で第五条の二項において「定数は十八人とし、組織市から各一人を選出する。」こういう内容でございます。

それから第三章におきましては組合の執行機関、第十条におきましては「理事会」第十一条におきましては「管理者及び副管理者」でございます。それから第十二条におきましては「収入役」でございます。これにつきましては管理者、いわゆる東村山市から選出するということが内定してございます。それから第十三条におきましては「聯員」でございます。事務局長その他の職員が五人で、計六人を置くということが内定してございます。それから第十四条関係は「監査委員」でございます。

それから第四章におきましては「組合の経費」でございます。第十五条で「経費の支弁の方法」でございます。これにつきましては全協の中で三浦議員のほうから御質問もございましたけれども、組合の経費の支弁これに要する収入でございますけれど、その主要な部分は負担金でございます。この負担金の方法あるいは、額を決定しませんと予算の編成等ができません。そ

うことで事前にこの議決をいただくということで第二項につきまして「前項の負担金は、議会の議決を経て定める。」と

いうことで定めてあるわけでございます。

それから付則のほうでございますけれども「東京都知事の許可のあつた日から施行する。」ということでございまして、現在の予定では十月の十五日、これを日途にいたしております。それから「組合設立当初の議員は、第六条の規定にかかわらず組織市の議会の議長が指名する」ということで、これにつきましても前回全協でお願いしたわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。お詫びいたします。ただいま議題になつております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないと認めます。よつて議案第七九号、東京都市廃棄物処分地管理組合議員に秦正一君、三浦重春君を指名しましたことを報告いたします。

お詫びいたします。本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君）　御異議ないと認めます。
本日の末了日程は九月二十日の日程といたします。本日はこれをもつて延会といたします。

午後十一時三十三分 延会

九月二十日

月曜日

(第三日)

昭和五十一年
第三回定期会
日野市議会議録 第三十号

昭和五十一
年三月三日

九月二十日 月曜日（第三回）

田園社議會會記錄

第三十号

説明のため会議に出席した者の職氏名

企画財政部長	収助人	市役長
総務部長	人	市長
市民部長	役	助役
生活環境部長	長	市長

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

書記長	書記長	書記長
議事日程	議事日程	議事日程
會議の延長	市政経過報告	謹般の報告

君君君君君君君君

書記長	書記長	書記長
教育長	病院事務長	水道部長
建設部長	福祉部長	都市整備部長

川樺荒倉遠中赤成田

上村井又藤島松井倉

輝正一秀政武行正高

子男雄作之男雄夫光

君君君君君君君君

昭和五十一年九月二十日(月)
午後一時開議

本日の会議に付した事件
追加日程第一

午後三時二十五分 開議

○議長（名古屋史郎君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

これより日程第一、市政経過報告を行ないます。市長から市政経過報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） 私、議会運営委員会の委員として、過日、日程をもうすでに皆さん方のお手元へ日程表をお配りになつていらつしやるとおりの日程をつくりさせていただいたけであります。この間、議会がようやく今日開かれるようになつたわけでございますが、その間遅れた理由は那邊にあるのか、まずそれを伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） お答えします。冒頭申し上げよ

うかと思つたんですが、一時からという厳重な確認で入つたわ

けなんですけれども、諸般の事情から総務委員会が若干延びまして、休憩をとる間にそれぞれの会派の方への御連絡、それから総務委員会に御出席というか、参加されていない公明党さんへは私からそれそれ連絡があつたものと解釈をしておりましたので、冒頭申し上げなかつたんですが、そういう事情なのでお許しを願いたいと思います。谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） ただいま議長からのお話でござりますけれども、私は、今日、一時という開会の時間を聞いております。しかし、その一時が二時になつても開かれない。その理

由は那邊にあるのか、それをお聞きしてゐるわけです。もうすでに三時半という時間でございます。二時間半のおくれは、なぜおくれたのか、それを聞きたい。

○議長（名古屋史郎君） お答えします。総務委員会の審議が長引いていたということでありまして、そのことのお断りは、十分、十五分ぐらい経過したときに事務局をして連絡をさせましたし、各会派の方に、それと休憩のときに各会派の出席の総務委員さんが言つていただいたものと思ひますし、公明党さんは、私の方から御連絡を申し上げたということでござります。（「言つてないと言つてゐるんだから説明しなさいよ。議長は……。聞いてないと言つてるんだから」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） ただいまは議長の方から各会派へ連絡があつたということですが、私どもは聞いておりません。それでしかも、総務委員会がなぜそういうふうにおくれておるのか、総務委員長をしてその説明をしていただきたいと思います。五分や十分のおくれならそれは了解つきますけれどもね。それを聞きたいんだ。委員長がどういうふうな運営の進め方をしたのか、その中身を聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 御連絡はしたと事務局は言つて（「会内部の不團結の問題ですよ。取り上げる必要ありません

よ」と呼ぶ者あり)

○十番（谷栄吉君） 五分や十分のおくれなさい知らず、二時間半も会議がおくれたというそれを、総務委員会がいろいろの事情でおくれたその総務委員長の中身の報告をお願いしたいとこのようにお願いしてるのであります。（「副議長が出てるじゃないか」「文句言うんじゃない」「最初に議事進行も言わないので手あげたんなら指すことないんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 総務委員長、言うことありますか。（「了解できなければ議会なんか開けないじゃないか」「議長、説明させろよ」と呼ぶ者あり） 総務委員長、説明ありますか。

○総務委員長（鈴木美奈子君） 議長の方から開会中もちゃんとやるように言つてありますので……。（「立つて答弁しろよ。立つて……」「必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御報告するあれがないというお返事ですが……。（「議事進行」と呼ぶ者あり） 吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） 私は説明で了解して出でましたんですけど、一つの会派の人が二人手をおあげになつてゐるわけですね。一人の方はまだ発言なさつてないので、どういうことであるかわかりませんけれども、やはりそんな、あまり深くなくてもアウトライングらしいの御説明は議長さんできると思うんですね。こうやつてみんな何かがたがたしてることの

員へのお答えとすることにいたしましたので、これを発表させていただきたく存じます。

さて、本日の総務委員会は、午前十時より全員出席の中で開催されました。初めに副委員長の辞認が許可され、次に委員長の不信任動議が先か、さらには総務委員全員辞職という意見などがそれぞれ出されたまま若干の休憩を交えて熱心に論議をいたしました。それらの論議の中では時間の延びをどうするかの意見なども出され、大方の合意の中で延引やむなしとの一応の結論に至りました。このことは、大方の合意とはいえ、議会運営委員会、代表者会議などの確認事項を犯すことであり、はたまた、公明党、無所属等の議員各位には、特に多大の御迷惑をかけすることになります。

これら一連の事柄、すなわち開議時間の延引は、議会運営の総責任を負うべき議長として、重大な責任を感じるものであり、遺憾でありました。以上の御報告をもつて、この件は寛大な議員諸氏の御了解を心から願うものであります。

次に会期延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。よつて会期延長の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

方がかえつて見苦しいと思うんですけれども。説明してください。

○議長（名古屋史郎君） 五後三時三十一分 休憩 午後五時五十三分 再開

○議長（名古屋史郎君） 暫時休憩いたします。

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。お詫びいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。よつて会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後五時五十四分 休憩 午後十時五十二分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きました。たいへんお待たせをいたしました。先ほど、谷栄吉君より議事進行の発言があり、総務委員会の本日の経過などを総務委員長より発表ねがいたいとのことでありましたが、休憩中に議運の開催をお願いし、その件についての御相談をいたしましたが、結論を得るに至りませんでしたので、議長としてさらに意見調整をいたし、本会議において議長よりの説明をもつて谷議

議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬隆君） 先刻、休憩中に明日以降の日程について議会運営委員会で審議いたしましたので、御報告いたします。

明二十一日は市政経過報告、諸般の報告、二十二日審査報告、議案上程、二十三日、祭日のため休会、二十四日、常任委員会二十五日、特別委員会、二十六日、休会、二十七日、まとめのための休会、二十八日、審査報告、意見書、決議上程、二十九、三十、十月一日の三日間一般質問、この一般質問については、開議時間午後一時を十時に繰り上げて行ないます。なお、意見書、決議の締め切りは、二十二日午後六時といいたします。以上について議会運営委員会で意見の一致を見ましたので、会期を一日延長することになりました。以上御報告いたします。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、委員長決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、委員長

報告のとおり日程を決定いたします。

お詫びいたします。本日の会議は議事の都合により延会いたしましたと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よ

つて本日はこれにて延会することに決しました。

明日の本会議は午後一時より開議いたします。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後十時五十六分　延会

九月二十一日

火曜日

（第四日）

昭和五十一年
第三回定期例会
九月二十一日 出席議員（二十九名）
火曜日（第四日）
日野市議会會議錄

十五番
十四番
十三番
十二番
十一番
十九番
八番
七番
六番
五番
四番
三番
二番
一番
市 市 石 竹 劍 谷 林 黑 板 橋 鈴 正 奥 滝 滝
米 竹 石 劍 谷 林 黑 板 橋 鈴 正 奥 滝 滝
川 川 内 坂 持 川 垣 木 国 住 濑 濑
沢 垣 内 坂 持 垣 木 国 住 濑 濑
繁 芳 照 武 勝 佐 栄 重 重 正 祐 美 大 芳 敏 政
太 奈
板 郎 男 俊 雄 吉 吉 義 憲 男 子 子 治 雄 朗 吉
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

第三十一号

三十九番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十八番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十七番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十五番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十四番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十三番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十二番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十一番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
二十九番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
十八番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
十七番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番
十六番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

名 島 鮎 三 日 一 本 大 大 佐 高 杉 清 秦
古 ノ タ
尾 村 山 浦 野 濑 間 下 柄 木 橋 山 水

史 孝 重 源 昭 通 實 芳 正
三

郎 志 茂 春 作 隆 久 博 保 雄 夫 郎 雄 一

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

会議に出席した議会事務局職員の職氏名	市長	助役	市役長
企画財政部長	入	収入	市長
総務部長	役	役	企画財政部長
市民部長	長	長	総務部長
生活環境部長	森	前森	市民部長
加藤松久	杉	加	生活環境部長
藤本川田	本	保	加藤松久
君君君君	君君君君	君君君君	君君君君

二一

議事日程
市政経過報告

午後一時開議	昭和五十一年九月二十一日(火)	書記	書記	書記	書記	書記	教育長	病院事務長	福祉部長	水道部長	建設部長
		小安川樺	松原上村	恵清輝正美	子美子男	倉遠中赤成田	又藤島松井倉	秀政武行正高	作之男雄夫光		
		君君君君	君君君君	君君君君	君君君君	君君君君	君君君君	君君君君	君君君君		

本日の会議に付した事件

追加日程第一

午後一時十七分 開議

○議長（名古屋史郎君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

これより日程第一、市政経過報告を行ないます。市長から市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） それでは市政経過の概要を報告いたします。なお、市長、助役、収入役は、それぞれ登壇して御報告をし、以下につきましては、各部につきましては、文書報告をもつて提出しております資料によつて御点検をお願いいたします。

一 東京都市廃棄物処分地管理組合についてであります。本件につきましては、すでに議決をいたしておりますが、若干、報告を補足して申し上げます。

九月七日開催の全協で概略説明を申し上げましたが、八月九日締結した管理組合設立に関する協定書に基づき、都の行政部及び清掃指導部の指導を受け、関係九市の準備委員会で検討を重ねてまいりました結果、このたび基本となる規約等がまとまり、十月十五日を日途に設立しようとの協議が整いました。本件に関しては、議案第七九号として先日議決をしていただきました。

次に廃棄物処分地の問題として隣連のある羽村、瑞穂両町によ

り提示された三十七億円の代償要求の件について、最近その額等の決定を見ましたので、あわせて報告いたします。

この件については、二十一市廃棄物終末処理対策協議会で、検討を進めておりましたが、先般、両町地域内周辺環境整備事業負担金として三億円を支払う、廃棄物の終末処分をなした行為について、今後、名目のいかんにかわらず、金銭上の請求を一切しないこと等を決め、両町に提示しておきましたが、このたび両町の承諾が得られました。

なお、この支払いは五十一年度、五十二年度の二年均等分割の方法で納入することになります。関係各市、均等割三〇%、投入量割七〇%の負担割合により、当市は一千四百六十一万七千七百十四円の負担となります。

以上御報告を申し上げ、各位の御理解をお願いする次第であります。

次は第一、新坂下がけ崩れに起因する裁判についてであります。日野新坂下がけ崩れ事故にかかる訴訟事件の提起については、昭和五十一年四月十七日、第一回市議会臨時会において議決をいたしましたところであります。その後の訴訟経過について御報告いたします。

昭和五十一年五月十日、東京地方裁判所に訴状を提出し、代理人綱野弁護士の報告によれば、六月三十日、第一回口答弁論が行なわれ、被告十名中、死亡した小川惣吉を除き、残り九名

が何らかの形で訴訟に参加させることに成功しました。本訴を提起した主要な目的は、関係人等一同を訴訟の場に引っぱり出ことありましたが、第一の目的は達せられたわけあります。

裁判長（本件は裁判官三名の合議体）より和解の勧告がなされました。被告等に答弁書提出の機会を与えることとし、閉廷されました。第二回口頭弁論は九月八日に行われ、前回同様、小川惣吉（死亡）を除く全当事者が出廷しました。

裁判長からの和解勧告に基づいて話し合いを始めましたが、中間の土地所有者が責任逃れをしていることと、当事者が多勢のために話し合いは思うように進まない状況であります。次の公判は十一月二日に行われますが、特に日野市代理人に対し、裁判長から、次回の公判までに二人で話し合いたいとの申し入れがありました。また、公判の場以外での当事者間の話し合いも予定されています。

以上の報告でありますが、市といたしましては、被害を受けた側の事情も配慮し、早急に筋の立つ和解をもつて決着させたいと考え、そのよう代理人に要請しているところであります。

私の報告は、以上二件についてであります。

○議長（名古屋史郎君） 次に助役から報告を求めます。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君） 私からは、日野市行政調査研究会

見ますと、生活を結ぶいわゆる生活道路の整備が非常に立ちあがりまして、また日野、豊田、高幡という三つのセンターを結ぶ道路が非常に貧弱でございます。これに限らず、いろいろな点で道路交通の問題が日野市を一つの街と認識するにはほど遠い状況であるということです。

第三は、ごみの問題でございます。現在、先ほど市長が御報

告申し上げましたように、ごみの終末処分地の問題で、非常に大きな問題をかかえておりますが、これは単に終末処分地の問題に限らず、結局は終末処分地の問題がはつきり示しますように、現在はごみを捨てるに非常に巨額な経費がかかるという状況でございます。それを解決するためには処分地を見つけてそのための経費を支出するということばかりではなく、ごみを少なくするということを、さらに市民の力で、それの分別、再利用を考え、最終的なごみをコンパクトにまとめて捨てるといふ、いわゆるごみの再利用、全体を含めた体系化が今後の大きな問題であるというふうに指摘されております。

それから四番目に人口増によつて必要になるさまざまな社会施設でございます。これは公園あるいは公共施設、体育施設、集会施設、その他いろいろな福祉施設がございますが、これらを当然整備していくかなければならぬわけでございます。

第五に農業の問題でございます。日野市の農業はさまざまに議論をこの議会でもよんでもりますけれども、現在、農業が存

第一次報告、日野市下水道調査会答申、日野市補助金検討委員会、この三つにつきまして御報告申し上げます。

まず、行政調査研究会でございますが、昨年十一月発足以来、このほど中間報告として、日野市の現状を洗い直して問題点を抽出しました報告書を市長に提出しました。

この報告書は内容をかいつまんで申し上げますと、まず、第一に人口増に伴う財政の逼迫であります。このことは、日野市に限らず他市でも同様でございますが、日野市の場合は、人口増に伴う学校施設の整備その他に非常に大きな財政需要がございます。この財政需要の増加が市の財政の圧迫となり、それが生活基盤の整備の立ちおくれとなつてあらわれ、その生活基盤の整備の立ちおくれが、また財政需要の増加による、こういう一種の悪循環をつくっております。この悪循環を今、立ち切らなければ、これがますます拡大してまいりまして、手のつけられない状況になるということが、今度の報告書の一一番大事な基本でございます。

この都市基盤の整備の内容につきまして、報告書は、大まかに分けまして次の六つのことを取り上げております。
その第一は、下水道でございます。この下水道につきましては、後ほど下水道調査会の報告で申し上げたいと思います。
第二は、道路交通の問題でございます。これは市内の道路を統できるのかどうか、さらにそのことは日野市の自然環境の保存、さらに消費者の経済、これらとからみました非常に重要な日野市の将来を決定的に決めるような大きな問題でございますが、報告書にはこれをどうしろという形ではまだ報告されておりません。農業の問題が工業、商業に増して非常に重要な問題であるという指摘でございます。

第六番目に自然環境の保護の問題でございます。これは日野市が好むと好まさるにかかわらず良好な住宅地としまして発展してまいりますにつれ、この住宅をいい環境で包むということが非常に大きな大事な問題になつてまいります。そこで緑地あるいは河川、先ほど申しました農地、これらを総合的な立場から保護し、さらにりつばな環境を町の背景としてつくづいくということが今後の大きな問題であるということでございまます。これらさまざまな問題点につきまして、もちろんこれをどういう処方せんはございません。しかしいずれにせよこれらのことを行なうべきかということは、この行政調査会の次の報告に盛られるわけでございまして、この第一次報告にはこうしろという処方せんはございません。しかいざれにせよこれらのことを行なうべきかということは、この行政調査会の次の報告書では詳しくは述べておりませんが、今後の方向としましてこれらの財政を確立するために検討しなければなりません。財政の問題が最も大きな課題でございます。これにつきまして特に報告書では詳しくは述べておりませんが、今後の方向としましてこれら財政を確立するために検討しなければならないこととしにして、新しい財源の問題、今までの仕事の見直しの

問題、それから負担の合理的な公平をはかるという問題、これら

の問題を検討しなければならないと考えております。

最後に、これらの財政の問題を考え、新しい日野市をつくつていくためには、どうしても市民参加といいますか、単にわれわれ行政サイドのものだけが考え、それだけで実行するといふことではなくて、計画の最初から、特に財政問題につきましても、財源の問題にしましても、負担の問題にしましても、市民に最初から参加していただき、合理的な考え方を積み上げた中で、これらのこと解決しなければならないことが、この行政調査会の報告の最終的な結論でございます。なおこの報告書は現在印刷中でございます。今議会中に議員の皆さんには配布できるよう鋭意準備しております。詳細につきましてはこの報告書をごらんいただきまして御理解いただきたいと思っております。

第二に下水道調査会の答申でございます。下水道調査会は本年一月に初めての会合を開きました以来、十数回の会合を開きましたして、さまざまな角度から下水道についての調査検討をいたしました結果、九月七日、市長に対して答申がなされました。

この答申は専門的な内容を相当含んでおりますので、市民の皆さん方にはわかりにくい点もあるかと思ひ、要約版をつくる準備をしております。さらに広報に臨時特集号を組みまして、市民の皆さん方にこの内容について周知していただきたいと考えております。

な形で他市と連携し、流域下水道の形態をとるかということでございますが、八王子市と日野市が流域下水道の区域といふうに一応考えられております。八王子市の一部でございます。それからこれは細かく申し上げますと、日野市の一とおり多摩市の処理場に流れる流域下水道に計画として含まれております。さらに八王子市につきましても、この調査報告では八王子市的一部を日野市の処理場に取り入れ、日野市的一部を八王子市の処理場に取り入れてもらう、つまり相互乗り入れにするのが、処理場の面積、あるいは住民感情からいって最も適当であろうという答申でございます。

次に財政問題でございますが、これにつきましては詳細な予測を一応立てておりますが、大きっぽい申し上げまして、全体としまして巨額な経費かかる時でございますので、先ほど申し上げましたように今後二十年という長期にわたる計画を立て、その中で確実に事業を進めていくべきであるということでございます。また最も市民に関係のあります受益者負担の問題でございますが、答申では受益者負担というのを付加する方向で行なうべきであるというふうな答申でございます、以上が答申の内容でございます。

市におきましては現在この答申の内容を詳細に検討して今後の計画をどのように推進するかということで作業を行なっております。なおごの基本計画立案のための予算を今議会に提出し

ております。この答申の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。この答申は日野市の下水道事業の計画そのものではありません。あくまでこれは調査会の答申でございますので、この答申をあとにしまして、議員の皆さん方はじめ、市民の方々にたたき台として提示し、御意見を伺い、その御意見をもとにし計画案をつくりついていただき、こういうことでつくつたものでございます。そういう前提で内容につきまして多少御説明申し上げますと、まず下水道の計画の基本であります、人口計画、水量計画についての予測をしております。大体この予測としまして人口二十一万人と考えております。

それから次に下水道の基本でございます、合流式であるか、あるいは分流式であるかということでございますが、これにつきましては流域下水道で建設するのが望ましいという結論でございます。また目標年次は昭和七十年を目標として答申されております。

次に終末処理場の問題でございます。この一が一番大きな問題になるわけでございますが、答申によりますと、一は多摩川と浅川の合流地点が最も合理的な位置であるというふうに書かれております。それから流域下水道で建設する場合にどのように第三者による検討委員会をつくりたいということを言明しておりますが、このほどこの委員会を発足させることになります。委員の方五名を内諾し、それぞれ承諾を得ております。ただこの調査会の答申につきましては現在これも印刷中でございまして今議会中に議員の皆さんに配布し、さらに詳細御説明申し上げたいということで議長にお願いしております。

最後に補助金検討委員会についてでございますが、これはかねてから市長が現在市で出しております、さまざまな補助金につきまして、この意義、あるいは実際の使われ方、その他につきましていろいろ問題もあるかに見受けられますので、公平な第三者による検討委員会をつくりたいということを言明しておりますが、このほどこの委員会を発足させることになります。委員の方五名を内諾し、それぞれ承諾を得ております。ただ九月中にぜひ発足したいと思いまして準備してまいりましたが、先生方の御都合がどうしてもつかず九月中には第一回の会合を持つことはむづかしくなりまして、十月初旬に第一回の会合を持ちまして、多少遅れましたが鋭意研究していただき、なるべく早く結論を得まして、早い機会の予算にその結論を何らかの形で反映させたいと考えております。以上三点にわたりまして御報告申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） 次に収入役からの報告を求めたいと思いますが、お見えにならないようですし、従来の例でも別冊報告書をもつて報告にかえますということとなつておりますので、そのようにしたいと思います。収入役以下については

報告書のとおりですので報告を省略いたします。これより市政

経過報告の全般についての質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） まず第一点にいま助役が報告された、日野の行政調査会の答申の問題なんですが、第一回が出て、あと第二次なり三次が出てくるんじゃないかというふうに考えられるんですが、この調査会の報告に基づいて市がおそらく抜本的いろいろな対策を市政に反映すべく、施策を理事者がやられるんじやないかと考えられるんですが、その点に過去にも何か十年ぐらい前ですか、マスター・プランというようなものができた、非常に結構なプランだというふうに考えても、現実にはなかなか社会情勢の変化とか、そういうことに考えて、なかなか計画どおりに実施されないと、いわゆる早くいえば理事者がかわれば挫折すると、こういうふうな現状を踏まえた場合に、私第一点にきょうこういうところで聞くのはどうかと思うので、しかも意義ある本会議場だから聞くんですが、少なくともこういう答申を、行政調査会のような市の抜本的というか、今後の大方針を決めるということを考えた場合に、来年市長の改選期にあられるんですが、市長はそういう来年度の改選期に向かつての政治姿勢を、出るとか出ないとかそういうことの考え方があつたら承わりたいと思うんです。第一点です、こういうことを踏まえて。

それからその次は補助金の検討委員会の問題なんですが、こ

の補助金の検討委員会というのは一般の学識経験者というものにゆだねるというような考え方なんですが、市から出ている補助金全般に対する見直しか、一例を挙げればいわゆる各種団体のようで不急不要と思われるようなものに対してチェックしていくような補助金の検討委員会にするのか、一例を挙げれば理美容券とか、児童教育の格差是正とか、こういうものに対してでも、いわゆる社会情勢の変化、財政の需要の変化に伴つて抜本的な検討を加えているのか、そういう問題。その点が第二点目。

いま一つ、行政調査会の問題で、この行政調査会のメンバーの中に市長も助役も入つていているということなんですが、ほかの先生方がりっぱな学者の方が八人で、おそらくこの問題は市長は答申を受ける立場なんですが、その審議の過程にいわゆる資料の提供というか、行政的なサイドから市長がいろいろなことを語りながらやるのか、どういう形で市長と助役がメンバーに加わっているのか、その点を明らかにしてもらいたいと思います。

それからいま一点は収入役の問題なんですが、収入役の文書の報告なんですが、いわゆる収入状況の中で、寄付金がいわゆる予算では一千万円になつておるんですが、一般会計の収入支出の執行状況という報告書の中では今回の収入額が三千百七十万円と、その内訳は三沢の分譲マンションというのが一千三百

七十三万何がしと、それから南平の分譲地の三件、一千七百九十六万と、こういうことで、すでに調定額目いつぱい収入になつて

○議長（名古屋史郎君） 最初の質問は市長に対しています。

つてはいるということであつて、何か今度の補正では寄付行為は五十万だけがのつてはいるようなんですが、今後こういう寄付金のいわゆる行政協力金というか、行政分担金というようなことでとらえているので、かねがね私、前に通告質問等でも申し上げたと思うんですが、こういう行政分担金は広くいえば市全体の財政に使われるのが適当だと私も考えますが、現実にはそのマンションなり開発行為ができる付近の住民にいろいろな点で、ある面では迷惑の問題も出てくるし、何て言うか、いわゆる公共施設等にも不利な点が出てくるので、ここで聞くのは妥当かどうかはわからないんですけど、こういう当初予定したとおりの一千万予算措置にしておつて、すでに収入は三倍の額が入つてはいると、こういうことを踏まえた場合に、今後の補正予算等で出されてくると思うんですが、その使い道、その考え方をここで聞くのは妥当でないと思われるんですけど、お答えできれば今後の用途をどういうふうに考えていかれるか、その点をお答え願いたいと思うんです。それからこれに踏まえて開発行為に対する行政協力金というのは昨年度は完全に役所に届け出した開発行為の指導の中で、全部完納できているかできていなか、この点もあわせて報告していただきたいと思います。以上の点をお答え願いたいと思います。

す。

御質問の中に市長がかわれば計画が変わると、したがつて計画を立てても挫折をするというふうに言われておりますけれども、基幹的な計画が市長が変わつたというだけで変わることは私ではない。したがつて下水道でありますとか、あるいはその他の大規模な計画は、これは長期に継承いたしまして私たちが過去の市長の考えを継続しておるごとく、将来もまた継承していただけるものである、こういうふうに考えたいと思つております。

また計画というものはそういうものでなければならぬ、朝令暮改であつてはかえつて市民が迷惑をされるだらうと思つております。それからいろいろこうして調査報告等もいただきまして、今後の日野市政に展望するものがだんだん具体化しつつも、表に表面化しつつありますので、私いたしましてはやりかけた仕事は継承したい、やつていきたいこういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 市長、助役が入つておるといふことについての……。助役。

○助役（前川恒雄君） それでは続きまして、まず最初に補助金検討委員会の検討内容はどの範囲かということをごさいますが、一応すべての補助金についてまず補助にのぼると考えております。

これは他市の例もございますが、一応すべての補助に戴せましてそれを幾つかのグループに分けまして、そのグループごとにこの補助金はこうだというふうな形で検討して、最後に全体の考え方について答申がなされるというのが今までの他市の状況でございます。日野市の委員会においても大体このように進むんじやないか、というふうに私ども考えております。

それから行政調査会のメンバーに市長、助役が入つておるといふことでございますが、これは石坂議員もちょっとおつしやいましたが、資料を提供するということになり立場から入つておる感じが

額につきましては十二月あるいは三月の時点で予算計上をしてまいりたいと考えております。これが運用問題でございますが御承知のように昭和四十六年四月制定をいたしました日野市土地開発基金条例がござります。この寄付金は要綱に従いましてこの基金に繰り入れるということになつております。この基金はどういうものにということになりますと第一条に掲げてございますように「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地を……。」といふことが明記いたしてござります。基金条例に基づきまして基金から、いま申し上げましたような運用方法を考えおるわけでございます。現時点では道路等の土地取得に使用をいたしております。こういうことで御了解をいただきたいと思います。

それからいま一つの最後の御質問で、この行政能力費につきまして完納してあるかどうかという御質問でござります。いまはつきりした数字はここに持ち合わせてございませんが、件数によりましてたしかに一件まだ完了いたしてないものがござります。これは開発行為の段階では非常に良好な会社ではあつたと思うんですが、その後の経済情勢の変化によりまして非常に窮屈になつたということでの滞りであります。しかしながら担当いたしました額の完納は完遂させたい、こういうふうに考えております。目下二件たしかある予定でござります。この二点

強うございます。実際問題としまして市長はなかなかこの研究会は非常に何回も開かれておりますが、出席するということは、非常にむずかしゅうございますので、私が主に出席しております。大体資料提供する、あるいはこのメンバーの方々はその道の権威者でございますが、日野市に住んでいらっしゃる委員の方はお二人でございまして、そいつた面でも多少日野市の現状を細かな点では誤解があつたりそういうこともあります。そういう点を私からこれはこうだとか、あるいはこうなつていいということをいろいろ御説明したりサゼッショングしたりやつていこう、こういう意味のメンバーとして働いておる今までございます。

それから分担金の問題につきましては企画財政部長から答えていただきます。

○議長（名古屋史郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） それでは収入役の報告に関連いたしましての寄付金問題の御質問でございますのでお答えを申し上げたいと思います。

たしかに御指摘のよう当初予算におきましては一千円、今回の収入役報告では三千百七十万円強の収入済額である、という御報告を申し上げております。たしかにこれから御審議をいただきます寄付金の欄にはこの数値は載つておりません。御指摘のよう五十万円の計上のみをいたしております。この金

につきましてはその後も担当者と協議いたしまして、要綱そのものを変更いたしまして、大変きついあれでござりますけれども全納の処置を考えようじやないか、そういうことでいま検討中でございます。今後はそういうことのないようによつてということで進んでおりますが、御質問の点は現在二件あると思います。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） 第一点の行政調査会の答申に基づいて市長に伺つた、いわゆるこういう立派な答申を受けるといふ長期の展望が立つんじやないか、そういうことでいければ理事者というのも、何というのか特段の心構えがなければならぬんじゃないかといふ。私の質問に対し市長がやりかけた仕事ということは、来年以降されるというように、自分なりに解釈したいと思います。その点は結構です。

それから私、行政調査会というかこういう形の立派な学者の人の答申なりもちろん非常に多様化する社会情勢なり、行政の多様化する時代では必要だと思いますが、現に政治というのは、きょう、あすのものをどうするかという点を考えた場合、おそらく役所にも部課長さんにとって他の立派な職員の人もかなりの学歴においてもその道の権威の人が多いといふ。これを考へた場合、長期の展望も大事なんですが、当面一年なり四年間なりどうするんだというこういう問題の部内で府内で検討

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 昔の三十二、三年のころが多いようございますが。市に申請があれば調査をいたしまして、三沢でもそういうものについては土地を寄付してもらうなり、あるいは買収するなりしまして完全なものにしていきたい、こういうことで現在進んでおります。そういうことがございまして、用地課のほうに申し出で下さい。

○議長（名古屋史郎君） 林重義君。
○議長（林重義君） 確認の意味なんですか。やはり改良工事といたことで、高橋議員さんもおられるから、組合長ですから書類は行つてるんじゃないかと思いますけれども、そういう団体のことでも市が扱つてくれるという確認でよろしいんですね。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。
○総務部長（松村清栄君） できるものなら私のほうでも改良工事につきましてこれは非常に問題があろうかと思いまますが、できる範囲内でやりたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君） 林重義君。
○議長（林重義君） それでは二十一ページですが、件数の点についてはいま部長からお話をありましたように都市計画法では件数を扱つて報告されているようですが、国土利用計画法に基づくものについてもやはり市は単価の面いろいろと市に提出があり、やはりその法的なもので縛ばられたものによって行われておるよう思います。市に提出がされて市の協定段階においてもやはり協定が不成立するとかそういうことのあつた土地自体もあるんじやないかと思います。そういうことからいってやはり不成立な土地であつても市の財源的なものも加味していろいろ問題点もあると思いますが、

討した中で確保していきたい、こう思つております。

○議長（名古屋史郎君） 林重義君。

○九番（林重義君） その点については、市長も重要なうが将来に生きるということについては、検討していろいろ公共施設の面で行いたいということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（名古屋史郎君） 次に高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君） 助役に質問したいと思います。先ほど日野市の行政調査研究会のことがあつたんですが、それによると都市基盤の整備というようなことで、一が下水道、二が交通、三がごみの問題、四が社会施設、五が農業、六が自然環境の保護、あるいは財政の問題があつたんですけども、やっぱり街づくりの上においては、区画整理ということが重要じゃないかと思うんだけれども、そういうことはどうなつているか。

それから二の下水道調査会の答申について、助役から日野市的一部が多摩に行くということはわかつてゐんですけども、八王子のが日野に来る、なお、日野の一部が八王子の方に行く、というような報告があつたと思うんだけれども、その点について。

それから企画財政部長に、日野市土地開発公社の協調融資ですね、それから日野市の繰故債の引受け團といふことについて…。

現況では駅の近くとか、将来ここは必要に迫られるというかもつとも市の公共の土地に供するには有利であるというふうな場所も何個所も出るんじやないか、たとえて言うならば会社の持つてた土地とかいろいろな問題点で、広範囲のそれも現在ではたしかに市にも公園とか施設もございますけれども、そういうようなことからいって委員会としてもたしかにありますけれども、学校の庭の開放の問題についてもいろいろ問題点あるようですしそういうことも解決していくには小さな公共施設というかそういうものも必要というか、最大限に必要な時代じゃないかと思います。そういうことからいって件数の受理に対しても市が綿密な調査というか、現在はたしかに予算的な問題もあると思いますけれども、将来はここは生きるんだというような場所については積極的にそういうような所を確保するという考え方があるんじやないかと思いまして私が質問しているんですがその点市長はいかがでしょうか。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 将来公共用地として必要な場所でありますとか、あるいはその各地域といいまして、部落といいましょうか、そういう面で公共広場になる、またそういう由緒のあるというような所はなるべく取得をしていきたい、こういうふうに思います。財政の事情もありますからそういうふうに思いますが、何でもかんでもというわけにはいきませんが、将来は十分に検

これで読むとちょっと抽象的になつて、余りよくわからないんだけれども、なお金融機関のように思われるけれども、そういう点を詳細に説明願います。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ただいまの第一点の御質問でございますが、区画整理につきましては、報告書でも相当大きなスペースを割きまして書いてございます。これは先ほど御報告申し上げたのは、別に区画整理を全然無視している、そういう意味じやございませんで、このことは、先ほど言いました道路交通問題、それから下水道、下水道につきましては、処理場の問題に限らず管渠をどこへ埋設するのかという問題も当然区画整理にかかわつてまいります。そういうことで区画整理が一つの重要な検討事項になつていています。そして先日行されました、この報告書を出した後の研究会でございますが、約半日使いまして区画整理に限つて討議をしたような状況でございまして、区画整理につきましては、区画整理という手法が、日野市の街づくりにどういう意味があるか、今後区画整理をやる場合にはどういう地域をどういうふうにやっていくべきか、あるいは区画整理の財政問題、これは非常に複雑な問題がございますので、整理していくことということで行なつております。高橋議員のおつしやるとおり、この点は行政調査会でも非常に重視して検討しているわけでございます。

それから二点目の八王子へ流入可能な計画ということをございます。

「ですが、これは実は……（「谷地川あたりを相定しているわけですか」と呼ぶ者あり）実は八王子と秋川の流域下水道の処理場を小宮につくるという計画がござります。この計画の中に日野市的一部を取り入れてもらいたいという考えが私どもござりますし、調査会の結論の中に入っているわけであります。

これはもちろん現在のところ答申でございますから、これから八王子とも協議し、東京都とも協議しなければなりません。私どもといいますか、調査会のほうで考えておりますのは、大体、多摩平、日野台一円でございます。面積にしまして三百四十ヘクタール、人口にしまして、これは将来人口でございますが、約二万三千という想定でございます。これを小宮の処理場へ持つていて、そうしますと日野市の想定しておられます処理場面積がその分だけ軽くなります。また処理場周辺の住民感情からいつても、一方的に八王子の汚水を日野で引き受けるというのじやなくて、相互乗り入れといいますか、引き受けつつ、片一方でまた引き受けてもらうというふうな方が日野市民としても納得しやすいのではないか、そういう面でなるべくそういうふうに持つていきたいということであります。

○議長（名古屋史郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） お答え申し上げます。私どもの方の報告の中で、開発公社と日野市の緑地保全引受け団組成

おるわけでございます。その準備をいたしたという御報告でございます。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）次に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） この答申は、りっぱなメンバーでもあるし、都市問題の専門家でありますので申し分ありませんが、これはいわゆる概論的な分類はしてありますけれども、概論的な問題だと思ひますが、したがいましてこれを今、答申をここへ出したからといつて直ちに計画ができるとは私は考えておりませんけれども、從来市長も問題にし議会でも問題になつておりました人口抑制の問題やら緑地保全の問題やら、ごみの問題については今まで市長も考えておつたし、議会でも問題にされておりましたし、これについてはすでに何かお考えであろうと思うので、この問題に限つてお伺いするのでありますが、人口抑制ということが書いてあります。これは歴代の理事者が考えてきたことありますけれども、現在の法制下においてはなかなかむずかしいことだらうと思います。

それと農業の問題であります。農地の問題であります。この問題はまた、さらに昔、日本全国の農業が産業的に經營しているものは何%かに過ぎない。ことに大都市周辺における農家の農地は、宅地化することによつて非常に値段が高くなる。こうすると、それを売つて利子で生活をするほうが、はるかに

の問題についての御質問かと思います。

御承知のように起債につきましては、東京都知事が許可をいたします。この許可の中で、政府債とそれから公募債というわくがございます。もちろん政府債の中であれば、いわゆる政府資金でございますから心配ございません。しかしながら公募債になりますと、いわゆる縁故債でございまして、この引受団を選定いたさなければなりません。従来は、当市におきましては指定金融機関の三井が一手に引き受け、いただきましたけれども、御承知のように一年で三校の小、中学校の用地買収をしなければならない、その上に校舎も建てなければならないということで需要が増してまいります。そうしますと一行では非常に引き受けがむずかしくなつてしまります。そこで市内にございまます金融機関にひとつ分担して受け持つてもらいたいというのが引受団の関係でございます。実はこの御報告の中では、こうなりましたとまだ御報告ができません。一応、組成の準備をいたしまして協力を呼びかけ、まだ結成の段階に至つておりますが、本年度中にはこの組成をいたしたいという考え方でございました。対象金融機関といいますと十行でございます。十店舗でございます。市内の農協、銀行を含めましての十店舗に協力を呼びかけて、この公募債の引き受けをお願いしたい、ということなのでございます。額につきましてはまだ決定いたしましたが、今年度中にはこの組成をいたしたいという考え方でござります。対象金融機関といいますと十行でございます。十店舗でございます。市内の農協、銀行を含めましての十店舗に協力を呼びかけて、この公募債の引き受けをお願いしたい、ということなのでございます。額につきましてはまだ決定いたしましたが、本年度中にはこの組成をいたしたいという考え方でござります。対象金融機関といいますと十行でございます。十店舗でございます。市内の農協、銀行を含めましての十店舗に協力を呼びかけて、この公募債の引き受けをお願いしたい、ということなのでございます。額につきましてはまだ決定いたしましたが、本年度中にはこの組成をいたしたいという考え方でござります。対象金融機関といいますと十行でございます。十店舗でございます。市内の農協、銀行を含めましての十店舗に協力を呼びかけて、この公募債の引き受けをお願いしたい、ということなのでございます。額につきましてはまだ決定いたしましたが、本年度中にはこの組成をいたしたいという考え方でござります。対象金融機関といいますと十行でございます。十店舗でございます。市内の農協、銀行を含めましての十店舗に協力を呼びかけて、この公募債の引き受けをお願いしたい、

ことなのでございます。額につきましてはまだ決定いたしましたが、本年度中にはこの組成をいたしたいという考え方でござります。対象金融機関といいますと十行でございます。十店舗でございます。市内の農協、銀行を含めましての十店舗に協力を呼びかけて、この公募債の引き受けをお願いしたい、

生活が豊かになる。そういう中で農地の問題、あるいは農業の問題と人口抑制の問題等をどういうふうに考えていらっしゃるか、あるいはそれをどういうふうに考え方よとしていらっしゃるのか、具体的な問題はまだ結論が出ないならばそれでけつこうであります。が、農地の問題と人口抑制の問題について、どういう方向でいこうとしているか、ということぐらいのことはお答えいただけると思いますのでお伺いしたいと思います。

それから前から問題になつておりました緑地保全の問題であります。が、この問題はやつぱり現在の緑地を金を出して買わなければ、あるいは金を出してそれを助成の方法を、方途を講ずるとか、今、国でやつてあるところのたとえば重要文化財、指定はするけれどもその維持管理については金を出さないといいろいろの欠陥があるようあります。これらについては常に考えてこられたことであろうと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

それからごみの問題であります。ごみの問題はある時期には私はごみの問題は重要な問題だと思って、ごみ議員とあだ名をつけられた時代もありましたが、しばらく鳴りを静めておりましたのは、非常にこの市役所でごみの収集については熱心であるし、それから回数も多くなつたし、市長はごみの問題をよくいつてるとこの本会議でも言つておりましたが、あえてそれ以上は見守つておりましたが、羽村、瑞穂の問題が起きること

は私も知つておりましたし、本会議においても市長にそのこと

について質問もしたのであります、ここで私がお伺いしたいのは、ごみ処理の問題については、ただ捨てるところを考えるというだけでなく、自己処理もある程度必要ではないかということをこの本会議でも質問をしたことがありますが、それについても、なかなかむずかしいからとこう言つておりますが、

今回この答申を受けて、市長はその自己処理について、いわゆる研究しようとしているかどうかということではありますが、そ

の方針、態度についてお伺いをしたいと思います。それからもう一つ、産業廃棄物の問題が問題になるということとは、羽村、瑞穂へ行つてみてわかりましたが、そのことも本会議で私は申し上げたつもりであります、この産業廃棄物についても中小零細企業、名指しをしては恐縮でありますが、たとえばちょっとしたラーメンでも売つているようなお店ですと、廃棄物が少ないわけであります。そういうものについては、今、有料か無料か知りませんが、収集しているようではありますけれども、いわゆる大工場の処理、大工場の産業廃棄物についてはお任せのような様子であります、これらについても市が何らかの有料、無料、あるいは指導、どういう方法かは今後の問題にしまして、も、何か市が指導性を持たなければならぬと思いますが、この問題については、どういうふうに取り組もうとされているのか。以上三点になりますが、お伺いしたいと思います。

思つておりますから、何かこれに対する指導をやらなければならないこう考えております。そういつた指導手段によつて、人口抑制の実を上げていく、そしてまた過密の街に陥らないようにしていく、こうすることをすべての政策の中心に進めていくことが有効であろう、こう考えております。それからまだ先ほどの質問の中に緑地保全の問題が残つておりますが、緑地は今、指定しておりますものを、なるべく公有地にすることが望ましいわけですが、段丘地等はこれから急速に開発されることもないと思つておりますけれども、なるべくこれを公有地化する。それから日野緑地等は東京都にぜひ確保していただき、ということを強力に進めなければならないと思っております。この取得につきましても終末処分地におきましても、あるいは市内の焼却処分につきましても、やはり隘路が生まれてまいります。したがつて地区内処理ということは望ましいことはありますけれども、日野市の場合には、地区内処理をするだけの場所もありませんから、市民の方にいろいろな形で訴えをいたしまして、

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君） 大きな問題の御質問なんですが、人口抑制をどのように取り計らつていくのかという御質問につきましては、御指摘の中の、政府が一時企図いたしました農地の宅地並課税を行なつてそして早く宅地化させようという政策があつたんですが、御承知のとおり本市ではそれに対抗いたしまして、生産奨励金を出して、なるべく農業の存続を図つた、

こういう経過がございます。そしてこのたびは、三年間ではあります、宅地並み課税に対しまして、議会は100%減免をせよというふうな結論になりました。私は、この政策はたいへん役立つであろう、こういうふうに見ております。なるべく農業は存続させまして、そして急速な宅地化に陥らないようにしてなるべく自然環境がよく守られた中に日野の市民生活がある、こういうふうに計らつていきたないと考えております。それが相当人口抑制に役立つはずでありますし、それからもう多摩の丘陵地域はなるべくといいう方向で指導したいと考えております。（「えらいぞ、えらいぞ」と呼ぶ者あり）今一番困りますのは、小家屋、集団的ないわゆる建て売り住宅があちこちに建つておりまして、これはちょっとわれわれの規制対象から外れておりますけれども、やはり将来この排水等につきまして、あるいは防災等につきまして、問題を残すと思つております。

そしてごみの減量をやつていただく、あるいは収集に向けてのごみの出し方につきまして、分離をしていただき、処理がしよいようにしていただく、こういうことをお願いをしたいと考えております。ただ補助金を出して焼却炉を設置してもらつて、なるべく手元で処理をしていただくことは、それが行ない得る場所と行ない得ない場所とあるわけでありますからそう簡単には補助金等を出して、そして焼却炉を設置していくだくということにつきましては今後の検討課題にいたしたいと思つております。

それから終末処分地につきましては、御承知のとおり九市が管理組合をつくりまして、今後に積極的にごみ問題と真正面から取り組むと、こういうふうな考えですでに事務組合を近く設立いたします。そして来年の五月末を待たずして早期に次の処分地を確保いたしまして、問題を起さないようにしたい、こういうふうに取り組んでおるわけでございます。

産業廃棄物につきましては、自治体の清掃業務からははざれでおる課題ではありますけれども、大企業は別といたしまして小さな飲食店やお店等から出てくるものは、これは一種の営業ごみということで有料でありますけれども、市がなるべく収集をしていく、ないしは焼却場を受け入れていく、こういうふうに考えております。大工場にいたしましても確かに手狭になるとまた適当でない処分のしかたが生まれかねませんので、大き

くは広域的に大企業の産業廃棄物の問題につきましても、自治体として目を注いでいかなければならぬ。こういう課題は目前に生まれておるというふうには考えておりますが、まだ的確にこれということの解決はできておりません。今後の課題としてこれも指導の中にある範囲はおさめていくべきだと、こう考えております。大体以上のようにお答えいたします。

○議長（名古屋史郎君） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 答申ができたばかりですし、それから今まで市長の考えていたことはまた別な方向でこの答申に基づいて前進しようという姿勢はみられます。結果がないまま、時間とそれから答申と経験等をにらみ合わせて前進するよりほかないと思いまして、そのことはそれで質問は終わりいたしますが、もう一つばかりお願ひしたいのは人口二十一万と押されたのは理想的な姿勢だと思いますけれども、いまの農地課税が一〇〇%還元するといつても、それ以上に宅地化された場合の土地の価格と、それから農業經營からの収益とを比較すると格段の差がありますので、これは宅地化せざるを得ないという傾向にあることは確かだと思うんですが、それで二十一万の目途というのはつまり言い替えたならばいまの田畠を区画整理をして割り出した人口はどうかということをもう一つお伺いしたいと思います。それから従来、いわゆる高度成長時代における人口の都市集中傾向が、道路整備と、それから職

口予測でございます。この人口予測の内容でございますが、都の総務局統計部が実施しております人口予測をもとにじましてこの目標年次までの年次延長と、区画整理、あるいは団地造成計画等の開発を考慮しまして一応数字を出したわけでござります。この出し方としまして、一種住専、二種住専、近隣商業というような用途地域ごとにベクタール当たり人口密度を出してそれによりまして予測したわけでございます。正確に申しますと二十一万一千人ということで下水道計画を立てるということでございます。この行政調査研究会のほうではまだ、いま問題点の指摘でございまして、計画を立てる場合の人口をどこに押さえるかということはいま鋭意調査研究しております。先ほど市長が申し上げましたように、小さな宅地、あるいは小規模な開発というのが最近非常にふえております。またマンション等もふえておりますので、かつての予測ではなかなかむずかしいんじゃないかというようなことをいま調査しております。特に三鷹、武蔵野などのようある程度人口がいっぱいになつております市町村の状態を参考にしながら研究しているわけでございます。

それから二番目に防災の件でございますが、これにつきましては行政調査研究会のところでは、特に水についての防災を大きな問題として挙げています。浸水それからがけくずれでござります。

場の分散によつて人口がUターンする傾向がありますので、日野市あたりはそこで落ち着く場所になりはしないかと思いまして、あえて二十一万の数字はどこから割り出したかということをお伺いするのであります。お願ひいたします。

それからもう一つ、つけ加えといつたら大変恐縮ですが、今度の十七号台風におけるところの関西地域の雨量は二千ミリというところがあるんですね。関東地方に二千ミリがないとは断言できないわけです。ところが流量計算とか雨量の計算とかといふのは百以下の計算をしていられるようあります。仮りに二千ミリ、つまりもうすでに経験をしているんでですからそれを以上のことを防災計画としては用意しなければならないと思いますが、関西で経験したようなものがもし日野市にきたら、いまの防災計画はどの点に欠陥があるかということをみておかなければならぬと思います。したがつていまただちにこういうものがありますということは、私はそういうことを要求しているんじやなくて防災計画の洗い直しの必要があると思われるんですがぐだ々的に防災計画の洗い直しをしなければならないと思いませんが、その点についてはどうお考えになつていられるありますようかということをお伺いいたします。以上二点。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 最初の人口予測についてでござりますが、私が申し上げましたのは下水道調査会の答申の中の人

いますが、これにつきましても改めて申し上げることもないくらいでござりますけれども、農地が宅地に変わりますと、その分だけいわゆる遊水の面積が減りますし、特にそういう地域で浸水がしがちでございます。このことについて当然根本的な対策としましては都市下水道の整備ということがござりますけれども、さしあたつて先ほどから市長が表明しておりますように、いわゆる環境、これは単に空気をよくするというような、あるいは緑を残すというようなことばかりでなくて、広い意味で防災を含めた環境をよくする、環境を整備する、保存するという観点から現在研究が進められているわけでございます。それからがけくずれの点につきましては東京都が総合的にがけくずれ地点の調査をやっておりまして、その一環としまして当市におきましても危険地帯の調査を行ない、今後これら危険が予測される地域につきましては特に水系をたたずといいますか、危険のない形で水を導くというような施策を早急に講じなければいけないというふうに考えているわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 剑持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君） 二点について、これでやめようと思つたんですけれども答弁が十分でないので、下水道計画について二十一万を目途としているという計画で、それからこの町づくりの行政調査研究会においてはまだ人口が出ていないと、いうことになりますと、ちょっと板につかない計画になりはし

ないか、というのは人口がこれよりふえることは確かですが、いまにおいてすら下水道の終末処理場に、用地の確保に困難をしているのに、さらに困難が倍加する事態において、さらに計画を修正するということになるというと大変な問題になるわけですね。したがいましてこの問題については、希望意見としておきましょう。いま結論は出ないですから、しておきますが、要するにどつからみても人口はこれで押さえられるんだと、自信をもつて押さえられるというその目途とする人口を押さえて、それから下水道計画に入らないと、それ以上に仮にふえた時には、いま二十一万人になつたから日野市にきてはいかんということはいまの法政下においてはできないわけですから、それから一万や二万はふえるかもしれない。あるいはこのままでなかなかこないかもしれない。しかも下水道計画は二十年先のことですね。だからそういう時において二十年を長期展望においてどう計画していくか。しかも人口をどこに押さえれるかということは人口を押さえることが先だと思ひますので、希望の意見として申し上げておきますが。

今度、防災計画であります。防災計画はいま助役の説明によりますと、一千ミリ降つても水を誘導するといつてもなかなかそれができますかどうですか。私はそういうことはいま結論が出ないと思うんですよ。結論を出せといふんじゃないんです。これは今まで万全を期していた……（「ちょっと

ります。そのあたりが適当であろうと私も考えます。
それから防災計画につきましては、確かに近ごろ集中豪雨もあります。それらの経験を十分當市にもあててみまして、防災計画の見直しをしなければならないと考えます。防災計画のもとは特に集中豪雨等につきましては河川の排水能力でありますからして、それらは國に責任をもつてやつてもらう、われわれは市内にいろいろな公共水域がありますから、これらにつきましてのきちんとした整備を毎年重ねつつ、いわゆる一時、雨を貯える施設も有効だろうと思ひますし、それから低地帯に住宅をなるべく建てないような応分の指導も必要だと思つております。防災計画につきましては十分検討する考へでございます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。次に板垣正男君。

○七番（板垣正男君） 水道部長に質問いたします。今度の報告では給水工事、三ヶ月間でかなりの件数にのぼつているわけですけれども、開発行為との関係でちょっとお伺いしたいと思います。最近私どもに既設の住宅における給水量の減少による苦情と申しますか、そういう相談が何件かあつたわけですけれども、そういうところを事情を聞くなり、あるいはその周辺の住宅の状況などを調査いたしますと、既設の住宅地域の周囲に開発行為による住宅の建設であるとか、あるいは、その行為にかかる小規模な住宅等の建設による影響ではないかと

とおかしいぞ、注意しろよ。」「全然違うよ。」と呼ぶ者あり)

何よ、行政調査研究会のそれを中心としていま姿勢を、基本姿勢を開いているわけですよ。何が悪いというんだい。黙つていろ。整理しろとは何だ。議長の指名によつて許可を受けて発言しているんだよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）何を言つているんだ。向こうを整理しろ。（「気にするな、」「つまり出せ」と呼ぶ者あり）あのね、私が言つてるのは具体的な結論は出ないと思うんですよ。今まで百ミリ単位の雨量で計算をしてきたんだから出ないと思ひます。ところがたまたま二千ミリという現象が起つたわけですね。それに對して根本的な洗い直しをしなければならないと思ひますが、どうでしようかと、希望を含めてその態度はいかがでありますかと、いうことを聞いているんですから、結論は出ないと思うんですよ。なかなか助役が言つたようにいいところに水を流すなんていつたつて多摩川がいっぱいになつているんだから流れるわけがないですよ。だから根本的な対策を考えなければならぬと思ひます。防災計画について大きな洗い直しを希望しているんだが、態度はいかがでしようかというんです。それをぐずぐず言うからだんだん長くなる。議長、そつちのほうを整理しろ。

○議長（森田喜美男君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 人口規制につきましては調査会のほうでは二十万以内を述べられているというふうに聞いてお

思われるような給水減少というのがみられるわけでありますけれども、こうした点で開発行為の指導基準の中にも、上水道については水道部と別途協議するということになつておるわけですがれども、これまで水道部で開発行為地内の協議についてはかなり基準が守られてきているのではないかと思ひますけれども、その周辺に及ぼす影響についてどういうふうに協議の対象になつてきたか、あるいは具体的にどういう指導をしてきたか、このへんについて一点お伺いしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 水道部長。

○水道部長（中島武男君） お答えいたします。水道についでは御存じのように旧日野の地内については、東光寺から万願寺にかけては大坂浄水場の自然流下方式でございます。したがつてこの施設を増設しないといまより以上、圧をかけるといふことはおそらく無理である、末端についてはやはり非常に細い水量になつてくると思ひます。ただそれ以外は現在は平山浄水場それから三沢浄水場の相互交換によりましてできるだけそういうところを解消していくと。こういう考え方でありますので、その地区がわかりませんとはつきり申し上げられませんが、できるだけそういう方向で思つております。なお今年度から専用水道と連合管については解消していくというような考え方であります。そういう方向で進めておりますので、悪いと申します

のは四ツ谷から東光寺、東光寺はいくらか水圧が平山浄水場にかかる場合もあります。日野台については昔は非常に悪かったですが、日野台はいまは平山浄水場から直送しておりますので水圧が少ないということはありません。なお特に丘陵地帶については当然、圧は普通のところでは六キロぐらいですが、丘陵地帯になりますと大変少なくなつておりますので、そういう面においては開発行為の時に水圧の関係を調査しながら協議をする、そういうことでござります。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。板垣正男君。

○七番（板垣正男君） そうしますと、根本的に改善しないとなかなか水圧の低い所、あるいは連合管等による既設の給水については改善できないというようなことにも受け取れるわけでありますけれど、道路になると違いまして給水の場合は本管から給水するということになるわけでありますから、既設の住宅にも影響を及ぼすと思われるような開発行為について具体的にどういうふうにしようとしているんですか、あるいは小規模の住宅についてどの程度給水の影響を及ぼすかということについて把握しながら指導していくのか、この辺のことを聞きましたいわけでありますけれども、二戸、三戸の住宅を建てる場合でも地域的に見ると、かなりの住宅戸数になる所もあるわけです、こういうふうに見ますと、地域的に見た場合にどういう影響を及ぼすかということ、当然指導基準の中にも含めていか

自然流下方式で行つてゐる所の地区だけです。それ以外の水圧はポンプアップをしておりまして、ポンプで圧送しておりますのでそういうことはございません。問題はさきほど申しましたように連合線を使用しておる箇所だけでございます。そういう所はこれは地元の人たちと協議を行いまして了解を取つた曉には市は同意を求める こういうことでござります。

○議長（名古屋史郎君） 板垣正男君。

○七番（板垣正男君） 今後の対策に待ちたいと思いますけれども、私の聞いた地域もいまの市長の説明があつた栄町地域、あの辺の一帯給水が非常に悪くなつてきているということも聞いておりますので、最初に答弁のあつた方向で改善されることを希望いたします。

○議長（名古屋史郎君） ほかに質疑はありませんか。な

ければこれをもつて市政経過報告を終ります。
暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ

つて暫時休憩いたします。

午後二時五十一分 休憩

午後五時五十分 再開

なければならないと思いますけれども、こうした点でこれまでの水道部の指導といいますか対策が若干欠けていた点もあるのではないかどうかということも気になつてゐるわけでありますけれども、抜本的に改善するということも必要ですけれども、そういう開発に対する指導の点についてもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 水道部長。

○水道部長（中島武男君） お答えいたします。ただいまも申し上げましたように、水圧関係を調査いたしましてその付近の状況等々を判断いたしまして行つております。特にいま御指摘のような所は、今までに電話連絡等がございました所は連合線以外にはそういう所はないわけであります。極端に申しますと、たとえば公道から私道に入つて行く所、その奥にまた宅造ができた場合、連合線で使つてゐる家が、たとえば昔五軒で二十五ミリを使つていた所が、たまたま最近この宅造によって奥の農家の方が宅造しまして、いろいろ税金の問題、そういう問題から土地を売つた、そういう場合奥へ水を引くわけですね、その場合連合線では非欲しいといったこれは連合線ですから個人の所有ですから、したがいまして私どものほうでは抜本的にはさきほど申しましたように連合線を解消しない限りはこれは末端は当然少なくなつております。ただしそれは場所というものはさきほど申しましたように、地区は大坂上の浄水場の

す。お詫びいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後五時五十一分 休憩
午後九時五十七分 再開

次に日程第二、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配布してあります報告書のとおりですので事務局長の報告は省略いたします。

報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもつて諸般の報告を終わりります。

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後九時五十九分 散会

九月二十二日

水曜日

(第五日)

十五四十三十二十一十九八七六五六三四二一
番番番番番番番番番番番番番番
市米竹石劍谷林黒板橋鈴正奥滝瀧
ノ川沢上坂持川垣木国住瀬瀬

武芳照勝佐栄重正祐美大芳敏政
太俊奈郎男雄吉吉義憲男子子治雄朗吉

君君君君君君君君君君君君君君

三十九二十八二十七二十六二十五二十四二十三二十二二十一
番番番番番番番番番番番番番番

名島飯三吉日一本大大佐高杉清秦
古ノ々
塙村山浦富野瀬間下柄木橋山水

史孝重繁源昭通寅芳正

三郎志茂春枝作隆久博保雄夫郎雄一

君君君君君君君君君君君君君君

出席議員(三十名)
九月二十二日水曜日(第五日)
第三回定例会

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田	喜美男	都市整備部長
助役	前川	恒雄	福祉部長
収入役	杉本	好次郎	水道部長
企画財政部長	加藤	一男	病院事務次長
総務部長	松村	清栄	教育庶務課長
市民部長	森久保	君君君君君君君君	図書館長
生活環境部長	加藤	一郎	監査事務局長
建設部長	田倉	高光	赤成
書記	荒木	亮彦	井谷
書記	鈴木	助夫	砂永
書記	中倉	君君君君君君君君	中倉
書記	朝倉	君君君君君君君君	赤島
書記	山村	君君君君君君君君	松井
書記	木村	君君君君君君君君	行正
書記	高村	君君君君君君君君	武正
書記	一郎	君君君君君君君君	多喜
書記	高彦	君君君君君君君君	誠作
書記	一郎	君君君君君君君君	雄夫
書記	高彦	君君君君君君君君	知

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村	亮助	君君君君君君君君
書記	荒木	君君君君君君君君	君君君君君君君君
書記	木村	君君君君君君君君	君君君君君君君君
書記	高木	君君君君君君君君	君君君君君君君君
書記	一郎	君君君君君君君君	君君君君君君君君

(請願審査報告)

一 請願第一〇一号

二 請願第五一一六号

昭和五十一年九月二十二日(水)

午後一時開議

(文教委員会)

教育予算増額に關する請願(四項)

市立第六幼稚園増設に關する請願

三 請願第五〇一四九号

(厚生委員会)

公私立幼稚園保護者の教育費負担格差是正についての陳情

(都市計画産業建設委員会)

都水道移管に關する請願

多摩平、旭が丘地区での児童館建設に關する請願

児童館学童クラブを設置し子供達に生き生きとした放課後の生活を保障するための請願

第十八小学校(仮称)区域学童保育所設置に關する請願

(衛生環境整備及び用水路改修に關する請願)

衛生環境整備及び用水路改修に關する請願

都水道移管に關する請願

市道「豊田一三号線」の復元と改修に關する請願

道路舗装の件について

西平山五丁目四十八番地及び四十八番地附近の排水吸い込み処理解消に關する請願

多摩平六丁目の水害対策についての陳情

(議案上程)

一 議員提出議案第二十九号

日野市議会昭和五十一年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

一四 議第六三号

昭和五十一年度日野市一般会計補正予算(第三号)専決処分の報告承認について

一五 諮案第六四号

昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

一六 議案第六五号

昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

一七 議案第六六号

日野市公共施設建設基金条例の制定について

一八 議案第六七号

日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

一九 議案第六八号

日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

二〇 議案第六九号

昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について(第四号)

- | | | |
|----|--------|--------------------------------------|
| 二一 | 議案第七〇号 | 昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号） |
| 二二 | 議案第七一号 | 昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号） |
| 二三 | 議案第七二号 | 昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号） |
| 二四 | 議案第七三号 | 昭和五十一年度日野市受託事業特別会計補正予算について（第一号） |
| 二五 | 議案第七四号 | 昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号） |
| 二六 | 議案第七五号 | 東京自治会館組合規約の一部を変更する規約について |
| 二七 | 議案第七六号 | 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約について |
| 二八 | 議案第七七号 | 東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約について |
| 二九 | 議案第七八号 | 東京都市交通灾害共済組合規約の一部を変更する規約について |
| 三〇 | 議案第八〇号 | 市道路線の廃止について |
| 三一 | 議案第八一号 | 農業共済もどし金の交付について |
| 三二 | 議案第八二号 | 日野市庁舎防音改築エレベーター設備工事請負契約の締結について |
| 三三 | 議案第八三号 | 多摩川第一排水区排水管埋設工事（第一工区）請負契約の締結について |
| 三四 | 議案第八四号 | 多摩川第二排水区排水管埋設工事（第二工区）請負契約の締結について |
| 三五 | 議案第八五号 | 多摩川第一排水区排水管埋設工事（第三工区）請負契約の締結について |
| 三六 | 議案第八六号 | 日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 三七 | 議案第八七号 | 日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |

(請願上程)

- 三九請願第五
四〇請願第五一
一三六号
一三七号

昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）
昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第一号）
昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）
昭和五十一年度日野市受託事業特別会計補正予算について（第一号）
昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）
東京自治会館組合規約の一部を変更する規約について
東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約について
東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約について
東京都市交通灾害共済組合規約の一部を変更する規約について

農業共済もどし金の交付について

日野市庁舎防音改築エレベータードア

多摩川第一排水区排水管埋設工事（第一工区）請負契約の締結について

多摩川第二排水区排水管埋設工事（第一工区）請負契約の締結について

多摩川第一排水区排水管埋設工事（第三工区）請負契約の締結について

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

（二）「新規の」書類を認可する。条件の制定

市道整備に関する請願

トラックターミナル建設反対に関する陳情

東畠ノ童遊園地存置について請願

高校問題特別委員会設置についての陳情

ノレルギー性鼻炎についての調査、対策ならびに治療に関する請願

道路の側溝設置に関する陳情

市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要

老人医療有料化に反対する市議会決議に関する請願

公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引下げ住宅政

先書採択を願う。請願

平成五十二年六月市立公園の四才児入園に関する陳情

減税・税制改革・自主課税に関する請願

子童保育所設置に關する請願

昭和五十年度日野市土地開発公社決算の報告について

(報告)

本日の会議に付した事件、

午後一時五十五分 開議

○議長（名古屋史郎君） 本日の会議を開きます。ただし

まの出席議員二十五名であります。

これより請願第一〇一號、教育予算増額に関する請願（四項）の件を議題といたします。文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（吉富繁枝君） 文教委員会の審査報告を申し上げます。

請願第一〇一號、教育予算増額に関する請願の第四項のことろが一つ残つております。これは前委員会からの持ち越しの件でございます。昭和四十九年十月四日に受け付けたもので前委員会の文教委員会で審査継続を新委員会で受け継ぎまして、それを現在まで継続でございましたが、今回は審査結果が出ましたので御報告申し上げます。

紹介議員は名古屋議員、秦議員、板垣議員の三名でございました。五項目にわたる予算の中の第一項目で「事務職員をふやすこと」ということでございます。当面二十八学級のクラスには事務員一人増員ということでございますが、現在日野市が実施しておりますことは三十名になつた場合には一名増加ということです。それでやつてゐるわけですが、実際には中学校には該当校がございません。

それで小学校には三十学級以上の所が三小、六小、滝合、潤

○文教委員長（吉富繁枝君） 請願の第五一一六号、市立第六幼稚園増設に関する請願でございます。

この件につきましては現地に、第六幼稚園の開校式その他で委員の方も現地を見ておつたりながしておられるんですが、趣旨の内容といたしましてはこういうことなんですね、あそこに

あります幼児教室という教室がございまして、その幼児教室の百草幼児サークルが三十七名、高幡幼児サークルが三十八名と

いう人数がございまして、七十五名が今度五歳児になるわけで、第六幼稚園の募集人員は定員が八十名ということでござります。そこで八十名に一般の方も応募されるのでそれに落ちた場合には幼児サークルのグループがばらばらにほかに行かな

ければならない、あるいは入れないじゃないかということで、教育委員会とも相当折衝の中で教育委員会では、市長が五歳児について責任をもつという確約をしていることで十月の募集

の時期に教室がどうしても不足であれば五歳児に対するプレハブでも将来性はあるかどうかわからないので、とりあえずプレハブでも建ててそれについては責任をもつという報告がございました。文教委員会の中では私立幼稚園を圧迫するといふような問題があるから、この請願については継続にしたらいじやないかという声もございましたけれども多数の委員の方から今は当然そういう約束ごと、その他のことでつくることじやなくて、募集後に五歳児のプレハブということになればやる

徳の四校で、請願にござります該当の学校は平山小学校と第八小学校、二十八学級でござります。現在大小と潤徳につきましては一名プラスしてございますが、三十学級であつても三小と滝合についてはプラスしてないという現状の中で現場の校長先生からの声を聞いたり、また教育委員会の声をまとめたところによりますと、まあ現在のところで間に合つているという感も受けましたけれど委員会いたしましては請願の趣旨にこたえて教職員に労働強化にならないようとにかく配慮の中でこねは趣旨採択いたしましたので御報告申し上げます。以上でござります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第一〇一號、教育予算増額に関する請願（四項）の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五一一六号、市立第六幼稚園増設に関する件を議題といたします。文教委員長の審査報告を求めます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。

○十二番（石坂勝雄君） 幼稚園というのは義務教育の課程ではないということと、それから現在の日野の幼児教育といふのは非常に公立が六つあつて他市に比べれば、もつと大きくいえば全国的に見て冠たる公立の幼児教育がなされているといふことは理事者の努力といふことで傾聴に価値するものであります。ただ増築ということになりますと付近のつまり私立幼稚園の実態等を文教委員会でおそらく重々検討を加えて採択されたと自分は見るんですが、付近の状況を私が聞き及んでいる状況を見ると、まず第一点に考えられるのは幼稚園といふのは児童がいるという生徒の数が公立に行かないということを私は信じますが、そういうことが必ずしもデーターになるかどうか、こういうことが第一点であります。そういうことの検討を

加えられたかどうか。それから周囲の状況を見た場合、これはおそらく理事者当局が調べられていると思うんですが、ニュータウンの、百草団地、高幡団地というのはニュータウンに接して割り合いと交通も繁雑でないために向うのほうから聞き及ぶところによるとニュータウンの中は非常に公団が考えたより対象の子供が、小さい子供たちがいないということか、建設計画が遅れているということか、定員五百名で現実に八十人きりはない。三百名で百二十名きりいない。二百四十名で半分の百二十人きりないと、こういうのがニュータウンの現状でございます。この点ではあえて私もその立場の位置にいるのでそういう実態を把握しております。文教委員会でもそういうものの検討を加えて幼稚園というのは義務教育ではないということが一点と、いま一つは学区がない、こういう点から考えて増築が可能であつたかどうかこの点の検討がなされたかどうかお答え願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君） 文教委員会といたしましては、これは全市的な配慮をされて相当のデーターをつくるべきであるという意見も出されまして、市としてもそういうことを何回も、ほかの面でも要請しております。

四歳児募集という請願もこの前にも継続になつておりまして、その中でも公立幼稚園のそれをきちっと文教委員会に出すよう

つて石坂議員が言われたように義務教育ではないということと学区制がないということを含めまして、いろいろな意味で市民をまどわせる現状ではないか、それは委員会の中ではそういう意見をおっしゃる方もいらっしゃいました。その中で採択をした次第でございます。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） ちょっと文教委員長にあまり言うのはこくかと思うんですが、日野からわれわれのとうとい税金の中から父兄の経費軽減という形で五歳児に対しては二千円支出されております。こういう点でいけば多摩市なり八王子なりに行つていても一千円出すということは、実際市内の幼稚園が入れなくて行つていてことならば非常にわれわれの血の出るような財源出しておりまして意義があると思うんですね。ところが現実には日野市内の幼稚園がもし余つておつて行つておつた場合にどうなるか。むしろ文教委員会でそういうことまで検討を加えられたかどうか。それからどのくらい他市へ足らなくて行つていていう解釈を自分は現時点まで持つておつたんですが、このごろの現状を見るとそういうことではないんですね、いわゆる園児の争奪戦に入つて、それが僕が言うんなら過大だと言うんならば現状を八王子のある幼稚園も北野あたりから高幡団地、百草団地入つております。高幡団地、百草団地入つてあるということはもう日野全域に入つております。

にということでございますけれども、なかなか市の考え方としては私も、市長さんの委員会に来ての報告でございますが、五歳児を責任を持ちたい、持つていくんなどということで強い要望があつたわけです。私どもはもちろん市長部局と議会というの中にもあるから軽々と採択すべきじゃないと継続にしておくべきだという意見もあつたわけです。ただ数だけの人数では私立の幼稚園の付帯意見にもございましたように私立幼稚園の経営を圧迫しないよう十分に配慮されたい、ところがこれはある意味では経営のいわゆる校地のバランスを見ると、こないだ保育園をつくっても生徒が行かなかつたり、実際には役所側では簡単にやつてのけるわけですね、ですからそういうことであつては文教委員会としては実際に困るので、十月の募集の段階で市長の考えを進めていくんだという尺度のもとにこの件については募集の段階でいま石坂議員がおっしゃつたようにコンクリートできちつと建てるんじやなくて、当面の問題の解決として、長くこれが続くかどうかわからないんだと、プレハブでもつて五歳児を間に合わせということの意味で採決。

それから私立の幼稚園にしても保育園にしても市がやはり私立を圧迫しないんだというひとつ根本的なものを打ち出さない限り私は保育園にしても幼稚園にしても私立がやることによつて、ニユータウンからも玉園ぐらい入つてていることは事実です。そういう点も文教委員会で事務当局から資料を得て検討を加えられたかということを言つておるわけです。

それからいま一つは文教委員長に言うのはこくかもしちせんが、都から出る二千円ならいいんですが、日野の市税を出してまさに八王子なりこれは日野市民ですからどこに行つても出るのはあたりまあだと思うんです。そういう中で今後の私立といふものをどう育成することまで検討を加えたかどうかということを聞いているんです。

○議長（名古屋史郎君） 文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君） いま石坂議員のおっしゃることは当然のことで、そういうことは市長部局と教育委員会は十分チェックしてもらいたいと思います。

それからこの請願の中では四歳児の募集について、その資料を十分検討中でございます。（「いや、私は増築そのもののことと言つてゐるんですよ。」と呼ぶ者あり）増築そのものは結論は固定のコンクリートを建てるんではないんだと、とりあえずいま言った幼稚教室が二つある、ところがおそらく市長部局でそういう返事をしてゐるんだと思うんですね。そういう中でやはりそういう態勢がもうできている以上は文教委員会としては採択すべきだという、プレハブですよ。採択するんだと、だからそれが長期計画ではないということを先々どうなるかわ

からないものをコンクリートを建てるのが良いかどうか、から……い
ないのでプレハブでもつて必ず五歳児を本年度受け入れますと
いう会話があるわけですね。委員会としては私たち、いま石坂
議員がおっしゃったようなことを十分配慮の中で、今回につい
てはこれを採択しようという意見がまとまりましたので、中に
は継続ということもありましたけれども、この件についてはそ
こまでの審議でございます。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） あまり時間を長くするのもどう
かと思うんですが、第六幼稚園の現状を見た場合にプレハブを
建てられるだけの敷地面積が、この問題になるとの問題から
はざれるからちょっと自分は言わないんですが、地形と敷地面
積を考えたプレハブを二階で建てられるのか知らないけれども、
建った場合に幼児教育の教育の目的ができるかどうか、むしろ
これは委員長に聞くよりそういう検討がなされたかどうかとい
うこと自分はまた聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君） 現地の校長先生は、いま石
坂さんおっしゃったように教育のそれとしては建ててもらいた
くない、はつきりそういうことを私ども耳にしております。だ
けれども、いま五歳児を確保するということを市が約束してい
るので、一応私理解したことは混乱を避けるというように解釈
回答していただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君） 今、補足ということで、私
が落としたかとも思つたんですが、今、剣持先生のおっしゃる
ことは、私も一部強い継続だという意見があつたということを
御報告申し上げましたので、今、委員長が言いましたプレハブ
について教育的はどうかという意見は、教育委員会のほうから
回答していただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。当然、五歳
児について責任を持つといふこの線上で、そこが定員以
上になつてくれば、それについて、それを収容する方策を講ぜ
ざるを得ないそのため今よりも、今の鉄筋のあの状況よりも、
幾分、教育的な環境として恵まれない場合があつたとしても、
今、言つたよう五歳児については、責任を持つといふ形をと
る以上、そうするのが筋だ、こういうふうに考えて、教育委員
会の時には私はどうぞお話をした。よくううううと思つております。
○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。（「いやいや
答えがないよ。よく耳をかつぼじつて聞いておけよ」）「議長」
と呼ぶ者あり） 島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君） 先ほど石坂議員の……（「議
長、整理しろよ。まだ答えてないんだよ」と呼ぶ者あり、その
他発言する者多し）いや関連です。先ほどの石坂議員の質問の
中に（「関連は、きりをつけたからやれよと言つてゐるんだよ、

したんですがね。委員会としては、プレハブで教育長がそういう
計画ですとおっしゃることで、もし深いことがあれば、教育
長、その件についてのプレハブを建ててどうかという件につい
ては、教育委員会の方の御返事をいただきたいと思います。
（「補足説明をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 文教委員長の報告以外に……。

（「はい」と呼ぶ者あり） 剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 市当局では、五歳児の教育は責
任を持つてやるということで、第六幼稚園が十月の段階で募集
すると、もし余るほど応募者があれば、それは市が責任を持つ
から、プレハブでもやるというような説明が教育長からなされ
ました。しかしそれはなぜ、施設が足りないからであるのか、
私の見るところでは、発言者の言うのは、この寄つてくるのは、
なぜ寄つてくるのか、私立幼稚園児よりかこつわが安いから寄
つてくる。そこで余つたから、じゃプレハブでも入れてやろ
うかということは、今、石坂議員の言うように、私立は争奪を
やつてる状態に影響がないのか、それとは関係なしに安いから
行くという状態はないのか、その辺は調査する必要があるから
もう少しその調査の結果を聞いてから、この採決に取り組もう
ぢやないかという強い意見があつたわけです。その意見があつ
たけれども、最終的には多数で採択になつた、こういう経過が
ある。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 質問者、今の島村議員の発言の
とおりのお答えがあればよろしいですか。

○議長（名古屋史郎君） あとで質問しますがね。答えに
よつては……。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） わよつと待つてください。答弁
の不足があるからということですから、質問者も望んでますか
ら、さらにあれば答えてください。（「議事進行」と呼ぶ者あり）
ありませんか。では三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） ただいま関連といふことば
で、いろいろ別なようなことが、話が出ているわけなんですが、
大体、議長は議会を調整する、しかもできる限り能率的に議会
を運営することが議長の役目であると私考えるわけです。一人
の者が質問して、今度は教育長がたとえば答えたという場合に、
私は教育長の頭が聖徳太子のような頭ではないと判断している
わけです。三つ四つ、あつちからこつちから聞いて、それをも
うはつきり答えるだけの頭がない。したがつて、やはり能力判

断をしながら、はつきりと一つ一つ区切りをつけてやらないと、議会が混乱に陥る。あるいは議会が延びていく。あたら大事な時間を無理に費やすようになつてしまふというようなことを考えますので、関連はなるべく一つのものが終わつてから、関連をとるべきだと、かように考えます。これが議事進行の私の本旨です。

歳児を優先してやるなど、どうぞど、どちらを比べるかといつなら、やはり五歳児をということで、この場合にはやつしていくと、いうのが筋じやないか、こういうふうに私は申し上げたわけです。

○議長（名古屋史郎君） よくわかりました。注意いたします。石坂勝雄君、よろしいですか。

○一二番（石坂勝雄君） 答えが出なければだめですよ。（私は答えたつもりでいるんですけども、もう一回質問して「ください」と呼ぶ者あり）あえて自分は教育長だということは言つてないで、委員長が言つてるので委員長が答えればいいんですよ。

○議長（名古屋史郎君） 教育長、答弁の不足があるといふんですが、答えはないですか。

を理解してお答えいたしました。というのは、たとえはもう一つ
プレハブをそこへ作った場合に、それは基準などから照らして
違反しているんじやないか、こういうふうなあれでいいです
か。（「そういうことまで、もちろん教育目的ですね、それは」
と呼ぶ者あり）たださつき申しましたように、現在よりは教育
条件が劣る、そういうことをお答えしたつもりです。しかし五

○十一番（石坂勝雄君）　じや總務部長にお答え願いたい
と思います。（「庶務課長ですね、總務部の庶務課長が一番知
つてると思います」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） いまでぐ答えられますか。（一）
いいえ」と呼ぶ者あり） 答えられない……。石坂勝雄君。
○一二番（石坂勝雄君） あんまり時間を延ばしちゃいけ
ませんから、後日、資料を出してもらいたい。それで結構です。
また次のところで言うことがありますから、これで終わります。
○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑はありませんか。
なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつ
て議題を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ
つて請願第五一一六号、市立第六幼稚園増設に關する請願の件
は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五〇一四九号、公私立幼稚園保護者の教育費負担格差是正についての陳情の件を議題といたします。文教委員長の答申報告を求めます。

すね 五歳児が都か一千円で市か一千円というごとてございま
したけれども、昭和五十一年度に同額とはいきないけれども、
大幅な値上げをしまして、四歳児が千円から千二百円にアップ。
それから市の方は五百円が八百円にアップしたということを、
従来よりはまだ五歳児とは差があるけれども上がつたということを、
とを、一つの同額とはいきないけれども上がつたということを、
契機として採択をする、というふうに委員会としては決めたわ
けです。深い意味では、昭和四十七年に文部省の振興計画では、
五十七年度を最終年度として、全員を公立または私立に収容す
ることで、國の方の施策の中では、運営費、建設費の中でこれ

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。
○士一齋（石坂勝雄君） 他市へ行つてるそういう実態を恐らく就園奨励費等で分かるわけですね。就園奨励費なり、いわゆる格差是正の、父兄の経費軽減という形で、今の段階でどの程度行つてるかということを自分は聞いてるわけです。そういうことを審査の対象にされましたか、ということをいわゆる聞いておるわけです。そのお答えがないから、それはないならない、分らないなら分らないでいいですよ。それは……。

○議長（名古屋史郎君） 文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君） 先ほどそのところは私どもはしてないということで、後、教育長からといふ私お願ひしてございますので、教育長から答弁していただきます。

○教育長（倉又秀作君） そういうことについては、恐らくこれは一番数字を持つてるのは、総務部長じゃないかと思います。私たちは遺憾ながらいまのところはそれを持っておりません。

○文教委員長（吉富繁枝君） 請願第五〇一四九号、公私立幼稚園保護者の教育費負担格差是正についての陳情でござります。これは公立と同程度になる補助金をしてもらいたい、

を市立は控除を考えて、私立には法人化をお願いして、補助金または貸付金については、十分配慮していくんだということが文部省の方から打ち出されておりますので、いわゆるそれを一つの目安として委員会では了承しております。

また、公立と私立との保育料の格差がならないようにと考えていかなければならぬということで、当面やはり公立の保育料を上げなければ、やはり私立の方の格差は正ができるんじやないかともございました。ところが、やはり皆さん御承知のように議会ではそれを反対する運動、あるいは反対する議員さんもおりまして、なかなか思うように任せない現状の中で、委員会いたしましては、文部省の考え方を了として、今回の長く継続でありました請願第五〇一四九号を一応の目安として採択申し上げた次第でございます。以上、報告終わります。

○議長（名古屋史郎君）これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）前の問題と関連があるので、やむを得ず申し上げたいと思います。公私立の格差是正ということ、これは日野が東京都も他府県に比べれば非常に先例をつくつてある。わが日野市でも理事者を初め非常に理解があるので、五歳児に二千円も出でるといふのは、これはもう画期的なことだと思います。ただ、現実はさつきのいわゆる五歳児は市が引に聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君）第一点、公立と私立の格差の件でございますが、先ほど委員会の報告で申し上げたとおり、文部省のそれを了として、それから教育委員会からは、保育料の件について、これがいま石坂さんが言われた大きな問題だと思うんです。これは先生も御審議したと思いますが、保育料の値上げ反対の欄で、非常に事細かく全議員に配付してあるということで、われわれ文教委員会としては、その点については割愛させていただきました。それは委員全体に値上げ反対、値上げ賛成について、もう最近新しい問題でござりますので、石坂先生が聞くまでもなく、皆さん全員が審議の中で反対、賛成といふことで強い要望があつて、教育委員会としては、何としても追いつかないんじやないか、そういうことの意見の中で、そういうことを含めて委員会としては採択しております。

き受ける。その中に、なおかついわゆる五歳児を入れるために、収容施設をつくれという根本の原因は、やはり私立と公立との格差が余りにも教育目的とか、教育内容でない、余りにも開きすぎる。これがしかも義務教育ではない、こういう過程の中で片一方は一万円、片方は千五百円、こういう現実が市民要望からくる、いわゆる五歳児を収容するためにつくれというのが、市民要望からすれば当然だと思うんです。こういう点で、いわゆる公立の保育料を上げてはいけない、という請願も出されてる。これも採択になつて。今度は私立のいわゆる格差を直せということで、採択されたことは、私も非常に何といふべきだと思います。そういう点で、今後、いわゆる全くなるまでやるまでやるような審査の過程がなされたかどうか。公立と全く差が、千五百円の差なら千五百円の差きりなくなる。早く言えば、今の段階からいえば、私立は一万円取つてやるに聞いております。恐らく庶務等での実数はつかんでおると思うんであります。そういう点を考えて、八千五百円東京都と市が組んで、八千五百円の段階まで持つてくような努力をされるような審議がなされたかどうか、第一点です。

それからいま一点は、この何というか文教委員会でこの問題を審査されたということなんですが、私も実は昨年度文教委員会だつたのでその点の責任の一端はあるんですが、問題は恐ら

くこの問題というのは、今まで総務委員会で審査をされてきたと自分は聞いております。それが文教委員会で、所管が総務なり庶務で私立の幼稚園といふのは扱つてることの中で、文教委員会で扱つて、そういう適正な審査、決定がいわゆる各課の連携を取られて円滑にできたかどうか、この二点をまず先に聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君）第一点、公立と私立の格差の件でございますが、先ほど委員会の報告で申し上げたとおり、文部省のそれを了として、それから教育委員会からは、保育料の件について、これがいま石坂さんが言われた大きな問題だと思うんです。これは先生も御審議したと思いますが、保育料の値上げ反対の欄で、非常に事細かく全議員に配付してあるということで、われわれ文教委員会としては、その点については割愛させていただきました。それは委員全体に値上げ反対、値上げ賛成について、もう最近新しい問題でござりますので、石坂先生が聞くまでもなく、皆さん全員が審議の中で反対、賛成といふことで強い要望があつて、教育委員会としては、何としても追いつかないんじやないか、そういうことの意見の中で、そういうことを含めて委員会としては採択しております。

○十二番（石坂勝雄君）二回だというから、これでおしまいにしたいと思うんですが、何か文教委員会の審査の中で、幼稚園の学校法人化というようなことまで審査されたといふことは、非常に何というかかりつけな文教委員の人があられるということと、傾聴に値すると思うんですが、国が意図している法人化といふのは、必ずしも父兄に経費軽減をするというのが目的では、私学振興法といふのは目的ではございません。これは少なくとも園の、いわゆる学校法人なら学校法人になつた学園そのものに助成していくというのが目的です。今の東京都の方々を見ると、必ずしも学校法人化になつたから即、問題が解決

するということでは私はないと思うんです。その辺の検討は加えられたかどうか、これが第一点です。それからいま一つ、何とか文教委員長さん非常に四歳児のこともおつしやられているけれども、私は別にこの質問の中では、四歳児の問題は申し上げておりません。そういう点の中で、文教委員会が先ほどまだ答えが出てないというのは、本来ならばこれは総務委員会で審議すべきではないかと思うんだと、私もその面では昨年度は文教委員会にいたんですけど、その点、今後どうされるかということを検討されたか、ということをお答えがまだない、その二点をお答え願いたい。

○議長（名古屋史郎君） 文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君） 法人化云々ことでござります。これはあくまで、やはり園の運営のことなどでございますので、それは文部省のそれだという説明を先ほど私が第一点でしております。それから保育料については格差をどうしてもしようと思えば保育料を値上げする以外にないんだということの説明も私も先ほどしております。そういういろいろな根深いことがある中で、保育料のいろいろな対象については最近、反対賛成で相当激論された資料が各委員に渡っていると、これを皆さんも知っているわけですから、そこらへんのことについては深くする必要もなかったわけです、委員会といたしましては、委員の中からもそれをもつと究明しようという声もございませ

んでした。ただ長年継続されて苦労しました、増額にしようとすることになりますと、おそらく趣旨としては採択できるけれども、増額の具体的な意味がどうするかということは、やはりわれわれの委員会では、ないということで処理いたしました。それから総務委員会云々でございますが、それは石坂議員も本会議の一員でございますのでいかようとも本会議におかれまして決定されていただきたいと、文教委員会についてはだれもそれにについての疑義を申し出る委員はございませんでした。以上、報告終わります。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君。

○一二番（石坂勝雄君） どうなんですか、これは今後の問題になるんですが、やはりあれですか、私はいわゆる常任委員会といるのはちゃんと範囲が決まっていると思うんですね。その点の、これはむしろ委員長より議長からお答え願いたいと思うんですが、おそらく教育委員会としてもそういう考え方があるんじゃないかと思うんですが、その点の議長の見解を聞きたいと思います。（「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 大下博君。

○二十二番（大下博君） 前議長として先ほどの石坂議員の質問について申し上げたいと思うんですけども、過去においてはやはり総務委員会で検討していたわけです。たまたま私は議長をやっている時にこの請願について手違いといいますか、

ですから。（「議長」と呼ぶ者あり） 文教委員長。

○文教委員長（吉富繁枝君） 大変本会議でくだらない論議をしていると思うんですね。私は付託されたものを一生懸命やつていてるんですね。付託する前に石坂さんも手をお挙げになつて、これは文教委員は今回おかしいんじやないかと、この論議をする前になさつていただかないと、それで審査報告の段階でいまごろ承認されてなつたということを前議長がはつきりおつしやつてあるじゃありませんか。そういうことについては文教委員会はこういうものを責任をとる必要もないし、以上をもちまして私の委員会を終わります。

○議長（名古屋史郎君） 今後の問題として合同審査とう手もありますし、それぞれ（発言する者あり） お願ひします。

○議長（名古屋史郎君） 経過からして文教委員会の中で審査をしてきて、そこから文教委員の中から何ていうんですか、見直すべきだという意見も出なかつたということが、その点で……。議長個人の見解でも結構ですよ。

○議長（名古屋史郎君） 石坂議員、どうしても私から答えるが必要ですか。

○十二番（石坂勝雄君） いや、私は今後のこういうことはやはりいま関連が出たから関連でいいてしまうのか、その点で……。議長個人の見解でも結構ですよ。

○議長（名古屋史郎君） 経過からして文教委員会の中で審査をしてきて、そこから文教委員の中から何ていうんですか、見直すべきだという意見も出なかつたということが、その点の御意見もありますので、文教委員会の中これからお決めいただくということだろうと思います。文教委員会の中の問題

これより請願第一〇六号、都水道移管に関する請願、請願第一一二一號、多摩平、旭が丘地区での児童館建設に関する請願、請願第五一一四号、児童館学童クラブを設置し子供達に生き生きとした放課後の生活を保障するための請願、請願第五一三〇号、第十八小学校（仮称）区域学童保育所設置に関する請願を一括議題いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦正一君） 九月九日に行なわれました厚生委員会の審査報告をさせていただきます。請願第一〇六号ですが、これは都水道移管に関する請願ということで、請願者南平自治会長忍田武雄さんの代表で出されたものであります。内容といたしましては現在の地域、要するに専用水道でやつているわけですが、過去三回にわたつて断水とか、いろいろなそういうことで非常に不安な生活が送られてきたと、また今後もいつ何どきそのような断水が起きたるかわからない、一日でも早く都水道に移管をしてもらいたいと、要するに水道本管を設置促進をしてもらいたいという内容でございます。専用水道を使つてやつてている団地がほかにも梅が丘とか、それから三井、鹿島、

の請願は採択されました。よろしくお願ひします。

それから次に請願五一一一一號、これは多摩平三丁目の十八の四帝人アパートの鈴木さんという方から出された、内容は多摩平と旭が丘、この地域の児童館建設ですけれども、市のほうの考え方といたしましては二小学校区に一つの児童館を建設するんだというふうな、都のほうもそうでしようけれども、そういうふうな基本的な考え方もあるようですが、現在のところ公共施設設備計画、そういうつたものは児童館をセットする具体的な状態はまだなされていないことと、そういう意見も出しが将来の今後検討を早く進めるようにと、そういう意見も出しことで用意にしても建物にしても相当な金がかかるわけですがれども、委員会といたしましてはたとえ東京都のほうに計画している四中裏の児童研究所、約四千二百坪ぐらいあるわけですけれども、その一画を使えばそういつた児童館等も建設できるんじゃないかというふうな意見も出されて福祉部としてはなっておりますけれども、市の方の意見もしていないし、市の考え方等も集約されていない中で何とも答えられないと、進言しておきますということにはなっておりませんけれども、たとえばの話でまたつかほかにそういうふうな用地があればそういうふうな形で進めてもらいたいということで、この請願を全員一致で採択しております。

それから請願五一一一四号、これは児童館、学童クラブを設置し、子供達に生き生きとした放課後の生活を保障するため

電建とか、いろいろあるわけですけれども、いままでずっと市のはうの、要するに水道部のほうの態勢がはつきりしないためにこの請願が延び延びになつて来たわけです。ここである程度めどといふのか、大体都水道に移管する場合に約十億円くらいかかると、またこれももちろん起債になるわけですけれども。それからこの工事をする上においてはやはり五カ年ぐらいはみておかなければならぬというふうな計画がばつばつ出てきて、十一月まではその優先順位を決めていきたいということとで、都のほうとのかね合いの中で水道部も何とか五十二年度からはやれるような態勢になるだろうと、なれるということとなりえずこの一〇六号においては、南平台の場合には自治会管理にもなつていて、また積み立てもしていると、そのような中で委員会といたしましては全員一致でこれを採択したわけでございます。ただ、いままで使つた深井戸を何とか災害等に利用できないかという意味の発言もありまして、専用水道は金がかかるから東京都ではとても引き取らないという水道部の答弁もありまして、ならば災害時に利用できるような方向で何とか責任を持つて、水道部でなくともいいし、ほかのほうでもいいんだからそれを市のほうでやるべきじゃないかという、自治会のほうでこれを賄うことはそれはおかしいんだから市のほうで持てということで、検討事項として、研究課題としてその点が留保されておりますが、いずれにしても水道移管についてのこ

の請願とすることで、程久保の高幡団地、高島雅子さんという方の代表で出されたもので、湯沢会館に現在三十名くらい、また百草の児童館に十名くらい、ついているようですがれども、いろいろの問題ありますてやはり高幡台の地域に一ヵ所の学童クラブを何とかお願いしたいということで、市としても大分、用地の面では苦慮しているようですがれども、十五小学校が今度できるわけですがれども、そういう十五小学校のかね合いの中で何とか考えていただきたいというふうなことを申しておるし、また便法として空き教室を利用してもできるんじやないかといふふうなこともなされて、いざれにしても委員会といたしましてはこの請願を全員一致で採択してまいりました。

それから次に五一三〇号、これも十八小学校の地域に、今までできる十八小学校に学童クラブを建設して、設置してほしいということで、西平山の五丁目の十三の十一、野口すみ子さんという代表で出されたもので、これも前の請願と同じように一応全員一致で採択しております。これは四中の裏にできれば一番それを利用できるわけですがれども、最悪の場合でもプレハブとか、また学校の空き教室とか、そういうつた面で配慮してもらいたいということで採択しております。以上で審査報告を終ります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 一〇六号の請願に関連をいたしまして水道部長のほうからお伺いしたいんですが、今まで都に移管する前は私道の場合には配水管というものは布設をできなかつたというふうなことがあつたわけですが、都水道に移管をされてからその問題についてどのように変わつたか、その点をはつきりお聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（名古屋史郎君） 水道部長。

○水道部長（中島武男君） お答えいたします。都水道の条件については前とはそう、さほど変わっておりませんけれども、御存じのように特に日野市のように造成地の非常に多い、要するに宅造規制法の前の造成地の多いところ、これはできるだけ早目に上置の手続を済ませるようにそういうことが条件です。ですから上置をしてもらうことがまず条件です。上置をたまたましたいという団地もございます。ただ市のほうでは受け取れないというふうなこともあります、いろいろ条件があるわけです。私どものほうでは事、水に関してはこのままでおきますと、やはり一朝災害の時に、緊急時の時に水をさしあげられないということになりますと、やはり東京都のほうにできるだけ譲歩をしていただくような方向で交渉を進めております。今回の場合はたしか幹線踏み土壟をされておりまして、それから真ん中から三本ぐらいが、たしか上置が済んでいるはずです。あの数本が上置は済んでおりませんけれども、今回

なければできないということについてはあくまで変つております。変つておりませんけれどもさきほど申しましたように水道のことについては水のことございますのでできるだけ東京都に要望してもらい、責任は市で持たざるを得ないということでお置の手続を済ませるような方向でしております。南平については全員が上置の印鑑を添付して、そして提出してござります。そういう状況でございます。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 分かりましたけれども、私道でも本管を布設する場合もあるというような理解でよろしいですか。

○議長（名古屋史郎君） 水道部長。

○水道部長（中島武男君） 全般的にそうお答えがちょっと不可能ですけれども、市の水道部としてはできるだけ住民に不便のないような所で行いたい。ただ非常にむずかしい問題が個々のケースによつて違いますけれども、これは市が当然骨を折らなければならぬ問題でございますので東京都にやるよりか市が責任をもつて迷惑をかけない方向でやつていく、こういふふうに思つております。（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。ほかに御意見はありませんか。なけれ

の場合は、上置をいたしまず、どうか条件の個々の確約書を取りまして、そしていま東京都のほうに提出しております。そういうことです。一応交渉を東京都と進めていきたい。東京都のほうもできるだけ早く専用水道の切り替えをするような方向で計画を立てるということでございます。いまのところ一番早いのは南平でございます。先ほども委員長から御報告がありましたが、特に私道あるいは公道についても問題は、これは本管を入れるところですから問題はありませんけれども、宅内の問題がかなり複雑になつてきております。それは宅内についてはいままでタンクから自然流下方式でおろしておりますので、水圧の関係があります。それを都に切り替えますと、直送しますと、水圧がおそらく五キロから六キロかかります。そうすると、いまの宅内の給水管でその水圧に保てるかどうか、このへんも非常にむずかしい問題です。こういうものをおいおい検査をしながら、そして合格をしたものとところからできるだけ早目に上置の手続を済ませるような協議を行いまして、そして五年間ぐらいで行いたいと思うんですが、かなり額がかかるかもしれません。そういう関係で五年という目標を立てまして一応都に計画書を提出してございます。五十二年度から早期に計画案を組みたいこういうことでござります。一応要するに協議にならばこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第一〇六号、都水道移管に関する請願、請願第五一二号、多摩平・旭丘地区での児童館建設に関する請願、請願第五一一二四号、児童館学童クラブを設置し子供達に生き生きとした放課後の生活を保障するための請願、請願第五一三〇号、第十八小学校（仮称）区域学童保育所設置に関する請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五一三号、衛生環境整備及び用水路改修に関する請願、請願第五一一三号、市道「豊田一三号線」の復元と改修に関する請願、請願第五一一二八号、道路舗装の件について、請願第五一三三号、西平山五丁目四十八番地及び四十八番地附近の排水吸い込み処理解消に関する請願、請願第五一三四号、多摩平六丁目の水害対策についての陳情の件を一括議題といたします。

都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（林重義君） それでは都

市計画産業建設委員会の請願の審査報告をいたします。

請願五一ー一三号につきましては衛生環境整備及び用水路改修に関する請願でございます。この請願はオリエントの裏にあります、以前に行きました水路の部分とそれに関連します排水路の改修の請願でございます。委員会としましても全会一致で採択と決定をしました。

次に請願第五一一三号、市道「豊田一三号線」の復元と改修に関する請願について、この請願は川辺堀之内のゴルフ練習場があります西側に豊田一丁目に通ずる丘陵の部分の坂道の市道でございまして、現況としましては以前は広い所が現況は人が通れるという所でございます。請願の復元と改修の請願ということでございまして、現況の状態を見て整備を行うということとで委員会としては全会一致で採択と決定いたしました。

次に請願第五一一二八号、道路舗装の件について、この請願は百草、落川にまたがる多摩川堤防沿いの中段といいますか、堤防についた兼用の道路でございます。この道路については兼用道路としての認可も終つておるということであり、年次計画によつて道路舗装を行うということで委員会としても全会一致で採択と決定しました。

請願五一ー三三号、西平山五丁目四十八番地及び四十八番地附近の排水吸い込み処理解消に関する請願について、この場所は西平山、豊田団地の北側、大和田地区未開発部分でございまして、委員会としても全会一致で採択と決定しました。

○議長（名古屋史郎君） 都市計画産業建設委員長。

○都市計画産業建設委員長（林・重義君）担当課からお聞きしたというか、そういうことでお知らせしたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）この部分については現在場所は現地でございますけれども、豊田団地の北側、大平という団地がございますね、大平団地の手前までの部分でございまして、そしてその中に市道が東側に一本ばかり入つていていう形の所でござります。こつから行くと右側ですね、その部分とそれをやはり西側に通ずる市道が下に向つて八王子の排水路まで通じておりますという、現況はそういう所なんです。T字路形の所を八王子の排水路があります西側の部分に丘陵で傾斜しておりますので勾配も十分取れるんじゃないかという担当課からの説明でございます。水道管もいかつておりますけれども、何とか排水計画についてはできるというような見通しがあるという意見があれば承ります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）御意見をお願いします。吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） 全般の意見です。文教委員会の報告の時に委員の中から文教委員会に付託する云々というくだ

して、雨水及び家庭雑廃水の処理についての請願でございます。この点について、雨水の問題についてはいろいろと検討の結果もあるんじやないかということでございまして、雑廃水については処理は何か一メーターハー八十の道路でございますけれども、可能であるということの考え方から委員会として全会一致で採択と決定をいたしました。

次に請願五一ー三四号、多摩平六丁目の水害対策についてという陳情でございます。この請願については市としても本年度遊水池の設置の問題についても事業化しておりますし、今後の問題も市当局として検討されておるということでございますので、委員会としても全会一致で採択と決定します。

以上五件についての請願、陳情の報告であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。
島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君） 請願五一ー三三号についてちょっと御質問したいと思うんですが、いま委員長の報告の中で雨水についての問題はちょっとむりかもしないけれども、家庭雑廃水については何とかなるだろう、こういう報告がありましたけれども、もう少しその具体的になるだろうという方向について、委員長の報告よりもできれば担当部局からその辺の説明をいただきたいと思いますが。

○議長（名古屋史郎君） 分かりました。（「了解」と呼ぶ者あり）ほかに御意見はありませんか。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第五一一三号、衛生環境整備及び用水路改修に関する請願、請願第五一一二三号、市道「豊田一三号線」の復元と改修に関する請願、請願第五一一二八号、道路舗装の件について、

請願第五一一三三号、西平山五丁目四十八番地及び四十八番地附近の排水吸い込み処理解消に関する請願、請願第五一一三四号、多摩平六丁目の水害対策についての陳情は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議員提出議案第二九号、日野市議会昭和五十年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたし

ます。提案理由、質疑を省略し、これより本件を採決いたしました。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ
つて議員提出議案第二九号、日野市議会議案第13号を付託し

決算特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六三号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第三号）専決処分の報告承認の件を議題といたします。

(市長登壇)

市長（森田喜美男君） 議案第六三号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第三号として、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、去る八月二十四日付で専決処分したものであります。内容は多摩川第二排水区管渠設置事業にかかる一億三千六百万円の繰越明許費の補正たし、御承認を求めるものであります。内 容は多摩川第二排水

詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のうえ御承認をお願いいたします。

議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めま

をもつて意見を終結いたします。これより本件について採決い

たします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ
つて議案第六三号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（
第三号）専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されま
した。

これより議案第六四号、昭和五十年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。（市長登壇）

田の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十年度日野市立総合病院事業会計決算の認定についてであります。収益的収入及び支出において、収入では八億七千二百五十一万八千三百七十七円、支出では八億七千五百六十九万四千六百六十五円となり、不足する額三百十七万

す。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） それでは議案第六三号につきまして御説明を申し上げます。ただいまの提案理由の中で市長のほうから申し上げましたとおりでございますが、これは後ほど御審議をいただきます契約議案との関連がございますが、もちろん法律に基づきまして、地方自治法一百十三条の規定によりまして繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

当初におきましてはチールド工法という工法で二カ所にわけて本年度工事をしようという計画でございましたが、技術的なこと、あるいは全般的なことからどうしても二カ所の発注はむりであるということから一カ所にて、二箇所にて用意を

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。お諮りいたします。
ただいま議題になつております本件については、委員会付託を
され、この間は、議論いたしましたが、これで御異議ございません。
いかりましての工事になつたわけでございます。したがいま
して一億三千六百万円の繰越明許の御議決をいただきたい、こ
ういうことでござります。よろしくお願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御質問がわざわざあります。よけいございました。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

六千六百六十五円は繰越利益剰余金で補てんいたしました。
次に資本的収入支出については、収入で四千三百七十八万円、
支出では四千五百七十一万九千二百五十五円となり、不足する
額百九十三万七千二百五十五円は過年度内部留保資金で補てん
しております。支出の主なものは、滅菌消毒機、直腸鏡カメラ
等の医療機械の購入と産科病棟施設の新設及び内窓塗装工事等
であります。

また^{期間外}収入支出では、それぞれ六十七万八百三十七円となりました。なお五十年度は患者数において前年度に比し、入院で四%、外来で四二%の伸びを示し、収益においても診療報酬の引き上げのない年度でありましたが、入院で一八五%、外来で一三七%、それぞれ増収となりました。なお詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

和五十年度日野市農業共済事業特別会計の決算について、地方公営企業法第三十条第四項の規定に基づき、決算の報告をいたし、議会の認定を求めるものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、それぞれの議案をよろしく御審議のうえ御認定を承りますようにお願いをいたします。

○議長（名古屋史郎君） 議事の都合により、暫時休憩いたしたいと存いますが、これにて御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後三時十分 休憩
午後三時五十三分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に監査委員より監査報告を求めます。

（監査委員登壇）

○監査委員（剣持佐吉君） 報告します。代表監査委員の牧野氏が、体のぐあいが悪いので、私が代理して報告いたします。結論的に、概略的に申し上げますと、今年は支払い事務の改善とか、あるいは購入について怒力の跡が見受けられます。さらに改善の余地があろうというので、病院当局においてもこれに取り組んでいる次第であります。細かいことについては、報告書にありますので、御了承をいただきたいと思つております。

代表監査委員が来られないことについては、幾重にもおわびを申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

○企画財政部長

○企画財政部長（加藤一男君） 議案第六六号につきまして御説明を申し上げます。提案理由につきましては、ただいま市長から申し上げましたとおりでございます。

この条例内容は、七条から成り立つております。それから第一条につきましては、設置の条文でございます。それから第二条につきましては、積立額のことについて申し上げておりますが、この内容といたしましては、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めるということでございます。それから第三条につきましては、管理関係を掲げてございます。当然確実な管理をいたさなければなりません。それから第四条につきましては、運用問題を掲げてございます。これは当然のことでございますが、これから生じます利益等につきましては、当然この基金に一般会計より繰り入れるものである、ということを掲げてございます。それから第五条につきましては、繰替運用の問題でございます。これは当然のことでございますが、第五条には、運用問題を掲げさせていただきました。それから第六条は、これは基金の処分問題でございますが、ただいま提案理由の中で申し上げましたとおり、学校施設等の建設の経費に充てる場合に限りまして、この基金の全部または一部を処分することができるということを掲げてございます。第七条は委任関係でございます。

なお詳細につきましては、付託委員会におきまして詳細御説

お詫りいたします。これをもつて議案第六四号、昭和五十年度

日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第六六号、日野市公共施設建設基金条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第六六号につきまして、提案理由の説明をいたします。本議案は、地方自治法第二百四十一條第一項の規定に基づき、日野市公共施設建設基金を設置するものであります。これは義務教育施設を初めとする各種公共施設の整備拡充という、今日の市民要望の高まりに対処していく上でネットとなつております財政的制約を緩和し、円滑な資金運営を図ることを目的とするものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めま

す。企画財政部長。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いま市長並びに部長から、新条例の内容について説明があつたんですが、いわゆるこういう条例を設置したほうがいいということでされたと思うんですけども、その辺のメリットといいますか。そういうものをしたほうが、今までよりこういうメリットがあるんだというようなことがあつたらば御説明いただきたい、それだけです。

○議長（名古屋史郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） たいへんむずかしい御質問でございます。メリットの問題の御質問でございますけれども、御承知のように府舎積立基金条例も制定いたしてございましたが、もちろんこの条例は生きておるわけでございますけれども、さきほども提案理由の中でありましたように、これから学校施設等、相当の建設需要額が出てまいります。年間におけるいわゆる余剰財源というわけにはいきませんけれども、できるだけ節減をして積み立てていこう、そしてその必要が生じたときに、一度に繰り入れをいたしまして建設に取りかかろう、こういう一つの目的でございまして、そういう時期に備えての積み立てをいたしたいということなんでございます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。（「あとでいいです」と呼ぶ者あり） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お詫びいたします。これをもつて議案第六六号、日野市公共施設建設基金条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第六七号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第六八号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第六七号は、東京都老人福祉手当に関する条例の一部が改正され、支給額一人月額八千五百円が九千五百円になるので、それに伴い日野市老人福祉手当委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第六九号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第六九号についての提案理由の説明を申し上げます。本議案は、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第四号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ八億六千二百三十一万二千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百六十一億五千三百四十四万六千円といたします。

補正の中で歳出の主なものは、仮称第十八小学校及び仮称第五中学校の防音工事費計二億六千八百三十五万円、市立総合病院への補助金一億四千七百五十万八千円、土地開発公社への補助金一億一千七百八十一万六千円、常備消防事務委託金五千八

条例の一部を都に準じて改正するものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次は第六八号についてですが、本議案は、東京都児童育成手当条例の一部が改正されたため、それに伴い日野市児童育成手当の一部を都に準じて改正するものであります。

この制度は、市と都が一体となつて実施している制度でありますので、日野市児童育成手当条例の一部を改正いたしましたく提案するものであります。本件につきましても担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 六七号につきましては、特別、説明をつけ加えることはございません。

六八号につきましては、育成手当と障害手当がそれぞれ五百円上がるということをごさいます。それから特別手当につきましては、この特別手当は外人でございます。これにつきましては、この特別手当は外人でございます。これにつきましては、国の児童手当と現在同額でございますので、特別手当については据え置き、こういう内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

なお詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 歳入、歳出全般、及び第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） それでは議案第六九号の五十一年度一般会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

まず議案書の方から説明に入らせていただきます。議案書の第一表につきましては、ただいま提案理由の中でございましたように、総額八億六千二百三十一万二千円の追加でございます。予算現額が百六十一億五千三百四十四万六千円と相なります。

次に第二表の債務負担行為補正でございますが、これは追加とそれから変更の補正をお願いしてございます。追加につきましては、仮称十八小学校と仮称五中の屋内運動場の新築事業費を計上させていただきました。期間につきましては、本年度から五十二年度、限度額につきましては、ここに掲げました数値

でございます。おおよそ予定されます建設面積は、十八小学校につきましては七百五十九平方メートル、五中につきましては千百三十平方メートルを予定いたしてございます。これが追加の補正でございます。

それから変更の部分でございますが、二点ございます。仮称第十五小学校の屋内運動場の新築事業でござりますが、これは五十年度におきましての御議決を賜つておりますが、この期間の変更とそれから限度額の変更でございます。期間を五十年から五十一年を、五十一年から五十二年に変更させていただきたい。それから限度額はこのように変更させていただきたい。面積につきましては、十八小同様の面積を想定いたしてございます。

それからその次が、神明上都市下水路整備事業費の変更でございます。これは期間につきましては変わりございませんが、金額におきましての変更でございます。八千百万円を一億二千七百九十一万三千円、このように補正をさせていただきたいと思うわけでございます。本年六月にこの数値の決定を見て、今回お願いをするものでございます。これは利子が挿入をされまして、いわゆる六分五厘の利子計算になつてございます。期間は十年で三年据え置きと相なつております。総額で一億二千七百九十一万三千円に変更させていただきたいわけでございます。これが債務負担行為の第一表でございます。

るものでございます。

それから次に五ページ、六ページに移りまして、地方交付税関係でございます。この地方交付税は、減額で七千四百十九万五千円でございます。本年度の地方交付税の確定をいたしました。これに伴いまして、この款では減額でございます。

次に七ページ、八ページでございますが、交通安全対策特別交付金二百一万四千円の追加でございます。これは本年度、前年度実績で計上いたしましたが、今回、確定を見まして、この数値の増額補正をいたしたものでございます。

次が九ページ、十ページでございますが、使用料及び手数料関係七十四万円の追加でございます。これは当初予算におきましては、住宅使用料のみを計上いたしてございましたけれども、現時点での実績を見まして、七十四万程度の収入が見込まれるということで、追加補正をいたすものでございます。

それからその次が十一、一二ページに移りまして、使用料及び手数料のうち、手数料十五万円の追加でございます。これは説明欄にもありますように、屋外広告物の手数料でございましたて、これも現時点での実績をにらみまして、追加をいたすものでございます。

それから十三、十四ページの国庫支出金関係の民生費の国庫負担金二千五百一万八千円の追加でございます。これは説明欄にございますように、大久保保育園の新築に關係いたします建

それから第三表の地方債の補正でございますが、これは変更でございます。ただいま提案理由の中で説明ございましたように、仮称第十五小学校の地下道の新設工事にからむ地方債でございまして、当初予算におきましては、一億円の予算計上をいたしましたが、京王等と折衝の結果、どうしても総体費用一億四千万円の費用を必要とする状況になりまして、したがいまして七五%の充当率、すなわち三千万円でございますが、追加になります数字は三千万円でございますが、一億を一億三千万円に変更をさせていただきたい、このような補正でございます。

それでは第一表関係の、詳細にわたります款、項、目につきまして御説明をさせていただきます。

説明書の三ページ、四ページをお開きいただきたいと思います。この三ページ、四ページは、市民税関係でございまして、個人、法人、合わせまして六億七百三十六万三千円の追加でございます。この内容につきましては、説明欄に掲げてございますけれども、個人の均等割につきましては、法改正に伴いますものがございます。それから所得割につきましては、給与所得の伸びが、当初見込みましたものよりも上回った、ということでございます。

それから法人税につきましては、決算状況が非常に良好であつたということから、このような増額補正をお願いするものでございます。総額で六億七百三十六万三千円の追加をお願いします。設費にからむ負担金、それから初度調弁関係に關係します負担金、ここに掲げました数値が、歳入が見込まれますので今回補正をいたすものでございます。めぐりまして国庫支出金の教育費の国庫補助金の二億一千百十八万九千円の追加でございます。これはまず小学校費の補助金でございますけれども、八百九十二万七千円でございます。これは説明欄にありますように、要準要保護児童の補助金関係、内容といたしましては学用品その他でございますけれども、六十四万七千円が予定をされます。それから特殊学級関係の補助金といたしまして、これは平山小学校関係でございますが、小額でありますが、十一万円。それから仮称十五小学校の給食施設整備費の補助金でございます。これは二分の一補助でございますが、八百十七万円予定してございます。合わせまして八百九十二万七千円の追加。それから四の騒音防止対策工事補助金でございますけれども、これは提案理由の中で御説明がありましたように、仮称十八小学校とそれから第五中学校の防音併行工事に伴います国の補助金でございます。内容はここに掲げましたとおりでございます。それから下欄の社会教育費の補助金の百万円でございますけれども、これは移動図書館車の補助金でございます。百万円が予定されますのでここに計上いたしたわけでございます。

次が十七ページ、十八ページでございます。都支出金の民生費の負担金関係で千七百十九万七千円の追加。この内容といった

しまして社会福祉費の負担金四百六十八万八千円の追加、この内容は説明欄に掲げました内容でございますが、老人クラブにつきましてはクラブ数の増。それから地社協関係でございますが、これは從来は一般会計に歳入をされませんでしたが、今回、指導に基づきまして市の一般会計を通じて負担金の支出をするということで、今回三百二十二万円の歳入を見込んだわけでございます。もちろんこれが同額、歳出で見込まれたわけでございます。それからその次の福祉活動専門員の関係でございますけれども、これは基準額の改定に伴いましての増でございます。それからその次は民生委員関係の負担金でございまして、五名の民生委員さん増加に伴いますそれぞれの歳入でございます。それから一番下欄の身障者関係の福祉手当でございますけれども、これは単価改正、それから增加分、合わせまして八十八万七千円の見込みが立ちましたので追加補正するものでございます。それから一の児童福祉費負担金でございますが、これは都関係の大久保保育園関係費の負担金でございます。内容といたしましてはここに掲げましたとおりでございます。それから十九、二十ページでございます。都支出金の民生費の補助金関係で二百六十万一千円、これは説明欄にありますように、法外援助費の補助金で、これは単価改正に伴うものでございます。内容といたしましてはここに掲げましたとおりでございます。それから次が農業費の都補助金関係の七十万円でございますが、こ

そから二十七、二十八ページの寄付金関係の五十万円の追加でございます。これは都民銀行から寄付を賜りました五十万円の計上でございます。この金は図書購入費ということで同額、図書館費のほうに計上いたしてございます。後ほど支出で御説明を申し上げます。

それから二十九、三十ページの繰越金千九百二十四万二千、これは前年度の繰越金を追加計上いたしたものでございます。

それから三十一、三十二ページの市債につきましては、先ほど説明をいたしましたように仮称第十五小学校の地下道の市債を計上いたしたものでございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出に移らせていただきます。まず総務費の一般管理費でございます。千七百九万九千円の追加でございます。内容といたしましては共済費で千四百七万七千円の追加でございます。これは市町村職員共済組合に払い込みますところの共済費でございますが、共済組合法、つまり昭和三十七年の十二月一日に現在の新法が施行になりましたけれども、それ以前のがいわゆる改定になります。これに伴います必要額の負担金でございまして、千四百七万七千円の支出をいたすものでござります。それからその次が賃金でございますが、九十四万六千円

これは東京都から生産緑地保全育成事業補助金といたしまして事業費の二分の一が交付されます。この予定額七十万円の追加でございます。下欄の教育費の補助金の二十万でございますが、これは特殊学級設備費の補助金といたしまして追加計上いたしましたが、これは人員増加に伴う増でございます。めくりまして二十一、二十二ページ関係に移らせていただきます。都支出金の土木費の委託金二十万七千円でございます。これは未利用地の実態調査の東京都からの委託がございます。それに対します事務費の収入でございます。それから下欄の都市計画費委託金、これは十万五千円の追加でございます。これは説明欄にありますように、東豊田の緑地保全地域の巡回とか、あるいは植生管理のために交付になる委託金でございます。十万五千円でございます。

それから二十三、二十四ページに移りまして、財産収入の利子及び配当金の九百八十四万二千円の追加でございます。これは説明欄にございますように、府舎建設基金から生じますところの利子収入でございます。もちろんこの同額を支出いたす予定でございます。次が二十五、二十六ページの財産収入の不動産売払収入九百四十三万九千円の追加でございます。これは市有地、廃道敷でございますが、この売払収入を見込み、計上いたしました。内容といたしましては下欄に掲げたところの地番並びに地積でございます。

それから二十七、二十八ページの寄付金関係の五十万円の追加でございます。これは職員の産休代替、あるいは病欠、その他でどうしても本年度の執行に対しまして、約二十五日といたしまして二十二人程度どうしても必要であるということから九十四万六千円の追加をお願いするものでございます。それから報償費の五万円でございますけれども、これは自治会長等の研修をいたしたいということでその講師に対します謝礼を計上させていただきました。一日間お願いをするということで二万五千円の二日、五万円を追加いたすものでございます。それから需用費の百八十一万六千円でございますが、これは消耗品のうち被服費でございますけれども、百三十七万円の追加でござりますが、これは職員のいわゆる事務服、当初前年度実績で計上いたしましたけれども、これが単価がどうしても賄いきれません。その不足額を求めるものでございます。お願いするものでございます。それから消耗品は四万一千円の小額でございますが、これは主として車の消耗品に不足を生じました。追加をお願いするものでございます。燃料費につきましては車の燃料費でございます。それから食料費につきましては先ほど申し上げました。自治会長研修会の賄い費といたしましてこのようにお願いをするものでございます。修繕費は車の修繕費についても不足を生じます関係で計上をお願いをいたしたわけでございます。それから使用料及び賃借料の二十一万円でございま

すけれども、これは自治会長の研修に伴いますバス借り上げを四台予定いたしてございます。これが需要額二十一万円、合わせまして千七百九万九千円の一般管理費の追加でございます。

それから次が二の文書広報費の三百八十三万七千円の追加でございますけれども、まず需用費いたしまして二百二十三万九千円の追加をお願いしてございます。これは内容といたしましては印刷製本費でございますが、説明欄に掲げましたように、下水道調査会の報告書とそれから要約版を印刷をいたしたいということで、それぞれ十三万四千、二十八万の追加をお願いするものと、それから広報印刷百八十二万五千円でございます。

これは広報の臨時号、それから下水道の臨時号といいまして、下水道を取り上げた問題の広報、これが印刷費いたしまして百八十二万五千円の追加をお願いいたしたものでございます。めぐりまして三十五ページ、三十六ページ関係ですが、十二の役務費十一万五千円、これは郵便料の追加をお願いするものでございます。それから十三の委託料の百三十八万三千円、これは先ほど申し上げました広報、臨時号等の折込委託料、それから点字の広報の印刷配布、臨時特集号の折り込み、合わせまして百三十八万三千円の追加をお願いするものでございます。それから十九の負担金補助及び交付金の十万円でございますが、説明欄に掲げましたように、福祉を語る全国大会の負担金といったしまして十万円の追加をお願いするものでございます。

建設に關係いたします費用補正でございます。先ほど提案理由

の中でも説明ありましたように、府舎建設に伴いましてガスの引き込みをいたすわけでございます。当初におきましては工事請負費に計上いたしてございましたが、これは東京ガスに対しまして負担金でございますので組み替えをお願いするものでございます。その次が企画調整費の百万円の追加委託料でございます。これは主として交通それから区画整理等のアンケート調査をいたしました。そのお願いをいたしましたが、これは賃金でございます。それは行政調査委託をいたしたいということでおございます。これは主として交通それから区画整理等のアンケート調査をいたしました。その次が企画調整費の百万円の追加補正をお願いするものでございます。それから十の安全対策費の七百万円の追加でございますが、これは本年度、当初予算におきまして五千五百万円の御議決をいただいておりますが、今回ようやく設計完了し、その費用が七百万円どうしても不足をいたします。そういうことで今回追加のお願いをするものでございます。それから諸費の三百三十四万七千円の追加でございますが、これは償還金でございます。この内容は昭和五十年度の各市の負担金の精算に伴いましての償還金でございます。あるいは老人医療、身障者の關係、学童保育等の精算に伴います返還金でございます。これが三百三十四万七千円でございます。

それから次が三十九、四十ページに移りまして、徴税費關係

ございます。まず総務費、四万七千円の追加をお願いするも

次が財産管理費関係で一千八百万七千円でございます。この内容といたしましては需用費で二万三千円、これは管財課職員の被服費でございます。主として安全ぐつ等を購入いたすものでございます。それから十三の委託料の二十三万四千円でござりますが、これは旧下田分校の敷地の返還に伴いますところの測量委託料でございます。すでに返還につきましては御議決をいただいておりますけれども、これが元地主に返還するにあたっての測量を必要といたします。およそ千九百四十五平方メートルの測量を委託する予定でございます。これから十七の公有財産購入費の二百九十万円でございますが、豊田の南口の道路用地の買収二十九平方メートルいたしたいということでここに二百九十万円の計上をお願いするものでございます。それから次が二十二の補償、補填及び賠償金でございますが、少額ではございますが、八千円の追加をお願いするものでございますが、これは賃記料でございます。これは市道十二号線にからむ從来からの約束事でようやく今回その見通しが立ちまして、執行するに当たりましての答記料でございます。それから二十五の積立金の一千四百八十四万二千円でございますが、先ほど歳入で御説明申し上げましたように、府舎積立基金から生じますところの利子をそのまま積立をいたすものでございます。それからまつは先ほど御審議を賜りました公共施設建設基金積立金といいまして五百円の補正をお願いするものでございます。

それから三十七、三十八ページでございますが、これは府舎

のことでございます。これは説明欄にあるとおりでございまして、税務担当職員のいわゆる都外の滞納整理をいたしたいということで追加をお願いするものでございます。それから賦課徴収費の六百四十九万九千円、このうち賃金が四十八万四千円でございます。これは税務職員の産休代替等のために臨時賃金として賃金をお願いするものでございます。およそ九十三人を予定いたしてございます。それから備品購入費の一万五千円でございますが、これは説明にございますように、市民税関係の保管庫を購入をいたしたいというとでございます。それから二十三の賃金利子及び割引料六百万円、これは市税還付金といいまして追加計上をお願いするものでございます。

めぐりまして四十一、四十二ページに移りまして社会福祉費関係の総務費三百八十四万六千円の追加でございます。内容といたしましては報酬で十二万円、これは先ほど歳入でも御説明申し上げましたように、民生委員さんの五人増に伴うものでございます。報酬費につきましても同様の要素でございます。それから旅費につきましては先ほど歳入で御説明申し上げました日社協の運営費、歳入即支出でございます。それから福祉活動専門員、これは基準改正に伴いましての支出でございまして、これは先ほど歳入で申し上げましたとおりでございます。それから下欄につきましては民生委員さんの關係が上欄でございまして、下欄につきましては先ほど歳入で御説明申し上げました日社協の運営費、歳入即支出でございます。それから

身障者関係の福祉費、扶助費をいたしまして二百三万八千円、これは条例改正に伴うアップ分でございます。次が四十三、十四ページに移りまして、社会福祉費のうち精神薄弱者関係の四十九万八千円の追加でございます。これは単価アップに伴う不足額でございます。それから老人福祉費の五十四万七千円、内容をいたしまして旅費で十万円、これはホームヘルパーの旅費が不足をいたします。どうしても十万円の追加をお願いするものでございます。それから十九の負担金につきまして四十二万七千円、これは先ほ歳入でも御説明申し上げましたが、老人クラブの増、それから老人クラブの人員増に伴う支出でございます。合わせまして四十二万七千円。それから二十の扶助費一萬円は法外援護費で二名増加に伴う関係でございます。

それから社会福祉施設費の二十万円の追加でございますが、高幡会館の照明が非常に暗うございますのでこの取り付け工事をいたしたいということで二十万円の追加をお願いするものでございます。

めぐりまして四十五、四十六ページ児童福祉費、施設費関係でございます。五千九百二十五万五千円の追加でございます。内容といたしまして報償費で一万二千円、これは滝合小学校に設置をいたします学童クラブの記念行事の費用といたしまして一万一千円の追加をお願いするものでございます。それから需用費の四百八十五万三千円でございますが、これは内容は次べ

いたすものでございます。

それから五十五、五十六ページの衛生費関係で、環境衛生費で百万円の追加でございます。需用費でございますが、これは一般家庭配布用の薬剤購入費としてお願いするものでございます。今後は雑草剤等を予定いたしておりますが、百万円のどうしても不足をいたすということでお願いするものでございます。それから環境整備費は備品購入費減額でございます。執行いたしました不用額を減額いたしました。それから公害対策費につきましても合計では減額三万五千円でございますが、内容をいたしましては、旅費の二万円の追加それから備品等公課費につきましては執行不用額を減額補正いたすものでございます。

身障者関係の福祉費、扶助費をいたしまして二百三万八千円、これは条例改正に伴うアップ分でございます。次が四十三、十四ページに移りまして、社会福祉費のうち精神薄弱者関係の四十九万八千円の追加でございます。これは単価アップに伴う不足額でございます。それから老人福祉費の五十四万七千円、内容をいたしまして旅費で十万円、これはホームヘルパーの旅費が不足をいたします。どうしても十万円の追加をお願いするものでございます。それから十九の負担金につきまして四十二万七千円、これは先ほ歳入でも御説明申し上げましたが、老人クラブの増、それから老人クラブの人員増に伴う支出でございます。合わせまして四十二万七千円。それから二十の扶助費一萬円は法外援護費で二名増加に伴う関係でございます。

それから社会福祉施設費の二十万円の追加でございますが、高幡会館の照明が非常に暗うございますのでこの取り付け工事をいたしたいということで二十万円の追加をお願いするものでございます。

めぐりまして四十五、四十六ページ児童福祉費、施設費関係でございます。五千九百二十五万五千円の追加でございます。内容といたしまして報償費で一万二千円、これは滝合小学校に設置をいたします学童クラブの記念行事の費用といたしまして一万一千円の追加をお願いするものでございます。それから需用費の四百八十五万三千円でございますが、これは内容は次べ

いたすものでございます。

めぐりまして五十二の十八備品購入費の百八十万円、これもさきほどの関係費用でございまして、京王七生台、滝合の学童クラブ関係の備品購入費でございます。

次が五十三、五十四ページに移りまして、民生費の生活保護費の二百七十四万五千円の追加でございます。需用費といたしましては三万円、これは自動車の修繕費をお願いするものでございます。それから備品につきましては複写機が老朽化いたしまして、どうしても新しく購入いたしたいということで十八万円の追加。それから扶助費の二百五十三万五千円は歳入で御説明のとおり単価改正に伴うものでございまして、ここで支出をいたすものでございます。

それから五十五、五十六ページの衛生費関係で、環境衛生費で百万円の追加でございます。需用費でございますが、これは一般家庭配布用の薬剤購入費としてお願いするものでございます。今後は雑草剤等を予定いたしておりますが、百万円のどうしても不足をいたすということでお願いするものでございます。それから環境整備費は備品購入費減額でございます。執行いたしました不用額を減額いたしました。それから公害対策費につきましても合計では減額三万五千円でございますが、内容をいたしましては、旅費の二万円の追加それから備品等公課費につきましては執行不用額を減額補正いたすものでございます。

次が五十七、五十八ページの衛生費の清掃費でございます。清掃総務費三千九百五十二万七千円の追加でございます。これは内容といたしましては、報償費で二十五万円、これはごみ問題等でいろいろ弁護士さんにお願いをいたしまして現在までますで、ようやく御承知のとおりの状況になりまして、これが費用といたしまして二十五万円追加計上をお願いするものでございます。それから委託料の三十万円につきましては処理場周辺の対策事業の調査といたしまして三十万円の計上をいたしました。それから十五の工事請負費関係でございますが三百十六万一千円、これは説明欄にありますように処理場の外構工事と場内の整備をいたしたいということで三百十六万一千円、合計でお願いをいたすものでございます。それから十九の負担金大変大きな数値でございますが、これはさきほど提案理由の中にもありましたように主として、内容といたしましては処分地の管理組合の負担金が大きく占めてございます。そのほかといたしましては管理組合設立準備委員会負担金五十四万八千円、下欄はすでにこれは終了いたしてございますが、対策協議会の負担金不要になりましたことで減額をいたすわけでございます。差し引きまして三千五百八十一万六千円の追加をお願いするものでございます。それからじん芥関係の処理費三千六百五十万三千円の追加でございます。内容といたしましては委託料として百五十万三千円、これは残灰の搬出処分委託料でございます、こ

の追加をお願いするものでございます。それから十五の工事請負費関係でございますが三千五百万円、説明にございますように機械炉オーバーホールとそれから電気集じん機のオーバーホール、合計で三千五百万円の追加をお願いするものでございます。それから屎処理費関係では減額でございます。内容といたしましては委託料で五百六十万五千円の減額いたします。ケキ搬出、減額でございますが、これが費用はさきほど御説明を申し上げました十九の負担金の処分地管理組合負担金に包含されるものでございます。したがいましてここでは減額をいたします。それから十五の工事請負費関係の二百三十三万円、これは高圧電気設備の改修をいたしたいということでございます。これは委託をいたしております電気主任技術者のほうから改修を必要とするという通知につきまして、これを改修するものでござります。

次が五十九、六十ページでございますが、病院整備費の一億四千七百五十万八千円の負担金支出でございます。これは後ほど御審議いただきます病院会計の中で説明があろうと思ひますけれども、収益勘定に支出をいたします。これは支出におきましては病院の収益勘定はいわゆる歳入歳出差し引き残金なしという形を取られると思います。

したいところで五人の十一日分追加計上をお願いいたします
のでござります。

それからめぐりまして六十五、六十六ページの土木費の道路
新設改良費四千六百万円でございますが、これが浅川南第二排水
水区管渠実施設計でございます。これは一。二。六関係の費用
でございまして、五十一年度に設計をし、五十三年度に橋、五
十四年、五十五年には道路というような都の計画のようでござ
います。これに合わせまして当市で排水関係の設計を委託いた
したいということで、これが費用六百万円でござります。それ
から十五小学校地下道通学路の追加でございますが、これはさ
きほど御説明を申し上げましたように四千万円の追加をし合計
一億四千万円、お願いをいたすものでござります。

次が六十七、六十八ページの土木費の河川維持費の七百五十四万円の追加でございます。まず賃金三百二十四万円でござりますが、用排水路の清掃臨時雇い上げといたしまして十月から三月までの当市の十二水路について清掃をいたしたいというふとで、ここに追加のお願いをするものでございます。それから需用費の二百四十六万円につきましては説明欄にありますように清流フィルターの三千個の追加をお願いいたしたいというふとでございます。それから委託料の十六万円でございますが、これは冬期間におきますところの用水桶門管理を委託いたしましたことは、冬期間において十六桶門の委託をいたしております。一桶門

生じますので追加のお認めをいただきたいということをごさいます。それから農業振興費、これは減額でございます。四千六百三十一万四千円でございます。この内容といたしましては報償費で四千七百五十六万円の減額、これは生産緑地審査委員謝礼とそれから生産緑地奨励金、減額をいたすものでございます。委託料につきましての三十万四千円も同様減額でございます。それから十九の負担金補助及び交付金、これは追加でございますが、百五十五万円、これは生産緑地保全育成事業補助金いたしましたように百五万円の内容につきましては、七十万円の都補助が含まれております。それから六十三、六十四ページに移らしていただきまして、観光費三十万円の追加でございます。需用費といたしまして三十万円、これは観光パンフレットの印刷を約二千部いたしたいと予定いたしております。これは昭和五十二年度で全国の菊花大会を当市でいたすことになつております、これのパンフレット印刷費でございます。それから土木費の土木管理費の総務関係二十九万七千円の追加でございます。これは賃金でございます。これは街路樹の伐採の臨時人夫賃金を計上いたすわけでございます。本年度一ぺんにというわけにいきませんが、主として多摩平、南平地区を中心に本年度実施いたしました都市計画事業特別会計で御説明を申し上げますので御了承いただきたいと思います。一番下欄の公共下水道費五百二十六万一千円の追加でございます。まず内容といたしましては、報償費で十万円の追加でございます。まず内容といまして謝礼に不足をいたしまして追加をお願いするものでございます。それから旅費につきましても同様で執行上不足をいたします。追加のお認めをいただきたいということでございます。それから十一の需用費につきましては九万円、これは消耗品と食料費会等の諸費として不足をいたしております。

めくりまして七十一、七十二ページ、十二の役務費一万二千円、これは水質検査の手数料でございます。平山台の都市下水路の検査を予定いたしてございます。それから十三の委託料の五百万円でございますが、公共下水道基本調査でございます。

かつては当市におきましては基本調査を実施いたしております

が、これが手直しの費用といたしまして五百万円の追加をお願いするものでございます。それから五の公園管理費の八百七万六千円の追加でございますが、まず賃金で二十一万六千円、こ

れはさきほど歳入でも御説明申し上げましたように、東豊田の

緑地の保全のための草刈りの賃金を掲げさせていただきました。

委託料につきましては一万円でございますが、これら多摩平六

丁目対策のいわゆる調整弁の管理委託をいたしたということで

一万円の追加をお願いするものでございます。それから十五の

工事請負費関係の七百八十五万円でございますが、これは説明欄に掲げてございますように黒川公園の樹木植栽として七十万

円、それから旭が丘中央公園の植栽いたしまして十五万円を追加計上いたしました。下欄の第五公園の整備といたしまして七百万円でございますが、これは六丁目対策に伴います調整池の整備の工事関係費用でございます。七百万円の追加をお願いするものでございます。合計で七百八十五万円でございます。

次が七十三、七十四ページに移りました土木費の住宅管理費七万六千円でございます。十二の役務費、十三委託料六万円、の追加をお願いするものでございます。それから災害対策費の七万八千円でございますが、これは印刷費でございまして、地域防災計画の追録の印刷費でございます。七万八千円の追加をお認めいただきたいわけでございます。

次が七十七、七八ページ教育費の教育委員会費五万円の追加でございます。これは交際費で五万円の追加をお願いするものでございます。御承知のように、本年は追加といたしまして仮称十八小、五中等の防音併行その他の工事がございます。これが費用といたしまして、どうしても必要になつてしまりますので、ぜひ五万円の追加をお認めいただきたいと思うわけでございます。

それから事務局費といたしましては二万円、使用料及び賃借料でございますが、これは有料道路の通行料の追加をお認めいただくわけでございます。

それから教育指導費の九万円、これは印刷費でございまして、学校教育要覧の印刷費でございますが、これも単価のアップによりまして不足をいたしますので、追加のお願いをいたすものでございます。

次が七十九、八十ページの教育費の教育振興費二百十六万円の追加でございます。内容といたしましては、需用費で二十万円、これはマイクロバスの修繕費として追加のお認めをいただきたいということございます。それから備品購入費の六十二

共に市営住宅関係の費用でございまして、上欄は水質検査手数料下欄は受水槽の水質検査委託を考えておるわけでございます。合計で七万六千円の追加をお願いするものでございます。

めくりまして七十五、七十六ページの消防費でございます。

常備消防費といたしまして五千八百六十三万四千円の追加でございます。これはさきほど提案理由の中で御説明を申し上げま

したように、昭和五十年度の不足分と本年度の決定に伴います追加費用でございます。上欄が五十一年下欄が五十年度の費用でございます。合わせまして五千八百六十三万四千円の追

加をお願いするものでございます。その後が非常備消防費の百六十万八千円の追加でございます。ここで大変恐縮でござ

いますがミスプリントがございますので御訂正をいただきたいと思いますが、十五工事請負費とございますものを十九負担金補助及び交付金と御訂正をいただきたいと思うのでござります。

それから説明欄の消防器具置場新設補助と挿入をしていただきたいと思うわけでございます。大変恐縮でございますが御訂正をいただきたいと思います。この百六十万円は説明欄にもござ

いますように第二分団第三部の消防器具置場の補助金でございます。およそ五坪予定いたしてございます。それから二十七の公課費八千円少額でございますが自動車重量税でございます。

これは本年度当初予算におきまして積載車購入の一台をお認めいただいておりますが、重量税の改正が五月一日にございまして不足をするものでございます。合わせまして百六十万八千円

万円でございますが、これは平山小学校の特殊学級の備品購入費でございます。もちろんこれに伴う歳入はございますが、一般会計といたしまして、合計六十二万円の追加をお願いいたしますのでございます。

それから二十の扶助費百三十四万円でございますが、これもさきほど歳入で御説明申し上げましたが、学用品等の扶助費でございます。内容といたしましてここに掲げたとおりでございます。合わせて百三十四万円でございます。

それから学校保健体育費の百六十八万円でございますが、賃金といしまして百六十八万円、これは給食調理員の臨時雇い上げ賃金でございますが、長欠、それから病欠職員の代替といたしまして、臨時人夫賃を計上させていただくわけでござります。

それから下欄の学校建設施設整備費の七十九万九千円、これは旅費といたしまして一万三千円、それから需用費といたしまして二十八万五千円、これの内容は、印刷費がほとんどを占めてございますが、これは十八小関係のブール関係の図面等の印刷費をお願いいたすわけでございます。

めくりまして、八十一、八十二ページの十三の委託料の五十五万円でございます。これは仮称十八小の屋内運動場の地質調査をいたしたいということでおよそ二十メーターワーク、メーターワーク五千元の単価で五十万円の計上をいたしました。それから二

十三の償還金利子及び割引料、少額の千円でございますが、償還金に千円の不足をいたしますので、追加のお認めをいただきたいということをございます。

それから真ん中の防音工事事務費の三百五十五万四千円でございますが、これは仮称十八小学校の防音併行工事施工に伴いましてのそれぞれの費用でございます。これは全額、特定財源をもつて充てる予定でございます。内容といたしましては、委託料の三百三十万四千円が大きな数値を占めてございます。

それから六の防音工事費の一億三千二百五十五万円の追加がございますがこれは十八小学校の防音工事費でございます。

めぐりまして八十三、八十四ページ、中学校関係でござります。学校の管理費といたしまして三十万四千円、これは浄化槽の管理委託料に不足を生じました。これは一中関係の費用でございます。それから教育振興費の二十万円でございますが、訪問学級のバス借上料二十万円の追加をお願いいたしました。これは七生中学校関係でございます。

それから学校建設施設整備費関係の七十九万八千円でございますが、これは五中関係の十八小同様の内容の費用のお願いをいたしてございます。

それから防音工事につきましても、全額、特定財源をもつて、それぞれの費目に計上させていただきました。これが八十五、六ページにまでわたります。

は先ほども御説明申し上げましたが、法改正に伴いましての不足額を計上させていただきました。

それからめぐりまして九十三、九十四ページ、予備費は減額四百十六万一千円で、予備費現在額二千三百六十六万三千円でございます。

それから十三の諸支出金でございますが、公営企業費の開発公社助成費といたしまして一億一千七百八十一万六千円の負担金でございます。これは日野市土地開発公社に対します補助金でございます。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 三十六ページの公共施設建設基金積立金としてここにのつかつてゐるんですが、この基金のことではなく、この基金は公共に使うというんだけれども、どのくらいになつたら使う予定であるか。毎年のように公共的な金がいるわけだけれども、そういう点を説明してもらいたいと思います。それからなお、この条例によつて「基金に属する現金は、必授に応じてもつとも確実かつ有利な有価証券に代えることがでござる」というんだけれども、これは銀行へ預けておく利子より高かつた有価証券があつたときにかえると思うんだけれども、

そういう有価証券については、何年とか何カ月とかそうした期

それから八十六ページの防音工事費、これは第五中学校の防音併行工事でございます。一億三千六百二十万円。

八十七、八十八ページの幼稚園費でございますが、八十三万六千円の追加でございます。報酬は、条例改正に伴います園医の報酬でございます。旅費につきましては、三十七万二千円でございますが、これは研修旅費として追加のお認めをいただきたい、ということございます。それから役務費は、交付手数料といたしまして四百件追加をお願いするものでございます。

次が八十九、九十ページの社会教育費の図書館費でございますが、千二百十九万三千円の追加でございます。これは賃金といたしまして十万四千円、これは平山児童館の拡張に伴います臨時職員費用でございます。それから電気料費につきましては、七十二万六千円の追加、それぞれ消耗品、印刷費、修繕料不足をいたしまして、追加のお認めをいただきたい。それから役務費につきましては、電話架設料でございます。それから十五の工事請負費の四十八万円でございますが、これは平山児童館の図書館改修の費用でございます。それから備品購入費の一千六十四万三千円でございますが、これは大変大きな数値を示しておりますが、図書館開設に伴いましてのそれぞれの費用の不足を計上させていただきました。それが九十一、九十二ページにわたります。

それから二十四は電話債券代でございます。それから公課費

間もついているんだけれども、急に入り用になつたときに、差し支えないかどうか、そういう点について御説明願いたい。

○議長（名古屋史郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） お答え申し上げます。三十六ページの公共施設建設基金積立金の五百萬円のことかと思いますが、これは先ほど条例の中で御説明を申し上げましたが、今、御質問のように幾らになつたらこれをどうするということの決めはございません。ただ、先ほども申し上げましたが、若干の剩余金が出た場合に、ここに積み立てておいてそしてその必要を生じたときに基金から取り崩しまして、一般会計に繰り入れし、当年度の建設事業に充てたい、という目的でございます。そういうことで金額的な決めはございません。

それからこの資金の運用でございますけれども、これは収入の範囲にならうかと思いますけれども、有利な方法で基金を保管しなければなりません。目下いたしております基金の運用といたしましては、どうしても定期とかそういうことで、収入の方では運用されてるようございますが、普通預金等ではなくて、許すならば定期等をいたしまして、高利のものに当てるまい、こういうことにならうかと思います。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） 黒川重憲君。

七十四ページの市営住宅の水槽

の委託料ですが、いわゆる受水槽、それから高置水槽も含めた委託料なのか。それからどこに委託をしたか。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） まだ委託をいたしておりません。この予算が通つてからでございます。（「予定です」と呼ぶ者あり）これは、この予算が通りましてから、その点はやりたいと思います。それから、いまお話をございましたとおり、両方に分かれております。（「けつこうです」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。次に吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君） 十四ページですが、大久保保育園の設置のいろいろなことが出ているんですけれども、これはもちろん委員会で私も一市民として調べてもらいたいんですが、定員、定数制とか、あるいは私立園児優先とかということが二十三区で出されているわけですね。市長もこの前、私が何回も言つたので、多少はほかの市町村を調べているかもしれませんけれども、正式には私も調べてるわけないです。公立保育園と公立保育園の摩擦を避けるために制度化しているところが一十三区ではたくさんあると言つてますね。そこら辺を委員会までに調べていただきたいと思います。それをやるとかやらないとかということでなくして、二十三区がどうなつているかということですね。やはりわれわれの市も人口も増え

ういうものがつかめなかつたのか。この前も自分、言つたことがあるんですが、いわゆる非常に見積もり的なものを低く見たのか。いわゆる自分は一応、手品使いじゃないかというようなことを言うんですね。恐らくまだ職員のペースアップに対しても、多少いわゆる八%のものなら四、五%は予算にのつておる、ということは聞き及んでおるんですが、後の財源等が十二月にできるのかどうか、その辺の点をお答え願いたい。それと去年との違いですね。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） お答えいたします。確かに前にも石坂議員から同じような趣旨の御質問があつたのを覚えておりますが、今年度につきましては、私どももさまざまな資料を使いまして、当初予算で見積もつたわけでございます。これは増えたわけでございますから、決して悪いことじゃございませんが、主な見込み違いというのは、実は当初予算のときに、都の地方課から大体これぐらいの税の伸びを見込んでおいた方がいいというような指導がございました。この点、別に責めを都にかかるわけじゃないでございませんが、この辺で大きな見込み違いがございました。まだ当市などは税財政職員の平素の研究よりしきを得て、まだ見込み違いがそう多くないんでございますが、他市などでは非常に大きな見込み違いが出ております。これは

てまし、幼稚園問題、保育園問題で、公私でいろいろな摩擦が起きると思いますので、できるだけ避けることがやはり市政のあり方だと思いますので、よく調べていただきたいと思います。委員会のときでけつこうです。

○議長（名古屋史郎君） 要望でよろしいですね。（「はい、委員会で結構です」と呼ぶ者あり）では、そのようにいたします。石坂勝雄君。

○十一番（石坂勝雄君） 自分は細かいことじやないんですが、全体に市税が約補正でもつて六億增收になるという最大の理由はですね、その理由ですけれども、今の企画財政部長の説明では、法人と個人の均等割の単価が変わったということが法改正によつて変わつたということと、いま一つは、恐らく去年減税にならなかつたから所得が思つたより伸びてきた、こうしたことだと思うんです、これは去年のことと比較すると、去年のことを言うとばかだと言われるかも知れないけれども、去年と非常に予算の補正のしが著しく変わつておる。恐らく去年の九月補正では、いわゆるこういう市税とか、地方交付税だとか、こういうものに対するものは全然なかつた。しかも最後の十二月、三月は別にして十二月議会にきて、逆に市税は減額の補正がなされた。こういうことを見ると、ぼくは根本的ないわゆる予算、三月の予算編成の時期に、いわゆる確たる資料が、いろんな法の改正によつて変化はあるだろうが、的確なそ

やはり私どもも、もちろん十分研究しなければならないわけでござりますけれども、非常に大きな去年は景気のダウンがございまして、その用心が今年度も当初のときに相当強く働いた。こういうふうに御理解いただきたいと思います。それから職員のペア等についての補正が今後予定されるわけでございますが、これにつきましては、私ども、もちろんこれからペアの交渉を組合とやらなければならない状況で、どうこうということは簡単に申し上げられません。しかし、私の大まかな感じとしましては、ペアの率、それから今年度は、いわゆる期末手当の率が下がつておりますので、そう大きな、補正はしないといけないと思いますが、そう多額な補正はしなくてもいいんじゃないか、というふうな考え方を持つております。それにしましても、多少の補正是必要でございますが、この辺の見込みにつきましては、ある程度の、また収入面で努力しまして、多少の財源は出でるんじゃないか、というふうな考え方を持つております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） いま一つ何というか、雑駁な大きな問題で聞き落としたんですけど、都と国の支出金ですね。これも去年、昨年度に比べると、いわゆるよくなつてると、いうことは、地方財政がたいへんために国なり都がしてきたのか、

都なり國も多少、財政的な点が見込まれたからとえてきたのか、いろいろな単価アップ等によつてやらなければならぬというよくなことになつて、そのへんのところはどうですか。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） もな理由はやはり私どもの今年度のさまざまな事業がわりに多かつたといふことがやはり大きな理由です。それからまた国につきましては石坂議員のおつしめたよな理由でございます。都につきましてはそれほど昨年度に比べて大幅な、いろいろなアップ、単価アップその他大幅にはございませんけれども、私どもできるだけ國なり都なりのいわゆる補助金その他を獲得する努力をしてまいりました。多少、延びたというのが現実の姿でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 次に林重義君。

○九番（林重義君） 私は小さいことなんですけれども、収入と支出にあるんですけれども、収入の二十二ページの未利用地実態調査のことなんですけれども、これは都の委託事業のようですが、この目的がどこにあるかといふことがおわかりでしたら一言でいいですけれども、おわかりになりましたら御説明を願いたいと思います。

それに三十六ページの登記補償料の問題ですけれども、八千円これが出ているようですけれども、その点は今までの細かい

るわけでございますが、お許しをいただきたいと思いますならば、その面積とかは委員会で発表させていただきたいと思ひます、御了解いただけますでしょうか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 次に谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） 六十三、六十四ページにまたがる商工費のうち、印刷製本費のパンフレット代、これにつきまして一応日野市観光協会といたしまして、昭和五十二年度に日本全国の菊祭り大会をこの地で行なう計画を持つております。そこで総予算といたしまして大体一千万を目指して一般の方からの寄付金等も配慮の中で進めておるわけでございますが、日野市が果たしてどの程度の五十二年度予算を組んでくださるのか、現在ここに出ております三十万、この配分でございますが、私ちよつと聞き漏らしましたので質問するわけでございますが、このパンフレットの日本全国にまたがつての団体に配布するには少し数が不足するわけでございます。市はそれをどのように考えていらっしゃるのか、まず一点をお伺いいたします。

なお同じく土木総務費のうち、街路樹伐採臨時雇上としてここで明記されておりますが、これはどのような場所を市はやつているのか。市有地か、それとも公園管理地かどうか、その点をお聞きしたいと思います。

なお六十七、六十八ページにまたがりましての用排水路清掃

点は私も聞いて知つておりますけれども、これは確実に本年度中に施行できるという目安があつて予算に組まれたのかどうかという、二点だけお聞きしたいと存ります。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） それではお答えいたします。この未利用地の実態調査につきましては、都のほうから要綱がまいつております。その中に目的としましては都のほうの公共施設の整備計画に利用したい、そういうふうなことの目的のようでございます。これにつきましては國土法による未利用地調査、こういうふうなことがございますので、そういう中で作業の内容と、こういうようなものにつきまして未利用地の位置図の作成とか、あるいはまたこれまでの土地の利用、こういうものでございます。

○議長（名古屋史郎君） 二点目、三十六ページの二十二、登記補償料の問題。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） 先ほど私も若干御説明申し上げましたが、市道十二号線、国道二十号のところだと思いまが、そこの十二号線の築造に伴いましての土地の交換問題がございまして、水路それから廃道敷関係をその方にいわゆる所有権移転をしませんと完了いたさないようでございます。そ

ういうことでこれが登記料として八千円の追加をお願いしているところでございまして、案内書を各市等に配布するわけでございます。そういうことでこういった案内書を各市等に配布したいということでお願いしたわけでございます。もちろん日野市を紹介するためでございます。

○議長（名古屋史郎君） 二点目、建設部長。

○建設部長（田倉高光君） 街路樹の関係でございますけれどもこれは道路の歩道のところに植えてあります街路樹でございまして現状では千何百かでございます。それを年次的に順次進めていきたいということでございまして、さしつめ多摩平地域、南平地域の街路樹を手入れをいたしたいという考え方でございます。

それから用排水路の関係でございますが、これは年間、清流を促すということで、いわゆる水田作をつくつておらないいわゆる冬の期間におきましては市が管理をするというようなことで、用水組合との話も進めております。したがつてその期間に主として幹線水路の手当をいたしたい、こうしたことでござ

いまして、したがつてそれに要する人員を計上いたした、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） わかりました。ただいま第一点目の観光費につきまして部長はこのパンフレット二千部ということでおざいます。日本全国で何団体がこれに参加するか、それらの数を掌握してのこの二千部ということがはじき出されたのかどうか、そこらいま少し明細にお答えいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） 二千部ということにつきましては一応担当の中では調べてこういう数字が出たと思います。私、どこに何部ということにつきましてはいまここではお答えできませんので、委員会でお答え申し上げたいと思います。（「了解します」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 次に杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） まず第一点は市長にお伺いいたしたいと思うんですが、歳出の三十四ページの総務費の中の一般管理費の中で、自治会長等の研修の関係、車の借上料などがあるのは食料費だとか、あるいは講師の謝礼というような名目で予算が計上されておるわけでございますけれども、三月の当初予算の時には自治会の研修費そのもの、当時で百八十万円

でしたか、これがゼロ査定というようなこといろいろ話もあつたわけですか、予算を組まれたわけですか、その後いろいろな考え方というんですか、市長の自治会長の研修に対する考え方があらわれたのかどうなのか、それをひとつ一般的にお伺いしておきたい。もしそうですと、たとえば数字が百八十万でなくても、それならばもう少し減額しても、当時三月に計上しておけば、何でいうんですか、個人的な感情でいろいろな物議も醸さずにすんだんじゃないかというような考え方も持つておりますので、そのへんの考え方をひとつ明確にお答えいただきたい。数字のことじやなくて、その考え方についてお伺いしたいと、こういうことです。

それから次の三十六ページの負担金補助及び交付金の中で、福祉を語る全国大会負担金という名目で十万ほど組んでありますけれども、これらについての全国大会というと何か漠然としておりますので、もう少し内容をおわかりいただければ御説明いただきたいということ。

それから十七の公有財産購入費の中の二百九十万、豊田の駅の南口道路用地の買収費ということでございますけれども、これを買収した場合に道路の状況がどういうふうに変わつてくるものなのかなつか、このへんの内容についてもひとつお伺い

いいだしたいと思います。

それから四十ページの徴税費の中の税務総務費の中で、特別旅費の四万七千円の追加補正でございますけれども、あまり聞きなれない言葉で都外滞納整理のためだと、こういうふうな説明内容ですけれども、それでは都外滞納ということでしょうから、いまどのくらいの都外滞納があるのか、そのへんの数字もおわかりいただければお示しいただきたい。以上の点でひとつお願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君） 前段の二つの御質問についてお答えいたします。自治会長等研修という名目で予算計上をしておるわけですが、これまでのいま御指摘にありました自治会長研修というのは補助金の形で出し、管外に視察で出ておられるわけであります。今回はこれは市が直接行ないます、市内の見学をお願いしようということであります。それは特に今回計上しましたゆえんは、ごみの問題で当分、非常にいろいろ問題にぶつかつておるわけであります。したがいまして全市民の方にごみに対する関心とそれから事情を知つていただきたいわけであります。とりあえず今日は自治会長さん方をごみの追究といいましょうが、ごみの後を追つて市内でそのごみの処理、ゆくえ、そういうことについての勉強をしていただこうというものが目的でございます。そして市民全體のごみというものを行

政上の重大性について少しでも広めていただこうというのがことういうことが趣旨でございます。したがつて従来の補助金を出して管外に視察をされておつたということとは全く趣を異にする考え方の発想でございます。それが自治会長の見学という事業の内容でございます。

それからもう一つの福祉を語る全国集会という十万円の予算計上でございますが、御承知のとおり革新市長会というのが全國レベルで百二十四市が加盟をしておる団体がございます。ことし東京都がその担当市となりまして東京で開催をするという計画が進められております。その東京都の仲間の負担金でございます。あとの項目につきましては担当者から説明いたします。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 十七の公有財産購入費でござりますけれども、これは収入のほうの二十六ページにございますが、豊田の南口駅のところでございまして、廃道敷が現在はここにある家が建つてございます。そのためその後ろのほうの人々が全然道を通ることができないので、他の人の土地を無断で使つてはいる、こういうことでその廃道敷を、市で持つておりましたその他人の土地を使つておるところの土地を買収すると、そうしないとそこに通ずるところの道路を利用する人は他の人の土地を使つていておりますので、いろいろといままで私どものほうにも陳情にきております。そういうことで今回予算

を計上したわけとさせります。

○議長（名古屋史郎君） 四点目答弁願います。市民部長。

○市民部長（森久保三次君） ただいまの徵稅費の件でござりますけれども、特別旅費四万七千円、この件につきましては、ただいま手元に資料がございません。委員会で御報告させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 一連の御答弁をいたいたのでそれなりに理解しております。特に福祉を語る全国大会、これは日本津々浦々全国参加、革新市長会のための全国大会ということで考え方によつては一方的なような考え方もしますけれども、説明では理解しております。あとまた場所を得て意見を申し上げたいと思ひますけれども、これで終わります。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑ありませんか。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 一点お願ひします。五十八ページの委託料三十万円ですが、処理場周辺の対策事業調査というふうなことですけれども、この処理場周辺というのはどのような範囲を指しているのか、そのへんをお聞かせ願います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 処理場周辺と申しますのは、御承知のとおり、新井でありますとか、石田でありますとか、下

公害を振りまいて通るわけですけれども、そういう道路の問題等も含めているというふうに理解してよろしいですね。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 直接迷惑というのは、御承知のとおりごみのもたらす不愉快といいますか、迷惑ということになるわけでございますからして、運搬上の道路が狭いといふとともにあります。要するに処理場といふものの絶対必要な施設であるとともに、またそれを設置をいたしますある地域にはたえずひとつの市民としての感謝の気持と処理場に対する配慮といふものを、その周辺に対する配慮といふものをやるということがきわめて全体の事業のために緊要である。こういうふうに考えております。その理由によってのこういう考え方であります。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。これをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。お詫びいたします。これをもつて議案第六九号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第四号）の件は、歳入全般、歳出のうち、総務費、消防費、予備費、諸文出金、第二表債務負担行為、第三表地方債補正を総務委員会へ。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）滝瀬敏朗君。

田でありますとか、あるいはもつと周辺も周辺といふべきだらうと思つております。そこでさきほどお話しをしましたとおり、ごみ問題ということを契機といたしまして羽村、瑞穂関係では大変な問題にぶつかつたわけであります。またその重要性ということがそのまま日野市にも当てはめられると思っております。そういうことで一方には下水道調査会の答申もありまして、いよいよ下水道にも取りかからなければならない、その処理場はやはり合流点の方向であろうことが見通せるわけであります。したがいまして地域と御相談をいたしまして将来あの地域にひとつ文化事業として「郷土まつり」のような事業を、地域の全員が参加して喜んでいただける、楽しんでいただける、こういう事業を設定いたしたい、こういうふうに考えております。その自治会ないしは周辺、すでに対策協議会というのもありますからそれらの方を総合いたしましてその問題の相談をする、そうして内容のどういう事業を組み込むか調査をする、こういうことを考えております。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 市長の答弁で大体わかりますが、いま周辺と申し上げまして、下田、万願寺、新井、石田も含まれているんだということの理解をしたわけですけれどもそうなりますと、たとえば私が年じゅう申し上げてますが、宮のほうから新井のほうに入る道路非常に狭いわけですね。非常にこれが解決しないちは私は少なからずも正常には総務委員会がなつていかないんじゃないかというふうに判断しております。したがいましてこの際この重要な案件を総務委員会に付託するということは非常に議事を進行できないんじゃないかというふうに心配をしております。そういう面の議長の判断をお聞かせ願いたいと、いうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君） お答えいたします。それは付託するつてまだ申し上げていないわけで、その時点での御発言というふうに解釈して、前もつてお答えいたます。

総務委員会という機関といいますか、人間に付託があるわけじやありませんから総務委員会という機関がある以上そこに付託をしないということはかなり疑義があると思います。それでいま先にお答えすると言つたんですが、御異議なく御了承願えるものと、またそうでなければおかしいと、総務委員会は存在す

るわけですからそういう御理解をいただきたく私は思います。よろしいですか。滝瀬敏朗君。

○二一番（滝瀬敏朗君） 私はこの問題につきましては総務委員会に付託するということは反対をいたします。

それからいま一点、あたかも総務委員会が私ども保守系の議員団によつて延ばされているというようなことを先般共産党議員団ニユースですか、こうすることにも掲げられております。

報酬の問題にからんで総務委員会をあたかも私ども保守系議員団が延ばしているこういうふうなことも書かれております。こういうそのうそを百面陀羅を書いているということは非常に心外に思います。御案内のように私どもいま報酬の問題につきましては私どもの会派といたしましても慎重に審議をしております。そういう審議の中で一方では減額をすべきじゃないかと、この財政難におきまして報酬なんか減額してもいいんじゃないか、あるいは答申どおり値上げすべきじゃないかと、上げ反対というような意見も出されております。したがいましてそういう最中で、あたかも私どもが報酬を引き上げてもらいたいから総務委員会を混乱させているんだというふうなことをうたわれておりますが、非常に私ども憤慨しております。そういう点を強く共差党的議員団に申し上げておきます。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 米沢照男君。

○十四番（米沢照男君） 議事進行をはかりたいので発言

れ相応の返答をいたします。しかし何となく気にくわないからと言つて、いちいちある会派なり議員団の責任において出している発行物に對して難癖をつけるなんというのはとんでもない不当な干渉だというふうに申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君） 歳出のうち民生費、衛生費を、厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を都市計画

産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第七〇号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、議案第七三号、昭和五十一年度

日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）、議案第七三号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第七〇号につきまして提案

は控えたいと思つていたんですが、名指しの中傷をされましたので一言反論しておきたいと思います。

先般の代表者会議でも共産党市議団が出している議員団ニュースに対して問題提起がされました。その時にもはつきり申し上げておったわけですから、少なくとも法的な場で問題提起をするならばその記事のどの部分が事実に反しているのか、うそつぱちなのが具体的に指摘して、これら会派から議員団のほうにしかるべき申し出をすべきである。どうぞいらつしやいとこういうふうに申し上げておいたわけですけれども、今日まで私どもの議員団には全くそのような申し出も、指摘もございません。これは事実経過を見れば明らかのように、あの農地課税にかかる問題については総務委員会とは全くかかわりのない、いわゆる会派間の問題として事が進められた、こういう事実経過がございます。したがつてそのことを種に委員長の不信任だとか、あるいは総務委員会の問題だとか、ということですり変えることは、いたずらに議会運営を引き延ばしているといふうにしか言えない、そういうことだろうと思うんですね。それから歳費の問題がちょっと出ましたけれども、これは読売新聞ではつきりその辺の真相が明らかにされておりますので、あえて私はここでは触れませんけれども、中傷だとか、あるいはうそつぱつちだと言うんならば、どの部分が事実に反するのか、この点はあとで自民党的議員が問題にしているならばそれ相応にはつきりと指摘のうえで私どもに申し出ればそ

理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計において予算額を上回る繰越金四千三百三十五万円が生じたため増額補正するもので、歳出においては予備費に同額を計上し、予算総額を十億六千二百七十七万一千円とするものであります。

次は七二号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市立総合病院事業会計補正予算第一号であります。補正額は、収益的収入で一億八千二百六十万二千円で、当初予算の際、財源の関係で赤字計上をしておりますので、今回はその補てんが主であります。

収入では今後の見込みを入院外来収益で三千五百九万四千円の計上と、一般会計からの補助金一億四千七百五十万八千円であります。

資本的支出については、建設改良費で百三十七万円の補正で産科内診台及び乾熱滅菌機等の購入費の計上であります。なおこの支出の百三十七万円については、内部留保資金で補てんするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次は議案第七三号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計の補正予算であります。補正額は、都支出金三百万円で、歳入歳出の合計は七億一千三十二万九千円であります。

詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めますが、要点を的確に御説明をお願いいたします。市民部長。

○市民部長（森久保三次君） ただいま市長から提案理由の説明がありましたように、議案第七〇号の昭和五十一年度の日野市国民健康保険特別会計補正予算につきましては医療費の改定が遅れたためによる繰越金の増でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 七一号、病院事務次長。

○病院事務次長（山崎彰君） それでは実施計画の二ページで説明させてもらいます。ただいま理事者から説明がありましたとおり、補正額の収益的収入につきましては、入院におきまして三千七十三万円です。それから外来収益につきましては四百三十六万四千円ということで、この合計をいたしまして総補正額は一億八千二百六十万二千円でございます。これにつきましては、収入につきましては四月一日診療報酬改定に基づきまして、その增收アップでございます。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたしました。

お詫びいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて会議時間を延長することに決定いたしました。

これより議案第七一號、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第七四号、昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

次の入、外収益につきましては、さきほど一般会計から御説

明がありましたとおり、当初予算で赤字を組んでおりまして、それの収支がここでうめてもらいまして、その金額一億四千七百五十万八千円でございます。

収益的支出につきましては、さきほど理事者から申し上げましたように、医師のパート賃金の不足を生じましたので百五十万を計上いたしました。

資本的支出につきましては百三十七万円、これはいま申し上げましたように産科の内診台その他の追加の医療機械でございます。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君） 七三号、水道部長。

○水道部長（中島武男君） 御説明申し上げます。都支出金の三百万円、この内訳の御説明を申し上げます。四ページ五ページでございます。工事請負費の百八十万円、これは神明上の水源のさくを三カ所九、十、十一、このさくを作る予定でございます。それから大坂上の浄水場の自動切りかえのバッテリーの増設を行います。それから備品の購入が百二十万円、自動車一台、軽自動車の買いかえでございます。こういう予算でございます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

○市長（森田喜美男君） 議案第七一號について提案理由の説明を申し上げます。本議は、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計の第一回の補正であります。歳入、歳出とともにそれぞれ一億二千八百二十八万三千円を追加し、歳入、歳出の総額をそれぞれ五億八千四百五十四万二千円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金二千五百万円、国庫補助金三千万円、前年度繰越金七千三百二十八万四千円を計上し、歳出については、一般監理費として、神明上地区外擁壁築造工事委託料二千七百八十万円、補償料四百二十万円を計上し、また事業費として、物件移転工事費等五百五十万円を計上し、残額を予備費に計上いたします。なお、詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次は、議案第七四号について提案理由の説明を申し上げます。本議案は、昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計に関する補正であります。そのうち農作物共済事業収益は、条例第三十六条第一項第一号及び第二号の規定による水稻無事もどしをするため、積立金六万三千円の戻入、農作物共済事業費用は、三月定期市議会において議決された条例改正により、水稻等の共済金額が変更されたため、一部保険料に不足が生じ、また水稻等、共済の無事もどしを行うため補正するものであります。

これらにつきましても、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上であります。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） それでは御説明いたします。予算説明書でございます。二ページ、三ページでございますが、一般会計繰入金二千五百万円、これは国道がけ崩れの事故個所に擁壁工事をするものでございます。そのための一般会計繰入金、その下の区画整理国庫負担金でございますが、これはその次のページの補助金に組み替えたわけでございます。

四ページ、五ページでございますが、区画整理国庫補助金、これにつきましては、昨年来国庫の補助を要望しておりましたが、五十一年度分の内示が三千万円、こういうことでございましたので、この額を計上したわけでございます。次の繰越金でございますが、これにつきましては、五十年度の決算により確定をいたしましたので、当初予算との差額を計上したわけでございます。

その次の歳出、六ページ、七ページでございますが、三千二百万円の補正でございます。委託料といたしまして二千七百八十万円、これは神明上地区外擁壁築造の工事をするものでございますが、これにつきましては、新都市建設公社へ委託をする、ということをございます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、都市計画事業建設委員会に付託いたします。

これより議案第七五号、東京自治会館組合規約の一部を変更する規約、議案第七六号、東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約、議案第七七号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約、議案第七八号、東京都市交通災害共済組合規約の一部を変更する規約の件を一括議題といいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 議案第七五号につきまして提案理由の説明をいたします。本議案は東京自治会館組合規約の一部を変更する規約についてであります。変更の内容は、東京自治会館完成に伴う事務所の位置の改正と、監査委員の任期変更をお願いするものであります。

なお次の補償補填及び賠償金の四百二十万円でございますが、これにつきましても、国道のがけ崩れ個所にあります家屋十世帯に対しまして、四ヶ月間、工事期間中立ち退いていただく、こういうことでその補償料を計上したわけでございます。工作物、樹木につきましても同様でございます。

次の事業費でございますが、五百五十万円の計上でございますが、これにつきましては、移転物件の直接施工といたしまして、交番の移転等、あるいはまた保留地二・二・三の整地、とこういうことで工事費を計上したわけでございます。

次の八ページ、九ページにつきましては、予備費、残額を計上したわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 次に七四号について。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） 提案理由の説明のとおりでございます。特にこの中で申し上げることは、議案第八一号として提案されております農業共済無事もどし金の交付、これに基づきます費用、これが内容の主なものでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

議案第七六号及び第七七号、第七八号につきましての共通する提案理由でございます。本議案は、東京自治会館の完成に伴

い、五月十八日、事務所を東京都小平合同庁舎から移転したため、規約の一部を変更するものであります。組織団体の議会の議決を必要とするものでありますので、ここにそれぞれ提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長からの詳細説明は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて本四件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをも

つて意見を終結いたしました。

これより本四件について採決いたします。本四件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。よって議案第七五号、東京自治会館組合規約の一部を変更する規約、議案第七六号、東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約、議案第七七号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約、議案第七八号、東京都市交通災害共済組合規約の一部を変更する規約の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八〇号、市道路線の廃止、議案第八一號、農業共済無事もどし金の交付の件を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第八〇号の提案理由の説明を申し上げます。本議案は、四ヶ谷十号線ほか三路線が現況廢滅し、公共の用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき、市道路線の廃止を提案するものであります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

（市長登壇）

これより議案第八二号、日野市庁舎防音改築エレベーター設備工事請負契約の締結、議案第八三号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第一工区）請負契約の締結、議案第八四号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第二工区）請負契約の締結、議案第八五号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第三工区）請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

ただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第八二号について提案理由の説明を申し上げます。本議案は、日野市庁舎防音改築エレベーター工事を施工するものであります。九月三日、指名五社により競争入札を執行した結果、東京芝浦電気株式会社が五千五百万元で落札いたしましたので、該会社と請負契約を締結いたしましたく、本議案を提案するものであります。

議案第八三号は、多摩川第二排水区区域内に排水管埋設工事を施工するものであります。本工事は、第一工区、第二工区、第三工区に三分割をいたしておりますが、第一工区関係につきましては、九月三日、指名八社により競争入札を執行した結果、勝村建設株式会社が六千四百万円で落札をいたしましたので、該会社と請負契約を締結いたしたく、本議案を提案するものであります。

第八四号は、多摩川第二排水区の工事であります。同じく九月三日、指名八社により競争入札を執行した結果、株式会社間組が六千六百万円で落札いたしましたので、該会社と請負契約を締結いたしたく、本議案を提案するものであります。

議案第八五号は、多摩川第二排水区内の第三工事であります。九月三日、指名八社により競争入札を執行いたしました結

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第八一号についての提案理由を申し上げます。本議案は、農業共済条例の規定に基づく無事もどし金の交付で、本年度は、昭和四十八年度から昭和五十年度までの三会計年度にわたり共済金の支払いを受けていない者、等に対して交付するものであります。対象者は、水陸稻、麦、二百七十三名で、無事もどし金は六万四千六百八十五円となつております。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長からの詳細説明を省略いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

お詫びいたします。これをもつて議案第八〇号、市道路線の廃止、議案第八一號、農業共済無事もどし金の交付の件は、都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

果、落札者がなく、最低価格者である飛島建設株式会社と随意交渉した結果、予定価格以下の四億四千百万円の見積書を得ましたので、該会社と請負契約を締結いたしました本議案を提案するものであります。

以上四議案につきまして、その詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長、提案と変わった点があれば説明してください。

全く同じなら同じと……。

○総務部長（松村清栄君） 変わった点はありませんけれども、八二号につきましては、これはエレベーター工事でございまして、このエレベーター工事の資格を持つている業者を選定した、こうしたことあります。

それから八三号につきましては、これは推進工法によりまして、八百ミリメートルのヒューム管を埋設する。延長は二百三十メートルでございます。

それから八四号につきましては、同じく八百ミリメートルのヒューム管を埋設する。延長距離は二百三十七。六メートルであります。

それから八五号につきましては、シールド工法でございまして、管の太さは二千二百ミリメートル、それから延長が六十一。

入っているわけです。そこでまず第一点の質問は、この地元代表者といわれる加藤佐平さん、この方が地元代表者ということになつておりますが、この地元代表者といふところに私、非常に疑義があるわけです。というのはこの回りの方たちに聞いてみますと、いわゆる自治会で相談も何もない、いわゆる何人かの方たちが、この加藤佐平さんを中心として栄町の地元代表者として契約をした、このようにとれるわけです。このへんまず第一点。それから今回この工事が完成されて、果たしてこの確認書があるにもかかわらず、一体、栄町、新町の方たちの雑排水がここに入れられるのかどうか、この点が第二点。以上質問したいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 加藤佐平さんという方を地元代表者といふふうにしておる経過はあまり私は詳しくはしりませんが、要するに、一番放流点に近く、異論のあつた方々のその中の代表である、こういうふうに思つております。それはそういう問題を話し合いの中で解消いたしまして、そういう覚書を交したという経過でございますが、その後、この当時の内容は、当時一・二〇ですか、管渠の太さを、約二倍にして今度は一・二〇メートーにしたという変更がございました。そういうことによつて周辺、つまり第二排水区と称しておりますこの範囲は、全部雨水、雑排水を将来流入できるよう設備工事をしていく、

三メートル、シールド工法によつて行なうということあります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君） 市長にお尋ねしたいと思います。昭和四十九年の十二月の九日、新坂下団地排水管埋設に関する確認ということで栄町の地元代表者、加藤佐平さん住宅供給公社理事長、今藤龍一さん、それからこの日野市長の森田さんの三者で、いわゆる排水管埋設に関する確認書が取られておりますが、このことは御存じでしょうか。

○議長（名古屋史郎君） 市長存じております。

○議長（名古屋史郎君） 黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君） さきの議会におきまして、市長はこの新坂下の排水管に関連して、いわゆる栄町、新町の方たちの雑廃水をも入れて、そしてどの人たちの地域を救っていくんだ、いわゆる今までの管の二倍にしていくんだという発言を答えたことを私は記憶しておりますが、この確認書によりますと約八項目にわたつていろいろ確認がなされております。その中の第一項目に、「埋設する排水管への放流は、東京都住宅供給公社、いわゆる新坂下団地の排水のみとする。しかし将来、変更する場合は地元と協議する。」と、このように第二項目に

こういうふうに考えております。したがつてその覚書がじゃまになるとか、あるいは覚書の代表者と話し合いをしていないとかいうことではなくて、全市的に水処理の問題が将来に向けて解消できるという大きな見通しでございますから、地元に異論があろうはずないと私は思つております。

○議長（名古屋史郎君） 黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君） 確かにいまの市長のお説のとおり、この栄町あるいは新町の方たちは家庭雑排水を全部流していただけれど、いうことで非常に喜んでおります。ところが地元のいわゆる代表者の地域の方たちと市側との話し合いの中で、非常にこの点についてもめたということを聞いております。私はそこには出席はしておりませんでしたけれども、非常にお互に意見の食い違いがあつた、というのは、この確認書が入つてゐるじゃないか、その一点をつかれたそうでござりますけれども、いわゆる地元代表者といわれる加藤佐平さんを中心とする、いわゆる何名かの末端の方たちが、この管を入れて、そして枝管がいつになるかわかりませんけれども、入れる時に果たしてこれが納得できるのかどうか、それを私は非常に心配するわけです。その点もう一度市長から確約を願います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 当時のこの問題を取り扱いました、中島君が一番詳しく知つておりますので、お答えをいたし

ます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。（「結構ですか。」と呼ぶ者あり）水道部長。

○水道部長（中島武男）

ないんですが、この問題については毎晩毎晩通った関係で、内容が市役所の人は私一人きり知りません。そういう関係で大変僭越ですが説明申し上げます。この場所はいま黒川議員さんがおつしやいますようにちょうど五年かかったところでござります。その五年の間に篠崎部長と、部長も一人ぐらいかわっておられます。交渉した方ですね。課長も三人ぐらいかわっております。そのつど壊れてしまいりました。たまたま私が偶然というか、都市整備部のほうに回されまして、その時にその問題が出たわけです。その時にはもう壊れておりまして、だれも交渉相手がなかつたわけです。それは下水道対策委員会という地元の全部の、つまりその方たちだけでなく大勢の方が入りまして、この下水道対策委員会というものを約三十何名かでつくつておりました。ところがその方たちも要するに人の話し合いがうまくいかず、公社との話し合いがいかず壊れてしまつた。そこに私が飛び込んでいったんです。たまたまいいろいろな用水の関係とか、それから労務の問題、それから下水の問題、水道の問題、そういうものもその中に書いてございますが、壊れたために自治会のほうも放してしまつたわけです。もう自治会じよとともに手が

てしましますと、公社のみということになりますと、あの地区、よその地区、あるいは東光寺の地区、そういう地区も全然入れられなくなる。将来日野の整備計画の上からいければ、これは日野は公社だけをみてるんじやないんだということで、じゅんじゅんとお話ししまして、一方も入れておいてもらつたほうがいいんじやないかということでお話ししたんです。それでその一項目が、もしも将来入れる場合は協議をするということになつたんです。それは地元の人を入れたいんです。実際は、だけれども四年も五年もそういう問題でこじれさせた関係で、はいそうですかというわけにいかない。おそらくむずかしいところもあろうかと思うんです。そういうことで私のほうからこの一項目を入れておかないと将来、禍根を残しますよということで、これは私が知恵をつけて入れさせたんです。それないとあの地区が救済できないんです。

ですからでき上がりつた暁には、これは少なくとも金はかかります。公社の金でやりますから、別に市は金を出していないですから、構いませんというと言葉が悪いですけれども、公社が金をいただいて、公社の金でやるわけですから、今度市がある地区を整備する時にはもちろん皆さん方に聞いていただき、皆さん方に御相談して、地元の人もその時にはおそらく納得、もうおそらく心の中では承知はしていても、正面きつてそういう会場の中いいとは言えないと思うんです。今まで四年間も

○議長（名古屋史郎君） 黒川重憲君
○八番（黒川重憲君） 中島部長の説話

八番（黒川重憲君） 中島部長の説明によりますと、いわゆるこのように解釈してよろしいわけですか。いわゆるこういう確認書があるけれども、この二メーター二〇の管が入った晩には地元の人たちも納得して全員流せるようになることはまちがいないと、大丈夫だということでおよろしいですか。

おえない、下水道対策委員会としてももうまとめるところがないということで、結局どこが原因かと申しますと、その約十二軒と河口の六軒が原因があるわけです。原因ということは当然その人たちが一番末端で困るわけですね。その皆さん方の苦腦をある程度救済しないとこれはどう考えてもできないと、公社としても会計検査院で四年も五年も叱責を受けているというような状態で、どうにもしようがないので、私も実は市の仕事としてはこれは地元の関係も考えなければならない。公社のことも考えなければならぬということで、ちょうど一年、たしか四十九年の十二月にまとまつてていると思うんですが、その覚書は四十九年十一月だつたと思います。それがちょうど一年かかりました。それでようやくのこと皆さん方に、とにかく皆さん

○議長（名古屋史郎君） 水道部長。

○水道部長（中島武男君） こういう議会の席上で本当は言いたくないんです。これはまとめるためにやつたことなんですね。だけれども先ほど何回も申し上げましたように、四年も五年もそういう意地を張つて手前もあろうかと思うんです。

これはどなたも同じだと思うんです。気持は。そういう関係で一項入つておりますので、でき上つた暁に、こういうことで整備をいたしますと、市のほうでいけば、これはいま黒川議員さんがおつしやつたように、これは協議ですからね、そのための一項ですから、入れなければ自分たちも入れられないわけですから、自分たちは入れるようになつていらないですから、あそこの人たちが入れられるだけじゃないんです。全部が入れられないんです。公社のだけしか入つてないんですから、ですから入れる時には協議をしますよと、これは市の整備と都市計画が合わせてやるわけですから皆さん方も納得する、こういうふうに考えております。もちろんそういう話ででき上がつたものですね。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 次に三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 八二号につきまして質問いたしました。

します。エレベーターの入札でこういうふうに決まつて、東芝電気株式会社が落札したという報告でございますが、その内容につきましてちょっとお聞きしたいと思うんですが、昇降機能

して同一スタートラインでやつたということなんですが、それにつけて加えていわゆるC.O.D価格は幾らなんだと聞いているわけなんです。それを聞いているわけです。ですから同一スタートラインにいるべきものであるか、あるいはハンディーをつけながら入札をするのが本当なのか、それがそういう妥当性をもつて同一スタートラインにもつていつたのかということを聞きたいんです。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） この五社を同一スタートラインに並べたということは、特にいま三浦議員のおつしやるようにそ

れぞれの技術的特長を挙げて、こういう特長がなければ指名できぬといふふうなことでやつたわけはどうございません。つまり私どもにしますと、それぞれの特長があると思いますけれども、もしどしてもこの特長がなければ指名できないということになれば、これはほとんど特定の業者に対する何といいますか、指名を抜きの特注といいますか、というような形になるんじゃないかと思います。私ども先ほど部長が言いましたように、エレベーターについての一流業社を挙げますと、五社しかないところをございまして、あと実は二、三社、ちょっと記憶違いがあるかもしれません、二、三社ございましたが、これは段違いに小さな会社だということで、これしかないといふことでも、その辺の技術的な検査をしこやつたといふこと

とか、あるいは耐久性とか、安全性とか、いろいろ各種メーカーによつて特長があるんじやないかと思います。すべてが均一であるとは私考えないわけでございます。そういう点におきまして要するに異種メーカーを同一のスタートラインに入れて入札を執行したということでございますが、これがどのように、ついていたか、この点につきましてお尋ねいたします。なおその裏としましてC.O.D価格がおのの幾らであるか、この点もあわせて御回答願いたいと、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） これは建築課の課長等の意見も参考にいたしまして、私ども技術室でございませんので、そういうふうな専門家の意見も参考にいたしまして、俗に言いますところの各メーカーを選定したと、こういうことでございます。それから二番目の質問は、これは東側の定員が十五人乗りなんですね、二基でございます。それからこれはいずれも自動。それから庁舎の西側に九人乗りを一基設置いたしました。三基でございます。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） これは入札価格の一枚、後ろをめくりますと書いてございますので、私はそれを聞いているわけではないのでござります。ただ課長という専門家に聞きまることではなくて、一流メーカー五社であればどこが受けてもまちがいない工事ができるはずだということで五社にしたわけでござります。

○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） ちょっとローマ字が入つてゐるもので、ちょっと気にかかるつてているので、ざつくばらんにもつと大まかに申し上げます。おのの機種は定価が違うんじやないかということなんです。それを同一スタートラインに上げ果たして機能とかその他につきましての状況から考え、あるいは定価から考えまして妥当であるかどうかということなんですね。だから定価が全部同じですということなら、それでいいんです。

全部同じ値段で済むんなら。たとえば九人乗りで六百キロのやつは全部がたとえば標準価格で八百四十万ですと、あと十五人乗りは千八百万円ですと、こういうふうなはつきりとした数字が出て、全部同じ値段なんですと言つてくれるなら構わないんですよ。そうじやなくて定価自体がもうすでに違つていていうことは何らか違うので、それがスタートラインが同じならということは、入札におかしいところがあるんじやないかということを聞いているわけなんです。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） このエレベーターにつきましては

設計の段階で、別に業者を考えてしておるわけではございませんので、仕様が設計の段階で決まつておるわけでございます。

それで私もあまり細かな技術的なことはわかりませんが、どの業者がやろうと、これはある程度、これはオーダーといいますか、何でも決まつたエレベーターがありまして、それをある程度のオーダーメードといいますか、そういう形になると思います。私どもそれぞの定価といいますか、いま三浦議員のおっしゃるような意味のことを一々調査してどうこうということではなくて、この仕様にあたる最も安く引き受けてくれるところに頼むと、これだけのことございまして、詳細な仕様を、もちろんここに仕様書がありますけれども、実際には細かな設計に伴う仕様書がございまして、この仕様書に合うもので一番安いもの、もちろんその中で何ていいますか、いま議員のおつしやる定価といいますか、ある部分がこの業者が安くできるということになれば、当然その安い価格で入れするはずでございま

すから、そういう意味で私ども一つ一つ定価、いわゆる議員のおつしやる定価ということで指名したわけではございません。これは当然同じ仕様で同じエレベーターをつくるという前提で行なつたわけでござります。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） 同じくエレベーターの件でございますが、電源が、エレベーターへのコードがどういうふうになつてあるんことに仕様書がございまして、この仕様書に合うもので一番安いもの、もちろんその中で何ていいますか、いま議員のおつしやる定価といいますか、ある部分がこの業者が安くできるとい

うことになれば、当然その安い価格で入れするはずでございま

すから、そういう意味で私ども一つ一つ定価、いわゆる議員のおつしやる定価ということで指名したわけではございません。これは当然同じ仕様で同じエレベーターをつくるという前提で行なつたわけでござります。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） 同じくエレベーターの件でございま

すが、電源が、エレベーターへのコードがどういうふうになつてあるんことに仕様書がございまして、この仕様書に合うもので一番安いもの、もちろんその中で何ていいますか、いま議員のおつしやる定価といいますか、ある部分がこの業者が安くできるとい

分検討が加えられ、外への箱形の上下のエレベーターに変わつてきましたわけです。と同時に電源も別の角度から導入して、このエレベーターを上下させる。こういうふうに考えられます。それがなされておるのかどうかということです。一つの電源を使用した場合、それが一本切らした場合にエレベーターが全部完全にストップする、こういうことになるわけです。それを心配するわけです。それがどういうふうになつておるかなどということ、もちろん委員会でさらに検討されるものと思いますが、

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ただいまの件でございますが、さきほど私が申し上げましたように厅舎に入る大きな電源そのものが、大きな災害でもし断られたということになりますと、もちろん三基ともストップということになります。それからそれを分かれた先で何があつたという場合はそれぞのエレベーターがストップということになります。ただエレベーターどのエレベーターでもそうでございますが、万が一そのような事故があつた場合は中に電話がございましてこれが直通で、厅舎のどこに据えられるか分かりませんが、常に防災の要員が控えておることになつておりますから、そこに連絡できることになつております。それから後の処置は私もよく詳しくは承知しておりませんので詳細は技術屋を委員会に出席させまして御説明をさせますが、後の処置は決してそこでかん詰になつて出られ

ておるか、それをちょっとお聞きしたいと思います。同一のコードでこのエレベーターを動かすのか、作動させるのかどうかということです。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 細かい、ちょっと御質問の趣旨と、あるいは違うかもしませんが、厅舎には大きな電力をまず引き入れまして分電盤を使いまして、これは厅舎のエレベーターが決まりますと、それに合わせたものをつくるなければならぬ、分電盤で電気を分けるわけでございます。ですからそれから先のコードはもちろん別になつておるわけです。ちょっと御質問の趣旨がよくわからなかつたんですか。元に入るもののはもちろん一つでござりますけれども、それを分けるわけでござります。ですからエレベーターに直接入るコードはもちろん別でございます。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） 私が心配するのは火災等、大災害が起つた場合、それの処置でございますが、同一線を使用した場合に火災による、また災害による電源の喪失ということが予想されるその時に、もしも階上におつた方々がエレベーターによる避難がストップされるわけでございます。ちなみに災害時のエレベーター使用を検討しますと、従来は室内、廊下等からの状況がなされております。これがそういうふうな事故により大

ないということはないと思っております。どういう形でどうするかということは私ちょっとと説明できないのが残念でございますが、必要があればそのようにいたします。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷栄吉君） 一応技術屋の説明を聞きたいと思いますので、事後で結構でござります。委員会などもおありかと思ひますのでその節はよろしくお願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 厅舎ができました時には、特に議員の皆さんは最上階でござりますのでその辺のことは十分御説明し間違いないようやりたいと思つております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。ほかに御質疑

はありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 一言意見を申し上げますが、市民の大手な税金をこれに掛ける。あるいは市民と大げさに言えば起債とか補助金もありますので市民、国民と申したほうがいいと思いますが、市民、国民の大手な税金を吸い上げてこの厅舎をつくる。しかもその厅舎の一部、エレベーターをつくるんだということになりますので、私先ほど質問した時にもつとより深い綿密な考え方の中での機種に対する

入札選定というものをすべきじやなかつたかと思うわけであります。というのは、たとえば東芝とかあるいは日立とか三菱とかおのおの乗降機能の耐久性、あるいは安全性その他いろいろと各メーカーによつて厚さが片方は三ミリとか片一方は四ミリ半使つてゐるとかといふようなことでいろいろと違つてゐるわけなんです。したがいまして同じ金額でやるといふことが果たして今後いろいろな点でいいものかどうか、たとえば最初一番安いものということになればたぶん東芝電気がいわゆるサービス価格として一番最低ランクに入つてゐると私は考えられます。

二十万とか五十万の差が出ると初めから分かつてあるんじゃないか。ところが将来に向けて市民の金を使うのは維持兼管理費であります。それに対してもいわゆるエレベーターの補修費といふものは、たとえば九人乗りの七階ですから、それまで行くのにたとえば五万四千円で三菱は済んだと、日立は五万八千円かかる、東芝は六万四千円だといふようなランクがもしも、あらかどく知れませんよ。私は自分の関係である程度わかつておりますので、そういうところが個人でやるには綿密な検討の中で機種を選ぶわけなんです。ただ安いから最初の投下資本が安いからといって長い間の維持、管理費そういうものを考えた場合に、果たしてどつちが得かというところまで十分考えたあげくに機種の選定あるいは入札の執行をしなければならないんじやないか、そのことがはじめて市民の国民の血税を十分責任

をもつて使いはたすことになるんだといふうな考え方の中であつていただいていいような気がいたしますので意見といつてしまして、今後十分私の言つた点検討の中に入れて、あらゆる点に実施していただきたい、意見を申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）ほかに御意見はありませんか。なければこれをもつて意見を終結いたします。お詫びいたします。これをもつて議案第八二号、日野市庁舎防音改築エレベーター設備工事請負契約の締結、議案第八三号、多摩川第二排水区排水管理設工事（第一工区）請負契約の締結、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第二工区）請負契約の締結、議案第八五号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第三工区）請負契約の締結の件は総務委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）御異議ないと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第八六号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）議案第八六号について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、かねてより子供遊び場として新井地域に建設中であった新井わかたけことども広場の工事が八月中に完了したので、条例に挿入いたしました提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）このわかたけことども広場は昨年廃止しました南新井ことども広場のかわりのものでござります。大体広さは四百坪でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君）これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。お詫びいたします。ただいま議題になつております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）御異議ないと認めます。よつて本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）議案第八七号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、都条例の改正に伴い心身障害者（児）の福祉手当を五千五百円から六千円に改正するものであります。

改正に伴う該当者は、身体障害一・二級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、精神薄弱一から三度であります。

詳細につきましては担当部長より説明いたせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○議長（名古屋史郎君）内容の説明につきましては議案のとおりでござりますけれども、事務的なミスから印削が遅れまして、お手元に配布しますのが追加議案になりましたことを深くおわびいたします。

○議長（名古屋史郎君）これより質疑に入ります。なげ

ればこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもつて議案第八七号、日野市身心障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。（「大きな声でたのむぞ」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（中村亮助君） 請願第五一一三六号、第五一一四二号、第五一一四四号、第五一一四七号を説明。

○議長（名古屋史郎君） お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五一一三六号、トラックター

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君） 請願第五一一三七号、第五一一三九号、第五一一四三号、第五一一四八号を説明。

○議長（名古屋史郎君） お諮りいたしました。ただいま事務局長が説明いたしました、請願第五一一三七号、東町児童遊園地存置について請願、請願第五一一三九号、アレルギー性鼻炎についての調査対策ならびに治療に関する請願、請願第五一一四三号、老人医療有料化に反対する市議会決議に関する請願、請願第五一一四八号、学童保育所設置に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（中村亮助君） 請願第五一一三五号、第五一一四〇号、第五一一四一号、第五一一四六号を説明。

ミナル建設反対に関する陳情、請願第五一一四二号、市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願、請願第五一一四四号、公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃引き下げ、住宅政策を転換させるための意見書採択を願う請願、請願第五一一四七号、減税、税制改革、自主課税に関する請願の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。（「総務委員会やれると思うのか」「委員長不信任だよ」と呼ぶ者あり）

次に、文教委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。（「総務委員会やれると思うのか」「委員長不信任だよ」と呼ぶ者あり）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 請願第五一一三八号、第五一一四五号を説明。

○議長（名古屋史郎君） お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました、請願第五一一三八号、高校問題特別委員会設置についての陳情、請願第五一一四五号、昭和五十二年度日野市立公立幼稚園の四歳児入園に関する陳情の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） お諮りいたしました。ただいま事務局長が説明いたしました、請願第五一一三五号、市道整備に関する請願、請願第五一一四〇号、道路の側溝設置に関する陳情、請願第五一一四一号、大企業の横暴な進出を規制し中小企業事業分野確保法の制定を求める請願、請願第五一一四六号、西平山一丁目三十番地附近の排水吸い込み処理解消に関する請願の件は都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） お諮りいたしました。ただいま事務局長が説明いたしました、請願第五一一三五号、二件付託されたんですけども、さきほど石坂議員の方から、いろいろ文教委員会で云々ということがございましたので、これについてはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですね。文教委員会審議で間違いないとう……。また審査報告の最中に文教委員会がどうと言われるときませんので、確認をとつていただきたい。

○議長（名古屋史郎君） その場でなかつたんですから、な

いものと解釈してけつこうだらうと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 報告第六号でございますが、この報告は、昭和五十年度日野市土地開発行公社の決算報告であり、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づきまして、御報告を申し上げるものであります。内容につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしくお願ひをいたします。

第一でございます。内容は、お手元に配付いたしました内容で、御了解を賜りたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて報告第六号、昭和五十年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

以上をもつて本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもつて散会いたします。

午後六時五十九分 散会

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） 御説明申し上げます。地方自治法の二百四十三条の三第二項の規定によりまして、という御報告でございますが、地方自治法二百二十一條の法人、つまり日野市が出資いたしております法人、つまり日野市土地開發公社でございます。この法人につきましては、その経営状況を議会に提出しなければならない、と規定をいたしております。さらに施行令の十七條の規定によりますれば、二百四十三条の三第二項に關係いたします提出書類は、財産目録事業報告、損益計算書であると明記されております。この規定によりまして、別冊によりまして、日野市土地開發公社理事長のほうから五十年度決算の報告を致しましたので議会に御報告を申し上げる次

九月二十八日

火曜日

（第六日）

昭和五十一年
第三回定例会
出席議員(二十九名)

九月二十八日 火曜日(第六日)

出 席 議 員

番
市 米 竹 石 劍 谷 林 黒 板 橋 鈴 正 奥 滝 滝
ノ 川 沢 上 坂 持 川 垣 木 国 住 濱 濱

芳 照 武 勝 佐 栄 重 重 正 祐 美 大 芳 敏 政
太 奈
郎 男 俊 雄 吉 吉 義 憲 男 子 子 治 雄 朗 吉

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

第三十三号

三 十 二 九 二 八 二 七 二 六 二 五 二 四 二 三 二 二 二 一 二 九 二 十 二 二 一 二 九 二 十 八 二 十 六
番 番

名 島 飯 三 吉 日 一 本 大 大 佐 高 杉 秦
古 ノ タ
星 村 山 浦 富 野 濱 間 下 柄 木 橋 山

史 孝 重 繁 源 昭 通 寅 正
三
郎 志 茂 春 枝 作 隆 久 博 保 雄 夫 郎 一

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

(議案上程)

二〇議案第 八八号

二一議案第 八九号

二二議案第 九〇号

(議案審査報告)

二三議案第

六四号

二四議案第 六五号

(請願審査報告)

二五請願第五〇一 一号

二六請願第五〇一 一三号

二七請願第五一 一七号

二八請願第五一 一七号

二九請願第五一 一三六号

三〇請願第五一 一四二号

三一請願第五一 一四四号

三二請願第五一 一四七号

三三請願第五〇一 二六号

三四請願第五一 一八号

三五請願第五一 一九号

三六請願第五一 一二七号

日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日野市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(特別会計決算特別委員会)

昭和五十年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

昭和五十年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

(総務委員会)

三菱銀行日野市役所支店反対に関する請願

甲州街道日野坂バイパス付近にバス停歩道橋、日野坂信号早期建設に関する請願

四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情

国鉄運賃値上反対及び国民の足を確保する陳情

トラックターミナル建設反対に関する陳情

市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願

公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引下げ住宅政策を転換させるための意

見書採択を願う請願

減税、税制改革、自主課税に関する請願

(文教委員会)

教育予算増額市財源確保に関する請願 (五項)

仮称第十五小学校明星地区通学路について陳情

日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情

公立幼稚園に二年保育実施に関する請願

三七請願第五一 一三八号

三八請願第五一 一四五号

三九請願 第 五号

四〇請願第五〇一 三号

四一請願第五〇一 一〇号

四二請願第五〇一 四七号

四三請願第五一 一三一号

四四請願第五一 一三七号

四五請願第五一 一三九号

四六請願 第 六八号

四七請願第一 一五号

四八請願第五〇一 一五号

四九請願第五〇一 四八号

五〇請願第五一 一 一号

五一請願第五一 一 三号

五二請願第五一 一 二五号

五三請願第五一 一 三二号

五四請願第五一 一 三五号

五六請願第五一 一 四〇号

道路の側溝設置に関する請願

市道整備に関する請願

道路の側溝設置に関する請願

市道整備に関する請願

大企業の横暴な進出を規制し中小企業分野確保法の制定を求める請願

五七 請願第五一一一四六号

西平山一丁目三〇番地附近の排水吸込み処理解消に關する請願

(公害対策特別委員会)

高層住宅建設反対に關する請願

五八 請願第 四〇号

(市庁舎建設特別委員会)

市庁舎建設に關する請願

五九 請願第 九六号

市庁舎新建設に關する請願

六〇 請願第 一〇〇号

(総務委員会)

六一 請願第五一一一一号

昭和五十一年度警備委託料値上げに關する陳情

(継続審査議決)

六二

下水道対策特別委員会の継続審査議決に關する件

六三

物価対策特別委員会の継続審査議決に關する件

六四

交通対策特別委員会の継続審査議決に關する件

六五

文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に關する件

(請願上程)

六六 請願第五一一四九号

下水管接続に関する請願

(議案上程)

六七 議員提出議案第三〇号

老人医療に関する意見書

六八 議員提出議案第三一一号

農地の宅地並課税廃止を要求する意見書

六九 議員提出議案第三二一号

保育所入所基準の適正化に關する意見書

七〇 議員提出議案第三三三号

中央高速道の騒音等の対策に關する意見書

七一 議員提出議案第三四四号

立川自衛隊基地及び米軍横田基地航空機騒音等公害に關する意見書

七二 議員提出議案第三五五号

不況インフレから生活困窮者を救済する國の財政措置を求める意見書

七三 議員提出議案第三六六号

中小企業事業分野確保法制定に關する意見書

七四 議員提出議案第三七七号

自治省稅務局長通達に關する意見書

七五 議員提出議案第三八八号

五・二六「自治省事務次官通達」の撤回をもとめる意見書

七六 議員提出議案第三九九号

子どもの虫歯予防にたいする措置を求める意見書

七七 議員提出議案第四〇〇号

風疹発生にたいする予防措置を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第八、第九、第十三、

代表者会議等の中で、総務委員会に付託された議案を本会議に

差し戻し、本会議で可決する態度表明をされております。総務委員会の結論を待たず、議長権限で、本会議でやるという法的根拠はどこにあるのか、議長に答弁をお願いいたします。

(「議長、答弁する必要ないよ」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 議運で決まつたとおりに私はやつておりますので、お答えするあればないと思います。（「議事進行」「議運じや決まつてないからね」と呼ぶ者あり）橋祐子君。

○六番（橋祐子君） 議運でまだ決まつてないということあります。地方自治法百九条、日野市議会委員会条例第一條に基づき、議会に常任委員会が設置されております。このことは、市民要求に基づいて提案された議案や、請願、陳情を、市民の利益を守るという立場で、より慎重に審議し、適正な結論を出すためであります。委員会の中で議案を徹底的に審議することは、市議会議員として当然のことであり、固有の責務であります。それなのに、一部の議員の作戦的な妨害があるからといつて、最も重視すべき委員会審議を抜きに、本会議での即決を強行するがとき行為は、法の精神を全く無視したことであり、言語道断であります。こうした議会ルールを無視したやり方が強行されるとすれば、議員としての資格と責務を、みずから放棄することになるばかりか、今後の議会運営に大きな禍根になります。

○議長（橋祐子君） 議事進行です。それは、委員会の中で議案を審議するためには、副委員長の後任を決めなければなりません。その副委員長を出す責任を負っているのは新政会であります。これは代表者会議の中で一致して、機会あるごとに委員会の委員長、副委員長のポストを決めたことであります。その副委員長が、いまだ新政会から決まつてこない。こうした中で、総務委員会での議案審議ができない、というのが実態であります。そういう点で、議長は本当に市民の利益を守る立場で審議をしたいのであるならば、この新政会に対して、一日も早く副委員長を決めるよう、積極的に出させるような努力をすべきであつたと私は考えますが、それをこれからもしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（名古屋史郎君） わかりました。努力いたします。

（「続行」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）米沢照男君。

○十四番（米沢照男君） 発言が許されたので……。いま橋議員から幾つか指摘がありましたが、総務委員会に付託した議案が、全く審議されないまま、今日、経過をしております。それは先ほど指摘があつたように、自民党など一部議員による作戦的な審議妨害によつて、こういう事態がもたらされています。それは明らかであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

そういう中で委員会を事実上無視し、ないがしろにした形で審議が全くされないまま本会議を開いた、このこと自体大きな問

を残すことになります。さらに何よりも、市民の代表として、市民の利益を守る立場で、慎重審議をしなかつたとして、市民の批判を免れません。議長は地方自治法、日野市議会委員会条例に基づき、委員会の中でもう審議ができるよう、努力すべきであると思います。私はこうした立場から、こうした状態の

○議長（名古屋史郎君） 橋議員に一言だけお答えいたしました。私は、市民要求の数多くの問題を委員会で審議をし、それで本会議で最終的に決定するということについては、全く同感でありますけれども、今日までの状況を種々経過した中で、

私なりの努力を続けてまいりました。それらの中で、議会運営委員会で先ごろ決定いたしました（「決定は何もしない、会期だけだ」と呼ぶ者あり）二十八日までにすべての委員会審査を終わり、報告をするということになつておりましたけれども、それらの私の努力も不十分なために、その最終結論が出ない。そういう段階で、いつまでもこれを延ばしておくことはできない。こういう判断で、本会議をぜひ開いていただきたい。このことを共産党の方にもお願いをしてきたところであります。

橋祐子君。

○六番（橋祐子君） では議長にお尋ねいたします。常任委員会、要するに委員会を正常化するためには、何が一番必要だったとお思いでしようか。（「議事進行じやないよ」「おかしい」と呼ぶ者あり）

議会史上、かつてない大きな汚点を残すことになりはしないか、そういう点で議長の責任はきわめて重大だろうと私は思いますけれども、その点についての名古屋議長の見解を伺つておきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 御質問に一々答える形では議事が進行いたしませんからお答えいたしますが、米沢議員の御質問にある議長としての責任ということは、先ほど申し上げたように早く委員会審議に入れるようにということでたびたびの努力を続けてまいりましたけれども、これ以上日にちをかけるという判断をいたして、それよりも多くの理事者提案の案件その他を一日も早く審議することが大事だと、こういうことで（「そのとおり」と呼ぶ者あり）不本意ではありますけれども、踏み切った次第です。御了解願いたいと思います。（「了解しない」「続行」「議事進行」「議長」「議長しつかりしろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）質問ですか。米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）意見を述べてこれに関連しての私の発言を終わりたいと思います。地方議会に常任委員会を設置できるという法の精神に照らしてみると、より十分な審議ができる。さらには慎重審議ができるようにそれを保障したのが法律のたてまえであり、精神であろうと思うんです。いま議長が言われたように、議事日程の中で議会を運営していくなければならないという議長の責任上からくる立場、その点はわからないわけではありませんけれども、しかしこういうやり方がもしここで強行されるようなことになると、今後に残す影響、禍根というのはきわめて大きいものがあると私は思いますし、特に先ほど橘議員から指摘したように、こういうやり方をやるとということはみずから議会の権限、さらには議員としての責務、資格を放棄するものに等しい、そういう行為だというふうに私は思います。これは明らかに暴挙だといふうに指摘せざるを得ないわけであります。特に会期の点でいえばここ五、六年來、さかのぼつて変化をみましても、二十八日の時点で補正予算も含めた重要議案を可決した年は一度もありません。すべて月末か、四十八年度に至つては十月十三日に最終的に議会での可決をみております。そういう点からいつもどうしてきょうあわてて、しかもみずから資格や責務を放棄するに等しいようなり方で強行しなければならないのかと、この点は全く理解に苦しむところであります。もつと議会のルール、議会制民主主義を公開にするかということは御承知でありますけれども、

いう点から見て、どういうふうに処理されたのか、その点を1点お伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）質問に答えさせるということで、議事進行に關係がございますか。（「ないよ」「ある」と呼ぶ者あり）ないと思います。先ほどお答えしておりますから。（「議長」「議長、議事進行」「議長、ちょっと待つてください」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）どうぞ、板垣正男君。

○七番（板垣正男君）答える必要ないといういまの議長の発言もありますけれども、議会を公開するということはこれを公開にするに住民が議会を傍聴し、議員の活動を理解する、あるいは批判することによって、みずからの代表者にふさわしい選任の人だとか、あるいは希望を働きかける、こういう目的があるわけであります。そしてそのことは地方自治を高めるということもつながつてくる一大原則であるというふうに規定されておりますし、広く理解されているわけであります。委員会の公開についてもこれまでの議会の歴史の中では本会議と同じように公開を行なうということで……（発言する者多し）代表者会議の中でも確認されている問題もあるはずです。こうした（発言する者多し）においても確認している傍聴人を認めるということを、あえて名古屋議長が積極的に努力されたかどうか

○七番（板垣正男君）意見を述べてこれに関連しての私の発言を終わりたいと思います。地方議会に常任委員会を設置できるという法の精神に照らしてみると、より十分な審議ができる。さらには慎重審議ができるようにそれを保障したのが法律のたてまえであり、精神であろうと思うんです。いま議長が言われたように、議事日程の中で議会を運営していくなければならないという議長の責任上からくる立場、その点はわからないわけではありませんけれども、しかしこういうやり方がもしここで強行されるようなことになると、今後に残す影響、禍根というのはきわめて大きいものがあると私は思いますし、特に先ほど橘議員から指摘したように、こういうやり方をやると

ということはみずから議会の権限、さらには議員としての責務、資格を放棄するものに等しい、そういう行為だというふうに私は思います。これは明らかに暴挙だといふうに指摘せざるを得ないわけであります。特に会期の点でいえばここ五、六年來、さかのぼつて変化をみましても、二十八日の時点で補正予算も含めた重要議案を可決した年は一度もありません。すべて月末か、四十八年度に至つては十月十三日に最終的に議会での可決をみております。そういう点からいつもどうしてきょうあわてて、しかもみずから資格や責務を放棄するに等しいようなり方で強行しなければならないのかと、この点は全く理解に苦しむところであります。もつと議会のルール、議会制民主主義を尊重する立場に立つなら、より慎重にさらに手段の努力を払つて委員会の正常化、議会運営の正常化をはかるべきだろ

うと、決してこの問題は軽々しく扱つてはならない重要な問題だと私は考えております。こういう意味で議長はこれから総務委員会にかかる一連の議案についてここで即決という強行手段に訴える考え方ですけれども、それはぜひ回避をなさつて、市民の立場に立ち、そして議会制民主主義を守る立場で善処するよう強く要求しておきます。（「議事進行」「終わり」「議長」「だめだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君）板垣正男君。

○七番（板垣正男君）私は議長に、今後の議会運営で非常に重要な問題を投げかけていたのではないかと、きわめて強い疑念を持たれる点について議事進行の立場で発言をしてみたいと思います。御承知のように総務委員会の審議の経過の中で傍聴が拒否されるという事態があつたわけでありますけれども、これまでの日野の議会の歴史の中で議長の加わつてゐる委員会が傍聴人を拒否すると、こういう経過があつたかどうか、私の記憶するところではかつてそういうことはなかつたよう考へておるわけであります。かつて自民党の議長であった時代においてもこういうことはなかつたかどうかちょっとわからないのでありますけれども、こういう議会の歴史の中でもなかつたようなことが起きたという点について、議長は今後の議会運営と

か、きわめて疑問を残すような結果に終わつてゐるということについては私は非常に残念に思つておるわけであります。何回かの議会傍聴の中での傍聴の問題についても議論が戦わされたことだと思います。名古屋議長の出席する委員会でなごやかに論議されたかどうかはわかりませんけれども、そういう問題を積極的に名古屋議長が努力し、委員会の傍聴を認めると、そういう立場での発言がもつとも必要ではなかつたかというふうなことを感じておるわけであります。そういう点を今後の議会運営の中に十分留意されたい。このことを申し上げておきたいと思います。（「わかった」「議事進行」「議長」「順番」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）先ほど共産党的二名の方から総務委員会における現在までの状況が報告をされました。私もこの総務委員会の状況につきましてはあえて両者の説明を否定するものではありませんけれども、十六日に開会をされました今回の九月議会、すでに十三日という期限をみておられます。その間、総務委員会の正常化云々という問題、あるいは歳費の問題等々が、代表者会議、あるいは他の状況の中で非常に論議をされながら今日に至つてはいるわけでありますけれども、その間、議会運営委員会なども数回にわたつて持たれているふうに記憶をしておりますが、そのつどその状況を判断し、議会の日程を

今日までおこらせてきた、なおかつ二十二日の上程の議会が持たれた段階では、その時点の議会運営委員会でいわゆる議員として非常に重要な一般質問を後回しにしてまでも、いわゆる理事者側提案の案件は二十八日にあげなければならぬんだといふ。議会運営委員会の確認に基づき、そのことをまた本会議の席上で議長がおくれたことにに対する陳謝までして了解を求めた二十八日の日程でありますから、非常に台風的な日程というものがやはり議員全体がまず理解をしなければならないんだろうと思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうふうにして決められた今日の二十八日の日程です。一時間会がもう十二時近くなつております。そういう状況の中でこれ以上この総務委員会の現状を決めていることが果たしてあしたになれば正常化するのか、あさつてになればそれができるのか、いわゆる日程というものは議運などで決められているのは一般質問すべて十月一日が最終日でございます。もし日程は変えられない、総務委員会の審議も終わらない事態がもし出るならば、理事者提案の案件も、そしてまた一般市民から出されているのは一般質問すべてが流れてしまうという結果になつてしまします。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）こういう状況をやはり与党として十分危慎しなければならないというのが、いわゆる議長提案であろうと私は考えております。そして先ほどの発言の中については議会運営委員会では結論をみておりません。また私は議会運営委員でございますが認めておりません。それから代表者会議においても同様であったと聞いております。そういう中で議長の判断で、議運の決定ではなくて議長の判断で本会議招集されたというふうに受け取るものですが、そういうことなのではないかどうか、ひとつ議長の答弁を第一点目伺いたいと思ひます。

それから第一点目は今回、私がのどが痛いくらいになつておりますけれども、議事進行で閉会冒頭、開会宣言の直後、十三番議員は議事進行で発言したわけです。ところが前回の九月二十日の本会議の時には各議員といふ方が議事進行で同じような状況で発言を求められたわけです。その時にはすぐに認められただんですが、十三番議員の竹ノ上武俊の場合には厚生委員長の報告などがあつた後で、やつといま認めていたくといたことですけれども、この違ひの根拠、九月二十日は議事進行を所定の時間に認め、今回は議事をどんどん進めた後で認めたというこの違い、この二点についてまず簡単で結構ですから

で過去の九月議会は二十八日に補正予算を含めてすべてあがつた例はないと、ひどい時には十月十三日にあがつたといふように言われております。これは確かに事実かも知れません。決してそのことを否定はいたしませんが、このことを与党がもし主張するならば、今後野党の皆さんのが議会ごとに、日程がおくれることは過去の例にもあるじゃないかと、こうなつてきました議会はどうなるのか、もちろん与党は理事者提案を何としてもその日程の中であげなければならぬという努力が義務づけられています。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう与党の立場から私は議長の今回の判断をまこと正しい判断であると、決して今会期に本会議で審議をしたからといって請願即決めるということではないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）と呼ぶ者あり）十分、本会議の中で、総務委員会の中で審議のできない案件を総務委員会にかわつて本会議が十分な審議をすれば市民の負託にこたえていると、こう考えざるを得ないと思います。したがつて議長のいわゆる今回の判断というものを支持する立場で発言をいたします。（「議長、議事進行」「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ内武俊君。

○十三番（竹ノ内武俊君） 本日の問題事におきましても、

ただいまの議長の御発言の中で非常に重要な問題がありますの

で、三つの点でちょっと確認をしておかないと、議長というの

御答弁を願いたいと思います。議事進行じやないという発言がござりますけれども、もしこういう事態が今後繰り返すことに

なれば日野市の議会にとつてはとんでもないでたらめな議会と

いうことになつていくわけですから、大切な点ですからどうか

議長から一言御答弁いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君） 一点だけお答えいたします。私二

十八日に決めた日程ということは、本日のことが、議会運営委

員会で認められたと申し上げたのではなくて、二十八日とい

うことは前の議運で確認されたことだということを申し上げたん

です。誤解があれば訂正をいたします。（「終わり」「休憩」

と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）いまお答えしたことは特段大事なことですからお答えしましたが、あとは関係ないと

思います。（発言する者多く聞きとりがたし）竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君） 議事録を調べていただければ

分かりますけれども、議長の発言の中であとのほうでは補議員

の質問の中で、二十八日までに議案を終了しようという趣旨の

発言はされておりませんけれども、その前段で議運の決定に基づいて今日この本会議で招集したと、こういう趣旨の発言をされ

ているように私は受け取ったわけです。そういう点で議運の一

員としてそういうことはございませんので、議運では満場一致

を見ておりませんのでこの点をよく考慮して今後の議会運営を

してもらいたいと思います。そして議長の発言もしてもらいたいと思います。

それからもう一点の九月二十日の議事進行の件は違うじやないかということについては答弁ができないのかどうか、答弁いだけなかつたのは非常に残念ですね。議長が独断でこの議事進行を取り上げたりいろいろされるということも感ぜざるを得ませんので、私は今後議事進行の発言などについてはちゃんとよく見て順番に取り上げるという、そういう立場を貫ぬいてもらいたい。こういうふうに要望をいたしまして、三点目については保留して次の機会にまた議事進行などで発言したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）お詫びいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）御異議ないものと認めます。

よつて本日はこれにて延会することに決しました。

本日の末了日程は明日の日程といたします。本日はこれをもつて延会といたします。

午後十一時五十六分 延会

九月二十九日

水曜日

（第七日）

昭和五一年
第三回定例会

昭和五十一年
第三回定例会

日 異 市 議 余 會 議 錄

第三十四号

九月二十九日 水曜日（第七日）

十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番

名島飯三吉日一本大佐高杉清秦
古ノ久下柄木橋山水
屋村山漁鳴野瀬間下柄木橋山水

史 孝 重 繁 源 昭 通 寶 芳 正

郎志茂 春枝作 隆久博 保雄夫 郎雄一

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田 喜美男	建設部長	田成
助役	前川 恒雄	都市整備部長	赤松
収入役	杉本 好次郎	福祉部長	中島
企画財政部長	加藤 一男	水道部長	井高
市民部長	森久保 三次	病院事務長	又作
生活環境部長	加藤 一郎	教育長	君光

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村 亮助	書記	小安川 横村
書記	朝倉 敏夫	書記	松原 上正
書記	木曽 索彦	書記	清輝子
書記	君君	書記	美子
書記	君君	書記	君君

議事日程

昭和五十一年九月二十九日(水)

午後 一時 開議

(議案審査報告)

(総務委員会)

- 一、議案第八三号
- 二、議案第六六号
- 三、議案第八二号

日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(議案審査報告)

(総務委員会)

- 四、議案第八三号
- 五、議案第八四号
- 六、議案第八五号

多摩川第二排水区排水管埋設工事(第一工区)請負契約の締結について
多摩川第二排水区排水管埋設工事(第二工区)請負契約の締結について
多摩川第二排水区排水管埋設工事(第三工区)請負契約の締結について

(総務、文教、厚生、都市計画産業建設委員会)

(議案審査報告)

(厚生委員会)

- 七、議案第六九号
- 八、議案第七〇号
- 九、議案第七二号
- 一〇、議案第七三号

昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第二号)
昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第一号)
昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第一号)

(都市計画産業建設委員会)

- 一一、議案第七一号
- 一二、議案第七四号
- 一三、議案第八〇号

昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第一号)

昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第一号)

市道路線の廃止について

(議案審査報告)

(厚生委員会)

- 一四、議案第八一号
- 一五、請願第五一一四三号
- 一六、請願第五一一四八号

老人医療有料化に反対する市議会決議に関する請願

(議案審査報告)

(特別会計決算特別委員会)

- 一七、議案第六四号
- 一八、議案第六五号

昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

(議案審査報告)

(学童保育所設置に関する請願)

(請願審査報告)

(総務委員会)

一九、請願第五〇一一号

三菱銀行日野市役所支店開設反対請願

二〇、請願第五〇一―三号

二一、請願第五一―七号

二二、請願第五一―一七号

二三、請願第五一―三六号

二四、請願第五一―四二号

二五、請願第五一―四四号

二六、請願第五一―四七号

二七、請願第五〇一―六号

二八、請願第五一―一八号

二九、請願第五一―一九号

三〇、請願第五一―二七号

三一、請願第五一―三八号

三二、請願第五一―四五号

三三、請願第 五号

三四、請願第五〇一―三号

三五、請願第五〇一―〇号

三六、請願第五〇一四七号

三七、請願第五〇一三一号

三八、請願第五一―三七号

三九、請願第五一―三九号

(都市計画産業建設委員会)

四〇、請願第 六八号

四一、請願第一一五号

四二、請願第五〇一―五号

四三、請願第五〇一四八号

四四、請願第五一―一号

四五、請願第五一―三号

四五、請願第五一―五号

四七、請願第五一―三二号

四八、請願第五一―三五号

四九、請願第五一―四〇号

五〇、請願第五一―四一号

五一、請願第五一―四六号

五二、請願第 四〇号

五三、請願第 九六号

五四、請願第 一〇〇号

(取り下げ)

昭和五十一年度警備委託料値上げに關する陳情

(繼續審査議決)

甲州街道日野坂バイパス付近にバス停歩道橋、日野坂信号早期建設に關する請願

四小通学路内駐車場建設反対に關する陳情

国鉄運賃値上反対及び国民の足を確保する陳情

トランクターミナル建設反対に關する陳情

市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願

公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引上げ住宅政策を転換させるための意見書採

択を願う請願

減税、税制改革、自主課税に關する請願

(文教委員会)

教育予算増額市財源確保に關する請願(五項)

仮称第十五小学校明星地区通学路について陳情

日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情

公立幼稚園に二年保育実施に關する請願

高校問題特別委員会設置についての陳情

昭和五十一年度日野市立幼稚園の四才児入園に關する陳情

(厚生委員会)

専用水道施設市管理に關する請願

多摩川河川敷利用遊園地(広場)設置に關する請願

日野市立総合病院に歯科を早急に設置に關する請願

社会保険診療報酬課税の特例並びに医療課税改善に關する請願

新町地区に予定される市立保育所の陳情

東町児童遊園地存地について請願

アレルギー性鼻炎についての調査対策ならびに治療に關する請願

(都市計画産業建設委員会)

浄化槽施設管理方に関する請願

平山台区画整理事業に伴う請願

東京一八王子線(三〇メートル道路)の計画撤回と廃線に關する陳情

一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願

地番整理の境界線及び作業促進に關する請願

町名地番整理の町名及び区域について請願

旧浅川堤防敷地を市道認定に關する請願

道路の側溝設置に關する請願

大企業の横暴な進出を規制し中小企業分野確保法の制定を求める請願

西平山一丁目三〇番地附近の排水吸込み処理解消に關する請願

(公害対策特別委員会)

高層住宅建設反対に關する請願

(市府舎建設特別委員会)

市府舎建設に關する請願

(総務委員会)

五六

五七

五八

五九

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件

(請願上程)

(請願第五一一四九号)

(請願第五一一五〇号)

(請願第五一一五一号)

(請願第五一一五二号)

(請願第五一一五三号)

(請願第五一一五四号)

午後一時五十分 開議

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（鈴木美奈子君） 本日は午前十時から総務委員会を開催いたしまして議案を審議する予定でございましてけれども、定足数に足りず委員会が開かれませんでしたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの委員長報告は審議できることでございます。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） ただいま総務委員長の報告の中で、けさ十時に総務委員会を開いたんだけれども、定足数に足りないんで云々という報告があつたんですが、私は総務委員の一人として総務委員会を開くという連絡も受けておりませんし、いつ、どこで、どういう形で、どういう方法で各議員に連絡されているのか、ただ私は聞いてないだけに聞いたと言われますと、何かちよつと納得しかねるんですが、その辺をひとつ明確にお答え願います。

○議長（名古屋史郎君） 総務委員長。

○総務委員長（鈴木美奈子君） 昨日本会議が十一時何分かに開きましたけれど、その前に事務局を通じまして、明日の午前十一時から委員会を開催するのでお伝えするようになっています。けさまた十時から参りまして、お待ち申し上げております。

追加日程

一、余期の延長

本日の会議に付した事件

日程第一から第六一までと追加日程第一

ましたけれども、十一時になつて御出席できない委員の所に自宅のほうに事務局を通じましてお電話を差し上げ、全員が自宅にいらっしゃらないということですので、十一時三十五分に定足数に満たないということで委員会は開かれないと、ことで別れています。

○議長（名古屋史郎君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いまその経緯を聞いて、それをどうこう揚げ足を取るようなことは考えておりませんけれども、何か知つていて出ないということで誤解されますと困りますので、その辺は明確に態度を表明して私の質問を終わりたいと思います。

（「事務局怠慢」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） お詫びいたします。本五件の議案については緊急やむを得ざるものありと認め、本会議で審議いたしたいと思います。本会議で審議することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（名古屋史郎君） 挙手多数であります。よって本

五件の議案は本会議で審議することに決定しました。本五件の提案理由は報告済みですので直ちに質疑に入ります。御質疑ありませんか。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 前回エレベーターの件につきまし

にして発生しておるわけでございます。したがいましてその間エレベーターにとじ込められ、早急な退避ができた場合の時点では、その人たちが災害に遭わずに退避できたわけですが、エレベーターが止まつてしまつたという時点で大きなそういう災難を受けておるものもあるわけです。その点につきまして、エレベーターだけを特別な回路で独立した電源を要するならば、そのような災害も事前に防げるわけでございます。その点を御指摘申し上げたわけでございまして、その点どうなんですか。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 先日もお答え申し上げたと思いますが、エレベーターはエレベーターでエレベーターの電源の回路を付けていくということでございます。一番元は一つでござりますけれども、三つのエレベーターがございますが、三つのエレベーターそれぞれに回路を付けている、そういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 先日の回答とちよつと違つて、きょうはそのような設置になつておれば心配は毛頭ございませんので了解します。

○議長（名古屋史郎君） ほかにありませんか。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 多摩川排水の件ですが、これは

て、専門的な資料を出してもらいたい、このようにお願ひしてあつたわけですが、その点につきましてひとつ。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 私のほうといたしましては、この資料については建設部のほうで出していただきものと思つておりますのでやつておりませんが。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 先日、谷議員の御質問の時に私がお答えしましたので、私からお答えいたしたいと思います。あの節は私は、谷議員の御質問に対しまして、特に安全性の点で谷議員の御懸念がございましたので、これにつきましては実際にエレベーターが付設されまして安全性の点では十分確認されていることでござりますけれども、細かな点につきましてその時点におきまして議員の皆さまに十分周知していただくというふうにお答えしたつもりでございます。それでお許しいただきたいと思うんですが。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 従来各建物に取り付けてあるエレベーターについては、電源が同じ回路で流れている。そういうふうな状態でエレベーターが作動しておるわけでございます。

たまたま火災その他の事故によりまして、電源が止まりますとエレベーターも自動的に止まつてしまふ、そういう懸念が往々

三つに分けちゃつて、二つは三月三十一日となつて、工期が片方は長いから八月となつておりますが、そうした場合、第三区を一つに分けて三月三十一日にはできなかつたんですね。

○議長（名古屋史郎君） 都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） ちょっと質問の御趣旨が分からなかつたんですが。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 片方は長いので八月工期になつておるんですが、片方は三月三十一日になつております。第一、第二が三月三十一日だからこの第三区については、さらに二つに分けて契約入札をすれば同じ三月三十一日になつたんではないかと思うんですが、一つにしてその理由ですね。

○議長（名古屋史郎君） 都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） 分かりました。これに

つきましては一般会計の補正ですが、先決でお願いしたことに関連があるわけでございますが、当初はやはりその第三工区につきましても二ヵ所でやろうと、こういうふうなことも考えたわけですが、なかなか技術的に二ヵ所にするのはむずかしいと、づきまして五十二年度にかかる分を債務負担ですか、繰り越しですか、そういうことで分けたような次第でございます。本来ならば年度内に終わるということならないわけでございますが、

やむを得ず一ヵ所でやる、こういうことになつたわけでござります。

なおこれにつきましては、用水組合の許可ですが、それにつきましても、五十一年の八月、こういうことになつておりますのでその点でも支障がない、そういうことでござります。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 了解。

○議長（名古屋史郎君） ほかにありませんか、なければこれをもつて質疑を終結いたします。本五件について御意見があれば承ります。なればこれをもつて意見を終結いたします。これより本五件について採決いたします。本五件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて議案第六六号、日野市公共施設建設基金条例の制定、議案第八二号、日野市庁舎防音改築エレベーター設備工事請負契約の締結、議案第八三号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第一工区）請負契約の締結、議案第八四号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第二工区）請負契約の締結、議案第八五号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（第三工区）請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第六九号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。本件については四常

として何か、定足数に達しないような状況で審議を放置するようなことになれば、これはゆゆしき事態であります。なお何かの手違いでそういうことになつたとすれば、これは徹底的に究明して、その間違いを直さなければならないと私はこう思います。いやしくも議員というものは議会に出席し、委員会に出席することとは義務であります。したがいまして市民十三万の代表としてやる以上、何らかの手違いがあるならばこれは別ですが、その手違いを十分解明してどこの時点で、どういう手違いがあつたということを解明しない限りはいまの問題が解決しないと、議長がいくら遺憾に思つて言つたつて、これは遠くのほうではえてるだけで、何も核心に触れてないということをございますので、少なくともその点を十分検討して、今回いま現在この時点で発表していただきたい、かように思います。それから、いまおよろしくお願ひいたします。ということを委員長がさきほど申されましたか、よろしくお願ひしますというのを具体的にどういうことであるか、その点はつきりと認識いたしたい。二点にわたりまして質問なり議事進行の中で申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） 総務委員長、お答え下さい。

○総務委員長（鈴木美奈子君） 手続きの問題につきましては委員会担当者にお願いいたしましたので事務局のほうからどういう指示を与えたかということをお答えいただきたいと思います。

それから、よろしくお願ひいたします。ということは委員会といたしましては十分審議したいということを全員持つていた

任委員会に分割付託いたしておりますので順次審査報告を願います。総務委員長の報告を求めます。

○総務委員長（鈴木美奈子君） さきほど述べましたとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

（発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君） ただいまの委員長報告は、さきほど杉山寅三郎議員の説明にありましたように、招集をしたところお集まりいただけなかつた。しかし杉山寅三郎議員から、明確な連絡がなかつたことをはつきりさせておいてくれと、そういう事情も踏まえて、さきほど御了承いただいたように本件についても緊急やむを得ざるものと認め、本会議での御審議をお願いしたいと思います。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） ただいま議長が総務委員長の報告のようであると、まことに遺憾である、こういうふうに言ったわけでありますが、総務委員長の報告は、連絡をして十時からやるということになりましたが、結局定足数に達しないためにできなかつたと、また杉山議員のほうからは連絡を受けていないということで議長はただ遺憾であるというだけでは済まないと思うんです。定足数に達しないということはどちらかに問題点があつて達しないということで、現実には達してないということなんで議会の議員として、あるいは委員会のメンバー

と思うんですが、そこまで至らなかつたので本会議で皆さんで審議していただきたいという、そういう趣旨でござりますので。○議長（名古屋史郎君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） よろしくお願ひしますという本意は分かりました。了解いたします。

それから鈴木君の名前も出ましたが、オープンの場でそういうことを触れるいろいろ討論になるかもわかりませんので、そういうことをするのもあまり望ましいことではないということとで、ここで休憩していただきまして、そして実情を解明していただきたい、かように思います。（「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）一人か二人の欠席ならばいいんですけど、定足数に達しないということはやはり過半数が休んだということですよ、それはきわめて重大なことなんです。当然今までの実情をはつきりして解明してからしたほうがよろしいと、かように思います。（「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり）

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ
つて暫時休憩いたします。

午後一時十分 休憩 午後三時三十分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続^キき会議を開きます。

先ほどの三浦重春君の御質問に対し、休憩中、種々調査をいたしましたが、昨晩は議事が深夜に及び、若干の混乱もある状況の後でしたので、連絡の徹底を欠いたうらみがありました。今後このようなことがないよう、議長として十分配慮いたしましたので、御了解を願いたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）よろしくお願ひいたします。

お詫びいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議なしと認めます。よつてこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬 隆君） 昨日、議会運営委員会のいきさつを考えた上で、議長が委員長に対し、本会議で審議するよう強く要求し、全員の了承を得ました。さらに二十八日の日程も過ぎた今日であります。先ほど申し上げたように、事実切迫しておりますので、緊急やむを得ざるものと議長として判断いたし、本会議での審議をお願いしたいと思います。

（「委員長、辞任はどうした」と呼ぶ者あり）
お詫びいたします。本件は、本会議で審議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 委員長のただいまの御報告のとおり、二十八日の総務委員会の席上で、これまで何回かの総務委員会のいきさつを考えた上で、議長が委員長に対し、本会議で審議するよう強く要求し、全員の了承を得ました。さらに二十八日の日程も過ぎた今日であります。先ほど申し上げたように、事実切迫しておりますので、緊急やむを得ざるものと議長として判断いたし、本会議での審議をお願いしたいと思います。

（「委員長、辞任はどうした」と呼ぶ者あり）
お詫びいたします。本件は、本会議で審議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、本件は本会議で審議することに決定いたしました。

直ちに歳入全般、歳出のうち総務費、消防費、予備費、諸支出金、債務負担行為補正、地方債補正について質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

これをもつて総務関係を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（吉畠繁枝君） 議案第六九号、昭和五十

員会を開きました。今後の日程、会期について協議いたしましたので、御報告いたします。

まず会期につきましては、さらに三日間延長いたしまして、十月四日までとすることで意見一致を見ました。

次に日程ですが、この点につきましては、残念ながら全会派意見の一一致を見ませんでしたが、一派を除く全会派が意見の一致を見ましたので、参考のため御報告をいたします。本日は審査報告、意見書、決議などを行なう。明三十日、十月一日、土曜、日曜の休会を置きまして、十月四日を一般質問とし、この一般質問の日を、会議時間を繰り上げて午前十時からとする、ということです。以上報告します。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議なしと認めます。よつて会期は十月四日まで三日間延長することに決しました。

次に議案第六九号の、先ほどの総務委員長の報告の補足をお願いいたします。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（鈴木美奈子君） 総務委員会は、数回にわたり委員会を開き、その中で審議をすべく努力いたしましたが、審議できず、この本会議において審議をよろしくお願ひい

たしたいと思います。

（「了解」と呼ぶ者あり）
一年度日野市一般会計補正予算中、歳出のうちの教育費についての文教委員会の審査報告を申し上げます。

文教委員会全員出席のもとに慎重審議をいたしました。教育費の中の総務費増加の補正分は、本年度は特に学校の建設、体育馆、プール等の新設によりまして、交際費及び有料道路の通行料の増加によるものでございます。また、小学校費、中学校費につきましては、第十八小学校（仮称）及び第五中学校（仮称）につきましては、工事費につきましては、第十八小学校（仮称）につきましては、防衛廳予算の七五%が含まれているといふのでございます。それから設計委託費につきましても、基本の工事費の二・五%を乗じて算出してございまして、教育費の中の幼稚園費の中に、ちょっと一つ疑問のところがございました。

節の九の旅費でございますが、三十七万二千円の補正につきましては、当初教育委員会で六十万を要求いたしましたが、一般の市の財源の節約とともに、これがカットされたということございましたけれども、これは法律的にも教育、幼稚園費の旅費については、研修費として義務づけがあるということで、委員会としては了解いたしました。特に社会教育費の中では、平山児童図書館の拡張についての、現在二千五百冊あるのを五千五百冊ふやし、開園時には八千冊の本を用意いたしまして、

平山児童図書館を開設する、という補正でございます。現在、
平山の図書館の年間の貸し出しは、一人が五・五回ぐらいの回
転率をもちまして、五十年度の貸し出しは、九十四万五千九百
九冊ということで、文教委員会といたしましては、小学校費、
中学校費及び幼稚園費、社会教育費の一億九千四百六十八万九千円
は、国庫補助金をもとにいたしました一億十一万ですね、約、
それの大体国庫補助金の見合うものが、補正予算として計上さ
れているということで、委員会といたしましては、全員一致で
認定した次第でございます。以上をもちまして、文教委員会の
報告を終わります。

これをもつて文教関係の審査報告を終わります。次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

(厚生委員長登壇)
○厚生委員長（秦正一君） 議案第六九号、日野市一般会計補正予算第四号、民生費、衛生費、この分の厚生委員会

ないというふうな場合に、その一人に対しても区の方で補償する、という内容のことらしいんですけども、区の方として、そういうことはやつてない。また、こういう言葉 자체は、そういうことはやつてない。また、こういう言葉 자체も初めてだ、というふうに申されておりました。

このような点で、都の方で規制していないし、また日野市としても他でやつてないことをやるわけにもいかんし、極力努力して、満員の要するに定員に達するような方向でやつてるんだ、また補助金のあり方等によっても、これは問題があるのでないか、というふうな見解のもとに、委員会といたしましては、この点は了解したわけでござります。

それから衛生費についてですが、清掃費の項で処理場周辺対策事業調査、この三十万の委託料ですが、本会議で市長答弁の中に、処理場周辺の新井、石田地域の対策事業として地域全体に潤う民俗文化的なものをという発言があつたわけですけれども、委員会の中でもこのような点につきまして発言がありまして、周辺対策事業調査ということは、どういう事業をやるかは調査してから決まることであつていまの段階ではわからないのではないか、民俗文化的なものであるかどうかということは、結論によつて出されることであつて、そのような点がちょっと疑義があるという委員の発言がありまして、早速、市長に委員会に来てもらいまして、この点をただしたわけでございます。委託料の三十万は、日当が二十万、それからあとは旅費として

て計上したもので、特にこの中で公共のこのような施設が、非常に単価が高いのではないか、というふうな意見がありました。坪当たり大体計算しますと、四十三万八千円というふうな単価になりますけれども、ちょっとこの点、今後、公共施設等の建設においても、十分配慮していく必要があるのではないか、厳密なそのような調査も必要じゃないか、というふうな意見がありました。

それから本会議で、吉富議員ですか、発言がありました。二点ほどあります。私立ですね、この保育園の保育措置を優先してやつてもらいたい、二点目として、定員、定額制について実施してもらいたい、このような点につきまして、いろいろ審査いたしました。まず一点目といたしまして、これは中野区で私立の保育園の措置を優先して実施しているんじゃないかな、という参考意見もありましたんでそれども、中野区の保育所関係を調べたところこのように私立の保育園を優先して措置していない、このような調査の結果がありまして、日野市の場合においても、私立、公立を問わず措置をお願いして。ただ本人の父兄の要望によつて、公立保育園へ要望があれば、それを無視することができないということが、回答がなされました。それから二点目といたしまして、中野区における定員、定額制、これも調査されまして、中野区では実施していない。たとえば百人の定員のところ、九十八人が満たされて、あと一人が入れる、このように計上してあります。それから委託先は、従来からできている処理場周辺の対策協議会、これと自治会が新しくその協議会をつくつて、そこに委託させることだそうです。それから内容としては、今後の処理場周辺の迷惑的なことも配慮し、また、将来の終末処理場、こういったものも考えの中に、配慮の中に入れて、すでに下水道調査会等でもやつておりますが、いずれにしても処理場周辺対策を総合的に調査し、その受け皿をつくつていくんだということで、調査の結果、そのような要するに民俗文化的なものになるか、またほかのものになるかということは、その結果によつて決まることがある、というふうに申されました。したがつて対策協議会だけではなく、その自治会も加わって、地域全体の中から参加して、そういうものを調査していくことで、委員会といたしましては、ただ意見といたしまして、お祭り的な宗教的なそのような事業をやつた場合に問題が起ころ、政令等にも違反するようなことのないように、なお目的に沿うようにやつてももらいたいという意見を付しまして、この処理場周辺対策事業のこの項につきましては、了承したわけでございます。

それから衛生費の方で、病院費ですが、この一億四千七百五
十万八千円の一般会計からの繰り入れがあつたわけですから
も、当初、四月当初、一時借入金としてかなりの額を借りて

わけですけれども、そういつた面で、もつと早く一般会計の繰り入れをした方が、利子とかそういう面で助かるんじやないか、というふうな意見も出されました。いずれにしても民生費、六千九百十二万九千円、衛生費、二億二千百二十万七千円、この補正予算については、全会一致で認定したわけでござります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）一点だけ確認したいと思います。委託料の五八ページですね、三十万のうち二十万の日当というふうに聞いたんですが、ちょっとその辺はつきりわからなかつたんですけども、いま一回お願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君）厚生委員長。

○厚生委員長（秦正一君）三十万のうち二十万の分が、新しく協議会をつくって、その日当です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）いま委員長の答えにつきましては、ちょっと私の質問との外れておりますので、これは私が赤松さんに聞くんですが、こういう質問を私が出したんです。私立幼稚園児優先と、定員定額制という言葉を、私も実は知らなかつたわけですね。私立幼稚園児優先ということはわかるわけですね。言葉のとおり。定員、定額制という言葉も、私は赤松さんに聞くんです。どういう質問を私が出したんだ

ります。私立幼稚園児優先と、定員定額制という言葉を、私も実は知らなかつたわけですね。私立幼稚園児優先ということはわかるわけですね。言葉のとおり。定員、定額制という言葉も、私は赤松さんに聞くんです。どういう質問を私が出したんだ

りますので、その保留児を空きが出る私立とか公立に、この保

留児を振り向けて、満杯にしております。日野市におきましては、そういうふうな手続きを経まして、いまのところ各園とも満杯でございます。今後ともそういう方針でいきたいと思っております。

それから定員、定額制につきましては、中野区を調べただけではなしに、東京都を通じまして、二十三区の状況を調べたわけでございますけれども、その中においても、こういう定員、定額制といふうな、先ほど委員長が百名の定員に九十五名の子供が入つて五名の欠員が出る、五名に對して補助といふうな方法は、都内においてもとつてない。別な保育園に対する補助じゃないかと思うんですけども、東京都を通じてもそういう制度は聞いておりませんと、東京都におきましても区内、そういう保留児でそれぞれ定員を十分にカバーしておりますので、こういう欠員に対する補助という制度は考えなくともいいんじゃないかと、そういうふうな答でございます。

○議長（名古屋史郎君）吉富繁枝君。
○二十六番（吉富繁枝君）わかりました。市立児優先というのは方々で、日野市でも大体そういうことをしているわけですから、ただ日野市の中の一園長さんから、定員制があつてということを言われましたので、私はそういうことがあればそれを調べてほしい、それで二十三区では一区もやつてないとい

もあんまりよくわからなかつたけれども、つくしんぼ保育園の園長が、中野区にも園を持つておられて、二十三区では、定員、定額制とかやつてることもある。そういうことを私、耳にしたものです。から、私は知らないけれどもこの予算について、大久保保育園をつくるについては、一園長さんが非常に反対されたり、まあ、たとえば幼稚園の私がこの間ブレハブの報告をしても、いろいろな幼稚園問題というものは、いろいろな問題があるわけですね。そういう不満をなくすためには、やはり根本的な施策を市が持つてないと、やはりこの間、百草団地、高幡団地の方へ保育園をつくると、私立の方から引っぱつていったと。引っぱつていくことはないとおっしゃつても、そういうふうに感じられるような圧迫ではないとおっしゃつても、そういうふうに予算の際に、二十三区ではどこでやつてるんだということをお聞きしたわけです。それを調べてほしい。いいですか。その園長先生は中野区にも持つてらして、その時には、区をはつきりだけを調べたようですね。私は二十三区といふうに申し上げたので、そこら辺の答弁、ちょっと違つてますね。

○議長（名古屋史郎君）福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）優先措置ということにつきましては、中野区におきましても、保留児がどうしても出てまいがね。

○議長（名古屋史郎君）福社部長。

○福社部長（赤松行雄君）そのとおりでございます。日野市の市内の保育園の運営につきましては、御注意がありま

たようにやはり園の全体の経営ということを考えなければならぬことで了解してよろしいですね。

○議長（名古屋史郎君）島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）五十八ページの十三番、委託料についてお伺いしたいと思いますが、先ほど委員長の報告の中で、調査について、いわゆる調査の具体的な終了めどといいますか、あるいは調査を終わつた後での報告といいますか、そ

ういったものの報告がなかつたようになりますけれども、やはり調査をするそのへんの、もちろん調査ですからいつまでにという具体的にきかつと出ないかと思いますけれども、やはり調査をする以上は大まかなめどぐらいは日程的にあるだろうと思います。

いつまでに調査を完了したいんだという基本的なめどがあると、このへんのめどと、終わつた段階でのその報告をどんなふうに

していただけるか、そのへん御説明をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）厚生委員長。

○厚生委員長（秦正一君）委員会いたしまして、その点はめどとしては、はつきり市長のほうからはおそらく話は

なかつたと、このように聞いております。それから終わつてから
の報告ですけれども、これは当然予算の関係もあるだらうし
報告はなされるものと期待しております。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君） もし委員会でなければ、大まかにめどをひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長、答弁願います。

○市長（森田喜美男君） 大体六ヶ月以内を予定しないと思つております。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。
これをもつて厚生関係の審査報告を終わります。

次に都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

(都市計画産業建設委員長登壇)

○都市計画産業建設委員長（林重義君） それでは補正予算、都市計画産業建設委員会関係について御説明申し上げます。予算書の説明のほうの六十一ページから六十七ページまで、要点について御説明申し上げます。御了承お願いいたします。

農業費について、六十一ページから六十二ページ、総務費の三万二千円、当初予算の不足分ということでございます。三の農業振興費、予算六千八百万円については、これは減額が四千

○、七ヘクタール分の増加分だそうでござります。

続いて六十三ページから六十四ページ、商工費でござりますけれども、商工費の三の観光費については三百五百万円は本年度日野市において全国菊花大会を企画しております。その観光パンフレット代ということで、提出の時に不足ではないかというふうな御質問も出たようで、いろいろと担当課にただしましたところ、各行なつた市をいろいろと聞きましたところ、二千部で十分であるとへうような話でございました。

八の土木費に移りますが、土木管理費の総務費補正の二十九
二二二回、三百四回付で二二二回目、つまり、三九二回、

多摩平地区の伐採の費用とのことでございます。議案上程の時に、ほかの市道の、覆いがふさつていいるといいますか、市道にじやまになる道路上の樹木についてはどういう考え方があるかというふうな問題点もありましたので、その点については市としては担当課として、現在も目にあまるようなところは行なつておりますし、今後の問題として見回りでもつけて、いろいろと市民の皆さんに迷惑のかからないように検討しますと、前向きに検討しますということをございますので、御了承願いたいと 思います。続いて六十五ページと六十六ページ、道路改良費の補正四千六百万でございますが、これは浅川南第二排水区管渠実施設計六百万となつておりますが、これは上程の時にお話がありましたように、平山の都道二・二・六号線が都としても

は説明欄のとおりであります。続いて七十一ページから七十二ページ、公園管理費でございますが、賃金については東豊田線地保全地域の草刈りの費用で、これは都よりの委託事業であります。工事請負費については、黒川公園、旭が丘第一公園の植樹費と、多摩平六丁目の浸水対策に伴う集水池の多摩平第五公園を整備による補正であります。七十三ページから七十四ページ、住宅管理費については市営長山、高幡団地住宅受水槽水質検査手数料であり、四棟二回分と、これは保健所で行なう分、

と、四棟年一回行なう予定額分だそうでございます。
以上、簡単な説明でございましたが、農業費、商工費、土木費についての各補正予算について慎重審議の結果、委員会とし

て全会一致で認定をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて都市計画産業建設関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案とおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一号、歳入歳出とも三百万円の補正であります。全会一致での議案に対しても認定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第七〇号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、議案第七二号、昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）、議案第八〇号、市道路線の廃止、議案第八一号、農業共済無事もどし金の交付の件を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ

つて議案第六九号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第四号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七〇号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、議案第七二号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）、議案第七三号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦正一君） 議案第七〇号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号ですが、歳入歳出とも四千三百三十五万円であります。慎重審議の結果、原案を全会一致で認定いたしました。

次に議案第七二号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算第一号です。収益的収入一億八千二百六十万二千円、収益的支出百五十万円、いずれも原案を認定したわけです。資本的支出百三十七万円、全会一致で認定いたしました。

次に議案第七三号、日野市受託水道事業特別会計補正予算第

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（林重義君） 議案第七〇号、都市計画事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳入については一般会計繰入金一千五百万円、国庫補助金三千万円、この補助金は日野駅周辺の事業に伴う四ヵ年継続の五十一年度国からの補助金でございます。歳出につきましては一般管理費三千二百万円はがけ崩れ箇所の擁壁築造費と、それに伴う物件移転費であります。二についての事業費については日野駅前交番危険物の移転と、保留地の整地でございます。主要な点はそのような点でございますが、委員会としましては全会一致で認定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

続いて議案第七四号、農業共済事業補正予算について、この補正予算は農作物共済掛金を三ヵ年納入した場合、無事故の農作物と、掛け金が三分の一以内の被害の作物に対して、組合より農業者に支払われるべき払戻金という内容のこととござりますが、委員会といたしまして全会一致で認定をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

次に議案書に入りまして、議案第八〇号、市道路線の廃止に

ついて、この道路は説明書にござりますように、四ツ谷十四号線でございますが、この箇所については現在家屋が建つておるということでございまして、それで姥久保三号線でございますが、これは以前つけかえがしてあります。つけかえの未処理地区といいます。豊田二十七号線については、大正年間ですか、明治時代ですか、その時に行ないました豊田の耕地整理の未処理という箇所だそうです。その次が岸根三号線、三沢でございますけれども、これは行き止まりという形のところで、現在市に届け出がありまして、それによつて路線の廃止ということだそうでございます。委員会といたしましては全会一致で認定をいたしました。その後この道路の廃止の問題について委員会として委員会の中でいろいろ意見がございましたので申し上げたいと思います。市道の処理、登記等の問題点について委員会として、中に意見を出されたものが、市に申し出があつた箇所については、担当職員が在職中においては処理できるという形でござりますけれど、その中に在職中にあつて未処理というか、事実が可といふことについてはやはり職員がかわった場合に、未処理になるというケースが多いというような御意見がございました。そのような問題があつてはやはり市の行政上の問題として市民にも迷惑もかかりますし、いけないんではないかという意見がありまして、今後文書によりそういう問題については、文書によるか調書のような形でも作ります。

○議長（名古屋史郎君） 請願第八一号、農業共済無事もどし金の交付の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第五一一四三号、老人医療有料化に反対する市議会決議に關する請願、請願第五一一四八号、学童保育所設置に關する請願を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦正一君） 請願第五一一四三号、老人医療有料化に反対する市議会決議に關する請願、これは日野市多摩平公住の日野市老後保障をすすめる会の三浦会長から出された請願でござります。

内容は政府、特に大蔵省あたりにおいては、老人医療の有料化を試みているといふ。このよな点で、これに対する有料化に対する反対をしてくれという市議会で決議してもらいたいといふ請願でござります。委員会といたしましては慎重審議した結果全員一致でこの請願を採択いたします。

追つて決議の案件はここで全員の署名をもつて決議案をお願いしたい、このように思ひます。よろしくお願ひいたします。

それから請願第五一一四八号、学童保育所設置に關する請願、

ついて、この道路は説明書にござりますように、四ツ谷十四号線でござりますが、この箇所については現在家屋が建つておるということでございまして、それで姥久保三号線でございますが、これは以前つけかえがしてあります。つけかえの未処理地区といいます。豊田二十七号線については、大正年間ですか、明治時代ですか、その時に行ないました豊田の耕地整理の未処理という箇所だそうです。その次が岸根三号線、三沢でございますけれども、これは行き止まりといふ形のところで、現在市に届け出がありまして、それによつて路線の廃止ということだそうでございます。委員会といたしましては全会一致で認定をいたしました。その後この道路の廃止の問題について委員会として委員会の中でおいろいろ意見がございましたので申し上げたいと思います。市道の処理、登記等の問題点について委員会として、中に意見を出されたものが、市に申し出があつた箇所については、担当職員が在職中においては処理できるという形でござりますけれど、その中に在職中にあつて未処理というか、事実が可といふことについてはやはり職員がかわった場合に、未処理になるというケースが多いというような御意見がございました。そのような問題があつてはやはり市の行政上の問題として市民にも迷惑もかかりますし、いけないんではないかという意見がありまして、今後文書によりそういう問題については、文書によるか調書のような形でも作ります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。

よつて議案第七一号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）、議案第七四号、昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）、議案第八〇号、

これは新日本婦人の会の村松さんという方から出されたあれで、委員会といたしまして審議した結果、市の基本計画一学校区に一つの学童クラブという方針もあるので、その点考慮の中でも全会一致でこの請願を認定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

これは八小区ですね、いまないわけですね、それでそこにつくつてほしい。場所は執行者のほうで決めることで適当な所を見つけると思います。またない場合は、最悪の場合は小学校用地とかいろいろなことも考えられるんじやないかと思ひますけれども、いずれにしても市長を信頼して任せるという結論でござります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本二件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。

よつて請願第五一一四三号、老人医療有料化に反対する市議会決議に關する請願、請願第五一一四八号、学童保育所設置に關する請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第六四号、昭和五十年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。特別会計決算特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。特別会計決算特別委員長から日下委員会において、審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お詰りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付するこ

とに決しました。

次に請願第五〇一一号、三菱銀行日野市役所支店開設反対請願、請願第五〇一一三号、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停歩道橋、日野坂信号早期建設に関する請願、請願第五一一七四号小通学路内駐車場建設反対に関する陳情、請願第五一一七号、国鉄運賃値上げ反対及び国民の足を確保する陳情の件を一括議題といたします。総務委員長の審査報告はこれを省略いた

し出があります。

お詰りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審

査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付するこ

とに決しました。

次に請願第五〇一一一號、三井銀行日野市役所支店開設反対請

願、請願第五〇一一三号、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停歩道橋、日野坂信号早期建設に関する請願、請願第五一一七四号小通学路内駐車場建設反対に関する陳情、請願第五一一七号、国鉄運賃値上げ反対及び国民の足を確保する陳情の件を一括議題といたします。総務委員長の審査報告はこれを省略いた

し出があります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付するこ

とに決しました。

次に請願第五〇一一四四号、公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引下げ住宅政策を転換させるための意見書採択を願う請願の件を議題といたします。本件について

は採択いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、請願第

五一、一四四号、公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃引下げ住宅政策を転換させるための意見書採択を願う請願は採択と決しました。

します。総務委員長から日下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お詰りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後四時十九分 休憩 午後五時三十五分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東町児童遊園地存置について請願、請願第五一一三九号、アレルギー性鼻炎についての調査対策ならびに治療に關する請願の件を一括議題といたします。厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の繼續審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに決しました。

次に請願第六八号、淨化槽施設管理方に関する請願、請願第六五号、平山台区画整理事業に伴う請願、請願第五〇一一五号、

東京一八王子線（三〇メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情、請願第五〇一四八号、一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願、請願第五一一一号、地番整理の境界線及び作業促進に関する請願、請願第五一一三号、町名地番整理の町名及び区域について請願、請願第五一一二五号、旧浅川堤防敷地を市道認定に關する請願、請願第五一一三二号、一・三、一バイパスの撤廃を要請する請願、請願第五一一三三号、市道整備に關する請願、請願第五一一四〇号、道路の側溝設置に關する請願、請願第五一一四一号、大企業の横暴な進出を規制し

中小企業分野確保法の制定を求める請願、請願第五一一四六号、西平山一丁目三〇番地附近の排水吸込み処理解消に関する請願の件を一括議題といたします。都市計画産業建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の繼續審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに決しました。

これより請願第四〇号、高層住宅建設反対に関する請願の件を議題といたします。公害対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。公害対策特別委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の繼續審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに決しました。

これより請願第九六号、市庁舎建設に關する請願、請願第一〇〇号、市庁舎新建設に關する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、一括議

題といたします。市庁舎建設特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。市庁舎建設特別委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の繼續審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに決しました。

次に請願第五一一一號、昭和五十一年度警備委託料値上げに關する陳情の件を議題といたします。本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

(総務委員長登壇)

○総務委員長（鈴木美奈子君） 総務委員会に付託されました五一一一一號、昭和五十一年度警備委託料値上げに關する陳情は陳情代表者の村上豊さん増子幸雄さんのほうから陳情

取り下げ願いが出ておりますので、これを認めました。よろしくお願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認め、請願第

五一一一一號、昭和五十一年度警備委託料値上げに關する陳情については取り下げることに決定いたしました。

次に日程第五六、下水道対策特別委員会の繼續審査議決に關する件を議題といたします。下水道対策特別委員長より下水道に關する事件の調査研究のため閉会中の繼續審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないと認めます。

よつて委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに決しました。

次に日程第五七、物価対策特別委員会の繼續審査議決に關する件を議題といたします。物価対策特別委員長より物価対策に關する事件の調査研究のため閉会中の繼續審査に付することにあります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の繼續審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五八、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。交通対策特別委員長より交通対策に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五九、文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。文化体育施設建設促進特別委員長より文化体育施設建設促進に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議なしと認めます。よつて委員長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

とに決しました。

次に請願第五一一四九号、下水道管接続に関する請願の件を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（中村亮助君） 請願第五一一四九号を説明。

○議長（名古屋史郎君） ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、都市計画産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて請願第五一一四九号、下水道管接続に関する請願の件を議題といたします。

は都市計画産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にすることに決しました。

次に請願第五一一五〇号、合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願の件を議題といたします。

○議会事務局長（中村亮助君） 請願第五一一五〇号を説明。

○議長（名古屋史郎君） ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、厚生委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午後五時五十分 休憩 午後十一時五十六分 再開

午後五時五十分 休憩

たしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれをもつて延会といたします。

午後十一時五十七分 延会

九月三十日

木曜日

(第八日)

昭和五十一年
第三回定例会

日野市議会會議錄

第三十五号

出席議員（三十名）

九月三十日木曜日（第八日）

欠席議員
（なし）
市米竹石劍谷林黒板橋鈴正奥滝瀬
川沢上坂持川垣木國住瀬瀬
芳照武勝佐栄重正祐美大芳敏政
太郎男俊雄吉吉義憲男子子治雄朗吉
君君君君君君君君君君君君君君君君

三十一番
三十番
二十九番
二十八番
二十七番
二十六番
二十五番
二十四番
二十三番
二十二番
二十一番
十九番
十八番
十七番
十六番
十五番
十四番
十三番
十二番
十一番
十番
九番
八番
七番
六番
五番
四番
三番
二番
一一番

名島飯三吉日一本大佐高杉清秦
古ノ々
屋村山浦富野瀬間下柄木橋山水
史孝重繁源昭通寅芳正
三
郎志茂春枝作隆久博保雄夫郎雄一
君君君君君君君君君君君君君君君君

説明のため会議に出席した者の職氏名

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

書	書	書	書	書	書	書
記	記	記	記	記	記	記
荒	鈴	朝	中	中	中	中
井	木	倉	村	村	村	村
一	晴	敏	亮	亮	亮	亮
雄	彦	夫	助	助	助	助
君	君	君	君	君	君	君

速記委託先 住 所 東京都立川市曙町一ノ十ノ三
立川速記者養成所 所長 関根雪峰
塙崎真知子君 清水聰一郎君

議事日程
昭和五十一年九月三十日(木)

一、議案第八八八号
二、議案第八九〇号
三、議案第九〇〇号
四、一般質問

日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本田の会議に付した事件

-169-

○議長（名古屋史郎君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

これより議案第八八号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九〇号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思ひます。が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君） 議案第八八、八九、九〇号について、提案理由を御説明申し上げます。この三議案につきましては、本年八月二十四日、日野市特別職報酬等審議会から、日野市特別職報酬等の額について改定することが望ましい、との答申がありましたので、答申どおり報酬の引き上げを行ないたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第八八号は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正

内容は、議長二十二万円に、副議長十九万円に、議員十八万円にそれぞれ改定するものであります。

続きまして議案第九〇号は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容は、市長四十三万円に、助役三十七万円に、収入役三十四万円に改定するものであります。

議案第九〇号は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容は、教育長月額三十四万円に改定するものであります。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） ただいま助役が説明したところです。総務部長。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。

お詫りいたします。ただいま議題になつております本三件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よつて本三件については、委員会付託を省略することに決定いた

しました。

本三件について御意見があれば承ります。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 本三件は、報酬並びに給与の一端を申し上げますと、議会の開会を引き延ばす自民、保守派のねらいは何であるか、それは自民党的なのは報酬引き上げにあります。というふうに報道されておるし、なお、新聞等におきましては「今回提出される報酬値上げ案の採決の方法をめぐり、委員会付託を主張する共産党と、即決に持ち込もうとする野党、保守会派の思惑がからんでいる」とこういうふうな新聞の報道もあつたわけでございますが、実は野党、保守派といいますと私もその中に入るわけでございます。そうなりますと、これが本当の意味におきまして、そういう報道をされたならば私ども何とも言わないわけでございますが、私どもの、少なくとも私の本旨に沿わないような、いわゆる野党、保守派の全般的ではないかと私は推察するんですが、その真意でないものが報道されるということはよろしくない。活字の魔術といいますか、やはり活字にあらわれますと、大体において信頼するものが筋であり、しかも私が常に尊敬しておる、正しい報道をしておるんだけれどと思つておるようなところからの報道だとなるかもわかりませんが、一〇〇%ということには若干疑義がある。それはなぜかというと、そのときの発言にもあつたようですが、元来、B農地の問題は、三年間緑地化しているといふことで減額をする、しかもその減額は地方自治体に任せる、何%にするか任せることになつていて、その任せるといふ減額の問題が、一〇〇%というのは、全然取れませんということなんです。全然取らないとしたら、たとえば一年だけ緑地にしておいて、二年目に宅地に売つてしまつた場合はどうなるんだ、これは少なくとも三年間の期間を緑地化していいないといふことになれば、当然その減免された金額は、全額市へ納付すべきだと、こういうふうな考え方を持つていた方、並びに私も持つております。そういうなかで、委員会に審議をしていただければ、その問題もクローズアップされ、十分なる審議ができるのではないかと、そういうふうな考えを持つたので、委員会に付託ということを言つたわけでございます。それに関しまして、付託はいらないんだ、ということでやつてしまつた。それが問題となつた第一点。それからもう一つは、委員会で決定された九十を百にされたときの採決の内容につきまして、いわゆる百に賛成した議員が、たまたま委員会のポストにあるものがいたというようなことで、これではおかしいんじゃないか、いまでの慣習、あるいは委員会尊重という意味も全然なくなってしまうんではないか、というようなことから、もめたんだ、

と、これは大事なことである、というふうに考えますので、まず第一に、時間があんまりないので簡単にやりますが、まず第一に私どもがくみ取つて、議会が長引いたというのは何でありますかと、その点を一つ簡単に解明させていただきたいと思います。

今回の議会の延期されたような状況は、総務委員会の問題にあると私は考えるわけです。総務委員会がいろいろと審議ができなかつたり、あるいは延びたり、いろんなことで私ども議員がそれを待機しておつたということで、その総務委員会が、それが待機のことでやつたのか、そのためにも遅れているのかといふとそうではない。理由は私、簡単に見て一つあると思いまます。一つは、六月の議会のB農地の減免のこのときに、総務委員会では九〇%に多数決で決ました。ところが一〇〇%の議案が出て、その議案を総務委員会に付託をしてやつたらどうだろか、という代表者会議の中の意見があつて、議長もそれを了としたままして、いろいろと各会派を回りまして、その相談をした。そのときに、総務委員会にもうかける必要がないんだ、議会で即決、決めてしまえばいいんだ、というふうな意見の多数があつたために、九〇%の総務委員会の決定が覆されて一〇〇%になつた、こういうようなことです。

この問題として私どもが主張したのは、総務委員会にかけるというのはなぜかというと、ただ議会で即決、それはけつこうかつた、というようなことでございます。そういうことでおくことは全然そのときにもめたものはないんだというふうに、歳費のことは言葉にも出なかつた。歳費ののつたのは、先般、全員協議会をもらましたときに、理事者のほうから説明があつた、これが現実でございまして、それから歳費が議会の議題にのつたことは一回もなかつた。最後にわたりましては、若干歳費の取り扱いにつきまして、代表者会議あるいは議連等でやりましたようですが、それについては、それ以外にはほとんどなかつた、というようなことでございます。そういうことでおくべきだ、そういうふうなことでございます。そういうことでおくべきだ、そういうふうな考え方を持つたために、自民党、保守派、私は、自民党ではございませんが、保守派といふとその範疇に入りますので、そういうものが引き延ばして即決にしますということではない、ということはおわかりであつたと思つておるんですが、どうもまだわからないために、ここで発言させていただくわけです。私は歳費の値上げ等は全然考へていなかつた。それはなぜかといいますと、いま日野市が、市長、助役、収入役、議会の方々、並びに教育長、これを合わせると、議会には退職給与はありませんが、市長、助役、収入役、教育長については、百分の三百五十ないし百分の二百五十の年間にわたつての退職給与がございます。これを合わせると一千四百五十二万になるわけでございまして、それを今度値上げをすると、一億二千九百五万ということになりまして、千四

百五十三万の値上げだと、現在でもなかなか苦しい中で、これは大変だろう、しかしこの点は十分考えなきゃならない。そういうことで、むしろ値上げの考慮ということを非常に考えたわけなんで、逆に値上げしろしろと騒いで議会を引き延ばしたり、あるいは議会を即決に持ち込もうとした気持はさらさらないわけでございます。皆さんも御案内と思いますが、いまや地方自治体の財政状況はほんとうに硬直化の一途をたどっているということが現実の事実であります。しかも市民要望は山積しております。これに対処するにはどうしても財政的余力を持たなければならぬ、そして激増する市民要求を十分充足するようにならなければならない。この解決策としては日野市では私は今日的課題として、人件費の全般的な見直しを考える必要があるんじゃないかとまで思つていただけでございまして、その見直しの中で、財源の確保をして、これを市民の要望に応えるような資金に使つていただきたいことが大事なんで、十分その点を考えなければならぬんじやないかというようなことの考え方の中で、報道されたようなことは全然やつております。しながら報道されたものについては市民がやはりそういうように思つて、私どものところにも電話なりあるいは面接を求められたりして、いろいろと私に対しても注意を促します。あなたはこういうようなことをやつているんですかと、言われまして、私も非常に残念でなりませんので、一応修正案というこ

とで市民要望に応えるべく実は修正案を出しましたが、いろいろと報酬審議会の審議の関係とか、あるいはその他の関連等を考えまして、やはりこれは議員として市政の運営を十分やる上においても、ただ一遍に自分だけがこう言われたからああだといふうに我を張ることだけが善ではないということを考えまして、ここに提案された議案につきましては消極であります。賛意を表し、反対はしないという立場をとつたわけでございます。以上です。（「休憩」「議長、簡単ですから」「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ上武俊君。
(十三番議員登壇)

○十三番（竹ノ上武俊君） いま発言がありましたが、いろいろ見解があると思いますので、一人だけの見解だけが述べられるということでは不公平になりますので一言述べておきます。

いま述べられた第一点の新聞社とか、ニュースの発行社によ

る、日野市議会が一定の空転をしたなどの背景については、それぞれの新聞社、ニュースの発行社がそういう背景について判断をする。それを報道するというものでござりますので、当然いろいろな判断が生ずるであります。そのことについてはそういう新聞社やニュースの発行者といろいろ論議をしていければかりがつく問題ではないかというふうに考えております。それから総務委員会が長引いた原因とすることと一つの点を

指摘されたんですが、その点について総務委員の一員として考へていることを述べておきたいと思います。私は総務委員会が長引いた原因については、本来総務委員会が責任をとらなければいけない問題ではない問題を持ち込まれたために長引いていいふうに思つて、混乱がしていると、そういうふうに感じております。総務委員会自身は「日野市議会だより」四十一号にも明確に報道され、また「日野市議会だより」四十一号をすべての会派が承認して、編集委員会をもつて発行した中でも述べられておりま

すように、六月市議会の総務委員会の修正可決、それから本会議での修正可決、本会議における賛成者の中に総務委員長のボストンにあつた者があるということでございますが、こういう例も過去にありますし、本会議の修正案に対する各議員が平等な立場で判断をしていろいろの態度をとるということはあるわけだと思いますから、こういうことが総務委員会がもめている理由といふうには思えないわけであります。そういう点を明らかにして総務委員会が延びた原因はほかにあるというふうに私は考えておりますので、その点を明らかにして意見を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よ

つて議案第八八号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第八九号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第九〇号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

お詫りいたしました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

午前零時二十一分 休憩

午前十時四十九分 再開

○議長（名古屋史郎君） 一般質問を行います。

（二十七番議員登壇）
「の」動く窓口を南平地区に駐車する考えはないかについての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

○二十七番（三浦重春君） 御指名によりまして一般質問のトップバッターとして二間にわたりまして質問いたします。

質問の一は動く窓口を南平地区に駐車する考えはないかということをさがしますが、これに当たりまして、この質問を出した

理由は、動く窓口の開設はたしかいまから八年ぐらい前の四十四年より始められまして八ヵ所、豊田団地、平山武藏台、平山地区センター、百草団地、百草駅東、日野台出張所、豊田の郵便局前と下田八幡様というような八ヵ所に置いております。それで、私、この八ヶ所をじつと見ましてかなり配置的には一般的であるというふうに考えられるわけですが、たまたま南平地区が約二千八百世帯、これは大体日の市の四万三千の世帯数から比較しますと七%，人口にすれば約一万と、この人たちが南平地区に住んでいるわけでございますが、この南平の人たちは今までどういうふうにしていたかというふうに聞きましたところが、従来、豊田の駅まで行って豊田の動く窓口の所へ行かなければ用が足せなかつたと、高幡の方へ行くには大変だし、ほかにはないし、日野に来るのも大変だということで豊田の駅まで行かなきやならないと、そうするとですね、約半日はかかると、しかもですね、印鑑が違つたりなんかするとその日に用が足せなかつたというようなことがたまたま聞かれますので、これは何とかしなければその地域に住んでいらっしゃる方の不便が人口増大とともにますます比較増大するんじやないかというふうな考え方もありまして、そこでことしの五月初旬に市民部長とか助役にこの所に、南平地区に動く窓口を開設することができないだろうかということを要望とともに相談をしたわけでございます。たまたまいろいろと糸余曲折の中で助役の方の回りだきます。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

これをもつて一の「動く窓口」を南平地区に駐車する考えはいかにに関する質問を終わります。

次に一の二、各自治会集会場についての維持管理費補助の不公平是正についての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

で群を抜いて取り扱い件数が多いこと、これはなぜかというと南平地区が入つてからと、いうことで市の方でもそれを了とされて行動に移つてくれたものと私は判断しまして今回は一応取り下げた理由を申し上げましてあとは議長のおはからいに願いたいと、こういうふうに思います。以上です。取り下げじやなくてじや打ち切りといたします。質問を打ち切らしていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

これをもつて一の「動く窓口」を南平地区に駐車する考えはいかにに関する質問を終わります。

次に一の二、各自治会集会場についての維持管理費補助の不公平是正についての通告質問者、三浦重春君の質問を許します。

いまして、たとえば、市民運動会だとかあるいは、また、美化の問題とかいうこともよりより集まりまして、いろいろと自分たちの環境、あるいは自分たちの生活を改善していくこうというふうな気持ちで会合を持たれております。そういうような中で現在その会合の場所をどのようにされているか、といふようなものを調べたわけでございますが、三つ形態があるわけでございます。一つは市立の地区センターを利用しているもの、これが二十五カ所ですね。それからもう二つは自分で持つている会館と集会所、自治会自体が持つっている集会所が二十七、市の地区センターというのを何か二十五と言つたかわかりませんがこれ訂正いたしまして三十五です、市立の地区センター三十五、自治会の所有のものが二十七と、こういうふうになつております。じやその他のものはどうするかと言いますと、隣の自治会の会館を借りたり、それからあるいはまた地区センターを借りたりというふうにやつておりますが、距離的な問題とか、やはりその管理のいろいろの関係等によりましてなかなか気持ち良く借りられないような状況もあるよう見受けられますので、その他の人が大体大まかに考えますと百世帯以上の世帯を擁しておる自治会で、自治会館も市立の地区センターもないところが三十自治会もございます。その他残りが全部百世帯以下という事になるわけでございますが、そういう何も持つていらない所はやはり先ほど言つたように会長の宅だとか役員の持ち

答が九月の初旬には何とか開設できるようにしようというふうになつたので、私もそれを了といたしましてそのまま待つていただけでございますが、もちろん準備等もありますのでなかなか大変なことだと思いますが、しかし九月になりかけてどちらか準備行動も、あるいはその他動きがないということで、実はたまにかねまして今日は一般質問の場所でさらに市の考え方を再確認しようというふうな考え方をもつたわけでございます。ところが市の方から、市長の方からの連絡もございまして南平地区に関しては、動く窓口は十一月の一日前途にして開設する予定であるから質問は一つ、どうだろうかと、取り下げてもらいたいというような意向もありましたので私としましてはできることならばもうそれで何もあえて質問する必要はないということで、せっかく出したものでございますが、議員の皆さんにあんなもの出しておいて何で取り下げるんだと言われても困りますので一応そういうことで開設することによつて二千八百世帯の市民が喜んでくれて、しかもそのために便宜が得られるといふことならば結構だからそれではひとつぜひそのまま押し進んでやつていただきたいと思うわけです。ちなみに南平地区というのは豊田の駅まで行つておりますが、この動く窓口八ヵ所の中で一番取り扱い件数が多いのが豊田の駅前でございます。たとえば申請件数七百二十三とか収納事務の件数、六千百七十、全部で六千八百九十六と言いますと日野市の八ヵ所の場所

回りとかいうふうにいろいろと苦労をしながら会合を重ねていらっしゃるというふうな状況でございます。この地区センターの維持費とか管理費そういうものはどうだらうかと見ますとですね、市立の地区センターは大体三十五あります平均が六万五千三百六十五円、これが五十年度の管理費の平均と、一館当たりの平均ということになります。それから自治会館は一館当たり維持費がどのくらいかかるだろうかと、一応市の方の推定では三万三千七百九十六円ぐらいだろうと、こういうふうに言つておりますが、館を調べてみると八万から九万かかるところもあるわけでございます。ところがですね、市立の地区センターにおきましては市の所有だということの中で市がそなつておりますが、館を調べてみると八万から九万かかるところもあるわけでございます。ところがですね、市立の地区センターにおいては一律二万四千円の補助をしているということになります。とですね、何か負担の不公平と言いますか、補助の不公平があるんではないかと、こういうふうに考えられるわけです。その点で市立と自治会館の個人所有、個人所有といふか、公有の自治会館の経費負担の格差をどのように市の方で考えていらっしゃるか、これがまず第一問でございます。

それから実はこれは市の会館にはなつておりますが、みなみが丘というところに東信不動産がつくりました自治会館がござります、集会所がござります。その集会所は昭和二十八年頃だつたと思いますが、まだ土地が平にできていないうちに関係者は何か市の方で移管をされていなかからというふうなことでございますが、業者の方でも移管を希望するしました希望しないとしても当然市に移管するつもりでつくったものでございますから何としてでも市の方で早く移管の手続きをとると、少なくとも三年も放つて置いてやることはおかしいんじゃないかな、移管の手続きをとれば管理費等も支払いができるということでございますので、そういうことをどうして延ばしているか、あるいはまた一館の二万四千円出しているのもやれないのかどうかと、何でやらないかどうか、この点が同じ会館がありながらその会館が使用している自治会に対して、あるいは地区連合会に対してもかの会館には出しておながらそれには一銭も出していないということがはたして均衡を欠いていないものかどうか、いわゆる公平を欠いているんじゃないかと、こういうことで二点目の質問をいたします。

三点目はちょっと非常にむずかしい問題で処理するには技術的な問題もあると思いますが、先ほど言いました、少なくとも百世帯以上の自治会を持つていてる自治会員を擁しているところの自治会が三十自治会ばかりあります私は自治会長に実はちょつと電話をいたしました、そして一体どんなふうに使つていまさかと聞いたら、一二、三の自治会長さんはお隣の地区センターを使わせていただきますと、こういうふうな返事があります、その大部分ですね、きわめて不平を言つているわけなんです。

れは何か市の方で移管をされていないからというふうなことでございますが、業者の方でも移管を希望するしました希望しないとしても当然市に移管するつもりでつくったものでございますから何としても市の方で早く移管の手続きをとると、少なくとも三年も放つて置いてやることはおかしいんじゃないか、移管の手続きをとれば管理費等も支払いができるということでございまでの、そういうことをどうして延ばしているか、あるいはまた一館の二万四千円出しているのもやれないのかどうかと、何でやらないかどうか、この点が同じ会館がありながらその会館が使用している自治会に対して、あるいは地区連合会に對してほかの会館には出しておらずながらそれには一銭も出していないということとはたして均衡を欠いていないものかどうか、いわゆる公平を欠いているんではないかと、こういうことで二点目の質問をいたします。

私どもは夜遅くまでですね、自治会のこととで会長宅やあるいは役員のところでやっていますと、そのためにもちろん細いことを言うようですが、光熱費も使っておりますし、豈むすり切れますと、家族の者もお茶を沸かしたりなんかしてなかなか大変ですと、こうこうことを言つてゐる自治会の会長さんが非常に多いんです。ほとんどなんです。この三千の中で。三つばかりは隣のを使つてますと言つけど後はほとんどそういうことを、同じようなことを言つてらつしゃる。それで一つの自治会はこれは上屋敷という自治会でござりますが、この会長さんは何か怒つておりますね。市は何でやつてくれないんだろうかと、会館を持つていてる自治会には二万四千円も出して、そして市のものには全額出していながら何でわれわれの集会には何も応援の手を差しのべてくれないんだろうか、それで市の方へ実は行つたそうです。そしたら市の要綱が渡すようになつていなから渡せないと、そういうふうに言つておりました。それでその会長さん引き下がつたそうですが、法律、条例、通達、要綱すべてそういうもののは人間が作るものでございまして、やはり市の方の顔がその改善の方に向けば改善することができるということをございます。特に交付要綱なんていうのは市長が市長がつていうわけじゃなく理事者の方で作れるわけでございましてそれを作つていただけば三十だけではなくしてつと小さいところもあります。たくさんさんの自治会のものも、もつて暝すべしというふうになるんで

回りとかいうふうにいろいろと苦労をしながら会合を重ねていらっしゃるというふうな状況でございます。この地区センターの維持費とか管理費そういうものはどうだろうかと見ますとですね、市立の地区センターは大体三十五ありますと平均が六万五千三百六十五円、これが五十年度の管理費の平均と、一館当たりの平均ということになります。それから自治会館は一館当たり維持費がどのくらいかかるだろうかと、一応市の方の推定では三万三千七百九十六円ぐらいだろうと、こういうふうに言っておりますが、館を調べてみると八万から九万かかるところもあるわけでございます。ところがですね、市立の地区センターにおきましては市の所有だということの中で市がその管理費を持つていて、自治会館のいわゆる自治会の所有の会館においては一律二万四千円の補助をしているということになります。とですね、何か負担の不公平と言いますか、補助の不公平があるんではないかと、こういうふうに考えられるわけです。その点で市立と自治会館の個人所有、個人所有というか、公有の自治会館の経費負担の格差をどのように市の方で考えていらっしゃるか、これがまず第一問でございます。

それから実はこれは市の会館にはなっておりませんが、みなみが丘というところに東信不動産がつくりました自治会館がございます、集会所がございます。その集会所は昭和二十八年頃だつたと思いますが、まだ土地が平にできていないうちに関係

地元、いわゆるみなみが丘の人はまだ一人も住んでおりませんが関係の地元の人がいろいろと会館もないし何にもないから何とか市の方でやつてくれと要望したところが市の方でなかなか場所もないし困るんだということでたまたまより集まって話をしたところがみなみが丘に予定地があるということで、その予定地をセットしたわけでございますが、その最初の予定地はみなみが丘のためにつくる予定地として現在のところよりも鹿島台寄りにあつたということでございます。それを全般的の南平地区センターとして全般的に活動ができるようにということで南平台も使えるし中の自治会も使えるし、近くの自治会がいろいろ鹿島の近くもあるし、いろいろな自治会で使えるようになります。とで三多摩産業のすれすれの線まで西へ移動してもらつてそこへ作つたわけでございますが、自來三年以上にわたりましてそれをみなみが丘の人でなくしてその他の人�が十分に使っていらっしゃるわけでございます。これには市の行事のようなものもそれを使いまして皆さんに集まつていただいていろいろやつていらっしゃるというふうなことも聞いております。それで維持費は年間九万ぐらいかかるということでございます。ところがここはそういう使用されておる会館でありながら自治会の一館当たりに対しての補助の二万四千円も、あるいはまた経費も一錢もいただいていないというふうな状況でございまして、こ

私どもは夜遅くまでですね、自治会のこととで会長宅やあるいは役員のところでやっていますと、そのためにもちろん細いことを言うようですが、光熱費も使っておりますし、豈もすり切れますと、家族の者もお茶を沸かしたりなんかしてなかなか大変ですと、こうこうことを言つてゐる自治会の会長さんが非常に多いんです。ほとんどなんです。この三千の中で。三つばかりは隣のを使つてますと言つけど後はほとんどそういうことを、同じようなことを言つてらつしゃる。それで一つの自治会はこれは上屋敷という自治会でござりますが、この会長さんは何か怒つておりますね。市は何でやつてくれないんだろうかと、会館を持つていてる自治会には二万四千円も出して、そして市のものには全額出していながら何でわれわれの集会には何も応援の手を差しのべてくれないんだろうか、それで市の方へ実は行つたそうです。そしたら市の要綱が渡すようになつていなから渡せないと、そういうふうに言つておりました。それでその会長さん引き下がつたそうですが、法律、条例、通達、要綱すべてそういうもののは人間が作るものでございまして、やはり市の方の顔がその改善の方に向けば改善することができるということをございます。特に交付要綱なんていうのは市長が市長がつていうわけじゃなく理事者の方で作れるわけでございましてそれを作つていただけば三十だけではなくしてつと小さいところもあります。たくさんさんの自治会のものも、もつて暝すべしというふうになるんで

地元、いわゆるみなみが丘の人はまだ一人も住んでおりませんが関係の地元の人がいろいろと会館もないし何にもないから何とか市の方でやつてくれと要望したところが市の方でなかなか場所もないし困るんだということでたまたまよりより集まつて話をしたところがみなみが丘に予定地があるということで、その予定地をセットしたわけでございますが、その最初の予定地はみなみが丘のためにつくる予定地として現在のところよりも鹿島台寄りにあつたということでございます。それを全般的の南平地区センターとして全般的に活動ができるようについてとで南平台も使えるし中の自治会も使えるし、近くの自治会がいろいろ鹿島の近くもあるし、いろいろな自治会で使えるようについてということで、できるだけ真ん中にと、その中心にということで三多摩産業のすれすれの線まで西へ移動してもらつてそこへ作つたわけでございますが、自来三年以上にわたりましてそれをみなみが丘の人でなくしてその他の人が十分に使つていらっしゃるわけでございます。これには市の行事のようなものもそれを使いまして皆さんに集まつていただいていろいろやつていらっしゃると、いうふうなことも聞いております。それで維持費は年間九万ぐらいかかるということでございます。ところがここはそういう使用されておる会館でありながら自治会の会館当たりに対する補助の二万四千円も、あるいはまた経費も一銭もいただいていないというふうな状況でございまして、こ

はないかと、こういう考え方が起りまして、会館も市立の地区センターも、あるいはまた自治会館の部落所有のものも持つてない、しかも市立の地区センターも隣の部落の自治会館も借りられないような状況のもの、これは調べればすぐわかると思います。これは自治会館で使用簿等を付けておりますのでそれ調べればどこの自治会はどこへ行つているというのをおわかりだと思います。担当の課もありますので、そういうところで調べてみましてその実情をつまびらかに調査して、そしてやはり二万四千円とは言いませんが大部分のいわゆる不均衡のないようないふうのないような配分を補助的にやつて、そして市民全部が平等感を持つていられるようなこの実施の方法を地区センターならびに自治会館、その他自治会の寄り合いといふうなものに関しましてお考えはあるかどうか三點にわたりまして質問いたします。はなはだ細かい質問で申しわけございませんが三つお答えを願いたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ三浦重春君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　公立の地区センター、それから自治会管理のいわゆる自治会館、それから地域によつてはその利用に不便のところもある、こういう点の維持管理に伴つての御意見として御質問を伺つたわけでございますが、日野市は地

みなみが丘は御承知のとおり地区センターに将来なるべきものがつくられておりますが、造成者があの地域はまだ処分のできていない宅地がたくさんありますし、したがつて完成した団地だと見ておりません。そのため需要が遅れておる、需要が遅れているために利用者の不便があるということではればその部分につきましては別個の手段を取つてもよろしいと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　いま市長の方から均衡は保たれておるということをございます。私は不均衡だと言つておりますが、市長は均衡だとそういうわけで話がどうも平行線をたどつてゐるようになり今後ある程度は戻るんではないかと、こういうふうに考えております。これはたしかに考え方によつては管理の問題とかいろんな問題で市の所有のものと、あるいはそうでないものとの区別することも当然だとは思ひますが少なくとも維持管理を全部持つてゐるところと二万四

域集会施設はかなり多い方であると、しかも公立の地区センターも、持つておるのは市としては非常に特徴であると、こういうふうに考えておりまして、またそれらが市民活動、それから地域の福祉活動あるいは社会教育活動、いろんな意味で多面的に使われておるわけですから大変日野市としてのこれまでやつてきました仕事の中ですぐれた部分であると、こういうふうにわれわれも考えております。そこで地区センターをなるべく普遍的に今後数をつくることが望まれるわけですが、これには用地等の問題もありまして必ずしも公平にいつてはいるというふうには言えない面があります。それから自治会館はこれは自治会活動のつまり単位自治会が自分のものとして持たれておるわけでありますから、公立と全く同じにするということは適当でないと、こういうふうに考えます。したがつていまの行なつております方々で一応その均衡は保たれておるというふうに考えております。今後地区センターをもつと増強することによりまして住民要求におこたえをするのが順序であると、こう考えます。それからそういうその集会施設のない地域にその自治会長宅とかあるいはその他の個人宅を利用してそうして集会をなさる、これもたしかにお気の毒なわけですが自治会活動というものは本来はそういう性質のものである、こう考えます。な

ど、かまわず二万四千円で打ち切つちやうといふうなことでは私は公平だとは言えないと思うんです。何か修繕をする場合には、たとえば十万円以上の場合には半額市で負担するといふことは、たとえば十萬円以上の場合は半額市で負担するといふことでもね、いわゆる光熱経費なんですね、それは石油等はどうしているかわかりませんが、その他のものは、ガス代とか何かそういうものは全部市の方で持つていると、片つ方は持たない

と、かまわず二万四千円で打ち切つちやうといふうなことでは私は公平だとは言えないとと思うんです。何か修繕をする場合には、たとえば十萬円以上の場合は半額市で負担するといふことでもね、いわゆる光熱経費なんですね、それは石油等はどうしているかわかりませんが、その他のものは、ガス代とか何かそういうものは全部市の方で持つていると、片つ方は持たない

と、かまわず二万四千円で打ち切つちやうといふうなことでは私は公平だとは言えないとと思うんです。何か修繕をする場合には、たとえば十萬円以上の場合は半額市で負担するといふことは、たとえば十萬円以上の場合は半額市で負担するといふことでもね、いわゆる光熱経費なんですね、それは石油等はどうしているかわかりませんが、その他のものは、ガス代とか何かそういうものは全部市の方で持つていると、片つ方は持たない

んです。最近とみに地区センターの建設の個数が低下している
ということはやはり土地を取得することが大変だということで
ございます。用地の取得にはたしかに金がかかります。それか
らあるいはまた用地のないところもある、金をいくらかけても
取得できないところもあるわけでございまして非常に困難なも
のが残つた、土地があるところはほとんどつくつちやつていて
と。こういうふうに私は判断しているんです。大体用地を出し
ますからとか、用地が取得できるようなどころは取得しきらや
つてこれからはなかなか取得するのに困難なところばかり残
つているというふうなことでございまして簡単に言葉で今後地
区センターをふやしますからそれで勘弁、我慢して下さいとい
うことは当たらないんじやないかと、こういうふうに考えます
ので、もう少し、それはいざれ作るようになるでしょうがそれ
まで期間が多分だいぶ長い時間がかかるんじやないかと、その
間の給付対策、公平感の問題をどのように扱うかというのはも
う言わずと知れたことでござりますからどうぞその点をひとつ
お答え願いたいと思います。それから学校の使用と言われます
が、自治会の集会というのはですね、土曜日はあるいは午後に
できるかもわかりません。日曜日は屋間もできるでしょ。し
かし普通の日は屋間は学校の時は使えませんし、夜になるでし
ょう。夜になればですね、やっぱり暗い所をとことこ行くのも
大変だと、しかも福祉会館とか、福祉センターとかあるいは何
たします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。
○市長（森田喜美男君） 集会の施設に歩いて十五分ぐら
いで行ける範囲がいわゆるいい施設だと、こういうふうに考
えています。そして古くはマスター・プランにも大地区センター
あるいは小地区センター、こういうふうな配置が計画されてお
りまして、大体それらの総数は三十五ぐらいで満ちるというぐ
らいになつております。しかし人口も増えておりますし、その
後一地域に発展の形態もありますからして、それに伴う施策は
もちろん必要であります。ただ地区センターはこれは全く市民
全部の方に公開されておる施設でありますし、自治会館とい
うのは比較的その単位自治会で占有的にお使いになるとこういふよう
な関係ですからしたがつて待遇が違うのは、待遇が全く同じであつてはや
つぱりちよつとまずかろうと思ひます。それからお話をたしか
に不便な地域もありますからそれらをもう一遍よく検討もいた
しましてそれらの配置計画も考えなきやならないと思ひます。

り恩恵をこうむらないということでは私はうなづけないと、こ
ういうふうに考えます。したがいまして上に厚く下に薄い、自
治会館ならびにその自治会館使用の問題につきましてその経費
負担等のあり方があるところ、あるいはいいところはうんと良
くて悪いところはまるきりないと、ゼロだということは、ちょ
うとうなづけないと、この点につきましてあらためて御質問い
たします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。
○二十七番（三浦重春君） 大いぶ話が進んでまいりま
して非常に結構だと思ひます。いま現状が自治会といふもの
を市がどのように認識しているかという問題でございますが、
やはりこれは地域活動とかいろいろな問題でやはり市民が一つの
地域社会でいろいろやることはこれはやはり暖かい手をさしの
べてそれが育成できることも大事だと思います。そういう中で
現在、会館も持つていない、あるいは市の会館もないといふよ
うなところの自治会におきましては聞いてみますともう会長を
やるものいやなんだ、とにかく会長をやるとですね、集会や
るのに家でばつかしやることになるから大変だと、今度隣組長
も大変なんだ、こういうふうになりましてですね、遠慮する
ようになつてしまふと、非常に自治会活動というものが弱くな
つてしまふと、これはやはり市民の連帯感の問題、コミュニティ
の問題から考えてやはりそういう活動はでき得るようになります
とがやはり文化国家のあるいは日野市の文化の向上された日野
市のあり方ではないかと、こういうふうに考えますので会長が
とにかくそういうようなことで少なくともそういうことではい
やがるようなことのないような方法にしてスムーズな運営が自

治会自体もでき、また市の方の協力もあるわけでござりますので協力体制もとつてもらうというふうにした方が非常によろしいんじゃないかと、こういうふうに考えます。たとえば広報の問題につきましても莫大な配達費を出して、そして新聞折り込みをやって、しかも一重にも三重にも行くところもあるし、またそれをほかで余分なものをわざわざと印刷して駅前に置いてみたり市役所の前に置いてみたりしなきやならないような、しかも普通の部数よりより以上の部数を置いて置かなきやならないような状況になつてあるわけですが、これがみんなが公平感を感じ、みんなが連帯感を感じ、みんなが市と一体になるというふうなことも一部あるならばそういうことはその経費はそれの方に若干使つても現在のよりもより少ない経費で私は一戸、一戸配布でくるんじやないかとこういうふうに考えております。もちろん自治会加入でないところもありますので、そういうのはむずかしい点もありますので加入されていない自治会の区域の学校区のよう通学区はどこからどこまで、みんなわかつているわけです。それと同じように、自治会の単位もわかります。その中で入つていらない会員が何名いるかというのは自治会長は知つているはずなんです。調べてもらえばわかるわけです。そいうことで、その人にはまた別に配達等の役員になつてやればですね、いまのかかっている金よりも私は半分ぐらいで配布料があがるんじやないかと、こういうふうに考えております。する質問を終わります。

（六番議員登壇）

○六番（橋 祐子君） 私は仮称第五中学校建設に伴う教育条件の整備及び日野市の教育をめぐる諸問題について質問い合わせがありまして私の質問は終わらしていただきたいと、これが希望いたしまして私の質問は終わらしていただきます。

○議長（名古屋史郎君） これをもつて一の二、各自治会集会場についての維持管理費の補助の不公平是正についてに關する質問を終わります。

次の二の一、行政の運営について、二の二、浸水対策についての通告質問者、谷栄吉君より急用のため最終日に発言したい旨連絡がありましたので最終日にいたします。

次に四の一、仮称第五中学校建設に伴う教育条件の整備及び日野市の教育をめぐる諸問題についての通告質問者、橋祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橋 祐子君） 私は仮称第五中学校建設に伴う教育条件の整備及び日野市の教育をめぐる諸問題について質問い合わせあります。初めにお断りしておきたいんですけど、以後この質問中仮称第五中学校という仮称については称略させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。まず初めに第五中学校の教育条件の整備について質問いたしました。市当局の努力によりまして地主さんの御協力を得ることができます。市当局の努力によりまして地主さんの御協力を得ることができます。来年四月、第五中学校が開校されることにな

そういうふうなことですね、何も与えないでやれって言ったつて無理なんで、やはりそういうことを市民の血税をどつかで済約するにはどつかで少しは潤わせなきやならないということを考えるならば、これは市長もだいぶ前向きになつたようですが、この不公平感を全然なくすようにして、これは若干は出るでしょうがとにかく市民の共感を得るよう、不公平感がないような状況に進めていくことがそういう経費の節減にかなつてくるということを考えれば、今後重大な問題として考えます。なお、みなみが丘の問題につきましては市の方で別途に考えるということで、これはぜひとも早急に本年度から自治会館なんか実際に見ますとあの十四地区ですね、自治会が十四区あります、十四地区的全部が利用しているような状況でございます。もちろん田中にも市営住宅にもありますが、もちろんそれはそれとして使い、全部というのは役員の会合とかそういうものはほとんどそこでやつてているような状況でございます。電話もあるいろいろあるから便利でしょう、そういうことで使つてているんで経費はかさむ一方でございます。その点で本年度からでも予算を割いてそちらの方にやつていただければ幸甚だと、さように考えます。以上若干の意見は加えまし

りこれまで電車での通学を余儀なくされておりました子供たちや父母は大変喜んでおります。それと同時に新たな心配が出されています。一つには来年度三年生の子供を持つ父母からは進学時を前に七生中から新設校にかわつて設備、備品等が七生中で教育活動に支障を来たすというようなことが起ころうとした中で教育活動に支障を来たすというようなことは義務教育といふ心配、また潤徳小学校の学区から五中に通う父母ないかという心配、まだ潤徳小学校の学区から五中に通う父母亲は、通学道路の安全整備などについての意見が出されております。そうした父母の意見、また心配を反映できる場がないだろうか、設置する努力をしていただきたいという要求が強く出されております。市当局がこうした父母の意見や心配に耳を傾け、積極的に教育環境を整備し、学校開校に教育活動に支障のないようにすることは義務教育という立場から当然の責務であります。私はこのことを初めて強く要求しまして具体的な質問に入つていきたいと思います。一つは体育館建設の見通しについてであります。プール、体育館とも当初、将来計画になつておりましたが、八月臨時議会でプールの建設費、昨日の本会議で体育館建設費が決定されました。そこでこの問題については一つだけお聞きしておきたいと思います。それは体育館建設がいつ頃完成するのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

地は京王線の横に当たり、特急、急行電車が百草園駅に停車しない関係から、かなりのスピードで通過する地点であります。

そうした中でかなりの騒音が予想されます。この騒音から教育環境を守るため教室等の防音措置と同時に京王線側に防音壁を建設する必要があると私は考えますが、その点どのような計画をお持ちでしょうか、これについてお聞きしたいと思います。

三点目に通学路の整備についてであります。この問題は六月議会で私の一般質問でも取り上げましたが、その結果なされたことは程久保川の決壊個所にロープを張つたことと程久保川沿いの通学道路のでこぼこに大きな砂利が入れられただけであります。そこで五中の建設に当たり再度質問しておきたいと思います。

その中の一つは川崎街道から八小までの通学路ガードレールの設置であります。これは請願も出され採択をみておきます。二つ目に程久保川決壊場所の早期補修の問題であります。先日見てみますと砂袋を入れたりしておりますが、最近の豪雨によりかなりの亀裂を生じております。早急に改修する必要があると考えますがその対策はどのようになつてているか聞きたいと思います。

いままずもう一つは程久保川沿いの通学道路の整備であります。そこそここのところだけに大きな砂利を入れても実際には水たまりを解消するという状態までいっておりません。私は舗装ができないまでも小さな砂利を敷きそれをローラーにかけることはできるんではないだろうかということで六月議会でも提案して

置されるように強く要望しておきます。以上が第五中学校の教育条件の整備に関する質問であります。

次に、日野市の教育をめぐる諸問題について引き続き質問していきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　この際注意します。定足数を欠くに至る恐れがありますから退席しないよう願います。

○六番（橘祐子君）　現在、日野市には小学校十四、中学校五校の既設校がありますが、校舎、備品等の老朽化に伴い、教育活動に支障が出ている学校もあり、補修、買い換え、新設等の要求が出されております。きびしい財政状況のもとで、ともすれば既設校の問題は先送りになりがちですが、既設校、新設校の区別なく教育条件を整えていくことは義務教育という立場から市として当然の責務であります。その立場から具体的な問題で何点か質問いたしたいと思います。一つは既設校設備、施設のプールとしては大変深く危険な状態にあります。いくつかの実例を挙げてみたいと思いますが、たとえば潤徳小学校の体育館はいま雨もりがひどく体育マットや飛び箱、その他のものが雨にぬれてしまふ、このような状態があります。また、二小のプールはP.T.Aの方々の寄付によつてできたために規格にあつておらず、小学校のプールとしては大変深く危険な状態にあります。また、三小の污水排水問題では勾配ができないためにうまくいっていない、こういう実態もあります。また五小の床の問題、これはタ

おりますので、この点についてどう考えていらっしゃるかお答えいただきたいと思います。

続きまして第四の質問であります。開校時の教育環境の整備についてであります。私も来年中学校一年生になる子供を持つますが、親として一番心配なことは、先ほど述べましたように備品や設備が間に合わなくて学習活動に支障を来たすのではないかということです。その点、教育委員会ではどのような対策を取られているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

五点目に現場の教師、父母の意見の反映についての問題であります。開校までまだ検討することがたくさんあると考えます。七生中に設置されている教師の開校準備会をさらに充実して現場の意見を大いに取り入れていただきたいと思います。それと同時に先ほど述べました父母の意見を反映できる場を設置していただきたいと考えます。それについてどうか、これについてもお答えいただきたいと思います。

六つ目にこれは要望だけにとどめておきたいと思いますが、学校警備無人化の問題です。この問題については、現在実施している府中市や検討を始めている昭島、小金井市などの様子を聞いてみましても、かなり様々な問題点が出されております。市で検討される場合はくれぐれも慎重にしていただきたいこと、さらに現場教師、P.T.A、地域の住民を含む検討委員会等を設置していただきたいと考えます。その点についてお答えでしょ

教育現場では備品等の購入ができなく困っている状態、さらにはドリル等の父母負担が増大しているという実態があります。私はこうした状態が教育活動に大きな支障を来しているのではないかと心配するものであります。市当局としては見直しの問題を来年度の予算編成に積極的に生かす立場であると考え、各学校の実態調査を早急に行い、それに基づいて予算を増額させることは、積極的に増額することが必要であると考えておりますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

ではないかと考えておりますので、その点についてもお答えいた
だきたいと思います。

第四に、非行と落ちこぼれの問題に対する対策についてであります。この問題につきましては、鈴木議員が一般質問で取り上げておりますので私はこの場では六月の一般質問の中でポルノ販売機について調査をしてくれと、こういう要請をしておりましたのでその検討結果についてお答えいただければ結構だと

第三点目に、学校図書館の充実についてであります。図書館活動は日野市は全国的にも誇り得るもの一つであります。しかし学校図書館の運営の実態を見てみると、その機能を十分

○教育長（倉又秀作君）

一年半にわたり閉館されたままであるとか、五十年度に比べて
五十一年度図書費が二分の一に制限されているために、児童、
生徒の要望にこたえた本をそらえることができない等の実態が
あります。私は学校図書館が本当に子供たちの知識を豊かにする
場となるように改善していく必要があると考えておりますが、
その点どのようなことを考えていらっしゃるか、私は図書館司
書を各校、中学校等に置く努力をすべきではないか、もしそれ
が無理であれば、教育委員会で一人の図書館司書を置いて各
校を回つてもらう、そして担当の先生方、担当の生徒と協力し
て図書館運営をスムースにやっていく、こうしたこと必要で

力、最大の努力をしておりまして、これは従来の学校などをご覧になつてもだいぶ規模も上回るようでございます。

それから次は、五中の防音壁のこととござりますけれども、これについてはこの前、地鎮祭がございました。その時などでも御出席の方は音がひどいな、ということを実感されておられたいるんでそのことについては初めから予想されております。

などにもてすれ、矢角を負ひてやつてしまつたらしい。それで果してそのとおりになるかどうかは、ということはやつてみないとわからんわけございますが、実際校舎などが、全体が完成する前にその辺はやつぱりはつきりしてくるんじゃないかな。そういう場合にはどうするかということを建設部の部長などとも話しておりますて恐らく防音壁というようなものも作るといふことにお願ひしなきやならないんじやないかどうか、その辺を十分御考慮いただきたいということを申し入れております。

それから三つ目の通学路の整備でござりますけれども、これはですね、一つは川崎街道から入って来る。この道は同時にですね、今度は中学生もここを使うということでございまして、そこを通る子供が非常に多くなるということは予想されます。したがつてそれにについてのガードレールを作るというようなことにについては今後ですね、関係の方面と十分に連絡しております。

それから開校時の備品、消耗品の整備でござりますけれども、たしかにおっしゃるように新しい学校ができて入つてみなければ、どうも何もなくて活動がうまくできないということでは、これは子供たちにしたってかわいそうです。それからまた父母の質問も多いし、それから先生方も心配している。こういうことがあつたというので、これについてはですね、少なくとも教育活動に支障のない程度、備品は当然整えるという形で各方面にお願いしてありますし、予算も付けてもらつてあります。それからいろいろな学校をつくる時にですね、教育委員会だけで、それぞれ決定している筋合いのものじやなくして、各方面的御意見を当然お聞きしなければなりません。それで私たちの場合にはさつきもありましたけれども、新設校の開設準備会というものが持つてある、これは学校の先生方、それから建築課の職員、

その結果については南多摩建設事務所などに連絡しましてそれをいますぐというわけにはいかないようですが、今年度中の予算では必ずやるという約束を取りつけていたというふうに聞いております。それから程久保川の河川敷のところでございますが、これもたしかに大きな石ころの砂利という程度であります。それと歩きやすいような形にするように建設部の方にもお話ししてそのくらいなら何とかできるんじやないかと、こういうような話を聞いております。

それから開校時の備品、消耗品の整備でござりますけれども、たしかにおっしゃるように新しい学校ができて入つてみたけれども、どうも何もなくて活動がうまくできないということでは、これは子供たちにしたってかわいそうです。それからまた父母の質問も多いし、それから先生方も心配している。こういうことがあつたというので、これについてはですね、少なくとも教育活動に支障のない程度、備品は当然整えるという形で各方面にお願いしてありますし、予算も付けてもらつてあります。それからいろいろな学校をつくる時にですね、教育委員会だけです。それぞれ決定している筋合いのものじやなくして、各方面的御意見を当然お聞きしなければなりません。それで私たちの場合にはさつきもありましたけれども、新設校の開設準備会というものが持っている、これは学校の先生方、それから建築課の職員、

それから私たちの教育委員会こういうようなものによつてそういう準備会をつくつて、そしてそれぞれの意見を十分取り入れ

て、そして実際に即するような、教育活動が本当に効率を上げ得るような施設、設備を整えていこうという方向で現在活動してもらつております。それからそのほか、父母の御意見といふことでございますが、父母の御意見といふのは一番関心の深いのは学区のことです。

一応のわれわれの案のようなものを作りまして、そしてなぜそういうふうになつたかといふ理由など父母に集まつていただいて、御父兄に集まつていただいて説明会をもつております。これはPTAの初めの役員とそれからさらに全体の関心の

ある方にお集まりをいただいて御意見をいただくという方法を取りつております。それで今後五中の問題は一応七生中学といふもの過大解消ということを目的としておりますけれども、過

大解消ですね、さらにそれをそれぞれ二つにするだけでいいのかということについてはいま住民の方々の御意見といふものを十分入れて妥当な線でもつておこうと、一つ学区も定めていきたいと、こういうふうに思つております。それからそういう意味で現場の教師とか父母の意見を反映することは、これはしづらければいい教育はできないという気持ちの上でひとつ最善の努力をしたいと。それから無人化に対することをございますが、これについてもさつきおつしゃつたようにひとつ慎重に検討し

ていかたいとこう思つております。

それから次の第二の問題で日野市の教育をめぐる諸問題につ

いてということですが、たしかに新設校にどうしても予算が集中してそのため古くなつてゐる学校といいますか、既設校についての施設設備に抜かりがないのかといふ御心配はもつともあります。私たちは古くなつてはならんということで努力をしております。しかしま御指摘があつたようないいろいろなたどえは潤徳の体育館の雨もり、一小通学路の整備、あるいは三小

の排水とか五小の床のはげたところをタイルのようなもので張つてありますけれども、ほかの学校は大体は木のブロックでやつてありますけれども、ほかの学校は大体は木のブロックでやつてあります。しかしま御指摘があつたようないいろいろなたどえは潤徳の体育館の雨もり、一小通学路の整備、あるいは三小

の排水とか五小の床のはげたところをタイルのようなもので張つてありますけれども、ほかの学校は大体は木のブロックでやつてあります。しかしま御指摘があつたようないいろいろなたどえは潤徳の体育館の雨もり、一小通学路の整備、あるいは三小

の排水とか五小の床のはげたところをタイルのようなもので張つてありますけれども、ほかの学校は大体は木のブロックでやつてあります。しかしま御指摘があつたようないいろいろなたどえは潤徳の体育館の雨もり、一小通学路の整備、あるいは三小

の排水とか五小の床のはげたところをタイルのようるもので張つてありますけれども、ほかの学校は大体は木のブロックでやつてあります。しかしま御指摘があつたようないいろいろなたどえは潤徳の体育館の雨もり、一小通学路の整備、あるいは三小

調査というようなものを明確にしてですね、それを明確にすることが予算の効率的な活用にもつながります。それからさらに教育活動を運営する上からも大切なことだと思っております。

そういう意味で実態調査というものを考えてみたいと、こう思つております。

それから学校図書館の充実についてございますが、これは確かに御指摘のあった面もありますが、ひとつは学校図書館の司書、司書教諭ですね、司書教諭を置いてくれというのは、

なものについてのひとつ調査などをしてくれと言つておりますが、まだその調査は十分できておりません。ただ警察からですね、その辺は日野市にどれくらいあるのかということを最近聞いてみましたところ大体、この数は少し少ないんじゃないかと思つんですが、十八ヵ所というような答えがきております。これは実際にあるかどうか、警察のそういうものでございます。

また学校などにそういう実態を把握したいと、こういうふうに思つております。大体ざっとお答え申し上げました。

○議長（名古屋史郎君） 補足の答弁ございませんか。橘祐子君。

○六番（橘 祐子君） それでは、もう少し深く質問をしていきたいと思います。体育館の問題につきましては六月と言いますか、早期ということありますので私の方としてはこの問題につきましては雨期に体育館が使用できないというよなことで体育活動に支障を来たさないということを基本に、それに間に合わせる最大の努力をしていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。

次に防音壁の問題であります。まだ建設されていない時点から先ほどの教育長の答弁にもありましたように初めから予想されているんだ、ということです。そういうことであれだけたいという気持ちを持つていてるわけであります。これが東京都の河川敷ということもありまして大変むずかしい問題があるんですね。なかろうかと考えるわけですが、ぜひ少なくともそれに準じたようなことをやつていただきたいと、これから寒くなり、また雨その他雪の状態になりますとどうしまうもできない状態になりますのでこの点についても早急に知つていただきたい。この点について御回答がありましたらお願ひしたいと思います。

次に開校時の教育環境の整備についてであります。たしかにその備品を一〇〇%そろえていくことは大変な予算的な処置が必要になつてくるという関係から他の予算との関係で無理な状態も生まれてくるんではなかろうかというふうに考えます。そういう意味で現場の教師の方々の意見も聞きながらカリキュラムとの関係でですね、二学期にあるその必要なものはやはりそちらで買つていくと、一学期どうしてもその教育カリキュラムの点で必要なものはやはり四月の時点ですろえていくと、こういうことが必要であると考えますので引き続きこの問題については先生方との検討をしていただきたいというふう

中におきましても、どのくらいの騒音があるかということが、こうわかつてくると思いますので建設と並行して、たとえば高速道路等で使用されている音を吸収する消音壁の建設、こうしたものを検討していつていただきたい、どうふうに考えるんであります

が、この点についてどうか、一言だけあとでお聞きしたいと思ひます。

次に通学路の整備の問題ですが、そのガードレールの問題、この請願が採択がされてかなりたつてあるわけです。その点について具体的にどのような検討がなされたのか、何で今までに付かない状態にあるのか、この点について建設ですか、そこでお答えいただきたいと思います。それと同時に程久保川の決壊場所が今年度中にやるんだということが東京都から返答をもらつてあるよう、かなり広い地域にわたつて決壊をしているわけです。もしあのところで事故が起つた場合に、それは東京都の管理であるから市には責任がないんだということで、この責任のがれができるのかどうなのか、決してそうではないというふうに考へるわけであります。そういうことで今年度中といふことは、来年の三月までまだかなりの期間があるわけであります。そういうた中で早急にこれは都に対して強く申し入れるとか、市独自ででも対策を講じなければいけない問題ではないだらう

に考えます。それから次の現場の教師ならびに父母の意見の反映についてであります。この問題について教師の意見は、これは南平小学校の建設の時からかなり先生方の意見、現場の声を反映させていくという努力がされているということは私も認めるところであります。そういうなかでさらに先生方の意見等を取り上げていただきたいということを強く要望します。それと同時に父母の意見でございますが先ほど出された学区の問題、この問題について先日あるところで地主さんとお会いしましたところ、川崎街道の南側に住んでるんだと。そういうなかで七生中を母体校にして学校を決められたんでは自分の子供をやるわけにはいかない、しかし、土地を売る時点ではそこも含めて、その五中に行けるということで売つたはずだと。そういう点が一体どのようになつてゐるのか、そうした意見をどこで反映したらいいのかというような意見も出されております。そういうことも考えてやはりいまやつておりますというのは、教育長がお答えになつた、やつておりますと、いうのは、先日七生中学校のPTAの方たちに説明会を開かれたということだけで実際にその地域の方々、これから五中に行こうとする人たちの意見を聞く場はまだもたれておりません。これは今後の課題だと思いますが、何せ学区を決めるのは十一月がタイムリミットだと思ひますのでそれまで早急にですね、検討し、早急に実現させていく、ということが必要であると思ひますので、この点についての御

回答をさらにお聞きしておきたいと思います。これ一応この五中の問題を先に終わらたいと思いますので、以上の点で御説明をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。その防音壁の建設についてはさつきも申し上げましたように途中でこういう外郭ができ上がり何かしてきますと、その点でもある程度見当がつくと思います。あるいはそういうようなことを中でいろいろそういうことを配慮しながら建設部の方いろいろ打ち合わせをしながら、とにかく一〇〇%というふうにになるかどうか知りませんけれども、音が授業とか、あるいは他の教育活動に支障のあるような状態ではないと、これをできるだけ防ぐための最善の努力をしていきたいと思っております。一般にこれは消音のための高速道路のそういうよ

うな形などがどうか私には技術的にはわかりませんけれども最大の努力はしていきたい、こう思つております。それから通学道路のガードレールのことについては……。

○六番（橋祐子君） 総務部長の……。

○総務部長（松村清栄君） ガードレールのことにつきましてはですね、請願審査の……。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。答弁をするときには拳手をしてね、許可を受けてからして下さい。教育長、続くも

い学校ができるんだ、そういうふうに思つております。

○議長（名古屋史郎君） 次、答弁願います。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 請願の審査の時点におきましても担当の方からお話し申し上げたと思ひますけれども、たしかに八小の通学路のガードレールにつきましては必要性は認めておりますけれども、これも都の予算等の関係もござります。あれは通過道路ではないということから若干遅れる見込みでございます。なお非常に長い地点でございますが、現在は白線をもつて一応やつておりますが、今後五中等も開けられるということがあります。

○議長（名古屋史郎君） 橋祐子君。

○議長（名古屋史郎君） 橋祐子君。

○六番（橋祐子君） ちよつと砂利の点がなかつたけどいいのかな、都市計画部長ですが、程久保川はこの間、砂利の大きいのを入れてもらつたけれど、もう少し小さいのを入れてもらえませんか、都市整備部長、どうですか。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） お答えいたします。御質問の新しくできました程久保川の堤防の頭を通学路として指定をすると……。

○六番（橋祐子君） もう指定をされて通学路になつているわけです。それでそこしか通してもらつてないわけです。

のがあるんですか、あれば後回しにしてでも続けて自分のところをやつて、かつてにひとつやらないようにお願いします。

教育長。

○教育長（倉又秀作君） 失礼いたしました。このところの実際直しているところについては、これは再度またそれぞれの関係の人たちと協力してあの地点はできるだけ早くするようという要望を強くしたいと、こう思つております。それからその次に、備品の問題については、さつき答弁申しましたよ

うにですね、そういう点については十分教育活動に支障のないような最善の努力を払つていきたいと、こう思つております。それから現場の、特に父母の意見の反映ということでございますが、特に学区につきましては、これは三中と今度はかかわり合う問題でありますので、当然三中の父母の方々、あるいはそのPTAなどと相談しながらじやどういう方に集まつていただきとかとか、そういうことを決めながらですね、そのことについては十分意見を尊重していきたいと、こう思います。ただ私たちがいつも学校を開ける場合の基本はですね、やはり適正規模の学校をつくるんだと、これをどうしても抜きにしますと、せつかくつくつともらつた学校の意味がなくなりますものですから、そういう点は当然基本的には持つておりますが、そのようなことを、さしつかえない限り、あるいは将来の展望のようなことを考えてできるだけ地域の方々の御要望を取り入れていく方がいい

○建設部長（田倉高光君） それで特にここを兼用道路と言いますか、そういうふうな手続きを経て整備をいたしますと、あの地域と言いますか、現に使用しております浅川の堤防なり多摩川の堤防とは違いまして非常に堤防の天場が小さいということから、正規な兼用の道路とした場合には車の通行を一切を禁止しなければ使用させないというふうな考え方も出てきます。したがつてそういう手続きをいたしますと車に支障を来たしますのでそういう正規な手続きではなくして単なる通路としての整備というような形で行つていこうと、こんなふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 橋祐子君。

○六番（橋祐子君） 五中の問題はこれで終わりますけれども、先ほどからの答弁でもわかりますように、その学校一つ建てるというのは、その要するに学校の用地の中にですね、体育館が建つて校舎が建つと、それだけで済む問題ではないと思うんです。その回りの生活環境そのものがですね、環境 자체変わつていく問題だというふうに考えるんです。そういう意味ではこの学校建設が単に教育委員会だけの問題として取り扱われるんではなくて各担当とですね、かなりの綿密な検討をする、合同の検討ですね、そういうものを含めて今後一層のよりよい環境をつくるために努力をしていただきたい、このことを強く申し入れておきます。

次の問題に進んでいきたいと思いますが、既設校の施設整備の総点検についてであります。先ほど私、いくつかの点で述べた潤徳小学校、それから三小の汚水等などは予算化されてきてるということが答弁をされております。そこで一つの問題、取り上げたいと思うんですけど、たとえば一小のプールの問題、いまプールにおける、学校プールにおける事故の問題が、これ大きな問題になつてきております。正規の規格にあつたプールの中でも子供たちが心臓マヒその他で水死してしまふと、こういう問題の中でやはり健康管理の問題、その他の問題が大きく問題化されている中で、たとえばこの規格に合つてない、もう教育長自らが認めてる、その深いと、かなりの深さがあると、いうような状態の中でその死因が心臓マヒであつてもそれだけで済まない大きな問題としてなつてくるんではないかと、このようなことがやはり心配されると思います。ということはさらに悪条件が重なるというような問題で事故が起りやすい状態にあると思うんですね。その点につきましてはたしかに土地を広げる問題、その他の問題もあると思いますが、早期に何らかの手を打つていただき、このことを強く申し述べておきたいと、いうふうに考えます。それで次にこの問題との関係であります。が、こうした既設校を直す場合にかなりの予算を伴うわけです。しかしこの問題につきまして、国、都の補助金制度、この問題が大変私としては不満であります。たとえば白蟻によつてその柱があ

ているんではないだろかというような積極的な立場で実態調査をやつていただきたいというふうに考えます。それと同時に来年度の予算要求との関係でぜひよどんでいただきたい予算についていくつかあげたいと思います。それは一つには進路指導対策費であります。現在高校に入学する子供たちはほとんどといつていいくらいの子供が入学しています。そういう中で日野市には公立高校が一つしかないということでほとんどの子供たちがほかの市のまたは都の高校に行つてあります。いまこうした子供たちを持つ母親が大変頭を悩ましております。そこでその進路指導の先生方にかなりの負担がかかつてきているわけであります。いろいろの資料も取り寄せ、父母や子供たちに提示していきたい、このことは教師として子供の立場を考えるならば、全く当然の要求であります。しかし進路指導費が大変少ないと、いう中でそういう希望にこたえていけないというのが実態であります。どうしてもその予算については担当の先生方と協力して妥当な予算を組んでいただきたいと思います。もう一つは生活指導対策費であります。これは鈴木議員の質問でも行なわれると思いますが、今日、日野市の中学校、小学校でも他の市と同じようにと言いましょうか、非行の問題が大きな話題となつてきております。学校の方ではその問題はその学校内で解決するという立場を取つてもらつたが、それが大きくなつております。それからもう一つで

いるといふことが答弁をされております。そこで一つの問題、取り上げたいと思うんですけど、たとえば一小のプールの問題、いまプールにおける、学校プールにおける事故の問題が、これ大きな問題になつてきております。正規の規格にあつたプールの中でも子供たちが心臓マヒその他で水死してしまふと、こういう問題の中でやはり健康管理の問題、その他の問題が大きく問題化されている中で、たとえばこの規格に合つてない、もう教育長自らが認めてる、その深いと、かなりの深さがあると、いうような状態の中でその死因が心臓マヒであつてもそれだけで済まない大きな問題としてなつてくるんではないかと、このようなことがやはり心配されると思います。ということはさらに悪条件が重なるというような問題で事故が起りやすい状態にあると思うんですね。その点につきましてはたしかに土地を広げる問題、その他の問題もあると思いますが、早期に何らかの手を打つていただき、このことを強く申し述べておきたいと、いうふうに考えます。それで次にこの問題との関係であります。が、こうした既設校を直す場合にかなりの予算を伴うわけです。しかしこの問題につきまして、国、都の補助金制度、この問題が大変私としては不満であります。たとえば白蟻によつてその柱があ

食われると、そういう点で危険な状態が起つてゐるにもかかわらずなかなか補助対象にされないというような実態があります。これは決して許されることではないと思います。何か一つの問題、柱が一本倒れることによつて起つて大変な事態、このことから言うなれば補助金をかけられないというようなことでは、今後大変困ると思いますので、この点につきましては、これに對して補助制度の改善と言いましょうか、それを強く申し入れていただきたいと思います。その点についての態度は後でお聞きいたします。

学校図書館の問題であります。これは積極的に、備品とか来年度の予算の問題がありますが、たしかにいま、たとえば備品費が一つの学校で三十万、約三十万ぐらいしかないと、それで去年は六十万ぐらいだったのがことしは三十万ぐらいに減つてます。そうした中でたとえば輪転機がどうしても古くなつて必要だということになつてもそれを買ってしまふと後の教育活動に必要な備品がほとんど買えないというような状態が生まっています。そういう中では本当の意味で学習活動がうまくいくという保証はないというふうに考へるわけです。そういった点でやはりきちっとした実態調査、それも学校側に対しましてどういう状態かという、受動的なと言いますか、受け身の聞き方ではなくて積極的にこういう点はどうなつてあるんだと、こういう備品費を少なくしたためにこういう状態が起つてます。

○議長（名古屋史郎君） 　 ということで答弁願います。教育長。

○教育長（倉又秀作君） 二小のプールでございますけれども、いまそのまま使つてもらつてると、たとえば水深を学年ですね、上級生とか下級生とかそういうことで工夫をして安全をできるだけ、たえず安全を守りたいと、こういう形で進んでおりますが、しかしそういうことのために先生方が非常に苦労しておられるというようなこともありますので、今まで進んだような条件ができるだけ解消していくことが、条件整備の上から必要であると、こういうふうに考えておりますし、そういう努力をしたい、こう思つております。それからもう一つで

いるんではないだろかというような積極的な立場で実態調査をやつていただきたいというふうに考えます。それと同時に来年度の予算要求との関係でぜひよどんでいただきたい予算についていくつかあげたいと思います。それは一つには進路指導対策費であります。現在高校に入学する子供たちはほとんどといつていいくらいの子供が入学しています。そういう中で日野市には公立高校が一つしかないということでほとんどの子供たちがほかの市のまたは都の高校に行つてあります。いまこうした子供たちを持つ母親が大変頭を悩ましております。そこでその進路指導の先生方にかなりの負担がかかつてきているわけであります。いろいろの資料も取り寄せ、父母や子供たちに提示していきたい、このことは教師として子供の立場を考えるならば、全く当然の要求であります。しかし進路指導費が大変少ないと、いう中でそういう希望にこたえていけないというのが実態であります。どうしてもその予算については担当の先生方と協力して妥当な予算を組んでいただきたいと思います。もう一つは生活指導対策費であります。これは鈴木議員の質問でも行なわれると思いますが、今日、日野市の中学校、小学校でも他の市と同じようにと言いましょうか、非行の問題が大きな話題となつてきております。学校の方ではその問題はその学校内で解決するという立場を取つてもらつたが、それが大きくなつております。それからもう一つで

すね、その、国からの補助の問題でございますが、特に既設校舎が古くなつたり何かした場合に、国からどういう補助が出るかと、これは危険校舎というような形で指定をされこないと、なかなか出てこないというのが普通で、それ以外ではいま補助の道がありません。このことについては、たしかに方々にあると思いますが、これは私たち教育委員会だけの問題ではなしに、私なんかも出ている二十六市の恐らく市長会、あるいは助役会でもそういう点が問題になつておるんだらうということを聞いております。そういうところと協力をしながらこういう面の努力をしていかなきやならないことは十分覚悟しております。それから実態調査を積極的にやれということについてございますが、これは当然そういう形でむしろこの、そういうことで調査をしようかというようなことについても教育委員会だけでその調査を考えるんじやなくて先生方の協力を得ながら調査を進めていくのがいい方法ぢやないかと、こういうふうに思つております。

それからその次ですね、進路指導と、生活指導と、これは最近、偏差値の問題とかあるいは非行の問題などで非常に大きな問題になつております。こういうような問題はかなり根の深い、いろいろな問題を含んだ上での現象だといふふうに私は理解しておりますが、そういうふうなものを実際先生方が非常に努力しておられるし、骨を折つておられるということも耳にしてお決意されたのか、その点について一言お聞きしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 市長。
○市長（森田喜美男君） 御承知のとおり教育に対しましてのその具体的な予算配分等におきましても、最も重点を置いておる状況であります。ただ國の制度、あるいは財政の落ち込み等で不如意な部分もありますので、私は量のことわざることながら、質のそのもつとその精神的な分野についての教育に対する熱意の吸收入がこれは私ども含めてすべての先生方も含めてぜひお願いをしなきやならないひとつ的新しい何と言いましょうか、取り組みを願いたい、そういうことに私もまた重点を置いて考えていただきたい、こう思つております。

○議長（名古屋史郎君） 橋祐子君。
○六番（橋祐子君） 一つだけ確認しておきます。精神分野での先生方の御協力をという話でござりますが、たしかにそういう点が必要であると思ひますが、私の質問の趣旨は、たとえば潤徳小学校の体育館が雨もりをするという中で教育委員会から指導されたことは、先生方にボールをいま上げるとそこ

ります。そういうようなことについてはよく一人一人尊重する教育とか、あるいは非行から児童、生徒を守る教育というのが必要だというようなことを言つておりますけれども、そういう面からもこれをいかにして内容のあるものにしていくかと云うことで、それで現在でも何か問題が起つたりしますと、それについての問題は当然親身に考えていかなきやいけない問題であります。それは市の方でもお願いをして特別な補正予算等を組んでいただいておりますが、そういうような場合にも費用などで御指摘のように先生方のこういう指導に打ち込めるような体制と、いうものをつくつていきたい、こう思つております。

○議長（名古屋史郎君） ほかに答弁ありませんか。橋祐子君。

○六番（橋祐子君） 今までいくつかの点について質問をしてまいりました。答弁の中で既設校、既設設備の総点検もやる、また財政危機下における教育活動の使用実態調査についても積極的にやっていきたい学校図書館の充実についてもやつていきたいというような答弁がなされました。この問題についても、それはそれとして今後やつていかないといけない問題と、これは直さなければいけないこの問題と、また別個の問題であるというふうに考えるわけです。そういう点で市長が言わされましたその精神分野での教師の、その教師の協力と言いますから雨もりをするような状態が出るんで、こういうそのボールを上げっぱなしにするような、そういう子供たちがいないようになりますが、それはそれとして今後やつていかないといけない問題であると思ひますが、実際にたとえば実際に雨もりがしていながらそれと同時にやはり急速に手を打つことについてはやつていただきたいというふうに要望しておきたいと思ひます。革新市政が教育の問題でプレハブ解消を初め、現場教師との話し合い等、積極的に進め市民の要求にこたえてきた点は大きく評価できると思つております。しかし子供たちを取りまく現状は非常に問題等で明らかに多難な問題をかかえております。未来を担う子供たちの学力、体力、道徳を正しく伸ばしていくためにさらに市当局が積極的努力をされるよう強く要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君） これをもつて四の一、仮称第五中学建設に伴う教育条件の整備及び日野市の教育をめぐる諸問題に関する質問を終わります。

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、よつて暫時休憩いたします。

午後零時三十分 休憩
午後一時五十四分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順序が変動し大変申しわけありませんが、三の一、日野地区の公共集会施設新設及び改築の計画について、三の二、空地の環境整備についての通告質問者、大柄保君より質問取り下げの申し出がありましたので取り下げます。

次に、五の一、新庁舎建設に伴い（道路、架橋、巡回バス等）諸条件の整備についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。

（十八番議員登壇）

○十八番（杉山寅三郎君） 議長の指名をいただきましたので、五の一の新庁舎建設に伴います諸条件の整備についての若干の質問をさせていただきたいと思います。

まず、私たち日政クラブは、昭和五十一年度予算編成に当たりまして、市長に対し環境の整備だとあるいは公共用地の確保あるいは総合体育施設の整備また福祉、教育及び消防関係の

内容の充実、そして四として中小企業及び農業対策等に対し、ひとえに市民要望を集約したものであり、かつまた当面の政治課題でもあると考え、これら実施について強く、しかも真剣に要望書を提出いたしております。したがいまして昭和五十一年度もやがて九月の定例会も終わろうとし、十二月の定例会を残すのみという時点でございますので、このへんでそれらの足跡のひとつを質問ということで一般質問を提出したわけです。そこで要望書、全般的な内容についての質問は余りにも時間がございませんので後の機会に譲ることとしたとして、今回は、一年後に完成予定の世紀の大事業とも言える新庁舎建設に伴います諸条件の整備についてのみ質問い合わせたいと思うのであります。またこの新庁舎建設予算審議の際、これらの諸条件の整備がなされることを前提に、この予算に賛意を表した経過もありますので、重大な関心を持ちながら質問に入らせていただきます。

たいたいと思います。

まず、第一点といたしまして、一・三・二、市立病院前を東西に走る道路、御存知のとおりでございますけれども、現在は工事が中止という形であります。これらを延長し、なおかつ中央線の架橋についてあります。この道路は御存知のとおり国道二十号線の渋滞緩和が一つの目的であろうと思いますが、この目的を達成するには、国道一・三・一の完成が必要であるうかと思いますが、これは先のこととして、新庁舎関係では、

一・三・一の開通が非常に必要ではなかろうか、すなわち、いまの一・三・二の工事が中止されております地点から、中央線に架橋して、少なくも最小限度一・二・三ですか、いわゆる消防署の前を通ずる道路ぐらいまでは、どうしても開通しなければいけないんではないか、非常に緊急性があるうと考えます。しかしこの一・三・二の開通につきましては、多摩平一部での、開通反対という声も聞いております。（「請願が出てるよ」と呼ぶ者あり）またこうした新庁舎への通路としまして、多摩平、豊田、旭が丘、いわゆる西部方面からは、現在七小の所に架橋が一本かかっているわけでござりますけれども、これが全部そういうことになりますと、非常に問題も大きくなつてしまります。そういう考え方で、一・三・二の一部の反対もあるやに聞いておりますけれども、いま申し上げました一・三・二の現在の延長と中央線の架橋の開通については、むしろ賛意を表されている市民も非常に多いというふうに聞いております。したがいましてこれら一・三・二の路線の延長と架橋の点は、いまどきの形で、どういうふうにされているのか、このへんについても具体的にまずお伺いいたしておきたいと思います。いま申し上げましたとおり、この一・三・二が新庁舎開設までに、もしできないとするならば、いま申し上げた七小への狭隘な跨線道路が一本だけといふことで非常に難しいし、その道路もいわゆる七小への通学路ということで、およそ七小の通学児は

四百七、八十名だと思いますけれども、それの九〇%がこの橋を渡つて来るというようなこともあります。非常に交通安全対策上非常に問題があろうと、こういうふうに考えます。次に、一・二・五の点でございますけれども、これは一番橋を延長して吹上団地へ通ずる道路でございます。それと谷戸坂道の拡幅整備ということに関連してお伺いしたいと思います。私たちには、この路線に対するは一・三・二とともに非常に大きな関心を寄せておるものでございます。もしこれが新設できないとなると、現在の都道百五十九号路線を利用して、吹上団地へ抜けると、新庁舎へつながるしかなく、ここは先ほども申し上げましたとおり七小と同じように、一小あるいはあたば幼稚園というようなやはり通園、通学路というような形もありますし、この道路は皆さんもよく御存知のとおり非常に曲がつていて上に狭隘である。したがつてこれらの悪条件のために路線バスも何か廃止されたと、一時休止というようなことも聞いております。そういう悪条件の中へまたいま、一・二・五ができないとなると、それらに車なり何なりが集中して、あそこは何ていうお店か知りませんけれども、あの酒屋さんのわきを上に上がつて、豊田の南口から一本細い道路を交差して吹上へ抜けて出て来るといふ非常に何ていいますか条件が悪くなるので、これまた非常に

問題であろう。こうして南部地区からの新庁舎へ来られる市民の足が、どうしてもここのあるあたりに集中してくるのではないか、非常にこのへんにもやはり問題もあるうと思います。それで、二・一・五の問題がどういうふうになつておきたいと思います。最初にお伺いしておきたいと思います。また谷戸坂道路の拡幅の問題は、宮、万願寺等、東部地区からの新庁舎へ行くにはきっと近道である唯一の道路でもあります。現在車の交差のできないような道路が一つございます。これらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、一・三・二の延長でいわゆる高幡街道ですか。これらに延長してつながればこれらの問題も解決するでしようし、そのへんについてもまた谷戸坂の道路の拡幅の問題の中で、まだお答えをいただければ非常に幸いだと思います。

次に、循環バスについてであります。市長はかつて抱負の中で公表してこられた循環バスの件では、いろいろな市長が等しく待望し、注目しているところであります。今回の質問は、市全体的なものではなくて、新庁舎に来られる市民の足の確保の範囲内でお尋ねするわけですが、ひとつよろしく御回答をいただきたい。ということは、現在都道百七十号線に運行されているバスは、終日往復百二十四、五本ありますかと思ひます。ちなみに市庁舎が、何ていいますか、仕事をしている時間でいいますか、八時半から五時ごろまでですと、やはり七十本からしあげたような排水が先だというような考え方もあるようでござりますけれども、これらの排水系統あるいは地元関係者との話し合いはどのようになつておきたいと思います。

も、それだけ関係市民については非常に关心を持つた用排水路整備でござりますけれども、新庁舎が神明上に建設された場合、この周辺にはいろいろな関係でやはり建物、民家を初め建物がまず出来てくることは、だれが考へても明白であろう。こうなつてまいりますと、いろいろな意味での排水いわゆる地区外排水と、二・二・十の問題なんかも非常に出てまいります。これらを考え、関係住民は市庁舎建設より、というような先ほど申し上げたような排水が先だというような考え方もあるようでござりますけれども、これらの排水系統あるいは地元関係者との話し合いはどのようになつておきたいと思います。

（関連質問者挙手）

次に、七生支所の改築整備でござりますけれども、いまさら私が、七生支所がどうのこうのといういわゆる立地条件あるいはこんなことを申し上げることは、皆さんも御存知ですから省

きますけれども、これもやはり一つの新庁舎ができるという一つの条件という考え方の中で、七生支所の整備拡充についてお願いをいたしておりますので、これらの動向がどうなつていいのかも、ひとつ、お伺いしておきたいと思います。それから新庁舎ができるといわゆる現在の庁舎いわゆる旧庁舎の跡地

七十五、六本の車が通つているわけでござりますけれども、これらを利用して非常にいまの市庁舎への市民の足が確保されたわけですけれども、いまいろいろ、一・三・二あるいは三・二・五あるいは谷戸坂というようなことを考えた中では、これらの足が、新庁舎ができた場合に、どういうふうに確保されていくのか非常に心配しておりますので、このへんについても納得のいく具体的な御回答をぜひお願ひいたしたいと思います。いろいろ申し上げてまいりましたけれども、すでに市民はあそこへ新庁舎ができるということは、もう認知しております。ではいまの道路状況を考えて、どうすればいいだろうかなあという非常に不安が多いようでござりますので、これも不安感を解消するためにもひとつ具体的な御回答をひとつお願ひいたしたいと思ひます。

次に、用排水路の整備についてでございますが、新井、下田、万願寺方面のいわゆる東部地域は、たびたびの浸水被害は、私が申し上げるまでもなく、皆さんも御案内のとおりでござります。市でもそれなりの対策は、お立てになつておられると思ひますけれども、この庁舎予算を審議する場合でも、庁舎を建てるよりも用排水路の整備が先だというような関係市民の意見もあつたようです。何か聞くところによりますと、新井地区の方では、何か文書交換まで出来ておきたいわゆる新庁舎をつくるよりも用水路が先だというようなこともあるようですがこれども、市民会館の建設に対する市長のひとつお考えもひとつあわせて、この際お伺いしておきたいと思います。

以上、簡単な質問でありますけれども、後でまたいろいろお伺いするとして、以上申し上げた中でひとつお答えをまずいただきたいと、こういうふうにお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めてます。

（関連質問者挙手）

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。答弁。

○助役（前川恒雄君）　お答えを申し上げます。まず第一

点の一・三・二のことです。これは杉山議員もおつしゃいましたように、現在多摩平で一・三・二の道路延長につきまして反対運動が起きております。私どもとしましては、これはどうしてもつけないといけないということで、何度も多摩平へ行き、あるいは多摩平の方がこちらへ来て、話し合

いをしております。しかしこの件につきましては、条件的な話し合いじやなくて、道路そのものがいい、悪いというような非常に根本的な話になつております。なかなか難しうござります。つまり私どもの考えていることと、反対する方の考えていることが非常に基本的なところで食い違つておりますので、なかなか調整がつきにくいといふ状況のままでいまきてるわけでございます。ただこのままでおくわけにはもちろんいきませんので、私どもとしましては、地域の住民の方が心配しております公害の問題、騒音公害あるいは空気の汚れ、こういったものにつきましてやはりある程度説得力のある材料を用意しまして、それで説得したいと思い、最近、あの地域の交通量の調査その他を都市計画課あるいは公害課、一緒になりまして調査をし、またこの指導を仰いでいるわけでございます。いずれにしましてもこれは私の考えでは、一番基本的な、つまり道路が必要なのか、その必要な道路のために環境がどう損なわれ、それによつて周囲の人があう迷惑がかかるのか、それをどう防止できるのかと、このことにつきましてどうしても最後には、基本的な点で考えの相違が残つてしまふんぢやないかということは思つております。これは、できるだけ解消はしたいと思いますけれども、極端に言いますと、自動車が通るような道はいらぬとまでおつしやる方もいますので、そこまでをやめるといふわけには、これは私の方としてはいかないと、この点だけは

につきましても、市長から私ども、早くやれという命を受けておりまして、関係部局で精力的に各方面に働きかけしておりますが、現在までのところ陸運局の見解その他をお聞きしているわけでございますが、白ナンバーでは無理だということで、それじや青ナンバーでどういうふうにやるかということから、一番無難なのは、チャーターといいますか、運送業者、バス会社の車をチャーターして回すということが企画的に、あるいは財政上の点を考えましても、最もやりやすいと思つております。この件につきまして、現在企画財政部の方で京王帝都と話し合ひをしております。京王帝都でも、実際に回るべきコースを独自に調査し、回つております。ただ現在のところ調査中でございまして、すぐこれができるかどうかというところまではいつておりません。京王の方の調査が終わりまして、私どもの方に、こういう条件ならできるといふことが示されました後で、十分検討し、できるだけこれはやつていきたいと思つております。

それから、五番目の用排水路の件でございますが、この一件につきましては、今年度予算でいろいろとお願ひしましたときにも申し上げましたが、一小の横の通りを、排水路を延長する工事をやりかかつております。現在のところこれは新都市建設公社に委託しております。今月のつい先日、公社で設計し、業者の入札を行い、業者が確定したといふことでございます。

さまざまな説得とは別に考えないといけないといふふうに思つております。現在そういう状況で推移しております。なるべく早くこの点についても解決していきたいと思つております。それから二・二・五につきまして、これもやはり数回地主の方々とお話し合いをし、また一軒一軒私、地主のお宅を伺いましてお願いし、また市長も直接お願いに現地へ行つております。そういうことを重ねておりますが、地主の方々全体の合意はまだ得ております。しかし、だんだん方向としましては、いかといふふうな空氣も出ております。この点では、二・二・五につきましては、周囲の方々のどうこうということはございませんが、まず地主の御了解を得て、できるだけ早く測量に入りたいと、現在詰めている状況でございます。それから、谷戸坂の件でございますが、これは一・三・二と関係のある道路でございます。谷戸坂そのものを拡張し、ここを自動車が通るようになります。谷戸坂そのままでいいんじやないかと、おりません。これは、谷戸坂はあのままでいいんじやないかと、かえつてあまり大きな道路をつくり自動車をどんどん通すといふよりは、いまのままにしておいて、一・三・二の延長を高幡街道につなぐ、という方がよりペターではないかといふふうに思つております。これから循環バスでございますが、循環バスなつております。それから循環バスでございますが、循環バス

それで十月早々から工事に入りたいということで、地元説明会をする予定になつております。もちろんこれは多摩川まで一挙にいくほどの排水路でございません、その根元でございますので、質問者のおつしやるような、つまり一・二・十の排水路線が問題でございます。これにつきましては、幸い関係地主の方と、これは長年にわたりましてお話し合いをしておりまして、大まかな測量の了解を得ております。測量の了解を得た時点で、都では財政難のために測量の予算がないということで、一とんざしたわけでござりますけれども、幸いなことに、測量に取りかかれるということを都から返事をいただいております。それで、近々のうちに都が測量にかかるといふふうになつております。そこがまず取つかかりでござりますので、測量を終りました後で、土地買収その他を行い、排水路ができるだけ早く急に工事にかかりたいと思つております。

それから、七生支所の件でございますが、これもおつしやると

おりなるべく早く整備しないといけない、つまり私どもは、建て替えるないと考えております。そこで建て替えるためには、もちろんいまの場所では狭ま過ぎて建て替えられませんので、私どもが一応考えておりますのは、七生農協の現在持つております土地、つまり七生農協の裏の土地でございますが、そこを割愛していただきまして、支所を移築したいというふうに思っております。この件につきましては、七生農協の朝倉組合長さんと数回にわたりまして、お話し合いをしております。ただこれにつきましては、朝倉組合長さんの私どもに対する要望もございまして、このへんを順番に詰めていかないと計画どおりにいきませんので、現在それを順番に詰めていきたいということで、進行中でございます。

それから、七番目の、この庁舎は、新庁舎ができた場合にどう使うかということをございますが、これにつきましては、はつきりした、きちつとした結論という形では現在ありません。

しかし、この建物は、大変長年市民の方々がお使いになつた建物でございますし、造った当時としましては大変りっぱな由緒ある建物でござりますので、これを市民の方々のための施設として使いたいというふうに、このことだけは、そういうふうに考えております。

それから、八番目の市民会館でございますが、御指摘のとおり現在建てております新しい庁舎の用地を市民会館の用地とし

市民があるというふうに私も、申し上げておりますけれども、そういう人たちの考えは、全然聞かないで、ただ反対している人だけのアプローチだけでやりになつていて、もうすぐできれば、基本的な考え方の違いというのは、どのへんにどうあるのか、それをひとつお伺いしておきたいということが一つと、一・三・二の神明上の区画整理の中の用地費として国からは約四億近い金が恐らくきているんじゃないかというような点を考えておりますけれども、これらの中でのいわゆる国の考え方では、さつき申し上げましたとおり、現在のこの市役所の前のこの高幡街道までの延長を少なくしなければ、橋をかけられないというような話があるが、そのへんの真偽のほどをひとつ助役の方から明確にお答えをいただきたいというのが一つ。

それから次に、二・二・五のこととございますけれども、いま助役の答弁だというと、毎回この話を出す範囲の回答を少しも出でていないので、時だけ流れたというような感じがするんで、片方の庁舎は毎日進行していくと、遅々としてどうのこうのといふことなんですが、そのへんの具体的な、どういうふうな進め方ですか。何か回答の範囲ですと、一日も何かちつとも進展しないような感じを受けます。「そのとおり」と呼ぶ者あり)できればそれらの中での話し合いがあまり細かいことだといふ問題があるかもしれませんけれども、大筋でも結構ですから、話の内容についてのあれがありましたら、ひとつ

て一部用意して、建てております。これが、いつできるのかとすることになるかと思いますが、これにつきましては、はつきりした、いつから着工するとか、そういう見通しまでは現在は申し上げられないのが残念でございますが、私どもとしましては、まずあそこへ市民会館を建てる前に、幾つかしないといけないことがあります。これは今まで杉山議員が御指摘の道路、排水、いろいろございますが、そういう施設の面では特に、やはり七生支所と言われましたが、高幡に対する手当てでございます。これは何度も議会で、これはやりますということを私ども言つておりますので、まず高幡、七生地区についてある程度のことをしてからじゃないと、市民会館を早急にということも難しいと思っております。順番としましては、そういう形で市民会館に取りかかりたい、こういうふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いま助役の方から一連の御回答があつたわけですねども、まず、一・三・二については、反対住民と話をしているんだが、基本的な考え方だかどうかわかりませんけれども、そのへんで食い違ひだと、先ほど私は質問の中で申し上げましたとおり、現在中止されている[二・二]を延長して、先ほど申し上げましたとおり中央線の架橋並びに少なくも二・二・三までの路線延長については、要望している

ぜひお伺いしたい。これは確かに南の方から新庁舎へ来る道路は、先ほど申し上げたような、きわめて条件の悪い道路だけでございますので、非常に私なんかも関心を持つてゐるわけですから、これはひとつぜひとも、その内容をお伺いしておきたい。それから巡回バスでござりますけれども、いま陸運局云々という確かにそういう機関を通らなければならないことは、確かにござりますけれども、私が聞いていますのは、新庁舎に關係のある範囲ということで、前置きして聞いておりますことは、毎日便利にしてすぐ降りれば庁舎の玄関だという非常に便利な場所にある。今度丘の上に上がつた場合に、いまのような状態ではとてもじゃないけれどもバス利用できないだろうというひとつ的心配をしているわけです。その点については、いまのようないい条件でやはり車を持つてゐる人ばかり市民はいないんですから、やっぱりそういう人たちのために十分配慮してもらわなければ困るので、そのへんの考え方の中では、新庁舎が完成するまでにはどうなるのかということをひとつ、もう少し何といいますか、奥行きのあるお答えをぜひいただきたい。

あと、用排水路の問題についても二・二・十がいわゆる都の方で、予算的な問題で少々延びてたけれども、ここで測量に入ることですから、それはそれなりの考え方で結構でござりますけれども、谷戸坂の道路の拡幅については、もうあれはあのまま置きたいんだと、二・二・三を延長した方がいいん

だと、私も同感です。それは、私もそれは同感です。したがつて先ほど申し上げたように、一・三・二ですか、この問題がいまいろいろあるんだということで、なかなかできそうもない。これも庁舎開設と同時に、いわゆる東部地区の市民の方はやっぱりいくらこっちへ回つて来るか、あるいは上がるか知らないけれども、非常に問題も出てくるというような心配があるので、そのへんの谷戸坂の拡幅のものについてお伺いしたわけです。

それから、七生支所の改築、これは七生支所一つばかりでなく、高幡地区の問題が当然含まれてくるわけですから、いわゆる農協との用地の問題でいろいろ話しているということですが、これも前からそういう回答はいただいているので、話されていることは違いないと思いますけれども、いまだどういうところで、どういうネットがある、話が進んでるのか進まないのか、そのへんもひとつわかれればお伺いをしたい。ただ話を進めているということですけど、どうもなんかこう長手縄でいるような感じもいたしますので、冒頭私が申し上げましたとおり、重大な関心を持つてひとつ質問しておきたい。以上、ひとつそれがのようにお答えをいただきたい。以上、ひとつもう少し具体的な、できましたらお答えをいただきたい、こういうことでござります。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いま助役から、一応の状況をお

もう必要欠くべからざるものでありますから、そういう取り組みでやつてまいります。

それから、二・二・五につきましては、いまだどうなつてゐるかという質問であります。先ほど、助役が答えましたとおり、地主さんが十数名おられます。一番の問題は、平面道路ではありませんで、架橋道路であります。つまり低い所から高い所に上がりますから架橋道路になるわけであります。架橋といひますか。足を持つ道になるわけであります。架橋といひつておられる人ないしは、そのかかる範囲に家を持つておられる人、この方々に、道路をつくりましても残るのは、いわゆる公害、騒音等であり、メリットがないということが一番説得力として難しい点であります。しかし、公共の用には、やはり応じなきやならないという気持ちがどんどん動いておりまして、恐らく今年は測量をさせていただけるというふうに考えております。そういう相手のありますことですし、やはりこれは、自分の生活ないしは自分の家庭の問題でもありますので、それが調整されるのに時間がかかりますが、その地主の方々は、決していわゆる絶対反対というふうな構えではない、何とかひとつ自分たちのこういう気持ちを処理をして、公共のためには、やはり応じなきやならんという気持ちで推移されることは、私たちが話をしながら肌で感じる状況であります。私どもも熱意を持ちまして、また誠意を持ちましてお願ひを継続して、何

話しましたが、私からもお答えをいたします。質問者の所属されます日政クラブから、かなり膨大かつ緻密な政策要求をいたしております。今年の予算の中でもそれの多くのものを、事業の中に入れておることは、すでに御承知のとおりだと思つております。ただ、庁舎を建てることに伴いまして、いま根幹になるような問題を、御指摘されましたとおり非常に重要な問題だということで、私どもも認識をし、かつ取り組んでおる状況でございます。順序に申し上げますと、一・三・二につきましては、これは必要な道でございますので……（「幻の道路だよ」と呼ぶ者あり）架橋ないしその延長もやらなきやなりませんが、当面は異論に對しまして対応をしなきやなりません。それから建設省当局に對します市の具体的な提言もしなければなりません。それらを建設省にも行つておるという状況であります。はかばかしくはありませんが、必らずこれは遂行します。はかばかしくはあります。したがつて、いま、はかばかしくなきやならない事業でありますことは、ほとんどの市民の考え方にはないがと申し上げましたが、これを達成するために、いろいろな対応策をわれわれも研究いたしまして、そうして異論のある向きにはそれの理解をいただく、それから建設省に對します意見に対しましては、なるべくそれに応じられるようにする。とりあえず、御指摘のとおり、二・二・三の道まではぜひつなぎたい。これがやはり市民の方々の新庁舎に対する利便には、

りますので、それに間に合うように進めてまいらなければなりません。

それから、七生支所の改築に伴いましては、具体的な説明を申し上げておりますが、今回の予算の中にもあります平山城址駅前の用地を農協から所望されておりますので、それとの交換ということを検討しておりますが、それをきっかけにひとつの将来の展望が開けてまいることになつております。したがつてこれも前進の方向にございます。以上のようなことを、必ずしもはかばかしいという状況ではありませんが、一步一歩前進をしております、ということ、それから、庁舎の完成時にすべてが整うことはもちろん不可能ですが、それに向けて事業は進んでおりますということ、それから、それを補う手段といましましては、少なくも循環バスによつて、循環バスというよりも市役所連絡便によりまして、極力サービスに手落ちがないようにしていこうと、こういう考え方であります。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いろいろ御回答を、それを聞いただいたいわけですけれども、たとえば、一・三・二については反対市民が納得しなければ工事ができないという考え方を持つのか、あるいは説得これ努めてもどうしても了解できない、いわゆる見切り発車的な工事をされるふうにも考えられるのか、

つております住民本位の市政の推進という考え方においては大きな、もとるような気がいたします。このあたりの基本的な考え方の市長のお答えをいただいて、私の質問は終わりたいと、このように思つております。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 道路問題で私ども非常に悩むわ

けですが、要するにいま道をつくれば車がどつと入つてくる、

その車は結局ほんとの地域の市民の方には、利便は少なくて弊害が多いというふうなことがやはり現実にあるわけであります

から、しかもなお、お互いが社会人として、公共のためにあまり自分の自我的な主張のみをしてはいけないんだという、民主主義といいましようか、そういう気持ちをやっぱりお互いが持ち得る、そういう状況にならなければならないと思つております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう気持ちで、つまり一つの道路哲学というものが、どのように今後推移していくか、ということをわれわれも真剣に勉強しまして、納得いたしました。

○議長（名古屋史郎君） 杉山寅三郎君。
○十八番（杉山寅三郎君） 私がいまこれを終わらうと思つて市長に答弁を求めたんですけれど、やはりメンタルな面でいるふうを公的手段と言わたことだけなんですけれども、現

のへんは非常にそこでそんなことを言つちゃつたからなんていうことになると、またいろいろあるうかと思いますから、回答ができないからできないで結構ですから、ひとつそのへんは十分配慮してほしいということをございます。関連質問者もありますのであれですか……。以上の道路、架橋あるいは循環バス等一連の新庁舎への市民の足の確保という考え方の中で質問をしてきたわけですけれども、特に注目していただきなければいけないと思うことは、新庁舎の建設によつて移転した曉には、いまのまゝの道路状態では、いま市長も言つておられましたがつてそういう状態では市民に対し移転以前、いまの庁舎よりもかえつて、きわめて不便を押しつけることに、市民になるのではないかと、私はそう考える。不便だけではなくて交通安全全対策上非常に問題を抱えた道路を、庁舎へ来なければならぬような、きわめて不便かつ危険なことを市民に押しつけるような形になると私は思うし、一・三・二あるいは二・二・五の特にこの二路線についての道路は、一般的な道路建設と違つて、必要欠くべからざるものだ、というふうに私は痛感しているわけです。同時に今までの市民の利便が、そういう形で、きわめて押さえられるというのか、押しつぶされるということになりますと、従来の考え方によつては既得権の侵害とも私は言えるんじゃないかと、こういうことであつては、常日ごろ市長が言

在の利便がさらに不便になるということについて市長は、どのように考えられているかと、それだけお答えをいたいで、私はこれで終わりますから。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） なるべく不便にしないつもりでおります。（笑声）

○議長（名古屋史郎君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いろいろ、時間も経過いたしましたので終わりたいと思いますけれども、いろいろるる、私のようなどうも話の下手では十分意が尽くせなかつたと思いますけれども、実情は十分御賢察いただいてあると思いますので、一日も早くこれらの問題にひとつ解決をひとつしていただきとを、強くお願ひいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 次に、石坂勝雄君の関連質問を許します。

○十二番（石坂勝雄君） 関連質問なんか簡単に聞きたいと思うんですが、庁舎の、いま杉山議員が指摘された庁舎は、二年間というような、三ヵ年計画のうち二年というようなとき、あと一年で完成するということになるわけだけど、現実にその関連する道路整備とかそういうものが非常に思うようないかないという、まあ御努力されていることは私、わかるんですが、

たまたまわれわれは一番、いつも申し上げるように辺境の地にいるんで、庁舎が動いたことによつて市民の、何ていうのか足の便が、いまより後退してくるということを、非常におそれるということの立場から、この何かさつきの助役の説明の中で、いわゆる白ナンバーではどうも陸運局がまずいと、京王の、いわゆる營利会社である京王が独特の調査をしておつてそれでつるといふようなお考えが発表されたんです。また市長のお話では、道路整備が、たとえば、庁舎建設時に間に合わない場合にでも、循環バスのようなものを通してやるという考え方には、どうなんですか、京王のバスの路線と別個な形で、ひとつ暫定的な措置としてその循環バスをされるのかどうか、それが一点。それから、京王が将来、道路整備の際にやられるとするのであるなら、そのバス路線といふのは恐らく京王電鉄といふよなバス会社がやる場合に、営業本位といふことで、もちろん交通というふこと、市民の利便といふことも考えるだうが、ある程度探索などと著えての路線計画ではないかと、こういうふうに思ひますがそのときだいわゆる市庁舎へ行くための市民の利便といふことを市の考え方がどのくらい、早く言えば反映されて、そのまま市民の意思反映をするために、どういう考え方の意見を聴取して、また決められるのか、またそういうひとつつの腹案があるかどうか、その点、ひとつお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○十九番（高橋通夫君） 私は、京王線高幡東踏切の立体化を促進せよについての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

（十九番議員登壇）

○十九番（高橋通夫君） 私は、京王線高幡東踏切の立体化を促進せよという題のもとに、この一件について質問いたします。この踏切は普通の踏切と違いまして、上り線、下り線の複線、さらに多摩動物公園の支線、さらにまた車庫線の入れ換え線等が数本あります。非常にこの踏切の遮断機がおりる回数も多く、したがつてこの遮断されている時間が長いわけになります。これがために車の交通が渋滞して、延々長蛇の列がございます。それがために車の交通が渋滞して、延々長蛇の列をなすようなことでございまして、こうした車が渋滞いたしまずと、ドライバーの心理として、こうした待たされた時間を取り戻そうとして、ついスピードを出し過ぎたりして、こうしたこと�이ります。これがまた交通事故のもともにつながるわけでございまして、非常に憂慮されている問題でござります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）この踏切の混雑を解消するには、どうしてもこれを立体化しなければならないわけでございまして、この立体化はこの周辺の人々はもちろんのこと、ここを通る多くの人たちがおられます。その後も開かれておりません。そこで私は、たゞ計画の説明会を開こうという用意があつたということを聞いて、昭和四十八年度に東京都においては、この踏切の立体化の間熱望していた問題でござります。この問題につきまして、長年の間熱望していた問題でござります。

○市長（森田喜美男君）　バス路線で成り立つものは、いわゆる営業路線で成り立つものは、これは営業路線としてやつていただくと、それからどこそこを通行し、それからどこそこにバス地点を設けるなんていうことは、申し上げられる段階ではありませんが、なるべく市内に公平になりますようにといふことを一つには考え方へ、いわゆる車をチャーターして運行するということですからして、営業会社は車を市に提供するといふことが、会社の仕事であつて、市の指定する順路を運行してもららうと、こういうことですからして、会社の利害と矛盾が起きるということには、原則としてはならなくていい。またそことをよく詰めることだが、一面には必要である、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 石坂勝雄君
○十二番（石坂勝雄君） 市が車をチャーターして、会社には採算的なことを考えなくともいいということで、非常に私結構だと思うんですが、そうであるとぜひ今度は回る個所っていうか、場所の問題に対しても、少なくとも全市民の、特にいわゆる辺境の地つていうか、市庁舎より遠い所ほど厚い手当を差し伸べられるよう要望意見として関連質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君） これをもつて五の一、新庁舎建設に伴い（道路、架橋、巡回バス等）諸条件の整備に関する質問を終わります。

たび市の方に催促をしてきたわけですが、いまだにその説明会が一度も開かれていない状態でございます。その後どうも考えてみると、理事者側で積極的に都の方に働きかけている様子がうかがわれないような状態でござりますので、その件につきまして質問したいと思うのですが……（「都だけじゃない、京王もあるんだよ」と呼ぶ者あり）その後都の交渉あるいは京王の交渉等、そういう点はどうなつてあるか、つぶさに明確な御回答を願いたい、都市整備部長、お願ひします。

○都市整備部長（成井正夫君） それではお答えいた
ます。この高幡駅東踏切の交通渋滞、こういうようなことにつ
きましては、ただいま高橋議員の方から御指摘を受けたとおり
でございまして、これが最近ますますひどくなつてゐるといふ
状況も承知しております。すでに四十九年度でござ
いますが、この交通渋滞を解消しようと、こういうことで東京
都が測量の準備をしたわけでございます。しかしこの都の方々
計画では、この立体交通、これにつきましては単に通過道路
(通過の交通と、こういうことで駅を中心とします地域交通、
バスの運行と、こういうようなものにつきましては支障が
ると、と申しますのは、高幡の駅からこの立体の道路に取り

○議長（名古屋史郎君） 市長。
点的な措置としてその循環バスをされるのかどうか、それが一
点。それから、京王が将来、道路整備の際にやられるとするの
であるなら、そのバス路線というのは恐らく京王電鉄といふよ
うなバス会社がやる場合に、営業本位ということで、もちろん交通
ということ、市民の利便ということも考えなさうが、ある程度探索といふこと
を著しての路線計画ではないかと、こういふふうに思いますが、そのときだいわゆ
る市庁舎へ行くための市民の利便ということを市の考え方がどのくらい、
早く言えば反映されて、そのまた市民の意思反映をするために、
どういう考え方の意見を聴取して、また決められるのか、また
そういうひとつ腹案があるかどうか、その点、ひとつお考え
をお聞きしたいと思います。

けがなかなか難しいと、こういうよなことで、これらにつきましては駅周辺地域全般の交通と、こういうよなものの検討の中でやらなければならないと、こういうよなことによりまして、都の方といたしましては、測量を中断いたしまして、この地域全体の交通の問題、こういうよなことで地元の協力をお願いしたいと、こういう状況になつておるわけでございます。そこでこれらにつきまして、われわれの方といたしましては、この高幡駅周辺の交通網の整備と、こういうよなことについてさらに地元の御了解に努めていくと、こういうことに考へておるわけでござります。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） ただいま部長の答弁では、地元の協力を求めるというよな話ですけれども、その後何ら地元に對して協力を求めるというよな話も、市の方からもなし、都の方からもないというと、そういうたパイア役をするのが市の理事者の務めではないかと思うんです。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君） 私の聞いておりますところでは、一度測量可能な時期があつたようでありましたが、それを地元で待てと言わたといふ方があるように聞いております。（「だれだそれは」と呼ぶ者あり）そういうことはすでに終わつたこ

とでありますからして、今後前向きに都との交渉を進めてまいらなければならぬ、こう考えます。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） そんなうわさがあつたか知らなければども……（笑声）一度ぐらいのうわさで市がそのまま引つ込むよなことじゃだめだと思う。積極的にこれからやるべきではないかと思うんです。（「そうだ」「押してだめなら引いてみろ」と呼ぶ者あり）（笑声）それでは今後の見通しについてどういう腹を持つてゐるか、ひとつ理事者の方の明確な答弁を願いたい。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 地形のこともありますし、それから周辺の道路との構造的な設計が、大変難しいといふふうに聞いております。したがつて都としてもちよつとうかつには手が出せないというのが、現状であると、このように感じておりますが、しかし市民の利益はわれわれが積極的に守らなきやならんわけですから、都にも十分その気持ちになつてもらうよう働きかけてまいらなければならぬと想ひます。

○議長（名古屋史郎君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 難しいから、難しいからといつてそのままにしてるんではいつになつて解決するかわからないわけですが……（「そうだ、そうだ」「そのとおりだ」と

は南部地区の公共施設の整備の調査をやろうということで、予算化をしてくださつたわけですが、それに基づきまして専門家に頼みまして、そうして一応りつぱな計画ができたわけですが、しかし計画はできてそのままで、絵に画いた餅に等しいことですね。こういうことでは南部地区の施設の充実はできないし、開発ができるわけなんです。（「高橋議員、がんばれ」と呼ぶ者あり）そこでこうした計画についていろいろ質問したいと思うんですが、先ほど杉山議員がこれに間違している質問があつたので、重複することもあるかと思ひますので、なるべく避けたいと思うんですけど……（「何度もやれ」と呼ぶ者あり）市では、先ほど助役からも回答があつたんですけど、農協用地を買収するということですが、何か聞くところによると、市の方では、一回か二回行つたんだけれど、その後あまり見えてないと、行つたか行かないんだかわからぬような態度で……（笑声）いるのでは、農協の方としても向こうから積極的にどうこうは言えないということであつて、そんなことでは、用地の買収とか、それができないわけです。（「そうだ、そうぞ」とおり」と呼ぶ者あり）そういう点について、何回ぐらいい行つて交渉したんだか、だれが行かれたのか、そういう点についてもひとつ御回答願いたいと思ひます。

それから、高幡市営住宅の東に隣接するところの市の所有地たわけです。そうしたところ市長は私の要望に応えて、それで

近建てられた湯沢会館を除いてはほとんど氣のきいた施設は見当りません。（笑声）（発言する者多し）このよなことでは……（「消防署ができた消防署が」と呼ぶ者あり）消防署はいろいろそいつた文化、医療、健康、スポーツ等の施設があるわけですが、これに引きかえて南部地区を見渡しますと、ます。日野市北部いわゆる浅川の北側には、市立の中央公民館、あるいは福祉センター、社会教育センター、総合病院、図書館、あるいは市民プール、テニスコート、野球場、あるいは公園、いろいろそいつた文化、医療、健康、スポーツ等の施設があつたことです。そうしたところで、私は先年一般質問をしました。そうしたところ市長は私の要望に応えて、それで

ですが、これは全購連と交換するというようなことになつてゐたんだが、その後交換したのかどうか、そういう点についても御回答願いたい。次に、全購連ではいまのところそこへ予定の建物を建てる様子がないので、私はそういう所は開発公社等の基金によって一時買収しておくべきだと思うんだが、そうした市の方に考えがあるかどうか……（「考えがあつても金がない」と呼ぶ者あり）（笑声）そういう点についてまず御回答願いたい。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（前川恒雄君）　第一点の七生農協に対する交渉でございますが、市長もまいりましらし、私もまいりまして、何度行つたかということはちよつといまはつきり覚えておりませんが、現在のところの状況は、先ほど杉山議員の御質問に対するお答えで申し上げましたが、向こうの方から一つ宿題が出ておりまして、私どもの方でその宿題の答えを出さなきやいかん状況になつております。ですからこちらから何度も伺うよりは、答えを持つて今度は伺つて、それですぐけりがつくかどうかわかりませんが、具体的な交渉になるというふうに思つております。ですからこれにつきましては相当進捗しているとお考へいただいて結構かと思ひます。

○助役（前川恒雄君）

これにつきましては、先ほどちよつと市長が申し上げました平山の市有地との交換の問題がござります。この市有地が、いま行政財産でございますので、この

行政財産を普通財産にかえないといけないというような手続きがござります。これが今議会が終わりましたら早急に煮詰めて……（「えらいぞ」と呼ぶ者あり）行政財産から普通財産にかえ、その上で七生農協の方へ答えとして持つていきたい、こういうふうに考えておりますので、いつまでにという御質問でございますが、もうなるべく早く私どもこれはけりをつけたいと思つておりますので、幸いこれに関連する予算も先日御承認いただきましたので、すぐ取つかかりたいと思つております。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　なお市長にお尋ねしますが……（「詰めろ、詰めろ」と呼ぶ者あり）計画はできたなんだけれど、さらに市民文化会館を要望してゐるんですけど、そうした設計、

調査、そうしたことについて、調査費等を計上して、前向きの姿勢を示していただきたいと思うんですが、その点について御回答お願いします。（「十分善処をいたします」「やるなあ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまお答えをしておりますとおり、用地問題がまず最前提であります。その後いままでで

それから、次の市営住宅の隣りの全農の土地でござりますが、現在交換に至つておりません。これも全農と現在交渉しておりますけれども、全農の方の事情がいろいろございまして、現在のところまだ最終的な交換には至つていません。それから、全農では、あの土地を予定していたようなものに使わないのなら、市で買えばどうか、こういうことでござりますが、考えはあるけれども金がないというようなお言葉がどつかからありました。基金と高橋議員はおつしやいましたが、われわれは土地公社には別にためてある金があるわけじゃございません。結局買収するとなるとこれは、一種の借金でございます。借金して買うわけでございませんから、いつか払わないといけない。つまりどこかに金があつて、いつでもそれを使える用意があるというごとに金がまつて、やはり先ほど言いました高幡だけでも幾つもの点で、土地の買収もあり、建物の建設もござりますので、これは軽々しく乗り出せないというふうに思つております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　ただいま助役は、七生農協の方から話があつて、答えを持つていくような状態のようだけれど、

そうしたことはいつころの話であるか。答えを出すのに、そんなに難しいとは思えないけれど、この点について……。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

ある程度お話をしたりしておりますそれぞれの事業を、今後の年次計画の中で、事業化をしていくのが妥当であると、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　今後理事者は、南部地区の市民の長年の要望に応えて、その実現に努力されることを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもつて六の一、日野市南

部地区公共施設建設設計画を早期に実現せよに關する質問を終ります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に、七の一、区画整理事業と市長の姿勢についての通告質問者奥住芳雄君より取り下げの申し出がありましたので取り下げをいたします。

次に、八の一、葬儀経費の軽減の施策と市営墓地の対策についての通告質問者一ノ瀬隆君の質問を許します。

（二十一番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬 隆君）　葬儀経費の軽減の施策と市営墓地の対策についてと題しまして質問させていただきます。

私ども、日本社会党は……（笑声）当初予算作成に対しても、あるいは必要に応じて、隨時市長や関係部長に対しまして、市民のための施策を要求してきております。これに對応して多くの要望が受け入れられ、革新市政の前進に役立ち、

十三万市民の生活向上に資していると確信しております。（「全くそのとおりだ」と呼ぶ者あり）昨年の秋に提出いたしました五十一年度予算要求も、専門委員会の設置や学校建設など多くが実現されています。この中でまだ実現していただけないものの中に、葬儀経費の軽減についての施策の要望があります。葬儀費用の家庭での負担軽減の施策がいたまに講じられておりませんので、この点について簡単に質問したいと思います。最近の葬儀は何十万、何百万とかかると聞いています。そしてこれが年々派手になる傾向にあるようです。例外はあると思いますが、ほとんどの人は肉親を失い、悲嘆にくれるのが当然であります。しかも突然の場合が多いこのとき、巨額な葬儀の費用は全く大変なことだと言えます。この市民全般にわたるといえる共通の悩みを、市政の中で解消する努力を行うのが必要ではないかと考えます。日野市では、すでに近隣市より一步進み、市営火葬場を持ち、市民の使用に際してはこれを無料としている点は、評価し得ることだと考えますが、これをさらに前進させていただきたいと考える次第です。この点について市としてはいかなる施策が検討されてきたかを質問いたします。市としての施策でまず考えられるのは、市で葬祭具を購入し、これを備えつけ、必要に応じて市民に無料で貸し出すことだと思います。何種類かの葬祭具を、適当な個数常備し、必要時に市民に希望に応じて無料で貸し出し、市民はこれによつて最小限の費用で

企業の立場を考えながら葬儀経費の軽減を目指したもので、新三多摩新聞八月二十八日号によれば、この制度は年々派手になる葬儀の簡素化に努力することによって、地域の慣習をよりよい方向に向かうようにすることと、葬儀経費の軽減を図ろうといふもので、この制度を利用することで、品物選びなどで無用な神経を使う香典返しなども、だんだんしなくてよいようルールづくりをしようとするものとあり、祭壇その他の各種利用料金が決められています。次にこれらの点についてどう考へるか、日野市でも実施する考へはないかを質問します。あわせて小平市以外の他市のこの点での状況と、日野市内での葬祭業者の現状を、わかつていたらお答え願いたいと思います。また小平市等の方式を、さらに前進させ、現在の火葬場の運営のようにあるる葬祭具を市で購入し、それ以降の運営を業者に委託するという方法は考へられないのか。こうすることによつて、費用の軽減がさらに可能になると思われるがどうかを質問いたします。

以上が葬祭経費の軽減についての質問ですが、市における検討経過、今後の方針を中心としてお答え願いたいと思います。次に、市営墓地について質問いたします。最近特に墓地についての需要が多いように思われます。都営墓地も、五倍ないし十倍の競争率となつております。墓地にする土地の不足から墓地の高層化まで考へられ、お墓のマンションの計画まで発表さ

葬儀を行うことができるということです。ここで質問します。このような方法、すなわち市で葬祭具を備えつけ、貸し出すという方法については、いかに考えるか、またこの方法は他市では行われているか、その状況もあわせてお聞かせいただきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）以上的方法は市民からみれば、現状から考えて最も好ましい方法ではないかと思います。しかしここで考えてなくてはならないのは、現在葬儀に関連して、これによつて生計を立てている中小企業である葬祭業者のことであると思います。中小企業確保分野法の制定については、今議会にも請願が出され、これに先立つて議員提出議案で、意見書も提出されています。中小企業が、大企業に圧迫されるのを防ぐための中小企業者の悲願達成のため、この法律の制定の一日も早いことを強く願うものであります。大企業に苦しめられている中小業者、葬祭業者もその例外ではありません。その一例を挙げれば、三越が全国の各支店に葬祭部門を設定していくことが明らかにされています。三越がやれば他の百貨店の進出をも誘発することは、当然考えられます。大企業は、圧迫してはいけないが、市でやるのなら許されるということは、言えないと思います。そのような考へのもとに、すでに火葬場の運営を、市内の中小企業者に市が委託しているものと思います。小平市では、この九月一日から市内の葬祭業五社の協力を得て、市民葬儀制度を発足させました。これは中小

れています。これらの需要に対しても、市営墓地の拡張や新設の計画はないかを質問いたします。生存する日野市民にとつては、革新市政が誕生し、その市民本位の市政によつて住みよい日野市になりつつあります。この日野市に死んだ後も住みたい、文字どおりこの住みよい日野市に永眠したいと願う市民、亡くなつた肉親をこの地に葬り、永久に住まわせたいと思う市民が多数いるのは当然であります。このような市民感情を尊重し、市営墓地の拡張や新設などを検討すべきだと考へるがどうか。以上を質問いたします。以上です。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして関連質問があれば挙手を求めます。なければ一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） それでは最初に、葬祭経費の軽減の問題でござりますが、まず第一点目として直営の問題それから他市の状況、これについてお答え申し上げます。直営につきましては、一ノ瀬議員の方からも中小業者の育成といいますが、守るという立場からほかの方法のことと言わればあります。それから他市が直営で行つたけれど、市としてはこの直営についての考へはございません。他市の状況の中におきましては、武藏村山市が直営で行つております。それから二点目の質問でござりますけれど、それからあと三点目の質問とちょっと関連がござりますけれど、三点目の業者委託についても、これについても考へはございません。したがいまして二点目におきます小平方式と申しますか、

これはほとんどの市が行つてゐる状況の中では、小平市と同じような方法でございますが、いわゆる葬祭用具の定額を定めまして、これはたとえば祭壇、あるいは棺、あるいは靈柩車等でござりますけれど、価格を幾つかのランクに分けまして、いわゆる価格の統一を行うわけでございます。それで利用者の希望によつてそれを選択させ、市がその仲介をとると、こういう形でございます。こういう方法が他市の中におきましてもとられている方法でございます。したがいまして市といなしましてもこの方法について進めていきたいという考え方でございますけれど、ただし問題は業者の主体性もありますので、葬祭業者との同一歩調がとられるかどうかという問題がございます。そういう点におきまして、今後検討をしていかなければならぬといふうに考えております。それから市営墓地の関係でございますけれど、新設、改造につきましては、環境衛生という立場から東京都知事の許可条件、いろいろ制限がございます。そういう中におきまして、用地の確保という問題もございます。それから財政上の問題もござりますけれど、市としていまのところ具体的なものは持つてございません。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬 隆君） ただいまの部長の答弁で、契約方式は考えていくが、委託方式あるいは直営方式は考えていないということですけれども、私としましては、できるだけ具体的なものは持つてございません。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬 隆君） ただいまの部長の答弁で、契約方式は考えていくが、委託方式あるいは直営方式は考えていないということですけれども、私としましては、できるだけ具体的なものは持つてございません。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 質問でおつしやるような大変経費もかかりておりますし、それからどんどん何か形式化した傾向もありますから、これを精神的にしかも簡素、厳粛なもので行いたいということが望ましいわけですが、どうもなかなか難しい問題でございます。さればといつて一步も前進しないということでは相なりませんことですから、いろいろな御意見、お知恵を皆さんからも承りつつ可能な方策、しかも市民に喜ばれ、活用される方法でなければなりませんので、そういうことで、今後しばらく時間もいただいて検討を詰めてまいりたい、こう考えます。（「それがいい、それがいい」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬 隆君） それではできるだけ早い機会に、業者も含めた市民の最も喜ばしい状態で……（「安心して死ねる」と呼ぶ者あり）（笑声）多くの市民から要望されているこの施策の実現を望んで私の質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） これをもつて八の一、葬儀経費の軽減の施策と市営墓地の対策に関する質問を終わります。

お詫びいたします。議事の都合により……（「議事じやねえぞ」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

軽減するということが望ましいわけで、その点が実現できればどういう方法でもいいわけですけれども、単なる契約方式ではその軽減がなかなか難しいということであるならば委託方式ぐらのこと、他市よりもさらに進んで考えていつていただきたいと思います。ありましたらお願ひします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 葬祭関係の事業もかつてこの市議会でも提案がありました。論ぜられたことがございまして、私どもといたしましても、何とか適確な方法を確立したいとうことを検討してまいっておりますが、残念ながらまだこの方法が行い得る可能性がありかつ相当効果があるというふうな結論に到達し得ておりません。単なる備品として葬祭用具を一式仮に持ちましても、運搬とか飾りつけとかそれから伴います火葬場、靈柩車、それらの一連の作業がございます。これらがなかなか、仮に物は備え得ましても人を得るということが非常に難しい分野でございます。したがつて次に考えられるのが結局既定の業者の方と何かタイアップをして、市民サービスに値する事業を組むということになるんですが、これもいろいろと検討してまいりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。
午後三時二十四分 休憩
午後四時 四分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君） 市民要求の実現を目指しさらに新財源を確保せよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

次に、九の一、市民要求の実現を目指しさらに新財源を確保の問題については、過去におきまして一般質問を通じて数回にわたつて私はとり上げてまいりました。さる八月の十八日に、共産党市議団は文書をもつて森田市長に、五十二年度から法人固定資産税の不均一超過課税を実施できるように、精力的に具体的な検討を進めるよう、申し入れを行いました。すでにこの新財源を確保して、市民要求を実現しようという立場からの市民運動が展開をされております。この九月議会にも数回からすでに請願書も提出をされ、運動も来年度の実施に向けて、全市的な規模で展開されつつあります。三多摩各市でもこの厳しい財政危機を乗り切つて、市民の要求に応える民主的な施策をさらに進める立場から、固定資産税のいわゆる法人税の問題について検討がされております。国分寺市、小金井市では、

来年度の実施に向けてかなり積極的な検討がされているというふうに聞いております。そこで最初に質問するわけでありますけれども、この前私が、この新財源確保の問題で一般質問した際に、検討するという回答がされております。その後かなり日時が経過しておりますけれども、どのような検討がなされ、どのような結論に達しているのか、あるいはなお検討中であるならどのへんまでその検討が進んでいるのか、具体的な検討を進める中で実施する上で障害となつていてある点は、ネットになつてある点はどういう点があるのか、この点について具体的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして関連質問があれば挙手を求めます。なければ米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（森久保三次君） お答えいたします。固定資産税の不均一課税について、まず自治省税務局長の通達によるこの通達を申し上げますと、これは五十一年の五月二十六日付でござりますが、固定資産税は、固定資産の価値に着目し、それを所有することに担税力を見出し、その価値に応じて担税を求める物税課という固定資産税の基本的な性格にかんがみ、土地、家屋、償却資産すべての固定資産を通じて、一律のものでなければならぬこと、超過課税を行う際には、たとえば単に法人と個人というような固定資産の所有者の区分、課税標準の

価額の多寡、納税額の多寡、所得の多寡、地積及び床面積の大小、資産の利用形態の相違等に分け、それぞれについて不均一課税が可能であるか否かを検討した、その結果、人格、資本金、出資金、評価額、納税額、所得、地目及び床面積を基準として、不均一課税をすることは、固定資産税本来の性格及び、それの基準における固定資産の所有の実態のアンバランス等から見て、公益上その他の事由に該当しないと結論し、これらの基準に基づく不均一課税はすべて法に違反する疑いが濃厚であると結論づけています。そして残る資産の利用形態に基づく不均一課税については、適法の可能性がなくはないとして、この資産の利用形態とは、住宅用資産と事業用資産に分割し、住宅用資産についてはその非営利性を根拠に、事業用資産よりも低い税率にせよという方法であるが、この場合事業用資産について、個人、法人に分別することができないので、個人、法人を含めた事業用資産について、高い税率が適用されるため、大衆課税となる可能性があり問題も多い。その問題点の幾つかを挙げてみると、大衆課税となる可能性があるため、一、住民のコンセンサスが得られるか、二、議会の各党、各会派の意見がまとまるか、三、中小企業対策が必要ではないか、四、地代、家賃に対する影響が大きくなはないか、五、事務的に住宅用資産の認定が非常に難しいのではないか等の問題点があり、法的に可能性はないとはいえない実際面では非常に困難性を伴う方法

大小、固定資産の種類の別、または用途の別等によつて税負担に差を設けるような措置をとることは、固定資産税の基本的な性格及びこれを前提とした法制度のたてまえに即して考えた場合、法の予定するところではないので行うべきとの見解を示しております。この見解に対しても、各地方自治体はそれが立場から、不均一課税の適法性について検討を重ねてきてゐるが、ここに東京都が、企画調整局を中心に、職員、大学教授等の学識経験者を交えたプロジェクトチームを設置し、長期間検討を重ね、また主税局も職員を中心としたプロジェクトチームを設置して、検討した結果の概要が先般、地方課中村税制係長から報告されましたので、これなどの検討結果を申し上げますと、都の二つのプロジェクトチームの検討結果の概要は次のとおりであります。超過課税についてはすでに前に触れたとおり、地方税法第三百五十条の規定により特別の財政需要にあらため、必要がある場合には超過課税でることになつていて。しかしこの場合でも、土地、家屋、償却資産に別々の税率を適用することはできないことは、前述の固定資産税の基本的な性格から見て、国の見解と同一の見解を示している。不均一課税については、地方税法第六条第二項の規定により、公益上その他の事由により必要がある場合に該当するか否かによって決定されるものであり、プロジェクトチームはこれらの見地から不公平課税を個人、法人の別ですが、資本金、出資金の大小、評議會の結果は、現段階では不均一課税はすべて不可能か、可能に近い難しい問題であることがわかります。ところで上記の都のプロジェクトチームの検討結果はそれとして、市独自で上記のいずれかの方法あるいはその他の方法によつて、あえて不均一課税を実施するとした場合は、税の増徴という行政権力を強制することになるわけありますから、法的に、理論的にも十分耐える確信を持った上でなければ、実施できないのではないかという特に訴訟が提起されることは確実と考えなければなりません。知らないから、訴訟に耐えるだけの理論式武装が必要であります。拙速に走つて訴訟に耐えられない結果となつてしまつては、一人本市のみならず全国に及ぼす影響は、はかり知れないものがありますので、また学者、弁護士等専門家の意見を十分聴取し、研究、検討を加えることも大切であります。本件のごとき非常に難しい問題は、先進大都市で、あらゆるスタッフの充実している東京都の今後の検討結果を待つて対処せざるを得ないのではないかと考えております。なお本件に関しては、二十六市で設置している東京都市固定資産評価及び税務事務協議会に、固定資産税事務研究会を設置し、六月二十九日以降検討を重ねてきているが、実施可能な結論を導き出すのは、なかなか難しい問題であろう。また他市の状況としては、さきに大牟田市で市長が提案したが、議会が全員一致で否決となつてきている事

例があります。（「全員一致じゃないよ」と呼ぶ者あり）最後に参考までに、今年四月現在で調査した全国三千二百五十七市町村の固定資産税の税率採用状況を見ると、標準税率を採用している団体は、二千七百五十六団体、全体の八四・六%。標準税率を超える、百分の一・七までの税率を採用している団体が四百六十八団体、一四・四%。百分の一・七を超える、百分の二・一までの団体が三十二団体でございます。不均一課税を実施している団体は、北海道の一団体で、これは合併による特別措置としております。ちなみに、関東六県の市町村は、すべて標準税率適用団体であります。以上のような状況でございます。終わります。

○議長（名古屋史郎君）

米沢照男君。

○十四番（米沢照男君） 市独自で新しい財源を生み出すという立場からの検討結果の答弁というよりも、むしろ自治省の見解あるいは都のプロジェクトチームの検討の結果が主として答弁されたように受け取つたわけですから、そしてなお今後の姿勢としては、さらに都の検討結果を待つてと、こういう私から見ればきわめて消極的な答弁がされたわけですから、そこでいま幾つかの見解なり検討結果なりが答弁されました。その一、二について市長なり、あるいは助役なり、部長の見解をただしたいというふうに思います。一つは、地方税法第三百五十条の解釈、自主課税権という立場、そして新しい財源

○市長（森田喜美男君） 地方自治体がその権限の分権それから自主課税権の確立ということは、当然自治の本旨という意味の中に存在をすると私は考えております。したがつて権限をなるべく拡大をしていくこと、それから自主課税権を確立していくこと、これは自治体の自治体たるために行わなければならぬ基本姿勢である。こういえると確信をいたしております。そこでじやあ具体的に何ができるかということになるわけになりますが、いま御指摘の固定資産税の超過課税、これも一つの自主課税権の課題であるというふうに考えております。ただ、いま部長からお話をいたしましたように、この見解につきましては、国と全く対立するわけでありまして、そこで政策集団であります全国革新市長会におきましては、この課題に自主的な検討を一層加えまして、そして数十市で、つまり多くの市でその突破をしようと、こういうことが今年の提言の中でも約束をせられておるわけであります。つまり單一市でやつてみても、これはなかなか突破しがたい、そこで国を動かすぐらいの力を持つて取り組もうと、こういうことであります。私どもの市もその一市として立場をとりたいと、こう考えております。たゞ大衆課税になつてはもちろんいけませんし、したがつてある水準以上の事業所の部分、つまり市民生活あるいは居住という部分をはずしたそういう本当の生産性を高めるために使われておる固定資産、この範囲に限ることが当然だろうと思つております。

○議長（名古屋史郎君） 答弁願います。市長。

を生み出して、市民のための施策をさらに前進させていくと、こういう立場からこの条文をどう運用していくか、解釈するか、こういう問題でありますけれども、この三百五十条は、御承知のまま標準税率百分の一四とした上で、特別の財政需要にあてる必要がある場合は、百分の一・七まで市町村の裁量で超過課税が実施できると、こういう定めがあります。いまの答弁でもこの点が触れられていましたけれども、この特別の財政需要、これをどう解釈するか、この問題でありますけれども、私は少くともいま大変苦しい財政事情のもとで、一方では超過負担が押しつけられる、そして人口急増のもとで、今年は三つも学校をつくらなければならないほど財政的な負担というか、支出が増加してきている、その上廻設建設という百年に一度あるかなしかの大事業を抱えています。こういう今日の財政状況、やらなければならぬせつば詰まつた事業が強いられている、こういう状態を特別な事情というふうに解釈しないで、これ以上の特別な事情つていうのはあるかどうか。私はこの三百五十条の解釈は、やはり民主的な立場から、積極的な立場から解釈をすべきだと、もちろん自治省の見解というのは、それを阻止しようとという立場の見解ですから、全くそれに対処するだけの材料にもならない、私はこういうふうに思うんです。その点についてまず一点。

いうことが恐らく国としてなされなければならないことになると思つております。それがなければやはり課税権を行使していかなければならぬ、そういう考え方でございます。熱海で別荘税を取つたとか、何か特殊な被課税主体があるところにはそれそれ何か創意工夫があるわけでありますか、わが市ではなかなかかそういうものも発見をしがたい、こういう状況であります。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君
○十四番（米沢照男君）　いま市長から基本的なこの問題に対する考え方が答弁としてなされたわけですけれども、これはむしろ部長に答弁していただいた方がよろしいかと思いますけれども、先ほどの答弁の中で、固定資産税の性格の問題が触

わば生存的な固定資産だと、これと法人が持つ固定資産、これらは少なくともこの固定資産税といふのは、生活をしていくために必要な土地と建物、これはい

は言うまでもなく収益的な性格がきわめて強いわけであります土地、建物を利用して事業を行いそして多くの利益を生み出す

姿勢で検討するには、やぶさかではございませんけれども、現行法が国が示された見解によつて示されている以上、当然それに従つて実施されるべきものと考えております。もし法の精神に違反して行つた行為につきましては、公務員としては違法な行為であるというふうに公務員法でも定められております。また固定資産税については、公益的性格な税だというふうに聞いておりまますので、個人、法人別々ということは、全く現在のところ考えていないことがあります。以上でござります。

○議長（名古屋史郎君）

卷之二

助役（前川恒雄君）　ただいま部長から事務的な立場から御回答申し上げましたが、先ほどの米沢議員の御質問の中で、多少米沢議員のおっしゃることと違う考え方もござりますので申し上げたいと思います。まず第一に、最初に御質問いただきましたいわゆる特別の事情がある場合の超過課税ということは、これは先ほど市長が答弁しましたように、私どもも当然特別の事情があると、この点では米沢議員と同じ考え方でございます。ただ米沢議員のおっしゃいます固定資産税の不均一課税が果して妥当であるかどうかということに関しましては、今まである部長が申し上げておりますように、理論上相当難しい問題でございます。これは米沢議員が、市民税の場合はやつたではないかということでございますが、市民税と固定資産税の基本的な違いがございます。つまり固定資産税による収益が上がるんだ

対して、直接担当者である部長が、反論があれば反論で結構ですしあたは部長独自の見解があればぜひこの機会に伺つておきた
いと願います。答弁を願います。

から収益の上がる固定資産税に、特別の超過課税をしてもよいと、そういう理論のようでございますけれども、収益が上がれるわけでございます。極端に言いますと、全く収益が上がらない場合でも固定資産税は固定資産税として徴収しなければならない。こういう大きな違いがございます。こういう理論的なことを申し上げるよりも、実際問題としてこの固定資産税の超過課税云々という話が出来ました背景を考えますと、やはり大企業の特権的な減免措置。こういったものがやはり背景にあるんじやないかと思います。こういう特権的な減免措置があるものをこのまま見過ごしてはいけないと、これは確かにそのとおりでございますが、ではその特権的な減免措置その他で、一種の利益を隠すといいますか、利益隠しをしている大企業に対しても、固定資産税という部門でその見返りをすると、こういうことがそもそもその発端ではないかと、私ども正直に言つて思つているわけでございます。やはりやるべきことは、特権的な減免措置をなくすということを、真正面からやはりやらないといけないというふうに思つております。そしてこの固定資産税に対する不均一課税をするということについては、そういう特権的な減免措置などの手厚い大企業に対する国の保護。これを解消してもらう一つの大きな運動としての意義があると、このよ

運動としての意義を考える場合には、もちろん単なる理論いわゆる冷たい理論だけでこれを押し通していくわけにはまいりません。その意味では、先ほど市長が申し上げましたように、私どもとしましては、革新市長会あるいは先ほど部長が言いました二十六市の研究会、こういうところで専門家を交えました研究をしているところでございます。そこで十分な理論武装をしないままにこれを実行するということは、現実の問題としてできませんし、またした場合、もし裁判その他で負けるというようなことになりますと、これは重大な問題になつてまいります。そういう意味からいいまして、結論的には運動としてこのことは非常に意義があると、そこで市長が先ほど答弁しましたように、一市の問題じゃなく、われわれと志を同じくする市が集まりまして、やる場合にはどういうふうにやりたい、その上で理論的にも自治省その他の見解に打ちかっていきたい、こういうことでいま準備しているわけでござります。

議長（名古屋史郎君） 米沢照男君。
十四番（米沢照男君） わかりました。それでただ、先
ほどの部長の答弁の中でもよつとひつかかるんですけれども、
国の法的な見解あるいは国の指導だからそれに無条件に従うよ
うな印象に取れる答弁があつたわけですけれども、少なくとも
今日の革新自治体は、いまの政府のやり方、とりたてて言えば
福祉行政についてきわめて令セハ改政を行つてゐる、こうい

実施の方向にテンポを早めて取り組んでいただきたいし、また全国的にこの問題を広げていく上で、一定の役割が果たせるようになります。なお一層の御尽力を要望して私の質問を終わります。

十一の一、教育及び文化体育施設整備の基本的態度についての通告質問者、剣持佐吉君より取り下げの申し出がありましたので

取り下げます。

次に、十一の一、京王ストア進出に伴う交通安全対策等についての通産質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

(十三番議員登壇)
十三番（竹ノ上武俊君）　京王ストアの進出に伴う交通
安全対策と諸問題について質問したいと思います。私はこの一
般質問をするにあたって、市民の皆さま方の御要望などを承つ
てまいりましたので、そういう市民の要望も含めまして質問を
していきたいと思います。その市民の意見の中で、一件だけスー
パーが出てくるのはいいことではないかと、買い物も便利になる
し、物も安いそうではないかと、地元の小売店も人出が多くな
つて同時に潤うそうではないか、というような御意見もありま
したが、このことについては、全国各地のスーパー進出後のい
ろいろの実態が、分析されておりますので、そういう点をある程

度明らかにした上で京王ストアの問題に移つていきたいと思ひます。

現在、消費者の動向の調査がいろいろと行われておりますけれども、最近の傾向というのは、最も強い傾向が、ワンストップショッピングということだそうでございまして、二番目が買物を楽しむということであると、三番目は、安いことを望んでいると、いうような調査が出ております。私はこの三つの点について、別段スーパーが出てこなくとも、デパートではなくても、地元の業者の努力と創意、あるいは自治体日野市などによる行政指導、さまざまな地元小売業者への援助、そういう中でこの消費者の要求と申しますか、そういう点をくみ上げていいといふことができるというふうに考えているわけです。それから価格の点でございますが、スーパーが出ますと、価格、品質、サービス、こういったことが関心を持たれるわけでございますけれども、価格の点については、東京都において委託を受けた消費者団体の五十人のモニターの方の本年度の調査によりますと、生鮮食料品においては、小売店の方が圧倒的に安いと、いう結論が出ておりますが、その他の商品についても小売の方が安いという品目も大分出ております。たとえば粉ミルクを取りますと、Y社の五〇〇グラム入りの物が、小売店で五百八十二円、スーパーは五百八十五円と、M社の物を見ますと、小売店が五百八十四円、デパートが五百六十五円、スーパーは

進出によつて何となく勤労市民にとつてもいいような感じがするんですけれども、総合的に考えると、やはり歓迎できないような点が多々出てきていると、こういうふうに思つております。それはごみが増える問題でござりますとか、スーパー進出によつて地価が急に上がつたとか、ひどい所では、地盤沈下が起つたというような所も出ておりますし、スーパーができたためにそれだけ公共施設の建設とか、公共的というか、広く市民が使えた駐車場がつぶされたとか、自転車置き場がつくりになつたとか、こういうような例も出ております。さらにまた交通公害、これはほとんどのスーパーの所で聞かれているわけでございます。さらに重要なのは、青少年、児童、子供に与える影響でございますが、一時デパート、スーパーが激しく進出した千葉県柏市の例をとりますと、昭和五十年度補導要覧を読むをうのを見てみると、昭和五十年四月から五十一年三月まで柏市で補導した児童、少年、青年が七百二件ございますが、そのうち刑罰の法令に触れるものが百七十八件、このうち百六十七件がスーパーとデパート内で起こつてゐる。その他がおもちゃ屋で十一件ということで、九三%、スーパーで児童の刑罰に触れる補導対象が出てきている。これは発見されたものだけでございますが、こういう事態も起こつてゐるわけでございます。ですから私どもは、やはりスーパーが進出するに当つては、これを安易に受けとめるのではなく、市民の場合もあら答弁していただきたいと思います。

一点目は、多摩平の方に開店した西友ストアの件であります。これも開店後交通の安全の問題はどういう状況になつてゐるか、日野市で実態をつかんでいたらそれを教えてもらいたい。それから同じく先ほどちょっと触れました児童、少年などに対する教育上の問題、影響というものは出ていないか、この点についても答えていただきたいと思います。

それから二点目でございますが、西友ストアの進出についてもいろいろ動きがございましたけど、現時点での売り上げがダウンした店舗、こういふものは一軒も出ていないか、その実態について市がつかんでいるかどうかお答えいただきたいと思います。

それから三点目は、京王ストアの進出、開店に伴つての関係した質問でございますが、京王ストアに買い物に来るであろう

車の台数、そういったものは交通安全対策上、大体日野市としては予測してあるかどうか。これはマイカー、納品その他の車も含めていただきたいと思います。

それから四点目、交通安全の立場から京王ストアの駐車場設備、そういうことについては、万全の立場をとるよう、日野市としても考へておられるかどうか、実態をつかんでおられるかどうか聞かせてもらいたいと思います。

五点目は、京王ストア付近の地勢の問題なんですけれども、

あそこはタクシー会社が数社またバスの発着場と、それから京

王ストアをはさんでの道路が非常に狭いということで、あの付近の排気ガスですね、排気ガスがたまるのではないかというおそれを市民が抱いておられるわけですから、そのへんについては、予測されておられるかどうか、対策なども考へておられ

るかどうか、この点で質問したいと思います。それから先ほど一般質問で取り上げて議題になつておりましたが、私も通告の中に一問設けておられるわけですから、高幡の踏切の問題ですけれども、これをまごまごしていたのかどうか、解決が困難であつたのかはいろいろとはかりかねますけれども、私は京王ストアができることによりまして、もしあそぞを立体交差にする

場合、買い物客の車の出入りとの関係その他でますます立体交差という点が困難になつてくる。そうしますと都道でございますから、その道路管理者の東京都の責任、それからまた京王ストアができますけれども、そのへんについでもう少しを立体交差にしておられるか、この点について伺いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） この際注意します。定足数を欠くに至るおそれがありますから退席しないよう願います。
ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。
総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 主に交通関係につきましての答弁を申し上げたいと思います。その他につきましては、それぞれでもつて答弁をしていただくようにお願いいたします。
まず一点目の、西友の進出によりますところの交通問題が現在はどうなつておられるか、こういう御質問かと思いますが、これには御存じのとおり一方通行を行いまして、現在は混乱は非常に少なくなつておる、そのように思います。

それから三點目でございますが、京王ストア進出時の交通の変化を把握しているか、こういう御質問かと思います。京王ス

トアを進出させた京王帝都電鉄あるいは京王ストア、こういつたところの私は責任などもやはり社会的に生じてくると思います。そのへんについて、今後どうふうに解決していくといふふうに考えておられるか、この点についても質問したいと思います。

それから六点目ですけれども、現在あの付近が潤徳小の通学路になつておられるわけですから、そのへんに学童の安全という立場から対策は立てておられるかどうか、この点で質問したいと思います。

それから七点目、今後ああいうスーパーが出ることについて教育上の学校その他での指導の強化といいますか、そういう対策などは幾らか配慮されているかどうか、こういう点で質問したいと思います。

それから先般の一般質問のときに触れましたけれども、その後まだ解決していないようですので、八点目といたしまして、地元業者救済の立場からその後京王ストアと何らか、市と京王ストアとの交渉などを前進したような問題、あるいはその後生じた問題点があるかどうか、その点について伺いたいと思います。

トアが進出することによりまして、十二月開店ということになりますが、開店いたしますと当然自動車、交通量が増大するということは予想されますが、現時点においてどのくらい交通量があるかということについては、憶測しかできませんので把握はなかなか困難でございます。そういう状況でござります。特にあそこの地点は、通過道路ではございませんので、その点はなかなか把握が困難でございます。その時点におきまして交通量が激しくなつた場合におけるところの措置ということについては、これは警察とも協議をいたしまして、掲示をいたしました。このように思います。

それから四点目でございますが、駐車場あるいは排気ガス対策はあるか、こういう御質問かと思いますが、調査いたしましたと、駐車場は三十三台分の駐車、それから自転車が百三十二台、このような駐車場が建設されておりますということをございましたが、私ども考へておりますところは、駐車場も三十三台といふことになると非常に少ない、そういうことでござりますので、その点はまたそれらの駐車場を増やすような方向に、私ども考へております。排気ガスの件については、これは当然自動車が多くなりますと排気ガスも多くなりますので、これらの規制といふことも考へてまいりたい。あそこは大変便利な所でござりますから、駅前でございますから、車に乗らないで通過にしておられる便利もござりますけれども、当然自動車で来る人も多いと

思いますから、この点については今後も検討してまいりたいと思ひます。

それから京王線踏切の点につきましては、先ほど高橋議員からの一般質問もございましたので、この点については省略をさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） お答えいたします。あそにスーパーが進出していくことは、確かに教育の上だけから考えれば、何もいいものがきたというふうには考えられない。こう思います。しかしそういうのができるというのも、これは一つの都市化ということの現象の中から起こったことでございますので、私たちはやはりそれに対応するような方向を考えいかなければならぬ。その一つは、恐らくスーパーなどで万引きが多いといふことも私たちは前から把握しておりますし、そういうものに対しても私たちは前から把握しながら、どういうふうに指導していくかということについて一段と配慮をしていかなければならぬ、こう思つております。

それから交通安全の問題も、確かにああいう盛り場のようなものに人が多く集まればそれだけ子供たちの数も増えていく。そういう者の安全については十分考えなければ、特に登校、下校の際におけるそんのことについては、一層配慮していく促進を図らなければいけない、こうふうふうに考えていただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） お答えいたしました。ほかに現在そういう計画があつて提出されているかという御質問のようですが、そういうものはございません。

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君） 十項目の質問をいたしましたので、そのうち大切な問題について再度質問したいと思います。ストアの開店に当たつてのこの交通渋滞、特に駐車場の問題ですけれども、非常に少ない駐車場しか京王ストア側は考えていないのではないかと、こういうふうに私は考えるわけです。部長の答弁で、西友ストアは一方通行などもして混乱はしていないのではないかと、こういうふうに私は考えるわけです。部長は駅そのものの場所にございますので、西友ストアよりもっと緊迫したような不安な状態というのが出てくるのではないかと、こういうふうに考えております。ですから何としても交

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） 二点目の、西友ストアの売り上げダウンの実情といいますか、これについては私の方でこの実情については調べてございません。そういうふうにしたくとも伺つておりますので調べてございません。

それから八点目の地元業者との交渉でござりますけれど、これにつきましては、京王ストア進出に伴いまして諸問題がございましたけれど、この中で特に地元業者との問題、これにつきましては、商業活動調整協議会、こういうところが窓口になります。そこで、さらに商工会が中心になりまして、この問題いろいろ解決に当たつたわけでございます。そこで現在、いろいろ問題がございましたけれど、調整がすでに終わりまして、現在話がついたということで私ども伺つてるので、そういう中で私の方では特に市としての、業者に対する交渉については、特段いたしてございません。

それから九点目のホール、展示場の問題でござりますけれど、これについては市の方であるいは先般、消費者の団体の代表の方、市の方ではオブザーバーとして産業課長等が出席しておりますけれど、その中におきまして、部屋として特別設けることはできなければ、各踊り場ですね、階段等の踊り場の利用は考慮するが、このように京王側はお答えをいただいております。

私の方は以上です。

通安全対策上、西友ストアの交通の実態を、一刻も早く市がつかんで、そしてそれを私は京王ストアの方に、市としてやつぱり伝えて、そういう実態をもたらすまでは開店をするなど、そういうぐらいの、ぼくは立場で、やはり指導するということが必要だと思います。（「そこでほざいてるより京王へ行つてこい」と呼ぶ者あり）（笑声）ときどき行つてますから、今後も行きますから……。そしてスーパーなどが開店する際は、駐車場の問題がどこでも問題になつて設計の段階でいろいろ調査をするわけです。そして大きいところは九百台ぐらいの駐車場を持つているスーパーも全国の中には何店かあるわけで、やはり京王ストアがたつた三十三台しか駐車場をつくれないと、そして自転車も百三十二台という状態では、あの京王線高幡不動駅前の通りは、どんな状態になるかという点がいまから予想できます。ですからこの駐車場、自転車置き場の問題については、交通安全という立場からいろんな指導が京王ストアにできます。そこで、市、自治体という立場から強力な、私は指導をしていただきたいと思います。それから立体交差の問題ですけれども、ほどの質問でこの点が突つ込んでされていないんですが、全国各地の例を見ますと、やはり主要な道路、そういう所のすぐ近くにスーパーができる場合は、進入路の問題で非常に重大な問題が方々で起こつております。こういう点から私は東京都にも

立体交差の問題を、強く要望していただくとともに、京王電鉄あるいは京王ストアの責任というものを追及して、東京都とか日野市に、京王帝都電鉄あるいは京王ストアが、もつともつと協力する立場、そして立体交差を促進する立場、これをとられるように両方にやっぱり交渉してみる必要があると思います。今までニュータウン計画の場合はそうですねけれども、私鉄が二本入っておりますが、東京都の負担、私鉄の負担という点を考えますと、私鉄のために東京都が負担しているいろいろ軌道が敷かれるよう、いろんな協力をしているという姿が見られるわけですけれども、もちろん協力も必要でしょうが、私鉄資本そのものにもつともと積極的な協力というものをやはり求めるといふことが現時点での自治体での任務ではないかと、そういうふうに考えますので、この点で強い姿勢を要望したいわけです。それからもう一点は、地元業者の問題ですけれども、売り上げの問題なんかをつかんでいないということでは、非常にちよつと市民の利益を守る自治体という立場から不十分な点があるのではないかと思います。私は質問の詳細の通告の中に、そこまで書いていなかつたかもしませんけれどもそのぐらいのことば、関連の質問をしておいたわけですから、常日ごろ調査をしていくと、そして商工会とか、商工団体、業者の皆さん、

ということは私は自治体においてできると思います。そういう

立場を貫いていけば、大型スーパーといえども地元業者の要求とか消費者の要求というものを受け入れていく可能性はあるし、方々の三多摩でもいろんな自治体でそういう運動の成果というものが、すでに確認されておりますので、そういう立場についてひとつ、前回の質問でも強調したわけですけれど、今回ももう一度その点を確認しておきたいと思います。そして先ほど、建設の方には建築の申請はまだきていないということですけれども、市民の間ではあちこちで、どこぞのスーパーがあそこに進出の計画だそだとうなことがあります。そういうのが本決まりになる前に、住民本位、地元業者の救済というような立場からひとつそこに当たつていただきたいと思います。

以上の点についてもう一度、一言ずつで結構ですが、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 西友ストアの点につきましては、確かに混雑をいたしております。あそこの場合、通過道路にもなつておりますので、進出当時は非常に混乱をいたしました。そのために警察の方にまいりまして一方通行にしてもらうように申し入れいたしたわけでございますが、現在は一方通行になりました。一番最初の時点よりは、交通が緩和されたと、こう

いうことでござりますから、その点はひとつよろしくお願ひいたします。

それから二番目の駐車場、自転車置き場の拡張についての申し入れをせよと、こういうことでござります。実は私どもの方でもこの三十三台ということでは非常に少ない、こういうことが申し入れしてござります。うわさによりますと、うわさといふよりも聞きましたところ、約六十台の車を駐車する駐車場を契約をしたという情報も入つておりますので、その後また調査をいたしまして、もし混雑をするようでしたら、まあ一番困りますのは京王側だと思います。あそこは自動車の発着所でござりますし、また京王の会社が非常に混雑するわけです。一番困るのは京王側だと思いますから……（「そんなことないよ」と呼ぶ者あり）これらの点を踏まえまして、混雑するようなら、混雑のないように申し入れたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 京王ストアの出店には、われわれは、情報を聞くことが遅く、確かに事前チェックで不十分な点があつたように感じます。特にこういう交通安全のことにつきましては、これは将来長くというよりも半永久的に続く問題でありますから、改めて交通安全につきましての企業者側の責任を明確に申し入れをすると、こういうことを行いたいと思っております。

商店街、そういうところの動向は着実につかんでいただきたいことが必要ではないかと思います。現に、各地の地方自治体では、御承知のように全国知事会でも、たとえば大型店舗の進出に当たっては、昭和四十九年に大型店舗法が改正されまして、許可制から届出制になりましたけど、この届出制を許可制に近づけるための働きかけを全国知事会でもしている状況ですし、自治体においては、許可制にするような地方自治体に許可権を持たせるような運動がずっと進んでおりますし、そしていろんな商業活動調整協議会というようなのを、先ほど部長から言っておりましたけれども、こういう中で独自の調整基準というのを、埼玉県とか千葉県とかさつき申しました柏市、こういう所もつくつておりますし、そういう例はたくさん出ているわけです。ですから先ほど、どこからか、京王ストアに直接行けという御意見もあつたかのように聞いておりますが、自治体がもつともとそういう大型店舗に対する規制、指導、こういう権限を強めるという立場を、私は市当局が努力していただきたいと思います。たとえばこういう自治体もすでに、名古屋市ですけれども、紛争中のスーパーの建築確認については、絶対に紛争が少しでもある場合は、これを受理しないというような方針を明確に市として打ち出して、それを守り抜くという立場などを打ち出しているところもあるし、日野市も若干の努力をされて一定の解決は見てきたけれども、こういう立場を強くしていく

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　交通渋滞の問題、それからそ

ういう大型店舗、スーパーなんかの進出についての部長と市長

の答弁がありましたので、その立場で大いに自治体としての姿

勢を強めてやつてほしいと思います。若干の意見を述べたいん

ですけども、そして終わりにしたいと思いますけれども、先は

ど部長が京王の方が困るということですけれども、そういう発

想の仕方では、私は市民の足の問題とか、こういうのは解決で

きないと思うんです。私は、京王帝都電鉄の本社に行きました

先日、これは鉄道関係の本部長、重役の方とも会いました

ろんな交渉をした際に、いろんなやりとりをいたしております

けれども、そこでは京王帝都の方は、はつきりした発言などは

されておりませんが、露骨な発言で、スーパーの例で出ている

例なんかを言いますと、スーパーが進出する、何といいますか

決意、熱意というのは非常に大きな私は、資本大企業の決意と

いうものがあると思うんです。ですから京王帝都などというの

は困るんじやなくて、一定の意図を持っている。たとえばダイエーの社長の中内功という人が書いた本によりますと、中内功

さん自身が言っているように、とにかく流通革命をやっていく

んだと、そしてスーパーで全国の価格の決定権を握っていく

だと、ダイエーの場合ですと、一兆円の売り上げに達したら全

国の物価の決定権はダイエーが握ると、こういうような決意で

乗り込んでくるわけですから、そういう決意の中でもちょっとや

そつと住民が困難をもたらしたところで、私は、困るというよ

うな立場は、そういう気持ちは起こらないと思うんです。です

から私は市民あるいは市がやっぱりそういうスーパーに対して、

交通安全という立場から相当迫つていかないと净化はしないと、

またそういう市民運動や市が要求したところでは、交通安全の

問題でもたくさん解決した例がありますし、駐車場の面積を増

やした例とか自転車置き場を増やした例もたくさん全国には例

があるわけですから、日野市においても万全を期して開店日以

後、混乱が起らぬようにしていただきたいと、そういうふ

うに思います。以上の意見を述べまして、また開店時に混乱な

どが起こった場合は、再度一般質問の席で市に対しているる

要望しますとともに、市民運動という観点からも市民の交通安全を守るためにやつていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもつて十一の一、京王ストア進出に伴う交通安全対策等に関する質問を終わります。

以上をもつて本日の日程はすべて終わりました。本日はこれ

をもつて散会いたします。

午後五時二十四分 散会

十月一日

金曜日

（第九日）

昭和五十一年

第三回定例会 日野市議会議録

十月一日 金曜日(第九日)

出席議員(三十名)

欠席議員(なし)
一 番 二 番 三 番 四 番 五 番 六 番 七 番 八 番 九 番
十一番 十二番 十三番 十四番 十五番
市 米 竹 石 劍 谷 林 黑 橋 板 正 鈴 奥 滝 滝
川 沢 上 坂 持 川 垣 木 国 住 濱 濱
芳 照 武 勝 佐 栄 重 重 正 祐 美 大 芳 敏 政
太 郎 男 俊 雄 吉 吉 義 憲 男 子 子 治 雄 朗 吉
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番
二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番
名 島 飯 三 吉 日 一 本 大 大 佐 高 杉 清 秦
古 屋 村 山 浦 富 野 濱 間 下 木 柄 木 橋 山 水
史 孝 重 繁 源 昭 通 實 芳 正
三
郎 志 茂 春 枝 作 隆 久 博 保 雄 夫 郎 雄 一
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

第三十六号

説明のため会議に出席した者の職氏名

速記委託先 住 所 東京都立川市曙町一ノ十ノ三
立川速記者養成所 所長 関根雪峰
速記者 塩崎真知子君 清水濱一郎君
議 事 日 程

昭和五十一年十月一日（金）

一、一般質問

午前十時四十分 開議

いまの出席議員十七名であります。

美奈子君の質問を許しよ

○五番（鈴木美奈子）

て質問いたします。まず最初に、ポルノ雑誌の自動販売機の自粛について、いま子供たちをとりまく環境は決して好ましい状況

ではないと考えます。ポルノ雑誌の自動販売機はこの三多摩の各市にも続々とふえ、その雑誌が中学生の間でも回し読みされ

たり、また通学路特に幼稚園から小学校、中学校の生徒の通学各てもこのボルノ雑誌の自動販売機が置かれているという状況

では、人通りの多いところに、また子供の目に触れるところに量、して、こう、う状況の中で一番健全に子供たちが育つ

置かれていた。しかし現状は、

誌の販売が都内では一回三日で所詮のものと目指すと練馬のポルノ雑誌の販売をしている会社がこういうところにござります。

うに述べています。

でおるのでいまは後にほしいという電話の回答で、私も少

ふえて日野の市内の小学校でも交通事故がなかつた学校では四十九年では日野の四小、百草台、南平小学校、この二校だけで中学校では四中と七生中の二校となつております。狭い道路を大型車が通行し、また団地の中を悠々とトラックが通り過ぎるそして規制がきびしくなると細い道に入る。こういう中で大変交通事故がふえているわけです。子供の方にも交通ルール違反による事故、また放課後、自転車に乗つて子供たちが公園や友人のところ、図書館など行く、こういうところでも事故にあつ

供を持つ母親としてこうした目に触れる雑誌だけでなくしてボルノ電話という耳にまで入るこういう退廃文化が子供たちに押しつけられている。こういうことをどうしても守つていかなければならぬと考えます。そういう点で、この日野市でのボルノ雑誌の自動販売機の自粛についてどのように教育委員会としては考えていくのか、その点を一点お聞きいたします。

一点目のは、非行の問題です。中学生、高校生、大学生、社会人等、様々な年齢層で、主に男の子が、暴力的、性的な暴走行為を行っているのが現状です。この問題は、家庭、地域、学校で取り上げられており、多くの家庭から外に出れば、地域社会の中で非行に入つて、いくことがあります。非行に走るきっかけはいろいろとありますけれども、一步家庭から外に出れば、地域社会の中で非行に入つていく状態がたくさんあります。家庭、地域、学校でこの問題を取り上げていかない限り、この点はなくならないと思います。そういう点で、非行をなくす、対策、その点を二点目にお聞きいたします。

三点目は子供を交通事故から守る問題です。交通事故が大変ふえて日野の市内の小学校でも交通事故がなかつた学校では四

十九年では日野の四小、百草台、南平小学校、この二校だけで中学校では四中と七生中の二校となつております。狭い道路を

大型車が通行し、また団地の中を悠々とトランクが通り過ぎる
そして規制がきびしくなると細い道に入る。こういう中で大変

交通事故がふえてるわけです。子供の方にも交通ルール違反による事故、また放課後、自転車に乗つて子供たちが公園や友

人のところへ図書館など行く

ている。こういう点で交通事故防止についてお尋ねいたします。

四点目には子供の遊び場の問題です。大変小さな幼児から小学校の低学年までの遊園地はありますけれども、高学年になると遊ぶ場所がなかなかない、こういう点で一つの例としては、多摩平の支所の前にある公園ですけれども、この公園では中小企業に働く青年が野球をするということは理解できますけれどもここで月に一回でも結構ですので子供に開放して子供たちが伸び伸びとこの場所で遊べないか、そういう点、また校庭開放、この点も小学校によってやっているところとあまり協力していないために学校に入れないこういう問題も聞いております。こ

なためには校庭開放の問題、それからこの前の議会の時にお尋ねした議員もいらっしゃいますけれども、遊休地を総点検して子供たちに開放する、こういう点について四点お聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　　お答えいたします。ポルノ雑誌の問題とか、子供の非行の問題とか、交通事故の問題などは教育委員会としても大変重要な問題だと考えそれに取り組んでいます。いろいろ努力していますけれども必しもその効果が上がっていないという感想を伺っております。いろいろ御指示をいただいたら、あるいは御意見をいただきながらそれを感じて

うようなものと直接教育委員会というものが連絡し合って、こういうようなものについてどうすればいいかというようなことについていま問題を提起しております。それからまた社会教育委員会の会議がございますけれども、この中でも在学青少年の指導をどうするかということとあわせながらですね、このポルノの問題、そういうようなものをどうするかということを検討しております。それから警察とか自治会、あるいは商店の連合会などともいろいろ連絡しながらこういうものの自粛をいかにして高めていくかということに努力していくべくいま手をつけておられます。それから警察とか自治会、あるいは商店の連合会などともいろいろ連絡しながらこういうものの自粛をいかにして高めていくかということに努力していくべくいま手をつけておられます。それからそのポルノについてはそれでござります。

それから次の非行の問題でござりますけれども、これについても非行の増加というようなものは否定できません。特に最近の傾向としては集団化しそれから粗暴化している、それからさらにもう一つ年齢がだんだんこう低い方に移ってきてそこまで非行がふえてきているということも事実でござります。

そういうようなことに対してこれは学校教育というようなものを、あるいは社会教育というような面などで教育委員会の持つ責任というのは非常に大きいと、こういうふうに思つております。しつしその原因というものはですね、なかなか多岐にわ

一層それに対する対処ですね、努力を進めて行きたい、こういふふうに思つておりますが基本的にはそういうふうに思つております。それでまずポルノの自動販売機の問題でございますけれどもこれについてはポルノ雑誌というようなものはあるいはポルノ電話なども含めてでございますけれども青少年の非行に非常にかかわり深いが深いということは言うまでもないと思つております。それからさらに自動販売機というようなものが流行することによってポルノ雑誌の自動販売機といふのは一つには環境を悪くする、それから市そのものの品位といふのは一つには環境を悪くする、それから市そのものの品位といふの自粛といふものは何とかしなきゃならないというようなことはこの前、助役とも話し合った時にたしかにそういうふうに品位の低下というようなこともあります。教育委員会としてこれを先頭に立って全部やれるというほどの簡単な問題ではないと思つておりますけれども、この自動販売機の自動販売機の自動運動といふようなものに對して、教育委員会の持つているつまり役割ですね、運動を進めるための役割というようなものを積極的に取り組んでください、こう思つております。その一つとしては青少年問題協議会といふようなものの中で、一つそれの協力をいただく、それから学校行事とか教育におきましては校長会、教頭会、それから指導審議会といつたっておりまして、それからそれが互いに入り組んでおります。そういうことで一挙になかなか効果を上げるということはむずかしいんでござりますけれども、できないと言つて放置していなければこれはどうにもならない、私たち教育委員会としましてはですねいろいろ具体的な問題で取り組んでいるわけですが、その一つを申しますとたとえば教育相談室の充実強化というようなことによつてそういう問題を持っている御家庭などとも相談をしたり、あるいはその子供自身をいろいろそういうようなところで事情を聞いてみたりして、それからなぜそういうなるかというようなことを親身になって話し合いをするというような形をとつております。それからそういうことができるためにはやっぱり先生方といふものの力もつけていかなきゃならんというようなことから、先生方を中心として教育相談研修会といふようなものも真剣に取り組んでやつておられるわけです。それからこの非行の問題といふのは学校だけの問題ではありませんで非常に広がりを持つていてあると、こういふふうに考えまして、生活指導担当教員において連絡協議会といふようなものを設けまして、そして平素のそういうものへの指導あるいはそういうものがだんだん落ちてこないような方策といふもの真剣に考えて取り組んでいるわけでござります。それからこれはさらに社会教育ともかかわりが深いわけでござりますので、そしてまた歩調を合わせて指導していくといふことが大事であると、こういふふうに考えまして、生活指導担当教員において連絡協議会といふようなものを設けまして、そして平素のそういうものへの指導あるいはそういうものがだんだん落ちてこないような方策といふもの真剣に考えて取り組んでいるわけでござります。それからこれはさらに社会教育ともかかわりが深いわけでござりますので、P T Aの方々と、あるいは青少年問題協議会、あるいは校外の指

導協議会というようなもの、校外生活指導協議会というようなも、あるいはこの地区の自治会の人達、こういうような方々ともいろいろ連絡を折に触れてはそういうようなことをお願いして御協力をいただきたい、そういうふうに考えております。しかし要するにむしろこれは落ちて来るのをどう防ぐかという線なんでございますけれども、本当の教育をやっていくということによってそういうようなものがむしる少なくなつてくるんじゃないかなと、その辺の努力を怠つたらしく防衛対策だけをやつしていくも減少していかないんじやないか非行が減少していくないんじやないか、そういうふうに私たち思つております。そのためにはやっぱり学校教育においては生き生きとした学校生活が子供たちができるような教育をやっていく必要があるんじゃないかなと、そのためによく言われる落ちこぼれというようなものをどうするかと、これはわれわれが落ちこぼれる生徒がいるということは、言いかえてみると落ちこぼれをさせないような教育をはたしてやっているのかどうかということについてのわれわれ直接教育に関するもののやはり反省しなきゃならん問題である、こういうふうに考えております。その中でも特に授業というようなもの、これは生徒の学校生活においては非常に大きな時間を占めるものですし、重要な領域でもあるわけです。その授業というものをして落ちこぼれを生まない協力をするかというようなことで努力しているわけです。

導協議会といふことは、あるいはこの地区の自治会の人達、こういうような方々ともいろいろ連絡を折に触れてはそういうようなことをお願いして御協力をいただきたい、そういうふうに考えております。しかし要するにむしろこれは落ちて来るのをどう防ぐかという線なんでございますけれども、本当の教育をやっていくということによってそういうようなものがむしる少なくなつてくるんじゃないかなと、その辺の努力を怠つたらしく防衛対策だけをやつしていくも減少していかないんじやないか非行が減少していくないんじやないか、そういうふうに私たち思つております。そのためにはやっぱり学校教育においては生き生きとした学校生活が子供たちができるような教育をやっていく必要があるんじゃないかなと、そのためによく言われる落ちこぼれをさせないような教育をはたしてやっているのかどうかということについてのわれわれ直接教育に関するもののやはり反省しなきゃならん問題である、こういうふうに考えております。その中でも特に授業というようなもの、これは生徒の学校生活においては非常に大きな時間を占めるものですし、重要な領域でもあるわけです。その授業というものをして落ちこぼれを生まない協力をするかというようなことで努力しているわけです。

それをやはり真剣に考えていかなきゃならん、そのために特に自転車による事故が非常に多いものでございますから、各学校ごとに警察の専門家の方などに来ていただいていわゆる講習会と、自転車の乗り方の講習会などというようなものを大いに進めてできるだけそういうことから身を守るということをやつているわけでございます。なおその事故などについてはいまおっしゃつたけれども、細かいもしデータが必要ならばまた後で課長の方から御報告させていただきたいと思います。

それから次は遊び場の問題ですけれども、これはいろいろ遊び場と言つてもございますが、私たち直接関係するところではいま言った校庭開放の問題がございます。これについてはいまは早くから日野市の場合には小学校における遊び場開放ということを実施しておりますけれども、はたしてこれが効率的に行われているかどうか、ということについての反省もあります。それからまたそういうものがはたしてうまくいっているかどうか、外部からの批判もありますので、私たちはそれについてはことしつぱいその検討をします。来年度においては新しい角度でまた学校開放というようなものを実施していきたい、こういうふうに思つております。難題でございますが以上お答えいたします。

○議長（名古屋史郎君） 鈴木美奈子君。
○五番（鈴木美奈子君） ポルノの自動販売機の問題で

幸いにして日野では授業研究というようなことのために、かなりの大きな予算というものを計上していただいております。そういうようなことからむしる教育の一方においては対策とともに一方においてはそういう根本的なことの努力を私たち傾けていかなきゃならないということで努力をしているつもりでございます。

それからその次は交通事故の防止でございますけれども、これにつきましてもまさに交通事故による痛ましい事件がいくつか起つております。こちらへ私が赴任させていただいてからもですね、二年余りになりますけれどもいわゆる死亡事故と、交通による死亡事故というのが一件ございます。そのほか身体的な問題については非常に数多く生まれております。こういうものをどうするかということ、これは一つの社会問題でもありますけれどもやはり私たち直接子供たちを指導している立場から言つて、それについての防衛対策をということをいかにすることかというようなことが一番大事だ、こういうふうに思つております。そういうことで教育目標の中でも健康安全の教育というようなことを取り上げまして、そしていわゆる通学路というようないいものについてもそれの完備を目指しております。それから特に多いのは管理下といふよりもむしる管理外の事故が非常に多いものでございますから学校において交通事故安全教育をやつた、それがどういうふうに身についていくかというようなこ

すけれども昨日の議員への回答によりますと、日野では警察の発表で十八カ所ということですけれども教育委員会としてこの六月からきょうまで三ヶ月あるわけですね。ですから教育委員会が本当にポルノの雑誌の自動販売機を自粛させていくようになれば働きかけるとか、子供たちの目から隠していくとかそういう強い姿勢があれば教育委員会の職員の方がみずから日野市内を回つてどれくらいあるかということを確認できると思うんですね。そういう点で非常に怠慢だというふうに私は思うわけです。それと効果が上がつてないっていうことをおっしゃいましたけれども、具体的にどういうことをなさったのか、お聞きしたいと思います。それから非行をなくす問題ですけれども非行が起きる一番の原因というのは子供が学校に行つても授業がおもしろくない、またついていけない、こういうことと家庭内でのいろんな問題、こういうことが絡み合つて非行に入る、こういうケースが多いつていうふうに聞いております。そしてその非行に入った子供たちの約八五%の子供がやっぱり学校がおもしろくないからそのお友だちに誘われてシンナーを吸うようになつたとか、そういうふうに言つてますのでその教育の問題がやはり一番大きな重点だと思うんですね。そういう点で先生方も三十人だつたら目が行き届いた、また教室の中で、壇上で先生がお話しても全部の子供たちに全部目が届いた、そして教育ができる、しかしま四十人を越えた児童を受け持つ

ている点では大変困難だということも言われていますので、教育の面でどのようにしていったら非行がなくしていいのか、

それから生活指導の先生、担任、学年主任、こういう方が非行の子供が出た場合には一緒にってその子供をどういうふうに立ち直らせるかということで努力していく、それをほかの子供にこう及ぼさないようにしてことで必死になつていらっしゃることは私もお聞きしています。校長先生の方から教育委員会の方に報告があると思うんですね。いまこの学校ではこういう問題が起きたけれども、それに対する教育委員会はどういう指導をしているのか、その点をお聞きします。

それから交通事故の問題では、子供だけに私は一概に交通ルールを守らなかつたからいけないんだということは言えないと思いませんけれども、子供たちの交通ルールの違反によって起きた事故が大変多くなつていて、歩行者でも七四・二%、これが子供の交通ルールによる事故です。それから自転車に乗つていて事故が起きる、そしてその自転車もハンドルがこうきかない、それはもう特に監督する親がいけないわけですから、そういうブレーキがきかないための事故、そういうものが二三・八%、こういうことを考えますと親の面ももちろんそうですが、子ども交通違反のルールはやっぱり親と学校と両方やっていかなければいけないというふうに考えます。

学校としては警察を呼んで交通ルールの指導などやっており

ても四十五名は多すぎると、ということは言われております。しかし定員の規則があるもんですから、これはいますぐにじやこうしますということは言えないそういう中で、そういう悪い条件の中でもさつき申しましたように教育の内容という、やり方とかこういうようなものについての教師自身の力も大いにつけていこうじゃないかということで私たちは努力をしているということでおざいます。それから後は遊び場との問題、これはほかのところでお願いしたい、こう思つております。

○議長（名古屋史郎君） 校長よりの報告が抜けていますね。

○教育長（倉又秀作君） そういうことについてももちろん校長からそういう連絡がある時にそれについてじやこういうふうにもうと指導して下さいと指導主事などを通してですね、いろいろ話し合いをしたり、あるいは校長会などにおけるそんなふうにしたらしいんじやないかというようなことを月一回定例に校長会を持っております。それからもう一つは教頭会といふものを私たち直接持つております。それから一年に一回ですけれども、私たち教育委員会の人々が私とかそれから庶務課長とか学教育課長あるいはその他の課長必要においては課長も交えて一年に一回必ず訪問しましてその学校といろいろな話し合いで持つていく、そのようなことを通しながらそういうものにつ

ますけれども、そういう点でもう一度お聞きしたいと思います。

それから遊び場の問題ではすこし回答が抜けているんですけども多摩平の支所の前の公園、これを月に一回ほど子供に開放していただけないかという質問なんですか、それに回答がありませんのでそれをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 教育長。

ますけれどもこれは一応学校で作っている一つの基準の上から一学級の定員四十五名、そのかわり一名でもふえれば二クラスにするというような形をとるという一つの規則がござりますので、これを越えていまクラスの生徒を減らして三十名というようなことは不可能だと私たちは考えております。ただ、しかしそういうようなものについての意見は折に触れて文部省とか、そういうところに言つてることは事実です。これは恐らく教育関係あるいは組合もそうでしょうし校長会もそうです。教育に当たっているものの立場からあるいは教育学の立場から言つてはやはりそれだけが問題になるわけじやありませんけど、非行の問題などについても当然話しあつてゐるわけです。

○議長（名古屋史郎君） 遊び場についての答弁は、遊び場の中央公園のことですね。助役。

○助役（前川恒雄君） これにつきましては実は前に多摩平の住民の方から同じような趣旨の御要望がございまして種々検討したわけでございますが、実はあそこは野球場になつておしまして、野球をする人たちだけでいっぱいの状況でございます。それで日野市で野球場がほとんどあそこしかないもので

すから実は旭が丘の公園もござりますけれども非常に利用者が混んでいると、それで日によつては断つてしているような状況がござります。こういう関係でたしかに子供の遊び場として月に一回でも開放するのが子供のためには何とか十分わかるんですけども、青年と言ひますか、大人のいわゆるスポーツのためにやはり開放するのが非常にむずかしいという状況でござります。そして子供の遊び場につきましては市全体でいろいろ相談があるわけでございますが、特に多摩平につきましては比較的まだある方じやないかというふうに私ども思つておられます。こういう関係で開放するのがより子供のためにはいいということは重々承知でございますけれどもあそこの開放のために別の角度で無理が生じると別の人たちを断わらないといけないと想ひますので、この点はあそこを野球場を開放するど

おる休養地の保養というものを考えております。それで東京都の条例でございますけれども、市の財政事情からいきまして非常に福祉全体のいろんな給付につきましてもインフレの穴埋めと言いますか、レベルダウンをしないというふうな状態の中ですね、福祉の給付を考えているというふうな状況でございまして現状では市の方からレジャーと言つちゃ申しわけございません。若い人の場合にはレジャーでしょうかけれどもお年寄りの場合には休養ということになるかと思いますけれどもそういう近いものに対して市から市費を補助するということはちょっと困難じゃないかと考えております。市の方の考えておりますのは寝たきり老人に対する対策としての家庭訪問等を考えております。そういうふうに来年度で団体契約等は市の方でやってお利用していただこうというふうに考えております。

それから厚生ホールにつきましては、清掃課の方とですね、交渉し地元の皆さんとの了解を取つておりますので老人にお使いになっていただきくというふうなことは結構じゃないかと思ひます。私の方で仲立ちして御利用、使いやすいようにしていきたいと思います。

それから老人の医療費の有料化というのは、五十年度のこれは予算化の中でも大きく大蔵省の方から指摘されておるわけでございます。そして内閣総理大臣が五十一年度は有料化しないというふうな踏み切りの中で現在に至っているということで、

五十二年度の予算化でも多少問題になるんじゃないかなとみております。これにつきましては市の方としては議会の方は別に差し引くようでございますけれども、市の方としましてもあらゆる組織を通じてですね、この有料化の阻止に力を注ぎたいと思つております。大体、日野市のですね、老人医療、國の場合には一億二千万ぐらいの支出になつております。その中の二千万が市費の負担でございます。六分の一が市の負担でございますので一億二千万のうち市が二千万負担している、こういうことでございます。それから東京都が(福)をやっております。この(福)は東京都が全額負担でございますので東京都が別々に払つておりますのでどのくらいの費用になつていてるかは私どもはわかつません。

それから高齢者事業団、それから寝たきりの対策、これらにつきましては、一番最後にございました五十二年度のですね、福祉行政の中で具体化していくかと考へております。高齢者事業団についてはですね、いろいろ他市が先行しております。それらの状態でいきますと、求職は多いけれども求人が少ない、という状況でございます。それで一年間平均しますと月二万円程度収入というふうにだいぶ不振の状態でございます。

来年度は日野市におきましては、高齢者事業、直接やることの先がけとしましてどの程度の求人が日野市内にあるか、これを調べていきたい、それから寝たきり老人対策については五十

一年度でショート指定とかレイホールそれから入浴サービス、これらを具体化していく考へでございます。これが五十二年度の福祉行政の中心になるものでござりますけれども、これから予算編成にあたりますので、考へ方としては福祉政策の充実要するに水準の維持を図ついくと、それから弱者対策を中心によつていく、そういう考へ方でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君） 一番の問題では町田の例を申し上げたいと思ひますけれども部長の答弁の中では財政危機以前にやつたことだからできたというようなニュアンスのことをおっしゃいましたけれども、町田では箱根の湯本ホテルと契約して、年二回半額六十五歳以上の方に補助をしてそしてお年寄りが一人で行けないわけですから付き添いの方にも半額補助する、いま旅館の費用が上がつてますので、これも値段を上げたそうです。そして翌日は一つの部屋をそこに全部町田の方が集まつて夕方まで過ごすということです。大変好評で今まで山だったんで今度は海にもということで、西熱海のホテル、ここと契約しまして大変山と海ということで喜ばれて利用者も多いということですので同じ革新市政としてぜひこういう点は連絡をとりながら向こうの状況を聞いて、来年度実施できる方向、無理であるとは思ひますけれども、先ほど職員の契約旅館また通いやすいところに団体契約して利用していきたいと

いう一步手前の趣旨の発言もありますので、その点もよろしいんですけども一歩進めてこういう点についても町田の例なども聞きながら具体的に進めていっていただきたいと思います。それから厚生ホールの利用については一歩前進してお年寄りは使ってもいいということですのでぜひこれはお年寄りにとっては喜ばしいことかと思います。それから老人医療費の有料化、これについても議会では議決これからされると思ひますけれども市としても本当に革新市長会というとだけではなくて、全国の市長会とも力を合わせて有料化阻止の運動をぜひ起こしていただきたいというふうに思います。特に自民党の方ではこの老人医療費が無料になつたために診療が多くなつたとか、また待合室をサロン化しているなどという攻撃をかけておりますけれども、本当に無料になつたためにどれほど多くのお年寄りが安心してお医者さんにかかるようになつたかということ、私はちはこのことはもうどうしても後退させるわけにはいかないと思ひますので、市としても、もう一步本当に阻止する構えで皆さんと一緒に行動を起こしていただきたいと思います。それから来年の福祉予算についてもレベルダウンが絶体ないことがないように教育の場でも財政危機の中で、大変学校は建てても施設の内容の点でダウントしているということが明らかにされておりますけれども、特に弱者救済という立場で福祉の問題についてはこれ以上レベルダウンしないようにぜひよろしくお願ひし

たいと思います。共産党の方では老人に対する政策、こういうものを発表し、私が一番最初に申し上げました五点について共産党はその問題について取り組んできております。革新市政であるこの日野市も国に働きかける運動を起こす、それと同時に来年度の予算編成に向けてもぜひ福祉が後退することのないように努力をお願いして私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君） これをもって十二の一、老人の福祉行政に関する質問を終わります。

十三の一、町づくりについての通告質問者、林重義君より取り下げの申し出がありましたので取り下げをいたします。

十四の一、日野市立高幡保育園の新築計画を問う、十四の二、雑草公害問題について問うの市川芳太郎君の通告質問は回答者の都合により本間久君の次にいたします。

次に十五の一、新庁舎完成と住民サービスについての通告質問者大下博君の質問を許します。

（二十二番議員登壇）

○二十二番（大下博君） 新庁舎完成と住民サービスについて質問いたします。昨日、杉山議員から私が質問したいと思つていました点について一段と高い、高いと言いますか（笑声）格調の高い質問がなされて幾多の点で解明されていますのでこの点については省略いたしたいと思います。私が質問をする点については庁舎建設をどのようにするかといういろいろと

です。そういう構想のもとに現在からさらに次の集中された時の能率化、効率化を考えたものが恐らくあるのではないかといふふうに思うわけです。一般に行政なり、あるいは政治にしても動いている中ではその現状の中でそのまま新しい改革とか新しいものを取り入れるということはなかなかむずかしく、またいろいろな障害が生ずるものであります。それはやはり庁舎を新しく建て集中事務があるいは行政ができるという全く大変よい機会でありますし、またよいチャンスではないかというふうに思うわけです。こういう時にこの能率化なりあるいは効率化あるいは科学化を取り入れるというのはこの機会きり私はないのでないかというふうに思うわけです。そういうことでもうすでにいまも申し上げましたように建物をつくるというどのようなものを見つくるかということの時に、そういうものが検討されたのをつくるかというふうに思つてます。たとえば組織のあり方を一つ取つてみましても、たとえば三浦議員から出されました自治会館、あるいは地区センターの問題について質問がありましたがけれども、市長がよく言っておられます自治会とはどういうものかという基本的なものから考へれば、福祉にあるのがちょっと私には理解していく点もあるわけです。

いわゆるそれぞれの自治会が自治意識を高揚あるいは権利なり義務の高揚を図らうということであれば建物だけの管理でも

構想を立てられたと思うわけです。その時にすでに決定し、それをどうしてそれが基本になつて現在の地上六階、地下一階のスペースをどのようにするか、ということが決定されたのだというふうに思うわけです。常識的に言えば現在の分散しているばらばらの庁舎を一ヵ所に集中して、住民がいろいろと不便をしないようにしようということが全く常識的に考えておられる、たった一般もそう考えています。それと合わせてその集中する時にはどのような形で集中してくるのかということではないかと思うんです。たとえばこの組織、現在のばらばらになっている組織をあるいは機構をどのようにするのかということが基本構想の中にあったのではないかというふうに思うわけです。この後に申し上げました合理化やあるいは能率化については一般に一人の事務能率あるいは事務の数を多くしようとかあるいは検印の判を減らそうじゃないかとか、こういうことが一般的に言われてますけれども、私が質問したいのはただ単にそういうことでなく効率化というのはやはり民主主義の柱でありますから、これを民主主義を基本においた効率化ということでなければならぬというふうに思うわけです。そういう中には、これを論ずる中でどうしても組織の機構あるいはそれに伴う技術の導入をどのようにするかあるいはさらに機械化をするのかあるいは人の事務能率あるいは事務の数を多くしようとかあるいは検印の判を減らそうじゃないかとか、こういうことが一般的に言われてますけれども、私は質問したいのはただ単にそういうことでなく効率化というものはやはり民主主義の柱でありますから、いいんではないか、そうすると、それは総務でもいいんじゃないか、あるいは市民部でもいいんではないかと、いろいろと一つの組織なり機構を考えてみましてその観点を最も効率的に運用するのにはそういうものの見直しが当然やはりされているのではないかというふうに思うわけです。あわせて小さい問題でそれとも現在の各部屋を見ましても二列に机が並べられ向きあつた形になつてその一番上座に課長がいるわけですねども、これはどこの庁舎へ行きましても、あるいは都や国へ行ってもほとんど同じような形でやっているわけです。しかしそれはすぐ会議ができるとか、あるいはスペースが少なくて済むと、あるいはものを雑然と置いておいても落ちないとか、こういう点もあるわけです。

しかし実際に集中事務をやる場合は決してこれはよい方法ではないということが一般的に言われているわけです。たとえば、いま議員諸君が並んでいますようにお互に一人一人の机で背中を見ながら事務をとることが一番集中事務ができると、一般的に民間でも銀行はじめ多くの企業がこれを取り入れているという現実があるわけです。小さい問題でそれともそういうものを含めて検討をされたかどうかということがあります。さうにつけてお伺いしたいのは神明上にできた場合に多摩平の支所はそのまま置くのかどうかということです。支所の付近にいらっしゃる住民の方は神明上に集中されると大変不便になるというふうに思われます。しかし市全体を考えてみると、あるいは多摩平地区全体

を考えてみると、もっとあれを有効的な面に使えるということがあるのではないかというふうに思うわけです。その集中管理の中での多摩平支所はどうするのかということをあわせてお伺いします。いま一つ申し上げましたように機械化なり、あるいはコンピューター導入なりこういうことを考えているのかどうかということです。コンピューター導入について申し上げるのはただ給料の計算が早いとか、あるいは固定資産税のチェックなり令書が早いとか、こういう大型そろばん的な考え方でなく稅務一般なりあるいは財政なりあるいは今後の見通しなり計画なりそういうものについての取り入れる方法を考えているのか、何もこれは庁舎の中に高いそういうコンピューターを入れるといふことじやなく、これは外部に委託と、そういうものもできるわけですからそういうものを考えてこの新しい庁舎ができるのかという点をお伺いしたいということです。

以上お伺いします。

○議長（名古屋史郎君）　　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ大下君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　新庁舎のでき上がりに伴いまして今後市役所の行政事務がいずれ新庁舎に移ることになるわけであります。

私が基本的に考えておりすることを申し上げて細部につきま

ら今後の行政事務の展開に支障やら異動のないようにならなければならないことはもう重々感じておるわけでございます。それから庁内の組織機構でございますが、これは現状でよろしいんではないか、こう考えております。また下水道でありますとか、それから今後重点的に取り組まなければならない分野はもつともっと増強しなければなりませんので、その事務の進行、猶予等におきまして適切な組織、機構をつくらなければならぬ、こう考えます。よその市とわが市と比較いたしまして、たとえば徴税事務など行なっておるところが多いわけであります。わが市では、すでにわが市なりの慣例システム化が一応ござりますので、あまりそれを崩さない範囲でやるべきであろうと、こういうふうに考えております。したがつていまの部、課の体制はこれで一応これで多少手直ししなきならない面もございますが、特にまた省き得るといふことも少ないようでございますので、組織向上の能率化につきましては一層内部体制を十分図りつつ取り組んでまいる。こう考えております。それから支所のことであります。七生支所につきましては質問はないわけですが、これは相当充実もさせて当分総務部等が整備されるまでは必要であるとこう考えますが、多摩平支所につきましては一定の期間を置いてそうしてなるべく廃止できる方向で取り組んでいきたい、こう考えております。したがつてその後の場所の利用などをもっと優先させる考え方で検討をいたしたい、こう

しては担当者の方から御説明いたしました。役所の行政事務という仕事の中には、対市民のサービス事務つまり窓口を通じて、あるいは施設を通じて自治体本来の市民サービスをする仕事、それからその市民サービスをするために内部的ないわゆるデスクビジネスと言いましょうかそういう表の業務と、それから裏舞台の業務があるというふうに考えるのと、私は表の市民サービス業務にはあまりその合理化とか極端なシステム化とかそういうことではなくて、さらにマンツーマン方式の心の通うサービス方式がいいとこういうふうに考えております。それから窓口ではなくてデスクビジネスにつきましてはこれは極力能率化を図かる、能率化の中にはこういうシステム方式も必要だと思つております。つまり人が作業しなくてもいい方式であればそれは大いに採用していくというふうに考えております。そういうアレンジメントをやることになりますので、いま庁舎内にも、庁内にも庁舎チームというものをずっと存続させまして今度事務移行に伴いましてのいろいろな項目につきまして検討を進めております。もちろん設計の中にも仕組んである範囲のものはこれまで説明などをやっておりますとおり実際には一階にはどういう部分を、二階にはどういう部門、そういうふうな配置はすでに号令をかけてあります。

新庁舎を中心とします一つの大きいきっかけでござりますか

考えております。

それから自治会館ないしは地区センターをあずかる部署が福祉よりも総務部がいいんではないかという意味の御提案でございましたが、要するに地区センターは社会福祉施設である。社会教育ならびに地域住民のみずから参加をされる福祉サービスの場所である。こういうふうに考えておりますので、自治会館はこれは総務でやっておりますが、地区センターにつきましては基本的にはやはり社会教育、社会福祉の場所である。こういふふうに今後も進めていくべきであるうと考えております。なおもつと具体的なことを庁舎移行に伴いまして検討いたしておりますので、担当の方からいま一応結論づけておるものにつきましては御報告ができると思っておりますのでお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　機械化、コンピューターの問題なんかも出ていましたね、助役。

○助役（前川恒雄君）　　庁舎のことにつきまして先ほど市長が申し上げましたように、庁舎のチームをつくっておりまして、私が一応長になつておりますのですから、ほとんど市長が申し上げましたので、あと細かな点で補助させていただきます。窓口、あるいはデスクの並べ方などにつきまして検討い

たしております。基本的には一律にこれを実施するわけにはいきません。ただ大下議員の御質問の中にありましたようにいわゆる教室式の机の並べ方、これはやるべきではないかという考え方でございます。ただ窓口あるいは技術関係の部署などにつきましては、はたしてそれがいいのかどうかという問題もござりますので現在検討中でございます。特に窓口につきましては、単に机の並べ方ばかりではなく管理職あるいは係長というような責任のある地位の者が一体どこに配置すべきかという、これが（「そのとおり」と呼ぶ者あり）どちらかというと重要じゃないかと思っております。この点もあわせて検討中でございます。

それからこの机の向きとあわせまして現在の机の上に非常に机を並べてそしてそれが何かつい立てのような形でいるといふことや、大変見ても感じが悪うございますし、またこのことで書類を個人が独占すると言いますか、書類がある人がいなくなると、休みますとそこに書類があるかわからなくなるというような非常にまずい傾向がございますので、各自の机の上には書類を置かせないということを実行いたしたいと思っております。そのためにこれに必要な備品類を備えつけるということを考えております。それから関連しまして機械化のことなどございますが、大下議員もおっしゃいましたように、コンピューターを使うということは能率化に大変役に立ちますし、またわれわれも考え方そのものを科学化すると言いますか、いわゆる

○二十一番（大下博君）先ほど申し上げましたのは、

市長のお答えで福祉部のいわゆる地区センターなりそういうものは総務部へ置いた方がいいんではないかというふうに結論づけて申し上げたわけではなく、たとえばそういうふうなそれぞれの各部なり機構の中にあるものを見直すというのが大事ではないかというふうなことを申し上げて、その考えがあるかないかということをお伺いしたわけです。総対的には再検討はする必要はないんだというふうなお考えのようですけれども、この点についてはさらにもう一度見直してよりよい住民サービス、迅速ということも検討していただきなければならんではないかというふうに思います。それともう一度機械化、特にコンピューター化ですけれどもできるだけ取り入れていきたいというふうな基本的なお考えがあるように伺われましたけれども、それではこのコンピューター化要するに将来の予測なり当面の予測なり、あるいは将来展望なりといふふうの見方の判断と言いますか、これが非常に大事であるし、それを一つあやまと、とんでもない答えが出てくるにどういうふうな予測でそのインプットをしていくかとか、非常に技術的とのものの見方の判断と言いますか、これが非常に大事であるし、それを一つあやまと、とんでもない答えが出てくるんではないかというふうに思うわけです。一遍にいろんなものを取り入れるということではないんでしょうけれども、少なくとも、もしそういうお考えがあるんでしたらいまからそ

たしてあります。基本的に一律にこれを実施するわけにはいきません。ただ窓口あるいは技術関係の部署などにつきましては、はたしてそれがいいのかどうかという問題もござりますので現在検討中でございます。特に窓口につきましては、単に机の並べ方ばかりではなく管理職あるいは係長というような責任のある地位の者が一体どこに配置すべきかという、これが（「そのとおり」と呼ぶ者あり）どちらかというと重要じゃないかと思っております。この点もあわせて検討中でございます。

それからこの机の向きとあわせまして現在の机の上に非常に机を並べてそしてそれが何かつい立てのような形でいるといふことや、大変見ても感じが悪うございますし、またこのことで書類を個人が独占すると言いますか、書類がある人がいなくなると、休みますとそこに書類があるかわからなくなるというような非常にまずい傾向がございますので、各自の机の上には書類を置かせないということを実行いたしたいと思っております。そのためにこれに必要な備品類を備えつけるということを考えております。それから関連しまして機械化のことなどございますが、大下議員もおっしゃいましたように、コンピューターを使うということは能率化に大変役に立りますし、またわれわれも考え方そのものを科学化すると言いますか、いわゆる

○議長（名古屋史郎君）大下博君。

○議長（名古屋史郎君）助役。

ういう技術の訓練なりあるいは教育なりが必要ではないか、いまからやつてもあるいは遅すぎると、特にそういう精通した人を採用していくことであればそれはそれなりのまたよい面もあるでしょけれどもそういうふうな点、それとコンピューター化を重視する場合にやはりそのコンピューター化を担当する権限が部課長との間に問題がよく出るのが一般常識ではないかと思うんです。そういう点についてもあわせ現在考えておられるのか、あるいは他でやっている点を当面は模倣しながらその方向に移行しようとしておられるのか、その辺をもう一回お伺いしたいというふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）助役。

○助役（前川恒雄君）いまコンピューター化に伴います職員の養成でございますが、実は数年前に市の職員約二十名前後だったと記憶しておりますが、短期でございましたが、講習をやったことがございます。専門の会社から講師を呼びまして約一ヶ月ぐらいだったと思うんでございますが、私自身もそれらども、現在私どもの役所で部局によりまして多少コンピューターを使っていると言いますか、委託してある部局がございます。またコンピューターそのものを導入しまして、委託しなくて、プログラムを作るところからやっている課もございます。本来委託でやりますと、これはほとんどプログラムを作るというこ

そろばん代用じゃなくて、組織的な将来予測、その他を行って必要であると考えております。ただそれにつきましても、私どもも庁舎にコンピューターを買って備えつけるという意味じゃないでございます。ただ窓口あるいは技術関係の部署などにつきましては、はたしてそれがいいのかどうかという問題もござりますので現在検討中でございます。特に窓口につきましては、単に机の並べ方ばかりではなく管理職あるいは係長というような責任のある地位の者が一体どこに配置すべきかという、これが（「そのとおり」と呼ぶ者あり）どちらかというと重要じゃないかと思っております。この点もあわせて検討中でございます。

それからこの机の向きとあわせまして現在の机の上に非常に机を並べてそしてそれが何かつい立てのような形でいるといふことや、大変見ても感じが悪うございますし、またこのことで書類を個人が独占すると言いますか、書類がある人がいなくなると、休みますとそこに書類があるかわからなくなるというふうな非常にまずい傾向がございますので、各自の机の上には書類を置かせないということを実行いたしたいと思っております。そのためにこれに必要な備品類を備えつけるということを考えております。それから関連しまして機械化のことなどございますが、大下議員もおっしゃいましたように、コンピューターをわれわれが共同で使うつまり一種のこれはリースになりますけれども、そういった形でやった方が能率的であり、また財政上からいっても望ましいということであります。つまり庁舎をつくった時にコンピューターを、機械そのものを入れるということは考えておりません。機械を入れないでコンピューター化するというふうに考えております。また先ほど市長から答弁がございましたが一応機械化の点ではそのように考えておりますけれども、市民の方々に対する私ども市役所のサービスにつきましては申し込んだ後で何分も待たされてその間職員が何をしていましたがわかるままに待たされ、そしてぱんと書類が出てくる、これはそういうことやっている区役所、市役所もございましたが、これは担当者にすぐ聞けると市長がおっしゃったマンツーマンと言いますが、そういう形で窓口を設けていきたい、このように考えております。以上でございます。

とから委託してしまいますので役所の方ではただ入力するためのデータをそろえて委託先へ持って行くだけのことであり技術的な研修、あるいは実績にはならないわけでございますけれども、現在のところそれが一つありますし、もう一つは先ほど言いましたように機械そのものを、それはそういうふうに小さいコンピュータでございますから、入れましてプログラムをつくるところからやっているところもございます。ここではだいぶ技術的にも職員が、あるいは技術的な研修が同時に行われつつやっております。こういう状況でございましてたしかに大下議員のおっしゃいますように十分な私どもの役所では十分な人材をかかえているとはとても申し上げられない実情でございます。ただいま言いましたような状況の中から一つずつこのことについて興味を持ち、あるいは勉強している職員も出ておりますので、その者たちを中心にして新しいコンピュータ化へのとかかりをつくっていきたいと思っております。場合によりましては大下議員もおっしゃいましたようなそれに必要な職員を採用するというようなことも必要かと思ひますが、現在のところそれの部局で行つておりますことを発展させていくという形で一応考えております。

○議長（名古屋史郎君） 大下博君。

○二十二番（大下博君） ふつつかな質問に大変理解された答弁をいただいて大変理解しました。これで終わりたいと

○議長（名古屋史郎君） これをもって十五の一、新庁舎完成と住民サービスについてに関する質問を終ります。おはかりいたしました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めよって暫時休憩いたします。

午後零時 一分 休憩

午後一時四十六分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十六の一、下水道計画についての通告質問者本間久君の質問を許します。

（二十三番議員登壇）

○二十三番（本間久君） それでは下水道計画についてを質問いたします。本日なんか日野市下水道事業のあり方と方向についてということで、日野市下水道調査会の方から答申も出ておりますので、これとダブらない程度にしたいというふうに思つておりますけれども、しょせんこれについては、こういうのがきょう出るというふうにわかりませんでしたので、若干はダブるつていいですか、これについてのただすといいましょうか確認するという意味も若干含めて質問をしたいと、なお特に私の質問の中で、確認をしたい点は、処理場の面積の縮小をどうしたらいわゆる地元対策も含めて考へておるのもありますので、そのへんについても重点的にお聞きをしたいというふうに思つております。

早速質問の要旨に入りたいと思います。下水道調査会が今回、このへんの基本計画といいましょうか、あり方と方向について、というところで基本構想なるものが発表されたわけですから、

思ふんですけれども、繰り返しの意味になるかもわかりませんけれども、効率化なり能率化なりというのには、ただ単に事務を一人が多く持つとか判こを押すのを少なくするとかということだけでは成り立たないんではないかというふうに思うわけです。あわせてその反対にどうしても人をふやさなきゃならないという点については当然増員もしなければならないんだというふうに思いますけれども現在の一般企業なりあるいは一般に言われているのには男子一人当たり採用して三十五年勤続には、その人の経費は一億五千万円かかると、この二億五千万円をいま投資するか、三十五年間の二億五千万円にするかという判断で人を採用するというのが一般常識になつてゐるよう伺うわけです。ですから人を一人採用するにしても、その点もあわせ十分な御検討を願つて科学的、能率的、効率的しかも職員に寄せが来ないような方法で住民サービスを一層高めていただきたいということを要望しまして質問を終ります。以上。

○議長（名古屋史郎君） これをおもて十五の一、新庁舎完成と住民サービスについてに関する質問を終ります。おはかりいたしました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めよって暫時休憩いたします。

この中でいろいろ処理方式等もうたつておりますけれども、この前の本会議の際にも、説明があつたかと聞いておりますけれども、流域下水道方式であるという点が一つ言われているようです。その場合、この資料の中にも載つておりますけれども、大体三点の位置におきまして処理場を決定されるよう思われますけれども、その一つが多摩川、浅川の合流点の地域それから浅川のいわゆる南側の地区あるいは動物公園の近所と、このような形あるいは浅川をはさんで南と北とそれぞれ小さなものを一つづつというような方向がありますけれども下水道調査会あるいは市側の考え方としまして、基本的にはどの位置に処理場をつくることを考へておるのかと、これについてもう大体おおよその検討はついておりますけれども、それを正確にお伝え願いたいと、それからここにも載つておりますけれども、基本調査と原案の作成ということ、それから基本計画の完成年度つていいますか、それから事業認可を取る年ですね、これなんかについていわゆる七十年をひとつ最終的な目標とすると、それでは六十年までには第一目標として云々というふうなことも言われておりますけれども、それらについて若干具体的に御説明願いたいというふうに思つておられます。それが二点目でございます。

それから三点目に、これがいわゆる質問の一番強調する点ですけれども、いわゆる流域下水道方式となつた場合、日野、八王子両市の流域下水道でどうから、日野市のあるいは八王子

市の処理人口及び面積あるいは汚水量、これらをめぐつていわゆる何ていいますか、いま現在考えられている、この本にも示されているような形のほかに何か考へているのかどうかといふ点について、ひとつお聞きしたいと思います。また同時に、この資料にも載つておりますけれども、これらについてちょっとと具体的に説明願いたいと思います。それから四点目ですけれども、財政計画としまして、流域の場合、総工費がどのくらいかかるのかと、その場合都の負担あるいは市の負担それから市民の負担はどのようになっているのかと、できれば都市計画税云々ということを市民に聞かれますけれども、それと下水道の関係の費用についての御説明もお願いしたいと思います。それから五つ目には、処理場用地の、先ほどちょっとと言いましたけれども確保、それから周辺環境の整備それから地元住民の対策、そうした面からいきまして、住民に対してどのような適切な対策を講じていくのかということについては、区画整理の関係が出てくると思ひます。それから同時に、当然処理場を建設するあるいは下水道を建設するということには、区画整理との関係についてどのような形で、それを並行して進めるのかあるいは下水道だけでも先に進めるのかと、こういう点についてお聞かせ願いたいと思います。

それからあとは、ちょっとこれは直接処理場の関係ではござ

はありませんので、特に市民の方々の合意並びに特に処理場を設置する予想の場所の方と、十分説明をしたり御意見を聞いたりしながら詰めていかなきやならない部分があるわけでござります。したがって年次計画とかあるいはすでに決まったという意味でのお答えは、つまりまだできない状況にあります。その点はひとつあらかじめお含みをいただきたいと思っております。したがって考え方としては、これからそういう具體的な手順を進めつつ、ひとつ基本計画を定めていく、それまでに、今回配布いたしましたのは、答申そのものの原文でございますが、あっとこれを要約をしてわかりよくいたしましたものをいま印刷しつつあります。それを説明会等に絶えず持ち出しまして、そして多くの方々の説明資料ないしは検討材料にしていただく、こういう期間をある期間必要といたします。それから近い時期の市の広報によりまして、今回いただきました答申の内容を、市民全部の方に公表しかつまた御意見をいただく、こういう手続を進めてまいる予定にいたしております。それらのことを詰めつつ基本計画を策定をいたします。その基本計画によって具体的な計画決定ないしは東京都の認可取りつけ等の手順を進めていくことになるわけでございます。処理場の予想地域というのは、理論的に言いますならば、自然流下方式を取り、一番そのためには低い地域が適当であるということになりますので、多摩川、浅川の合流地点の方向であるということが、

いませんけれども、二・二・十の都市下水路の進行状況、何か聞くところによりますと五年先にはとうようような話もありますけれども、現在どのような話し合いが行われて、どのような進行状況になっているのか、この点について関係部長からの説明を求めたいと思います。

以上まずこれらの点について理事者及び関係部長あるいは主幹の方からの御説明あるいは御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（森田喜美男君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求める。なければ本間久君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　本間議員の御質問の中の基本的な部分につきましてお答えをいたします。実は下水道調査会がごとしの一月に発足をいたしまして、大変熱心にしかも専門的な検討をしていただくことができまして、今回下水道事業のあり方とそれから方向という形での答申をいたくことができました。この答申は、あくまでまだいわゆるあり方と方向という範囲のことですから、これを一つの指針といたしまして計画決定等の事務を進めいくと、それから行政手続を取りまして今後基本計画を策定する、それから事業決定を取りつけて事業化に進む、こういう順序になるわけであります。しかしこれは、今回いただきました答申は、まだ計画そのもので

ややあり方としての結論として示されております。したがって特にその方面的関係につきまして、特に住民の方々の合意をいたぐ手続が非常に必要だと、こういうふうに感ずるわけあります。それから事業の方式といたしまして、日野市単独よりも流域下水道がすべての面からして適当である、財政面それから維持管理の面、それにつきまして、しかも流域下水道の取り組みということが八王子市との関係で、双方が受け入れるという考えが成り立てば、きわめて合理性がある、こういうふうに受けとめますので、そういうことも協議を進めなきなりません。幸いに今回の調査員の方々は、東京都の本当の第一線の下水道関係の課長職をおられる方々ですから、すでに八王子との関係も多少は調整をいただいておる、こういう状況でござります。したがって流域下水道方式を取ることが望ましいと思いません。幸いに流域下水道方式によりましても、日野市内に予定されますが、流域下水道方式によらなければ、大きな焦点がかかると思います。このことにつきましては、これから十分内に区画整理方式によらない方法によるべきかが今後の課題になつてまいります。このことにつきましては、これから十分内に検討をして、一応の決定を出す考えでございます。それから二・二・十につきましては、担当の方からもお答えをいたしま

すが、これは一つの排水区域といたしまして、日野市のしかもこの日野の全域一帯を含めまして、日野低地帯を含めまして、大きい排水幹線になる性格の排水路でありますので、二・二・十の路線を定めつつ、その中に管渠を埋設していくと、こういうふうに取り組んでおるわけであります。東京都においては、昨年測量の予算を計上しておったわけですが、昨年は測量といふことになりませんでしたが、ことしは財政、財政というほどのことじゃないと思いますが、可能であるというふうに東京都でも取り組んでいただいておりますし、地元にもそのことを説明をして了解をいただくと、こういうことになつております。なお詳細につきましては、担当の方からお答えをいたします。

○議長（名古屋史郎君） 下水道担当主幹。

らただいま市長がお答えいたしました点に補足いたしまして、答弁をいたします。まず事業計画につきましてでございますが事業計画は、五十一年度中に基本計画の前段となる計画案を作成する予定でございます。これをつくるに当たりまして、今定例会におきまして、基本調査に関します経費をお願いしたわけございますが、この基本調査を年度内に実施いたしまして、あわせて今回調査会の方から答申がございました内容を検討しつつ、市の基本計画の原案なるものを、十二月の時点までに、一応作成する予定でございます。この計画ができました段階で、

す。それとそういう関係が一応終わりますと、今度は事業認可の区域の調査を行わなければならない。また条例を検討する。あとは受益者負担金の問題をどうするかということで検討を重ねていく。そういうことを同時にいまとして都市計画法上の事業認可を一応取るようになります。これは知事の方に申請をいたしまして知事の方の認可ということになつて住民の縦覧という形になるわけでございますが、もう一つ下水道法の事業認可というものが別にございます。この下水道法の事業認可は、公共関連下水道、これは流域でやつた場合でございますが、公共でやつた場合、市が単独でやつた市でございますが、その場合には建設大臣の認可ということになつてまいります。ここで二つの事業認可が取れました段階で市民の方に告示をいたしまして、始めて事業が実施される段階になつてまいります。したがいましてこれからこういった作業を開始していくわけですが、そますが、現在の段階では一応答申の内容のチェックそれからその内容をどのように都市下水道の建設に生かしていくか、そういうふうな中身についての検討を現在行つております。それと基本調査の内容、これから実施していかなきゃならない問題でございますが、調査の内容につきましての検討を行つてある段階でございます。したがいまして今年度は一応基本調査を行うといきざいます。

どまるかと思います。五十二年度は、これらの作業を経た上で基本計画の原案を作成に入していく、それがほとんど来年度いっぱいかかるのではないかどうかというふうに見ておられます。したがいまして知事の都市計画法上の認可、これも建設大臣の下水道法上に基づく認可、そういうものは五十三年度に一応入っていくのではないかというふうに考えております。それを行いまして、五十四年度、これは早い場合でございますが、スマーブにいった場合に五十四年度には下水道の事業が着手される、これは具体的な建設でございますが、その時点に、早くてもどうしてもそれだけの時間がかかる、五十四年度までの準備に追われる、忙殺されるというような形にならうかと思ひます。以上が事業計画の問題でございますが、次に八王子市との関係でございます。この八王子市との関係につきましては、先ほど市長の御説明申し上げましたとおり、流域下水道で今後日野市の下水道を建設するということになりますと、当然八王子市との関連が出てくるわけでございます。この場合に、八王子市からどれだけの水量が日野市の方の処理場に入ってくるかといつた問題があるわけでございます。この点につきまして下水道調査会の方で、一応答申がなされているわけでございます。現在都市計画局におきまして、流域別の総合計画が策定中でございますが、その中にも大体この地区を入れるというよ

直ちに当議会始め住民の方々に対しまして、その内容を御説明をいたします。それに基づきまして、いろいろの御意見をちょうだいいたし修正する部分につきましては修正をいたしながら再度その計画案を練り直しまして、三月の定期会までには、一応基本計画案を作成する予定でございます。この基本計画案はまだ基本計画そのものではございません。したがいましてその基本計画案と、年度内に一応作成いたします基本調査、これらをつくるしていくという段階になつてまいります。その基本計画そのものが、主として固まりました段階で、それらの計画を市の都市計画審議会に付議をいたします。と同時に議会の方にも御説明いたしまして、一応内容の検討を行う、こういうことになつてまいるのでございますが、それと同時にその計画案そのものを住民に縦覧いたします。こういう一連の経過を経まして都知事の方にその原案の承認方を申請するようになつてまいります。都知事の方では、その内容をチェックいたしまして東京都の都市計画審議会に付議をいたします。そこで議決になりますと一応知事の承認ということになつてまいるわけでござります。知事の承認がござりますと、一応都市計画案としてはこれは決定されます。したがいまして、直ちにその写しを建設大臣の方に送付をすると同時に、決定いたしました案を告示いたしますとともに住民に対して縦覧するという形になつてまいりますとどまるかと思います。五十二年度は、これらの作業を経た上で基本計画の原案を作成に入していく、それがほとんど来年度いっぱいかかるのではないかというふうに見ております。したがいまして知事の都市計画法上の認可、これも建設大臣の下水道法上に基づく認可、そういうものは五十三年度に一応入っていくのではないかというふうに考えております。それを行いまして、五十四年度、これは早い場合でございますが、スマーズにいった場合に五十四年度には下水道の事業が着手される、これは具体的な建設でございますが、その時点に、早くともどうしてもそれだけの時間がかかる、五十四年度まではどの準備に追われる、忙殺されるというような形にならうかと思ひます。以上が事業計画の問題でございますが、次に八王子市との関係でございます。この八王子市との関係につきましては、先ほど市長の御説明申し上げましたとおり、流域下水道で今後日野市の下水道を建設するということになりますと、当然八王子市との関連が出てくるわけでございます。この場合に、八王子市からどれだけの水量が日野市の方の処理場に入つてくるかといつた問題があるわけでございます。この点につきまして下水道調査会の方で、一応答申がなされているわけでございますが八王子市の処理区域、これは湯殿川系統が一応予定されております。現在都市計画局におきまして、流域別の総合計画が策定中でございますが、その中にも大体この地区を入れるというよ

うな計画がつくられているようございます。その地域は、区域といたしましては、一、一八〇ヘクタール、人口が十一万一千人でございます。そういうことで八王子市との方と連携した流域下水道をつくるということになるわけでございます。それに当たりましては、一方的に受け入れるということではなくて、日野市の方の地域、これは一応予定されておりますのは、多摩平の高台地域でございます。その地域は、八王子市、秋川市でもって現在計画中の下水道の方に流入させますと、処理場の面積はその分だけ減つてくるということになるわけでございます。その場合に、一方的に受け入れた場合、これは三一・二ヘクタールが必要になりますが、相互乗り入れした場合には、その面積が二四・三ヘクタールということになつて大分縮小されてくるわけです。こういったことを将来八王子市と十分詰めて、協議を行つた上でもつて決定していくべきだらうというようなことが言われております。このへんにつきましても八王子市と下打ち合わせと申しますか、一応の協議は行つてゐる段階でございます。それから財政問題でございますが、財政につきましては、非常に膨大な経費が導入されるということになつてくるわけでございます。これは調査会ではまだ試算の段階に至つておりますが、私どもの方がこれまでの資料に基づきまして、大枠をはじきましたものでございます。それによりますと大体六百億から七百億ぐらいの経費が必要になつてくる。それ

お聞かせ願いたいと思います。（「資料に書いてあります」「わかつてんだよ」「資料を読めばいい」「じゃあ質問しないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 下水道担当主幹。

○下水道担当主幹（結城邦夫君） お答えいたします。現在高台地区と申し上げましたけれども、それは多摩平の一丁目から六丁目それから旭が丘一丁目から六丁目それから日野台の一丁目から五丁目それから富士町それからさくら町、これが一応該当しておる面積でございます。

○議長（名古屋史郎君） 本間久君。

○二十三番（本間久君） 市長の雑音は、後でちょっと問題ですけれども、いま結城主幹の御答弁によりますと大体わかりましたけれども、そうしますとそれが結局相互乗り入れとかることで二四・三ヘクタールということになるわけですね。これは私が個人的に考えるんですけれども、そういう分け方も結構でしょうけれども、もう少し地元対策上ももちろんありますけれども、日野市の処理人口を少なくする方法ですね、流域の面積を少なくするという方法で、中央線の西側って言った方がいいですか。向こう側ですね、栄町を含めまして、そのあたりまで秋川と八王子の流域分を持っていくことができないのかどうなのかなと、そのことによって処理場面積もかなりまた縮小されるんじやなかろうかと思うんですけれども、そういう考え方

を流域下水道でやつた場合には非常に安くなるという一応の試算はできております。これはまだ正確なデータに基づいて出したものではなく、あくまでも概算ということで出しておりますので、今後計画をつくる段階におきまして、そういう細かい積算も行つていつて御報告ということにならうかと思います。以上が、下水道計画それから財政等における一応の調査会の考え方であり、今後市としてもそのへんについて十分詰めていかなければならぬ点があらうかと思います。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 本間久君。

○二十三番（本間久君） 市長の御答弁については、それで私はいまの時点ではよろしいかと思いますけれども……（「声が小さいぞ」と呼ぶ者あり）ただいまの結城主幹の方でもって言われました流域の場合の八王子市と日野市の関係について、再度質問したいと思いますけれども、いまの説明によりますと八王子市と秋川市の流域下水道の計画によりますと、何か谷地川のちょっと向こうのあたりに処理場を設けられると、これはほとんど決定かと思ひますけれども、そこにに入る日野市の分が、いわゆる多摩平高台地域と言われましたけれども、この点については、一体どの辺を指しているのかということなんです。多摩平高台地域と言われましても、旭が丘あり多摩平ありその他いろいろありますけれども、どの辺までを指してい

ついてはないかどうか。私はむしろそういう方向も十分検討されていった方がよからうと、またさらに縮小できるものがあるならば縮小方法を検討しなきゃならんと思ひますけれども、極端に言つてしまえば、どんどんこっちへ押してくれれば面積が少なくなるということですけれども、それはいきませんでしょうから、とにかく高台には住宅も密集をしておりますし、そのほか工業団地もかなりあるわけですね。これらを全部向こうへ持つていきなおかつ旧東光寺、栄町、いわゆる先ほど言いましたように、中央線の西側の部分、その部分を谷地川あたりにできる秋川と八王子の流域分へ持つていくと、このことが必要ではなかろうかと、そういうことについて今後八王子市と十分協議の上基本計画を練つていただくという考えはないかどうかと、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 下水道担当主幹。

○下水道担当主幹（結城邦夫君） お答えいたします。ただいま高台以外に低地の部分につきましても、八王子の方の小宮処理場でございますが、そちらの方に入れる考えはないかということでございますが、このへんにつきましては、今後八王子市とそれから秋川市、そういう小宮処理場を利用する流域下水道の関連市と十分話し合つていかなきゃならないということにならうかと思います。ただそのことによりまして、な

そのへんにつきましても、今後浅川と多摩川の合流地点の折衝に当たりましても、そのへんにつきましての考え方を十分皆さんからお聞きいたしまして、それに基づきまして八王子市等につきましての折衝に当たってまいりたい、できるだけそのような方向で、できるだけ市の面積、日野から出す面積というものを縮小していく、そういった点で今後十分検討していきたいと、いうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間久君） ちょっと議長にお伺いいたし
ますけれども、このような質問の、いまこういう具体的な面積の縮小に触れていくために必要な答えを、引き出すために言われたことが、市長からちょっとそれについて、本を読めばわかるというような質問が出たんですけども、こういうことでは質問はできないと、陳謝を求めます。（「そうだ」「休憩」「必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 下水道調査会の報告は、報告を受けたという段階であります。これから議会には説明をす
ると、それに先立つて下水道委員会に説明せよということです
ので、そのときに行いますということ、それから関連地域特に
処理場地域につきまして、やはりあの地域の気持ちを尊重する
意味で対策協議会等もできておるそうでござりますから、そち
いいたします。

いやいやまあそういうことじゃなくて……。（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）資料の内容につきましては、もちろん読んでいた
だく時間もないわけですから、いざれこれから説明をすると言つてゐるわけですから、そのようにお許しを願いたいと、挑発をしたつもりはありませんが、もしそのように受け取られるとして
ますと私は相済まんと思ひますので、そのように御理解をお願
いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間久君） いやそういう……。いまのち
ょっと大分おかしいと思ひますけれども、資料のあれに触れないでほしい、そしてぼくはそれについて触れませんということではないと思ひますよ。私はあくまでもきょう出された資料について、これはこれとして後で参考にしますけれども、これ
とはたまたまダブっているような点は、それは冒頭おことわりをしておいたつもりですけれども、市長とそういう約束をした
覚えはないと思ひます。それで少なくとも私が先ほどちょっと
取り上げましたように、中央線の西側の方の区域をどうしていくのかと、これについて特に重点を置いて質問したいと、日野市と八王子市の関係について、ということで前置きしてあります
ので、そこへいく経過の中で当然必要なことは聞かなきやならんと思うわけですから、その点については十分市長も考えてい
ただかなければ、すべて議員の発言についてそういうことであ

らにも資料をお送りをすると、そういうことをきちんとやった上で内容的には入る問題である、私はこう考えております。そこで特に八王子との関係の相互乗り入れ等のことにつきまして、一方的な答えをすることは不可能でございます。むしろそういう点につきまして十分配慮していただきまして、円滑な前敷きができる仕事を私は願つておるものですから、資料を読んでいただく範囲でとどめていただきたいと、こう思つておるわけです。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間久君） きょう資料をもらっておいて、
読めばわかるということはないと思うんですよ。そうだったら
そのように言っていただけばいいんであって、いまの形には、私は少なくともそういう挑発的な発言というのは許せないと思
うわけです。（「怒れ怒れ」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 市長、議長から特に申し上げ

ますが、きょう配られた事実は認めざるを得ないと想
ります。市長、

○市長（森田喜美男君） 先ほど本間議員の部屋に行き
まして、今回は資料を配布しておりますので、資料の内容にはあまり立ち入らないでください、また質問もそのつもりです
と、こういうふうに相互にできておりますので……。（「約束があ
ったのか」「それはそれは御苦労さんでした」と呼ぶ者あり）

れば今後一切ちょっとでも資料があつたり答申があつたりすればそれに触れられないということになると、これは言論圧殺で
すから、そういうことについては許せないと思ひます。それで
いま結城主幹の方から答弁がありましたけれども、その場合面積はどのくらい縮小できるのか。たとえば先ほど二四・三ヘクタールと言われましたけれども、それをさらにどのくらい縮小
することができるのかということです。細かい点については、
それは下水道委員会なりまた関係の部で説明をされねばいいと
思いますけれども、とりあえず広報に出たりなんかされるわけ
ですから、その前に地元関係者が見たときに、こんな膨大なものが
出てくるのかということで、われわれも説明ができないと
ますいので、その点について御説明を願いたいと思ひます。わ
かっている範囲で……。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 質問されて答えないことは、
もちろんありませんが、八王子との関係の相互乗り入れは、全
くこれはこれから始まる問題でありまして……。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）八王子地域にその範囲になるべく多くして、そ
して日野の面積を少なくするというような形では相互の協定は
できないと思ひます。したがつてももちろんこれは、今後の交渉に移す問題ではありますが、やはり五分対五分というこういう
関係の受け持ち合いでないと難しいのではないかと思ひますの

で、特にその点について、いま市の意見のことくお答えをするということはできませんので、その点を御了承の上で質問をお願いいたします。（「そうだそだ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 本間久君。

○二十三番（本間久君） 私は、そうは言わないよ。そ

のような努力をする気はないかと、あるいは考へはないかといふことを聞いているのはそのとおりなんですよ。市長が言うの

は、始めからフィフティー・フィフティーだと、こういうことであつていいのかどうか、それならば私はこれで質問をやめますけれども、それをすうととのとおりでもって納得できるつていうのか、八王子があるいは日野が納得できるのか、関係住民が。そういうことであるならば、責任持てるならばそのとおりでいいと思ひますけれども、少なくとも中央線の向こうを入れた場合はついては、どのくらい面積が減るのかということをちょっと聞いてるので、私はそういう形に、少なくとも地元の関係の所に住んでいる関係でありますけれども、少なくしていいというのが当然じゃないかと、こういうふうに思うわけです。そういう点からいきまして尋ねたんであつて、私は少なくともその計画は、今後十分変更がまだまだなされるであろうし、そういう考え方も一考してほしいということを聞いているんであって、それについては結城主幹の方からお答え願いました

いますので、今後このへんにつきましては十分関係機関等とも折衝いたしまして、できるだけ住民の方々の要望に沿うような形で決めてまいりたいという考え方であります。以上でござります。

○議長（名古屋史郎君） 本間久君。

○二十三番（本間久君） よくわかりました。その点に

ついて十分今後もひとつ基本計画をつくる際あるいは地元の住民あるいは八王子市との関係において話し合う際に、ぜひひとつなるべく日野市分の処理人口といいますか、それを少なくする方法を教えていただき、といいますのは小宮の処理場の方へできる限り多く持つていけるような方法を考えさせていただき、今後恐らく合流点につくられるであろう、第一の計画がそのようですがれども、一番の、何ていいますか一番の適切地つていいるわけです。特にこれから地元周辺では、市の方から広報を発表されたりあるいは下水道調査会の答申が出たりしますと、何かとやっぱり気にかかる地域でございますので、そういう点を十分配慮しながら考えていただきたい。関係住民についてはあるいは地元対策については、環境整備等も含めて、今後十分話し合いをあるいは正確な情報の提供、そうしたものを持まえ

と、あと面積はどのくらいそれによって少なくなるのかといふことなんです。やはり重大な今後の、これが市長の言うようなことで、フィフティー・フィフティだということであればもう結論が出ちゃったですから、そのとおりでやれば結構だと思ひますけれども、そもそもいかないのでその点について答えをお願いします。

○議長（名古屋史郎君） 下水道担当主幹。

○下水道担当主幹（結城邦夫君） お答えいたします。

八王子市との関係につきましては、今後十分両方の市でもって検討いたさねばならないという問題でございます。ただ先生の現在おっしゃっておりますような、地域をそのようにしたらどうかと、一つの仮定としてお答え申し上げますが、このへんにつきましては今後八王子市だけではなくて関連市それから都、国、そういうたところとも十分詰めていかなければならぬ問題でございます。したがっていまお答えできるのは、やつたらどうなるかという一つの仮定でもってお答え申し上げます。その場合にいわゆる中央線より西側と申しますか、そちらの地域全体を含めますと、先ほど私が申し上げました二四・三にさらに一・九へクタール加わってまいります。したがいまして合計で二二・四、これは先ほどから減つてくるという意味でございますから、二二・四が別途となつてくるわけでございます。これは一つの方法として計算するところなるということでござ

ながらひとつ御検討に、より一層の御努力を願いたいというふうに思います。これで質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君） これをもって十六の一、下水道計画に関する質問を終わります。

次に十四の一、日野市立高幡保育園の新築計画を問うについての通告質問者市川芳太郎君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（市川芳太郎君） 議長から発言のお許しがありましたので、これから質問させていただきます。私は高幡保育園の新築計画について質問いたします。

最近の都市化の進むにつれて、現在日野の人口も、九月一日で十二万九千六百三十名と、このようにも聞いておりますけれども、非常に日野市におきましては、日野市公立保育園が他市に比較しまして、数多くの保育園が設置されております。その中にあって、日野市立保育園の高幡と豊田保育園、この二つの保育園については、三十六年の四月一日が開園になつていると、こういうことも聞き及んでおります。それから各園の開園を申し上げますと、いま申し上げた高幡保育園、豊田保育園が三十六年の四月一日に開園、それから多摩平保育園が四十七年の十月一日、それから平山保育園が四十一年の五月一日、三沢保育園が四十五年の五月一日と、南平保育園が四十六年の十二月一日、高幡台保育園が四十六年の四月一日、それから旭ヶ丘保育

園が四十九年の五月一日と、それから百草台の保育園これはいろいろと議会でも取り上げられました五十年の五月一日に百草団地に設置されました。そのようないま申し上げた中で、最初申し上げました高幡保育園については、三十六年四月一日の開園で、一番最初に保育園が公立保育園として誕生したということが申し上げられると思います。しかしその三十六年の四月一日に開園するにあたって、建物がそのときに新築されたということではなくて、その前から私立の保育園が行われていたことがあります。これについては、高幡保育園の父兄の方から、四十九年の十二月に、議会に請願が提出されています。当時の委員会では、当然老朽化しているということで、委員会で採択もされており、市当局のその後の回答をちょっと申し上げてみたいと思いますけれども、潤徳小学校の隣接地、もと南平小敷地内に、いわゆる高幡計画とも、市営住宅及び福祉施設の建設の計画が進行中であります。この福祉施設として保育園も考慮していますので、これとあわせて高幡保育園の改築も検討してますと、このように請願者に回答がなされています。市当局としても、市営住宅の老朽化に伴いまして、川原付市営住宅の新築計画が進められ、高幡市営住宅が、中高層のりっぱな市営住宅が建築されております。そういうことも考えますと二十年から建築されたいまでの計画の中で、非常に高幡保育園から雨漏りがするということで、園児を始め担当の方々が非常に苦慮されているということも私は考えますので、この雨漏りについて、今後どのようにするとかまた今まで老朽化ども、それに対する園児の安全対策として、避難場所がどのように指定してあるか、それといままでどのように指導してきたのか、この点について伺いたいと思います。

それからあそこは、私が申し上げるまでもなく、位置が非常に、園の前が山でございますし、それから園の入り口が都道で非常に交通量が激しい中で、園児が通園しているわけですから、それに対する園児の安全対策として、避難場所がどのように指定してあるか、それといままでどのように指導してきたのか所使われていない理由をお伺いたいと思います。

それから高幡保育園には、手洗所が二ヵ所ございますと、しかし使用されているのは一ヵ所でございますけれども、その一ヵ所使われていない理由をお伺いたいと思います。

それから最後に五点目に、先ほど申し上げました請願者に対する市側の答弁は、本当に請願者の方々は市当局を信頼して、そのうちに高幡保育園が、新築の園ができるというふうに希望しておりますけれども、現時点で、何らそのような様子も見受けられないので、この席で今後の新築計画についての計画があると思いますけれども、そのお考え方なり計画がございましたらお伺いしたいと思います。

一日に開園するにあたって、建物がそのときに新築されたといふことではなくて、その前から私立の保育園が行わっていたといふことも考えますと、非常に園舎の老朽化は当然もう明らかであると思います。これについては、高幡保育園の父兄の方から、四十九年の十二月に、議会に請願が提出されております。当時の委員会では、当然老朽化しているということで、委員会で採択もされており、市当局のその後の回答をちょっと申し上げてみたいと思いますけれども、潤徳小学校の隣接地、もと南平小敷地内に、いわゆる高幡計画とも、市営住宅及び福祉施設の建設の計画が進行中であります。この福祉施設として保育園も考慮していますので、これとあわせて高幡保育園の改築も検討してますと、このように請願者に回答がなされております。市当局としても、市営住宅の老朽化に伴いまして、川原付市営住宅の新築計画が進められ、高幡市営住宅が、中高層のりっぱな市営住宅が建築されております。そういうことも考えますと二十年から建築されたいまでの計画の中で、非常に高幡保育園

園については、老朽化も非常に明らかに現実が物語っておりま
す。その点から見て私は何点か質問をいたします。

まず第一点といったしまして、全購連のグラウンドと市有地との交渉は、現在どうなっているかということでありますけれども、これについては、昨日の一般質問で、高幡の地域からのグラウンドと市有地との交渉については、ほかの面から伺いたいと思ひますけれども、このグラウンドと市有地との交渉については、七生農協の前組合長の伊藤晴江さんとの、また七生農協の窓口としてのこの全購連のグラウンドについては交渉も進められたということも聞いております。昨日も市側からこれについては答弁がございましたけれども、いま市側からの答弁の、私が申し上げましたけれども、高幡計画、特に市営住宅及び福祉施設の建設こういうことも考えて現在は、なんかきのうの答弁だとあまりに交渉も進められていないというふうにも考えますけれども、高幡の保育園、これを当初請願が市民から出されたときの答弁が、その当時と現時点の考え方がどのように変更されたか、その点についてもお伺いしたいと思います。

それから二点といたしまして、現在高幡保育園は老朽化しているので雨漏りがしていると、私もこの点については聞いてるんでなくて実際に現場を見て、雨漏りがしていると、これについて市当局は知つていられると思いますけれども。

○議長（名古屋史郎君）

関連質問者があれば挙手を求めます。なければ市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

それから雨漏りがするということで、園児を始め担当の方々
が非常に苦慮されているということも私は考えますので、この
雨漏りについて、今後どのようにするとかまたいままで老朽化
についての手を施してきたか、その点について二点目としてお
伺いします。

それからあそこは、私が申し上げるまでもなく、位置が非常に園の前が山でござりますし、それから園の入り口が都道で非常に交通量が激しい中で、園児が通園しているわけですけれども、それに対する園児の安全対策として、避難場所がどのように指定してあるか、それといままでどのように指導してきたのか、この点について伺いたいと思います。

かし使用されているのは一ヵ所でござりますけれども、その一
カ所使われていない理由をお伺いいたしたいと思います。

そのうちに高幡保育園が、新築の園ができるというふうに希望しておりましたけれども、現時点で、何らそのような様子も見受けられないので、この席で今後の新築計画についての計画があると思いますけれども、そのお考えなり計画がございましたらお伺いしたいと思います。

以上、五点でございますけれどもよろしくお願ひいたします。

まして、実は九月の時点でもこのことについて全農と打ち合わ

せを持っております。のことにつきまして、近く市の考え方に対しまして御返事申し上げましょと、こういうふうに現時点はなっております。そういうことで、この交渉がとんざしたわけではございませんので、私の方でも鋭意努力をし、交換に努力をいたしておりますということを、まず第一点のお答えをいたしておきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 高幡地域の保育園の考え方でございますが、確かに現在ある保育園は、相当古くなっていますし、傷んでおるところもあるようになっております。

急的な修理は、もちろん早速いたさねばなりませんし、それから年次的には古くて、木造の建物ですが、それなりによく内部は手入れがされておりまして、温かい感じがするというふうに私は感じております。ただあいう道路の、自動車交通の激しい所ですから、場所としては決していい場所だというふうには考えておりません。そこでもう一つは、現在百六十名の施設でありますから、一応あの方面には収容力としては、一応用が足りておるというふうに聞いております。ただ将来計画といたしましては、したがってあの園はできるだけ改造はしなきゃなりませんが、百名程度の園に縮小をして維持していくと、もう一つ、数が減るわけですしまった人口もふえることでしょうから、保育園施設が必要になるわけでありますので、いまおっしゃつてお

混雑した地域あるいは危ない状態の所に建つておるわけでございますが、避難訓練等は、高幡不動の境内というものを指定しまして、避難訓練を行つておるようございます。

それから最後に、手洗い、お便所でござりますけれども、二カ所ござりますけれども、事務室の並びの便所は使っております。それからもう一カ所の遊戯室の東側の手洗いにつきましては、手洗いそのものは閉鎖しまして、それで男の子の方の便所ですか小便所ですから、それを物置にしておるというふうな現状でございます。これにつきましては、私立の幼稚園としてつられた当時から、この便所が鬼門の方向にあるということで使わないと、現実に何か事件があつたのかとか通り際だから何かあつたのかしらと聞いてもわからないわけですね、何もなかつたようななんですが、いずれにしろ方角が悪いというふうな言い伝えで使わないんだと、方位については特別さわりがないなら使つてみろという話もしてみたんです、何年も使わないでいまさら使うとこわいということで、わからないこともないんですけど、これについては保母さんなんかとも話し合つておきたいし、もう少し煮詰めていきたいと思いますこのへんについては、大体そういう状況でござります。

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） いま市長、部長といいろいろと答弁をいただいたわけですが、全購連のグラウンドに

ります市営住宅を予定していた全農の土地との関係がある場所、あそこに公民館的な施設とそれから福祉的な施設をつくるということになつておりますので、あそこにひとつ開園をする必要があると、こういうふうには考えております。請願を採択されおりましたり、それからいろいろ老朽しておるという点につきましては、とにかく補修等もいたしまして、しばらくいまの園で維持させていただきたい。後日その全農の土地の近くに所有しております市の土地に保育園をつくることによって、あの地域の保育園対策を満たしたい、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 私の方からは、雨水が漏つていると、そういうふうな当面の問題についてお答えしたいと存ります。それで大分老朽しておりますので、廊下伝いそれから南側のちょうど保育室と遊戯室のかぎ形になつておる所から漏つていると、三カ所程度から雨漏りがしているようございます。これにつきましては、保育室の保育の事務所にございますあの明かり取りの窓から漏つているというふうなこともあります。それから瓦そのもののやはり並び等も大分乱雑でござりますので、やはり早急にこれの対策はする必要があるというふうに考えております。早急にやりたいと思います。それから安全対策でございますが、おっしゃるよう非常に

ついては、これはほかのこともありますので、いま企財政部長が答弁された中で、これからも進めていきたいということございました。それから一言それについてつけ加えておきたいと思ふんですけれども、高幡の市営住宅の中高層のあの排水と申しましょか、あれがほんとに建設当時に、全購連のグラウンドと市有地の交渉がなされた時点で、あの市営住宅の中高層の入居者の雑排水を整備するんだと、このように地域住民にも話がなされたようですが、それもいま私から申し上げれば、ほんとに市がそういう雑排水をきちんと整備をして、お手本を示すことが、各日野市の地域に呼びかけられると、市が先頭に立つ当局が、市営住宅の排水をたれ流しにするようなことであります、「そのとおり」と呼ぶ者あり) こういうふうにも私は考えておりますので、そういうことも含めての高幡保育園も当然でありますけれども、この全購連のグラウンドと市有地の交渉を、もつともつと積極的に進めていただきたいと、このようにお願いしておきます。

それから二番目の、老朽化して雨漏りがしているということについては、福祉部長から答弁がございましたけれども、これから早急にということの答弁でござりますけれども、先ほどの私の質問しましたように、園児また担当の方々が今まで苦慮されているということであるから、そういうことを知つていら

つしゃつたら、ここで私が質問しなくても、今まで何らかの
それに対する対処がなされたというふうにも考えますので、こ
れについては早急にと言いますけれども、いつこうかというこ
とは、あえて申し上げませんけれども、早速この雨漏りについ
ては、やっていただきたい。たとえばもう老朽化しております
ので、全面的に瓦を全部取りかえるとか、そういうことも困難
かと思しますけれども、抜本的には新築していかないと、ある
部分を修理してもまた片方が雨漏りがするということになると
思います。とりあえず早急にその雨漏りのないような園舎で、
園児が毎日保育園に通園できるようにしていただきたいと思
います。

それが名前を音長からもあわせて手洗い所のことが、答弁がありましたがれども、このことは一ヵ所使つてないということは、何か園児にしわ寄せがいっているんじやないかということ

が考えられますので、これについては再度質問したいと思います
すけれども、その使ってないということは、監査については使
用しているんだということも私は直接聞いていますので、そうで
なければそうでないで結構でございますし……（「監査はだれ
だ」と呼ぶ者あり）はつきりとそのことを私は伺いたいんです。
ということは、園児にしわ寄せがいっているということは、二
カ所使うべく設置ができるながら、それが監査で使っている
形になっていると……（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）それは

本当に百六十名という定数の中で、お話をありましたように、もつともつと二ヵ所あっての百六十名の園児があれば、二ヵ所あれば、ほんとにそんなに待つ時間もなく使えるというふうに考えますので、私はそういう点は、非常に園児の方々に実際において、現実に不自由をなさってるということが申し上げられると思っています。

○議長（名古屋史郎君） 市長。
○市長（森田喜美男君） 南部地域計画の中で、高幡を

中心にいたしました保育園は、どうすべきかということを、検討をいたしております。用地の都合等がありますので、現在の一応の結論といたしましては、現在の保育園を、これを規模を縮小すると、そうして線路がありますので、これを南北に分け

要するに園児にしわ寄せがいっているんじゃないかなと、こういうことが申し上げられると思いますので、それについての御答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 福祉部長

○ 福祉部長（赤松行雄君）　　雨漏りにつきましては、明かり取りとそれから屋根の方が、瓦の部分とトタンの部分があるんです。その接合したところが腐っているようにも考えますので、早速建設部で調べまして、早く手を打ちたいと思います。それから手洗いの方につきましては、二カ所のうち一カ所を現在使ってます。これは保母さんも使ってるわけなんです。確かに百三十名の定員でございます。百六十八名ですけれども、百三十名入っております。相当立て込むと思います。監査といふのは東京都の保育所監査になつております。その中の指摘に入っております。ですから私の方で手を打たないわけではございませんけれども、まあいろいろございましたので、早速……、そういうことでござります。

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。
十五番（市川芳太郎君） いま部長からも答弁がござ
いまして、實際には二カ所あるんですけれども一カ所使つてな
いということで、最初に質問したわけですけれども、それにつ
いての何か一般で言われるような鬼門であるとか、そういう関
係で使ってないんだということが答弁ございましたけれども、

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。

十五番

取り上げたのは、地域住民と申しましょか、市民からその老朽化した高齢保育園について、新築をしていただきたいと、こ

ういう申し出が、市当局にあつてからもう二年も経過してゐる中で、まだまだ非常に、いま各市長並びに部長に聞いてみますとこれから漏るところについては直していくとか、また補修していくとか、そういうことであつては本当に、地域住民がまた父兄の方々が、市当局に請願が提出されて、非常にまだほんとに私たちの要望がこれから始まるのかということで、いま市長がいつとは申されないといふことは、これからそれについての検討またそれについての計画をしていくんだと、こういうことのように私は受け取つたわけですけれども、もっともっと住民から要望が出たときには、本当の、いつも市長が言われるよう、市民の要望にこたえて、市政を行つていくと、このような答弁もなされたようにも私は考えますので、今後精力的にこれから高幡保育園の老朽化した新築計画について、もっともっと精力的に取り組んで、住民にまた父兄の方々にこたえていくと、この

ようく要望いたしまして、私の高幡保育園の新築計画についての質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君） これもつて十四の一、日野

市立高幡保育園の新築計画を問うに關する質問を終わります。

次に十四の二、雑草（俗にブタクサ）公害問題について問うについての通告質問者市川芳太郎君の質問を許します。

○十五番（市川芳太郎君） 私は雑草（俗にブタクサ）

公害問題についての質問をいたします。これについては、私どもほんとに公明党は、人間優先また人間生命を尊重としての立

場から定例会において質問をいたします。

市長は、五十一年度の当初予算にあたつて、市長の施政方針表明が明確に発表されております。まず市長の施政方針表明を取り上げてみると、私はかねてより私の政治姿勢を次のようない市民の前に明らかにしてまいりました。すなわち憲法を市政に生かす、二番目には市民の命と暮らしを守りますと、このよう五十一年度の第一回定例市議会において、市長の施政方針表明がなされております。これははつきりとこのように市長が申されておりますので、これから質問するわけですから、現在非常に雑草が、日野市全域に繁茂しているわけでございます。この俗にブタクサ公害、これには四十九年の六月、ちょうどもう二年余も経過している中で、この請願が出されております。これは請願者代表に、日野市長森田喜美男という文書で、請願者に報告されております。このことを読み上げてみますと、本件については七月二十六日から三日間、市内を調査し、ブタクサの繁茂している個所の所有者に対する空き地環境保全に関する

がもう花が咲かんばかりに生い茂っていることがあるわけです

けれども、こういう、四十九年に請願が住民から出された今日、また市長が四十九年の請願者に対する回答もなされておりますけれども、いま五点ほどについて取り上げて質問いたしましたけれども、これの答弁をまず伺いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして

関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）
○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） それでは第一点目の

御質問でございますけれども、河川、道路、不在地主等に対する指導でございますけれど、私の方の基本的な考え方といてしましては、河川、道路等につきましては、いわゆるそれぞれ管理責任者と申しますか、そういう方がございます。そういう方に対しまして、いわゆる除去についての要請をまず行つているといたします。その中におきまして、本年におきましては、大変ブタクサが多いということもございますので、市の公害課の方で人夫を雇いまして、十分ではございませんけれど特に繁茂している地点におきましては除去にあたったというところでございます。四十九年に請願が出来まして、当時におきましては先ほど市川議員の方から御説明がありましたけれど、その

ような形では一応処理しておったわけでございます。
それから二点目の、公害症状の原因解明と申しますか、これにつきましては対処するということでの姿勢は変わつてないわけでございますけれど、何せこの原因の解明ということは、大変難しい問題でございます。本日、市立病院の院長が見えておられますので、医学的、専門的な見地からこのへんのところは御説明あるうかと思ひますけれど、私どもいたしましては、いわゆるブタクサの除去につきまして、先ほど御説明申し上げたとおり、十分ではございませんけれど努力しているというふうでございます。
それから三点目の、公害症状の多数の人が地域に発生した場合の件でございますけれど、これにつきましても必要があるならば保健所と御相談申し上げまして、集団検診等は行いたいというふうに考えております。非公式ではございますけれど保健所とは話は進めてございます。

それから通学路の件でございますけれど、いわゆる公道につきましては、先ほど申し上げたとおり道路管理者等にはお話を申し上げながら進めてるわけでございますけれど、なお学校等とも御相談申し上げまして、P.T.Aの方にも御協力をいただいたならば、というふうな考え方を持っております。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 病院長。

○病院長（竹内真純君） いま公害のアレルギーの問

る条例第五条に基づいて、措置命令を発送しました。措置命令に従わぬ者に對しては、自宅訪問等を行い、ブタクサの除去にあたるよう指導するとともに、河川、道路、不在地主等の個所で、ブタクサが繁茂している所は、その除去にあたりました。なお無料検診については、ブタクサによる公害症状の発生した場合、無料検診を実施するとともに、その原因を究明し、対処したいと思つています。このように回答が請願者に報告されております。そこで私がこれからお伺いしたいことは、いま請願者に、市長から回答がなされている点について、現在の状況からお伺いしたいと思います。

現在、非常に河川、道路、地主または不在地主等これらの地に雑草が繁茂しているが、今まで雑草の除去にあたつて、どのような指導をしこれに對処してきたか伺いたいと思います。
それから二点目には、公害の原因解明には努力されてきたことと考えますが、どのようにこの原因解明に對処し、また判明されたことがありますらお伺いしたいと思います。

三点目でございますが、アレルギー性症状の者が一部地域より多数発生した場合は、市長は至急にこれに對処する考えがあるかどうか、その点を伺います。

それから市内の各小学校、中学校の通学路など雑草が繁茂しているが、今まで市長、教育長は指導にあたつてどのような指導をなされたか。これは学校の通学路と申しますと、特に南部地区と申しますか、この地域は八小から潤徳小学校それから南平小学校、滝合小学校それから第二小学校、七生中学校も含めますけれども、いま申し上げた小・中学校の通学路に、雑草

題について、学問的なお話をというふうなことなんですが、このことにつきましては非常に大きな問題でして、現在確かに市役所の方でもって、この公害の原因を究明しろと言われても、市役所そのものではなかなかできない問題だろうと私も思いました。私たち病院でそれではできるかというふうなお話もあるかと思いますが、私たちの病院そのものでも公害に関するいろんな原因を調べてみると、たとえば先ほどブタクサというお話がありまして、ブタクサによるアレルギー性の鼻炎というようなものが多いということが言われております。ただアレルギー性鼻炎というのはブタクサばかりではありませんでして、排氣ガスの問題とかそのほかいろいろなほかの樹木が関係するとかいろんなことがありますので、それを調べていませんとなかなか解明できないと、その原因を解明するにつきましては、アレルギー性疾患と申しますのは、生体のあるものに対する反応を示したものなんですが、免疫というのがございます。免疫といふのは、あるばい菌が人間の体に入ったときにそれに対する抗体と申しますか、抗体と申してそれに抵抗する力が人間の体にできてくる。それを抗原抗体反応と申すんですが、それはいい方に働いた場合でして、ばい菌が入った場合に、それに対する抵抗力ができた場合に抗原抗体反応で抗体ができる病気を治すと、たとえばツベルクリン反応が陽性になつて結核菌が入つても心配がないような状態になるということが一つの抗体の反

も、人手その他の問題で、そういうものを一々全部取り上げてやるということは、非常に困難な状態にあると思います。実はアレルギー性鼻炎につきましては、私どもの病院でも、以前に、以前と申しますと二年ぐらいう前までなんですが、耳鼻科が大体これは専門になりますので、耳鼻科の方でそれに非常に興味を持った医者がおりました。これはやっぱり耳鼻科の中でもそれに興味を持つ医者と興味を持たない医者と、いろいろ専門専門がありますので、だれでもというわけにはいかないのですが、ちょうどまたまうちの病院に来られた耳鼻科の先生が非常に興味を持たれてたと、で、やろうじゃないかというふうなことで、うちの病院のいま小児科におられる繩手先生、これはいわゆるぜんそく外来を非常に熱心に、ぜんそくも一つのアレルギー性疾患なんですが、やっておられる先生と二人で始めようじやないかとということで、やり出したんですが、その後その先生が大学の方に戻られてしまうと、その後耳鼻科の医者が、この間議会にもお話をあつたと思うが、耳鼻科の正式の医師が補充されませんで、いまのところパートに頼っているというような状態ですので、そのことができなくなつてしまつたと、しがつてスタッフと時間と場所さえあれば私ども病院には、それだけのことをできるだけの力を持っておりますが、ただどれだけ一遍にということになるとこれはなかなかできませんが、そういうふうな専門の外来を置けるかというふうなお話がありま

応なんですが、アレルギー性反応というのは、それではなくてあるものがその人体に入りますというと、逆にそれに反発する作用を起こしてくるというのがアレルギー性、それも一つの抗体現象になるんですが、幾分違いまして人間の体に有利に働くかないで、逆に悪く働いてくるというのがアレルギーの反応なんです。それにはアレルギー性、アレルゲンと申しておりますが、アレルギーのもとになるものが、ブタクサですか、何かあるわけです。それを調べ上げるには、いろんなそのアレルゲンといふものがございます。そういうものを人体に一応接種しまして、ツベルクリン反応と同じようなんですが、接種いたしましてそれを対する反応を見て、それでこの人は、たとえばブタクサのエキスでもって、注射でもってそれに反応を示したならばこれはブタクサによるアレルギー性の鼻炎でしょうと、そのほかのもので起きたものならばほかのもので起きたものでしょうといふふうなことの原因をだんだんつきとめていきます。いま日本に相当アレルギー性の疾患が多いということで、アレルゲンと申しますかアレルギーのもとになるものを、ツベルクリンのよいうなものですが、そういうようなものが、相当種類できておりますが、そういうふうなものを一々人体にやつてみまして、それをに対する反応を調べていくと今までやりませんといふと原因が追求できないという状態ですので、市役所の方でそれをやるというのは無理じゃなかろうかと、また保健所において

ましたが、現時点では耳鼻科の医者もおりませんので、ちょっとそれはできないと思いますが、いずれ耳鼻科の専属の医師の来られた時点で、小児科のぜんそくの方をやっておられる繩手先生と協力していただいてやればそういうものはできないことはないと思います。事実私がこちらへまいる前に、小児科の繩手先生と相談いたしまして、どうだ将来のことについて君に考えがあるかと申しましたら、私はぜひやりたいんだと、彼は非常にアレルギー性疾患に興味を持つておりますが、そういうことで彼としては、やる意思是十分にあるけれども、いま部屋もないし、私一人じゃどうにもならないというふうな状態で、現時点ではできないけれども、将来ある時期がきて、条件が整えばぜひやりたいというのが彼の意見で、私もその意見に同感で、現時点ではちょっと無理だと思いますが、将来なるべく早い時期に、そういうスタッフが整い次第、その部屋ができ次第、何とかしたいというふうに思つております。

○議長（名古屋史郎君）

市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） きょうは私の質問について忙しい中、市立病院の院長さんまで答弁に来ていただきましたことは、非常に私も感謝しております。ありがとうございます。ここで請願者に対する市長の回答についての、いま生活環境部長から答弁がなされましたけど、あと何点か、たとえば通学路

の問題と、これは学校教育としての、児童の生命を守るというか、公害というのは、私は素人で何もわかりませんけれども、知らず知らずのうちに命を冒されていくんだとか、そういうふうな考え方からお話ししてはいけませんけれども、たとえば国道とか都道の街路樹が、自動車の排気ガスによって樹木が枯れるとか、こういうことも年月がたつによって木が枯れていく。人間の命もいま公害問題が非常に取り上げられて、たとえば工場から出るばい煙とか騒音とか、飛行機の大気汚染とかいろいろありますけれども、その私たちが知らないうちに、私たちの命が冒されていくと、こういうことが言えるんじゃないかなと思いますので、あえて小学校の通学路についての問題を取り上げたわけですけれども、いま市立病院の院長さんからも答弁がございまして、私は当初はっきりと市長から請願者に対する原因を解明していきますということが、請願者に回答されてますので、あえて質問したわけですけれども、院長さんが、いまお話をございましたように、私もここに資料が一つあるんですけれども、これは東京医科歯科大学の耳鼻咽喉科の齊藤洋三講師がはつきりと、ブタクサが公害植物としてうたわれて、そして社会問題になって関心を集められるようになつたのは、その花粉により起因するいわゆるブタクサ花粉症の存在が明らかになつたからであると、ここできちんと言わわれているわけです。ですからアレルギー性の鼻炎全部がそこからくるということです

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市民の方の健康を守るということは、行政の大きな仕事でございますので、その実態につきましても十分把握はいたさなければならないと考えております。この間市川議員がいづみ団地周辺の方を伴ってお見えになつて、その話を聞いたんですが、浅川の北岸つまり豊田側ですが、あの地域にこれまで季節的といいましょうか、そういう状況が言われておるというふうに聞き及びまして、いろいろ考えられるわけですが、ブタクサが原因であるといふことが断定できれば、それなりの対処の仕方は成り立つと思つておりますが、また日野市だけがそういう健康に対する被害が出るということを、これもブタクサは日野市だけに存在するわけじゃありませんからして、問題がしほれるかどうかということに、私は疑問を感じております。そこで先ほど部長がお答えしたように、保健所に相談をし、どういう見解を持って保健所はこの問題を指導していただけるかということを提起しておるわけありますが、毒性を持つのはオオブタクサとかいうふうに聞いていますが、戦後

なくて、三三%と申しましようか、そういう非常に多いということが申し上げられております。それから症状については、全部この、いま申し上げた東京医科歯科大学の耳鼻咽喉科の先生からも、症状も日野市民の症状と全く同じ形で症状が出ております。それから私、これから再度質問させていただくわけですけれども、河川とかまた道路、こういう地に繁茂して、こういうことをもつともつといままでの間に、その雑草が花が咲く前に刈り取れないのかということなんです。花が咲く前に刈り取られれば、花粉の公害がなくなるということが、これは私でも申し上げられると思います。そういうことが現実はなされています。四十一年の六月に請願が提出されてから、多少なりとも実施されているということが見受けられれば、住民もまた市民も、かなり市が私たちのために刈り取りを実施していくださってることとが、言われるわけですけれども、何ら回答が、それについては実施されてないということが、申し上げられないわけです。四十一年の六月に請願が提出されてから、それが、それについては実施されてないということが、申し上げられた結果、非常に居住者に対するパーセントにして一三・三%の方がアレルギー性の原因のような症状がきていて、こういうことを市として、その一部地域の方々の、今回も九月議会にも請願が提出されてますけれども、それをどうこれから、その非常に住居者の一三%からのアレルギー性鼻炎の方がいるについての対処をしていくか、それをまず伺いたいと思います。

確かに新たに蔓延をした帰化植物の一つであります。それから急速に荒れ地に蔓延をしていったと、こういう植物でありますて、かつてはわりあい高い方にあつたんですが、高い方ではその後そう異常な繁殖をしておるという状況はないようになります。浅川系統に、特に豊田の北岸あたりにかなり存在をする。公害対策課で、雑草の除去の仕事を担当しておるわけですが、これは一般的なつまり空き地の雑草の除去ということが業務ですからして、特に特定の原因になる植物がはつきりすれば、それを集中して除去するということをやることは、私は可能だと思つておりますので、要するに、原因性が把握できると、市川さんはブタクサが原因だというふうに、比較的断定をしておっしゃつておられます。特に自治会でおやりになられたかどうか、こう考えております。特に自治会でおやりになられたかどうかですかアンケートをとつたら、せきが出たり、鼻づまりがしたり、鼻水が出るという方が一三・何%もおられますと、世帯の数では三四%にもなつたというふうにも聞いておりますので、まあ大変な症状だと、程度はお休みになる、寝込まるなどのことではないにいたしましても、数において大変な数だというふうに感じております。はつきり断定しがたいのにまだ問題が残るわけですが、ぜひ医学関係者それから広域保健衛生を担当いたします保健所等の見解を統一する努力をいた

しまして、その原因をはっきりさせ、それなりの取り組みをするということが、適切な方法であろう、こう考えております。

これが多分花粉公害でしたら季節的なこともありますし、

それからこれまで担当者から聞いておりますのは、まだいわゆる花が咲かない前にそういう症状が出ているというふうにも聞いておりますので、いずれにしてもともかく漠としてちょっととつかみがたいと、排気ガス等の形態というようなことも、考へられないわけではありませんし、地形的な問題もかかわっているかもしませんし、そういうことを十分やっぱり調査をすると

とが前提だと、正確な調査を行いまして、対策をすると、ブタクサであればこれは除去することは比較的安易であると思っておりますので、それらを確定させたいと、このように考えております。保健所といま相談をしておりますけど、保健所が果たして的確な回答を出してくれるかどうかわかりません。いずれにしましてもこれは日野市だけの問題ではないと思いますから、もっと広い範囲を探しまして、この問題の原因をやっぱり把握したい、これが順序であると考えております。

○議長（名古屋史郎君） 市長、市立病院に関する質問に対する回答はございますか。いまの答弁の中に含まれているわけですか。市長。

○市長（森田喜美男君） 市立病院につきましては、先ほど院長からお答えをしましたごとく、関心を持っておられる

い。耳鼻科、眼科というのは非常に少ないものですから、なかなか見つからないという現状なんです。なるべく早い時期に補充されるならその先生と協力して、いまいる小児科のせんそくをやっております繩手先生とでアレルギー外来、アレルギー科というのをつくりたいというふうな意向も持っております。いずれ病院がある時期がきて、もう少しかくこうのついたびしつとした病院のかくこうになりますれば、その時点においては、アレルギー科というものを別に独立させまして、そこでアレルギー性鼻炎を始めぜんそくとかリニーマチとかいうふうなものを、全部アレルギー性疾患になりますので、そういうものをまとめた科をつくってやつていきたいというのが私の考えです。それまでの間にも、そこまでいく段階までも、耳鼻科の医師が充足し、ある程度の用意ができれば、そういう問題についても取り組んでいきたいと思っておりますが、現在の時点ではちよつと難しいということであります。

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） いま二点について最初に市長から答弁がありましたけれども、答弁の中で、市川さんがアレルギー性鼻炎についてブタクサの花粉による原因だと、このように私は市長の答弁で聞いたんですけども、これは取り消していただきたいんです。私はさつき申し上げましたように、私は医学にも何にもまだ無知でございまして、私が断定したと

先生もあるわけですし、それに伴う体制づくりが必要だらうと思いますが、専門的な意見は伺つていただきたい、こう思つております。

○議長（名古屋史郎君） 病院長。

○病院長（竹内真純君） 先ほどお話しいたしました

ように、そういう問題について原因を究明し治療にあたりたい。

これは脱感作でございまして、感作するというのはつまり体の状態がアレルギー状態になつてゐる人を、それから取り除くんですね。取り除く治療があるわけです。ですからたとえば、ぜんそくであつて、何の花粉が原因でぜんそくを起こすという人があれば、花粉に対するアレルギー性の反応を起こさないようになります。ですからアレルギー性鼻炎が何の原因で起きてるかという原因がわかれば、その原因を取り除く治療もできるということになります。いまお話を、専門外来を置く意思があるかどうかというふうなお話なんですが、先ほどもお話ししましたように、

いまのところスタッフはどこも足りないということで、耳鼻科の普通の診療にも差し支えが起きてるという状態でして、何か耳鼻科の医師の充足を図かりたいと思っていますが、いまだに充足されておりません。あちらの大学に手を回してお願いしておりますが、耳鼻科の医者そのものが全国的に非常に少な

いことになりますと、非常にこれ問題になりますから。私は東京医科歯科大学の耳鼻咽喉科齊藤洋三講師が、はつきりとブタクサ花粉症による原因が明らかになつたと、こう言われてゐるわけですから、別に私が言つたんでなくて……（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）この耳鼻咽喉科の齊藤先生が言つたということを私は申し上げたんです。その点お願ひいたします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の言い間違いがありましたらいかようにも訂正いたします。ブタクサということで論じられておるものですから、ブタクサであるというふうに断定していいかどうかちょっと私はまだはつきりしがたいと、こういうふうに感じておるわけであります。

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） 私はこういう場所で発言することは、市川議員が、ブタクサによる原因だということを、断定したということであれば結構です、私はここに資料がございますけれども、ブタクサ招く公害植物、この東京医科歯科大学の耳鼻科の先生がこのように言つたことを、この席で言つたわけです。（「了解」と呼ぶ者あり）答弁お願ひします。（笑声）

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） あの方にブタクサがたくさんつまり草刈りをしてないから起きてるというふうに、ずうつお話を筋道を聞いておりますと、市の怠慢であるというふうに感じたもんですから……（「そのとおり」「そうだよ」） 素直に認めた方がいいんだよ」と呼ぶ者あり）いやいや素直に認めるとかいうことではないんですが……（笑声） ブタクサということが断定できれば、これはまあ処理はできるというふうに私も感ずるもんですから、申し上げておるわけです。

○議長（名古屋史郎君）

市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） 言葉じりをとらえるわけでございませんけれども……（笑声） 「いいぞいいぞ」「やれやれ」と呼ぶ者あり） 市川議員が、いいですか、市川議員がブタクサ公害と断定してることとは、私はそれに異議があるわけで、市長さんがそれについて……。

○議長（名古屋史郎君） ちょっと待ってください。島

村議員にお伺いしますが、病院長に対する質問が関連の中にござりますか。（「ございません」と呼ぶ者あり） それじゃどうぞ。（「どうも」と呼ぶ者あり） 御苦労さまでした。市長。

○市長（森田喜美男君） 私の勘違いであればもちろん訂正をしなきゃなりません。あの地域の、いまの鼻炎が発生しておるのがブタクサと関係があるというふうに言われているよう聞いたものですから、それで申し上げたわけとして、それ私はそういうことを申し上げている今までのあれもありませんし、この東京医科歯科大学の、再度申し上げますけれども、先生がそのように断定しているといふなら話はわかるんですけども、私が断定したということになりますと、これは問題ですよ。（「それはそうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ですから間違っている点はすべて訂正をいたします。（笑声）

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） 突っ張るわけではございませんので。（「そうだよ」と呼ぶ者あり） （笑声） もう皆さんもお疲れでありますし、早く終わりたいと思ってるんですけども、答弁っていうか、中にまたそういう言葉も出ましたので、つい時間が長くなりましたが、以上でブタクサ公害についての質問を、終わらせていただきます。大変どうも長時間ありがとうございました。

○議長（名古屋史郎君） 次に島村孝志君の関連質問を許します。

○二十九番（島村孝志君） 市川議員の雑草公害問題に関連をいたしまして、一点のみ質問しておきたいと思いますが、緑と清流というような言葉がよく使われておりますけれども、雑草も緑のうちだという御意見もあるようですが……（笑声）

でブタクサはやっぱりこれまで、ブタクサは確かにアレルギー性疾患の原因だということは、これは学問的にはっきりしておりますし、だからそのことがあそこへ出ておる鼻炎症状であるというふうにおっしゃっているんじゃないですか、そういうふうに受け取ったもんですから、私の言い方が間違ってるかも知れませんが。断定をされたというふうには、申し上げてないが、関係があるようにいまおっしゃったように思います。（「いや違いますよ」と呼ぶ者あり） 間違つてることは間違つてると、こういうふうに訂正いたします。

○議長（名古屋史郎君） ちょっと待ってください。市

川議員が断定してることのお言葉もあったように私も聞きましたが。（「議事録に残ってんだよ」と呼ぶ者あり） 市長。

○市長（森田喜美男君） ですからあの地域で発生しております症状が、ブタクサに起因するというふうに市川議員が御指摘になつていると、こういうふうに受け取つてゐるから、そうじゃないんですか。

○議長（名古屋史郎君） 市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君） ほかの場所で、こういうことで市長と私のやりとりならあれですけれども、速記録に残つて、後で市川議員がまた市川さんが九月議会で、このようにブタクサ公害でそれは断定してることになりますと、後々私が言つたことが、きちっと何年たつても残りますので、これもやはり環境との関係だと思うんです。緑と見れる雑草もありますし、非常に公害あるいは災害をもたらす雑草もございまますし、そういう中でそれぞれの雑草の生える場所も、公有地といいますか、さらには個人の所有地等々あると思いますが、特にこの中で質問しておきたいことは、個人の所有地の問題についてお伺いしておきたいと思うんですけども、個人のそういうふたつといふやうな緑と見えない、いわゆる公害あるいは災害の可能性のあるそういう環境の住民から、それらいままで市の公害課あたりに、何とか雑草をひとつ刈り取つてほしいという要望が、たびたびきていると思います。当然その段階では、若干時期の遅い早いという問題もありますけれども、刈り取つていただけてるようです。それらについて、しかばその次の年あるいはその次の年には、それらについてどういうふうな取り扱いを練るのかについて伺いたいと思います。一回、そのへんについて御答弁をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） お答え申し上げます。大分雑草問題につきましては、いろいろ市民の方の御協力等もいただいておるわけでございますけれど、まず私の方として事務的に、ことしから公園をまず整理したわけです。それから草地台帳というものを整理いたしました。それでその年に、ことしながらことしそういった方があつた場合は、これを台帳に記載しまして、必ず一つの記録にとどめておくと、これはもう

所在等もはつきりいたしますから、それに基づいてもし次の年にそういう状態になった場合、これはバトロール等で、市としては発見には努めていますけれど、もしそういう状態にある場合には、とにかくその台帳によって即刻通知なり連絡等をして刈ってもらう、こういうことで態勢は整えております。

お、さらにことしから、その該当者に対しましては、いわゆる条例の趣旨と申しますが、こういった問題、それからシステム、雑草に対するいろいろなシステムがございますので、事務的な問題でございますけれど、こういった問題、そういうバンフレットをつくりまして、その本人にはお渡ししてございます。

○議長（名古屋史郎君） 島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君） 従来ややもすると、言つたその年には刈っていただけますけれども、どうもあくる年になるとまたそのままになってしまいます。頼んだ市民としては、市といふのはそのつどそのつど毎日頼めばやってくれるのかと、どうもひとつそのへんの取り組みが甘いんじゃないかというような見方をされますので、いま伺ったところによると、ことしからそういう態勢を整えたと、こういうお話をすから、その態勢に期待をいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） これをもって十四の二、雑草

（俗にブタクサ）公害問題について問うに関する質問を終わります。

お詫びいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時五十七分 休憩 午後四時二十一分 再開 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十七の一、五十二年度小・中学校（三小、平山小、八小の過大校解消）建設の見通しと都立高校の増設を実現させるためにについての通告質問者板垣正男君の質問を許します。

○七番（板垣正男君）

五十二年度小・中学校、特に三小、平山小、八小の過大校を解消するという意味での建設の見通しと、都立高校の増設を実現させるために、幾つかの考えを述べながら、来年度に向かっての市側の計画、決意をお伺いしたいと思います。

（七番議員登壇）

御承知のように今年度、五十一年度の日野市の主要な施策の第一の柱に、教育問題が掲げられております。この教育問題は、

施設の整備、拡充にあわせまして、当然その内容をより子供たちの教育の充実を図る面での、重点施策と思われますけれど、この中で教育施設の拡充、整備については、これまでの議会の中で審議されましたように、すでに中学校一校、小学校二校の建設の見通しが立てられ、予算的な裏づけも行われているものであります。特に今年度の特徴の一つといいたしまして、プール

の建設あるいは体育館の建設も予算化されたということでありまして、このことは大きな評価として私どもは受け取っているわけであります。体育館については、若干五十二年度に食い込むというようなこともあるわけでありますけれど、しかし大部 分五十一年度中に建設の見通しが立てられたわけですから、それがなりの努力に対して理事者並びに教育委員会については、評価も与えられると思います。そこで私は、こうした今年度の実績に基づきまして、五十二年度以降の学校建設を今日の時点どのように計画の作成と、そして財政的な見通しを立てるべく検討が進められているかという点についてお伺いしたいわけであります。私どもに、今議会配布されました教育委員会発行のまとめによりますと、今後三年は、二、三校の割りで建設していくかなければならない、こう述べられております。ちょうど九月から来年にかけて、五十二年度の予算の編成時期でもありますし、今議会で来年の見通しを質問するということは、それなりに時宜を得た適当な質問であると……（笑声）私は考

えるわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）過大校と申しましても別に定義があるわけではないであります。仮に私は、千名以上の児童数を数える小学校の場合、来年度三小、平山小、滝合小がいずれも千名を、今年度も超えておりけでありますけれど、なおかつ超えるという状況になっております。

中学校にいきましては、一中、二中はすでに千名を超えております。七生中については、今年度新たな五中の建設によりて解消されるわけでありますから、私の質問の表題には中学校は括弧の中には入っておりませんけれど、これもあわせて御答弁の中に含めていただきたいと思います。このように千名を超える児童数を数える小学校を、一応過大校といたしまして、来年度建設をしていかなければより一層教育内容にもマイナス的な影響を及ぼすということは、すでにこれまで議会の中でも多く論議されてきたことであり、かつての潤徳小学校の例にもはっきりとあらわれてきているのであります。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

そこで質問したいのでありますけれど、来年度の小学校三校の建設を、今日の時点で行うというふうに市側は計画されていますのかどうか、この点をひとつお伺いしたい。あわせまして、プールの建設、体育館の建設におきましても、今年度の実績を踏まえまして、一層努力すると……（「借金は限界だよ」と呼

ぶ者あり）こうじうことも市民とすれば非常に期待の高い要求でもありますから、この点をはつきりと申していただきたいと思ひます。その際、財政的な裏づけをどうするかということになるわけでありますけれど、今議会で制定されました公共施設建設基金条例の適用などについても考慮されてるのかどうか、この点もお願いしたいと思います。さらに財政的な裏づけはさまざまなもので工面しなければならないと思いますけれど、最悪の事態でも債務負担行為等によって、この学校建設を実現していくんだと、こういう考え方であるかどうかも含めて御答弁いただきたいと思います。（「議長「即決だ」と呼ぶ者あり）（笑聲）さらにこの問題の最後といたしまして、現在の学校建設における国の補助基準がなかなか改善されない、そのため莫大な超過負担を強いられる、こういう状況にあるわけでありますけれど、中でも体育館の補助基準の改善を、超過負担の解消とあわせまして、一歩進める必要があるのではないかと思ひます。たとえば校舎の建設については、児童数の増加を、二年なり三年を見越す基準の補助基準になっております。しかしながら体育館の補助基準というのは、単年度の児童数を基準とする補助基準になつてゐるということから、なかなか校舎の建設年度に補助金を得るという方法がとれずに今日まできたという実情にござります。こうした補助基準の改善を、日野市はもちろんでありますけれど、各市共同して具体的な改善項目の中に取

うしても日野市にも都立高校を増設させると、こういうことが必要なのであります。高校が不足するとどういう状況があらわれるか、教育の面に限つて一、二申し上げますと、一つは成績によつてあるいは分けられるという問題があるはずであります。公立を希望しているにもかかわらず私立に回されるというようなことや、教育の面における差別、選別がすでに高校時代から行われるという問題、二つ目には教育費の父母負担の増大があります。また通学が遠距離になりますと、国鉄運賃の値上げ等によりまして、通学費が非常に高くなる、こういう問題も新たに出ておりますし、三つ目にはますます高校が過大化をする、過大校になる、こういう問題も出てくるわけであります。これらの教育面からの問題等も解決するためにも、高校の増設が当然必要になつてくるわけであります。

それで市側のこれまでの一年間の都立高校誘致の、具体的な努力の展開がどうであったのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの質問につきましては、関連質問者があれば挙手を求めます。なければ板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。第一点の御質問は、来年度つまり五十二年度の小学校とそれから追加になりました中学校問題、この問題につきまして、

ぶ者あり）こうじうことも市民とすれば非常に期待の高い要求でもありますから、この点をはつきりと申していただきたいと思ひます。その際、財政的な裏づけをどうするかということになるわけでありますけれど、今議会で制定されました公共施設建設基金条例の適用などについても考慮されてるのかどうか、この点もお願いしたいと思います。さらに財政的な裏づけはさまざまな方法で工面しなければならないと思いますけれど、最悪の事態でも債務負担行為等によって、この学校建設を実現していくんだと、こういう考え方であるかどうかも含めて御答弁いただきたいと思います。（「議長「即決だ」と呼ぶ者あり）（笑聲）さらにこの問題の最後といたしまして、現在の学校建設における国の補助基準がなかなか改善されない、そのため莫大な超過負担を強いられる、こういう状況にあるわけでありますけれど、中でも体育館の補助基準の改善を、超過負担の解消とあわせまして、一歩進める必要があるのではないかと思ひます。たとえば校舎の建設については、児童数の増加を、二年なり三年を見越す基準の補助基準になつております。しかしながら体育館の補助基準というのは、単年度の児童数を基準とする補助基準になつてゐるということから、なかなか校舎の建設年度に補助金を得るという方法がとれずに今日まできたという実情にござります。こうした補助基準の改善を、日野市はもちろんでありますけれど、各市共同して具体的な改善項目の中に取

り入れまして、今後運動を進める必要があると思います。教育委員会の資料等を拝見いたしましたと、来年五十二年度は、三多摩二十六市の中で、小・中学校二十六校の建設計画になつております。共通する課題を掲げておるわけでありますから、担当者あるいは理事者等あらゆる機会を通じまして基準の改善を迫つていくことが必要だと思います。この点を加えまして御答弁いただきたいと思います。

次に私は、高校問題について質問を行つていきたいと思ひます。高校問題はちょうど一年前の九月議会で、わが党の竹ノ上議員が取り上げまして、都立高校の増設を市側に促しております。さらにその質問を、一步前進させる意味で、また理事者側のこの一年間の取り組みについて、どう具体的に展開されてきましたかなどについて質問をしていきたいと思います。いま中学生の中では、こういう歌がはやっているそうです。（笑聲）君が十時に眠るなら、おれは夜明けの二時に眠る、以下は約しますけれど、受験地獄の一面を、中学生自身が、こういう表現によつてあらわしているわけであります。三多摩全体の浪人數が、年々増加するという統計資料もございまし、日野市におきましても高校入学問題は依然として深刻な問題であります。特に議員の方の中でも、受験期を控えた子供さんを持つておられる方は、一層深刻であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういう市民共通する問題を解決していくために、どう

今日の時点でどう考えているか、こういう御質問でござります。さらに加えて財政的な問題もつけ加えられてござりますが、現時点の小学校並びに中学校の考え方を申し上げたいと思いますが、御質問にもござりますように、三小と平山小学校それから八小を母体校とする小学校建設は、なるべく早い時期に取りかかるなければならないと考えております。したがいましてでき得るならば現時点では五十二年度に取りかかりたいという考え方を持っております。ただし三小につきましては、用地買収が御承知のように本年度買収を完了する予定でございます。つまり公社から一般会計に溶け込ますということで完了をいたしました。それからさらに平山小学校を母体校としますところの、仮称十九小学校につきましても本年度におきまして、買収の見通しが立っております。

あと八小を母体校といたします校地でございますが、現時点では確定をいたしてございません。目下この取得につきましては、努力を重ねておりますし、さらに近くは学区の皆さま方の御協力をいたゞくべく会合等をもつ予定で、なんとか本年度におきまして八小を母体校とする仮称十六小学校の校地買収を、完了いたしたいという予定でございます。そのつもりでおります。これが完了いたしました暁に校舎建設に入るわけでございます。この三校につきましては、どうしても五十二年度で手をつけたいと、こういう考え方を現時点では持っております。

それからいま一つ追加になりました中学校の関係でございます。すけれども、一中を母体校とし、さらに二中を母体校とする一校の建設でございますけれども、これは現時点では用地のめどがついておりません。これもなるべく早い時期に買収行為に入らなければならぬと思ひますけれども、五十二年度におきましては、無理だと考えております。したがいまして前段の三校の小学校につきましては、何とか手をつけたいと、こういうふうに考えております。それから加えてその学校建設ばかりでなく、プールと体育館の問題はどうかということなんです。御承知のようにプールにつきましては、文部の補助はございません。しかしながら本年度、御承知のように文部の社会教育面の補助金を、若干ちょうどいをいたしました。したがいまして来年度もそういう形でぜひいきたいと、現時点では考えてございます。それから屋体でございますけれども、御指摘のよう、当年度の五月一日現在の指定統計の学校調査表でございましょうか、これに基づく結果によりましての屋体の補助でございます。御指摘のとおりでございます。確かに屋体につきましては、若干私どもの疑問もございますけれども、現時点の補助政策上の問題におきましては、やむを得ないものがございます。したがいましてプールにつきましては、本年度実施いたしております方法で何とかいたしたいと考えています。それから屋体につきましては、前から申し上げておきましたけれども、残念ながら現時点では一校しかございません。どうしてもあと二校はいるわけでございますが、当面一校だけでもというと大変あれなんですねけれども、決してこの問題についてございますけれども、実は取り組んでまいりました。具体的にといふと大変あれなんですねけれども、決してこの問題についてございますけれども、その担当の方でいろいろ私どもの方の教育委員会の方といたしましても、当市の高校は少ないといふことは、十分認めておりまして、教育庁の施設部が担当いたしてござりますけれども、その担当の方でいろいろ私どもの方と連絡がございます。何とか五十二年度予算に東京都は、用地買収費を計上いたしたいという考え方を、教育委員会自体では申しております。恐らくその問題につきましては、予算要求をしてまいるであろうと思っておるわけでございます。しかし何といふましても土地が問題でございまして、買収がどういくかという問題が大きな問題になります。そこで現時点では、ある地点を考えておりますけれども、まだ具体的に発表する段階ではございません。実はせんだって九月初旬だと思いますけれども、正式に市長から東京都の教育委員会佐藤教育長に対しまし

いふふうに考えておるわけでございます。しかし現時点の事務レベルではそういうふうに考えておりますが、正式には五十二年度予算で改めて御審議を賜わりたいと思つておるわけですが、その方向で目下進んでおりますというふうに加えましての財政の問題でございますけれども、御質問の中にありましたよに、本議会で御議決を賜わりました基金条例の関係、もちろん関係をいたします。そういうための条例制定でございますけれども、十分この基金につきましてはまだ積み立ってはおりませんけれども、十分五十二年度でも運用をさせていただきたいと、かように考えてございます。それから校舎建設とそれから屋体関係のこと、いわゆる補助金関係のことの御指摘がございます。これは教育委員会はもちろんのことでございますけれども、やはり東京都下市長会あるいは全国的な組織でやはりこういう問題を国にぶつけるということがまず先決だらうと思います。そこともござりますけれども、これは市長会等で私どもも提案してまいりたいと思っております。第一点の問題につきましては、若干落ちているかもしませんが、三小学校の建設付属設備といたしまして、プール、屋体、これは五十年度の現時点、事業を執行いたしております形で、何とかいたしたいという考え方を申し上げます。これが第一点の答えでございます。

それから第二点につきましてお答え申し上げたいと思いますが、高校問題でございます。御質問は、この一年間に高校誘致にどのように取り組んだが具体的にという御質問でございます。これは前にも申し上げましたように、当市の高校の必要校数は、およそ五万人に一校であろうということは、前から申し上げてござりますけれども、残念ながら現時点では一校しかございません。どうしてもあと二校はいるわけでございますが、当面一校だけでもというと大変あれなんですねけれども、決してこの問題についてございますけれども、実は取り組んでまいりました。具体的にといふと大変あれなんですねけれども、決してこの問題についてございますけれども、その担当の方でいろいろ私どもの方の教育委員会の方といたしましても、当市の高校は少ないといふことは、十分認めておりまして、教育庁の施設部が担当いたしてござりますけれども、その担当の方でいろいろ私どもの方と連絡がございます。何とか五十二年度予算に東京都は、用地買収費を計上いたしたいという考え方を、教育委員会自体では申しております。恐らくその問題につきましては、予算要求をしておるわけでございます。そこで現時点では、ある地点を考えておりますけれども、まだ具体的に発表する段階ではございません。実はせんだって九月初旬だと思いますけれども、正式に市長から東京都の教育委員会佐藤教育長に対しまし

○七番（板垣正男君） 市側の考えが説明されたわけでありますけれども、小・中学校の場合、用地の買収を早く完了させることも当然必要になるわけでありますし、より一層努力をお願いしたいわけであります。特に再度企画財政部長にお伺いしたいわけでありますけれど、予算的な措置を、基金

条例の適用も含めて、一般財源で十分賄える見通しなのかどうか、このへんを一点再質問をしたいと思います。もしまだそういうめどが立っていないことであれば、それなりに結構ですけれど、その点を確認したいと思います。

もう一点、高校の問題でありますけれど、昨年の九月議会で、竹ノ上議員に答えた答弁の中で、昨年の時点で昨年と言つておりましたから一年前かと思ひますけれど、都側にも、この辺の用地はいかがですかという案内をしたことがあるという答弁がありますが、これは最近東京都なども、日野市につくりたいという希望を持っているその土地と同一のものかどうか、あるいは違うのかどうか。先ほどの答弁では、まだ具体的に申し上げられないということございましたが、同一の土地かあるいは違う土地なのか、その点だけをもう一点確認したいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） お答え申し上げます。

第一点の御質問は、予算的措置の御質問でございます。基金条例を含めて、全部一般財源で賄えるのかという御質問でございます。これはもちろん一般財源だけでは賄い切れません。もちろん人口急増市町村でございますので、建物につきましては三分の一の補助がございます。あとは起債に頼りたい、こういうふうに考えてございます。それから用地につきましてはもちろん文部の補助がございます。しかしながらこの補助は少額で

ございます。あとは、起債の充当率は九五%でござりますけれども、これをもって用地については手当てをいたしたいと、このように考えてございまして、したがいまして御質問の一般財源だけでは賄い切れない、もちろん起債を考えてのことと申し上げているわけでございます。

それから第二点の御質問は、確かに私から東京都の施設部に對しまして案内をしたということを、申し上げました。その案内をした場所と、いま考へてる場所は同一かという御質問でござりますが、場所は違います。違う所を日下考へておるわけでございます。これは、租税特別措置法の関係等からいろいろ難しい問題がございまして、いまは同一の場所ではございません、考へておる所は、別の場所でございます。

○議長（名古屋史郎君） 板垣正男君。

○七番（板垣正男君） 予算的な措置については、債務負担行為に頼らなければならないような見通しなのかどうかと

いう点を知りたかったのでありますけれど、しかしいまの答弁で結構でございます。なお銳意努力を行ながら、用地買収をして学校建設の確実な見通しを立てられるよう努力を行つていただきたいと思います。

次に高校問題でありますけれど、御承知のように高校の増設を願う父母の要求あるいは市民の要求は高いわけですが、日野市小・中学校PTA協議会、市P協によります五月十五日

付の広報によりますと、高校問題のアンケート調査が発表されております。これはことしの三月に調査を行つたものでありますけれど、この内容は、市内各それぞれのPTAの協力を得て、小学校では五、六年生、中学校では一、二年生の父母全員を対象として、総数六千百二十枚を配布したと、要するに六千二百十人を対象とし、六五%に当たる四千十二枚を回収した結果が、ここに発表されております。この中幾つか御紹介いたしますと、こういう設問があります。もし希望どおり入学できるとしたらお子さんに勧めたい学校は、ということで都立高校と私立高校の比較がございます。都立高校は八三%，このうち普通科を希望しているのが七〇%を占めております。そのほか希望するすべての子供が、高校教育を受けられるよう、ぜひとも市は高校増設を促進してほしいと、こういう設問には九二・一%の回答が寄せられております。圧倒的多数が、市側にも高校増設の促進の努力を願つていることが、こうした調査の結果によつても明らかにされています。PTAの九二%以上ざまな意見なども寄せられておりますけれど、その一つ、二つを紹介いたしますと、こういう投書も載つております。だれもが苦しんでる高校入試の悩みを、少しでも柔げるために、一人として中学浪人などを出さないよう、必らず進学できるのだ

といふ安心感を持たせてやりたいものであります。これは一中の母となつております。こうした声に代表されるように、中学生の悩みを解消する、また将来の日本の民主的な建設のためにも、こうした生徒の教育条件を満たすということは当然必要なわけでありますし、この直接の当事者が東京都だとしても、市側にもその実現のための努力は、当然行つていかなければならぬと思います。これまで市側の努力等もありまして、今年度八王子に、東高校が開設いたしました。この東高校の開設によりまして、日野市からの生徒が九十六名通学しているという話であります。近い所に高校が建設されるならば、このように多くの生徒が、やはりそこに通学するということの実証がなされると思います。逆に減少したところには杉並、武蔵野、世田谷といったような地域の高校に入学する生徒が減少するということが、出でているのであります。都側の調査などによりますと、昭和五十五年度には約二千名からの中学卒業者がいると言われております。これは日野市だけであります。二千名からの卒業者がいるということであります。東京都も、都立高校の建設にはかなりの力を入れていると言われておりますけれど、五十五年度は三多摩五校を含めまして、七校の建設が行われております。さらに五十三年度には、生徒増を考えるならば、十校の新しい都立高校が必要と言われておりますけれど、七校の建設計画にとどまつております。こうした状況を見ますならば、先

ほど企画財政部長の説明にありましたように、五十二年度の用地買収費の計上を果たすためにも、今後一層具体的な市側の努力が期待されているわけであります。そうしたことから、土地所有者との打診あるいは橋渡し、そして説得等についても、これまで以上の努力をお願い申し上げたいと思うのであります。

こうした要望にこたえるべく市長の考え方、最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ただいま企画財政部長がお答えしたとおりと同じであります。積極的に行政をしてまいる考え方でございます。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって十七の一、五十二年度小・中学校（三小、平山小、八小の過大校解消）建設の見通しと都立高校の増設を実現させるために関する質問を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十八分 散会

十月四日

月曜日

（第十日）

昭和五十一年
第三回定例会
日野市議会会議録

第三十七号

日野市議会議録

昭和五十一年
第三回定例会

(第十日)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田	喜美男	建設部長
助役	前川	恒雄	都市整備部長
収入役	杉本	好次郎	福祉部長
企画財政部長	加藤	一郎	水道部長
市民部長	森久保	三次	教育長
生活環境部長	加藤	一郎	赤成田
			中島井倉
			又松井倉
			秀行高夫光
			作雄夫光

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

速記委託先	住所	東京都立川市曙町一ノ十ノ三	書記	雪峰
速記者	立川速記者養成所	所長	荒井	
	塩崎	亮助君	原村	
	朝倉敏夫君	根正一君	正雄君	
	木晴彦君	根正一君	君	

議事日程

昭和五十一年十月四日(月)

午前十時開議

一般質問

三、議員提出議案第三〇号 老人医療に關する意見書

三、議員提出議案第三一号 農地の宅地並課税廃止を要求する意見書

四、議員提出議案第三二号 保育所入所基準の適正化に關する意見書

五、議員提出議案第三三号 中央高速道の騒音等の対策に關する意見書

六、議員提出議案第三四号 立川自衛隊基地及び米軍横田基地航空機騒音等公害に關する意見書

七、議員提出議案第三五号 不況インフレから生活困窮者を救済する國の財政措置を求める意見書

八、議員提出議案第三六号 中小企業事業分野確保法制定に關する意見書

九、議員提出議案第三七号 自治省稅務局長通達に關する意見書

一〇、議員提出議案第三八号 五・二六「自治省事務次官通達」の撤回をもとめる意見書

一一、議員提出議案第三九号 子どもの虫歯予防に關する措置を求める意見書

一二、議員提出議案第四〇号 風疹発生に關する予防措置を求める意見書

一三、議員提出議案第四四号 公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引き下げ住宅政策を転換させるための意見書

本日の会議に付した事件

日程第一から第一三まで

午前十一時四十五分 開議

○議長（名古屋史郎君）

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十二名であります。

十月一日に引き続き一般質問を行います。一の一、行政の運営についての通告質問者、谷栄吉君の一般質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（谷 栄吉君）

数多くの通告質問が出た中で取り下げをされた方も多数いらっしゃるわけです。その中で、私にゆっくり質問をしてくれという中身の中で、取り下げをされたようなことも聞いておりますので失礼とは思いましたが、その方々の分まで含めてやらせていただきます。標題の中で行政の運営について民営とのアンバランスが大変目立つて、市長はどの辺でこの労働力を食い止めようとしているのか、とうことで一点お伺いたしましたが、近年日野市もベッドタウン化された中での人口増、これに伴う市職員の増員は市民サービス上、必要欠くべからざるものがあるわけでござります。これらにつきましては多数の市民の認めるところでありますが、またもちろん人口に伴う定員数もございまして、財政悪化の中での各市とも人減らしをせよとうような風潮も出ておるわけでございます。しかし、それはさておきまして、世俗に申します適材適所がなされているのかどうか、ここに問題があるわけでございます。これが一番大事なところでございまして、私とい

たしましては強く訴えるわけでございます。いにしえより水は方円の器に従い人は善惡の友によるたとえもござりますが、その中でも私の指摘したい事項は適材適所なるものでございます。これがはたして万全な配置が行つておるのかどうか、窓口にしても市民の相談には細かい点まで、それこそかゆいところへ手が届くようなそれらが必要ではなかろうかと思われます。ところがなかなか口で言うは易く行うは難しとか申しますが、全般的ではございませんが一部にはまだまだ非常に不親切な職員がおられるやに聞いております。市へ訪れる市民の方々はなかなか自身については満足しておりません。そこで担当職員にお聞きするところが、なかなか要点をはつきりと説明をしないままに書類を突き出されてここに所定の事項を書き入れりやいんだよと、そういうふうを取り扱いをされ、非常にふんまんの中で帰つて来ると、そういうことはたしていいのかどうか、それはもう一目瞭然でござります。もう少し親切な指導を行うべく市長としてはどのように職員に対しての態度表明をしておるのかどうか、これらをお聞きしたいわけでございます。これを一つの企業に置きかえて考えるならば市長は社長でございます。朝の訓辞等も行うわけでござります。それらをはたしてやっていらっしゃるのかどうか、民営で言うならば十三万程度の人口では、いまの職員の半分ぐらいでそれでもまあゆうゆうところをしていくるわけでございます。細かく申せと言えば申しますが、

かしめます。これは一生どうしようもないことでございまして、無理に直そうと思つても、この個性といふものは直るわけの問題でもございません。そこで適性ということばが使われるわけですがございますが、市長は時として行なう配置転換にはどのような神経を使ってこの配置転換を行なつておるのか、ただたらい回しでぐるぐる回しておるのかどうか、それらをお聞きしたいわけなんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）一人一人の心中までも見通して把握するということは、これはなかなか大変なことでございましょうが、少なくとも朝の訓辞等を行う中で、少なくとも市長さん程度の方々でございますすれば、おおよそその態度でこれらが見通せると、このように思われるわけでございます。それによりまして、かなりの成果が上がるんではなからうかと、このように考えるわけです。今後当市に人口増は

全部やつちやつて。

して、是正に踏み切らなかつたのが事実でござります。なぜ貴重な市の財源を使ひ広報に掲載しながら途中で実行されなかつたのか、市長の真意をお伺いたしたいと思います。財政をあずかる市長さん、大きく格差のあることを十分知りながら、このような私物化的な扱いを平然と行ってよいものなんでしょうか。市民はお互に受益者負担なるものについて、すでに了解をしておるのが現況でございます。園児一人についても市の負担がどのくらい出されてあるのか、それらも十分熟知しておるようでございます。市長はこの際、是正に決断する大きな責任を迫られておるわけでございます。その点、市長の見解を明確に御披露いただきたいと思つております。なお五十一年度においての幼稚園の、何と申しますか、確保数と申しますか、それらがどのような数字であるのか、それらとあわせて五十二年度入園児がどの程度に見込まれておられるのか、なお空室がどのくらい予想されるのか、なお私立幼稚園の入園料年額いくらであるのか、補助金がどのくらい出ておるのか、なお保育料、その他で園児一人が私立幼保の一切の年額が一人どのくらいになつておるのか、それとあわせて公立の幼保の入園料、保育料がどのような金額に父兄負担がどのくらいになるのか、それらの数字をお聞かせ願いたいと思ひます。これは教育課長さんの方の分野に入ろうかと思われますが、その点一つお答えをいただきたいと思ひます。

統率についてはあまり内政干渉になるので差し控えますが、やはり適正配置の中で意欲を燃やしてあげるならばこんなことは気がつく道理でございます。一点挙げるならば第一小学校はこの当市庁舎のすぐお隣りでございます。とうから呼ばれておりまして体育、屋内体育館でござりますが、これらの屋根を見ましても、もう赤くさびて腐りこむ寸然でございます。いまにも大雨が降れば雨もりが始まる、またもう数回議会内でも指摘されておる小学校の給食の雑排水、これらを生で用水堀へ流しておると、こうじうふうなことが指摘されながら、それがまだ是正されておらない個所も何ヵ所か見受けられるわけでござります。そういういた今後のことにおいてもやはり意欲がなければ、それが何にも役に立たない、せっかくいい人を配置したなあと思ひながらも、それを知つてしながらやろうとしないことは、やつぱり知らないことと同じことなんで、それらを市長はどのように考えて配置転換を行つておるのか、そういうことを一点点お聞かせいただきたいと思ひます。あと続けていいですか。

全部やつちやつ。

○議長（名古屋史郎君） これに關してね。

○九番（谷 栄吉君） これだけなんですよ。行政の運営はね。（「時間いっぱいありますよ」と呼ぶ者あり）いへですか、全部やつちやつします、じゃ質問は。もう一点お伺いするわけでござりますが、昨今とみに庁舎内に公用または公共用

次に神明上区画整理進行について質問をいたします。当初神明上区画整理完成は、すでにもうとうに経過をしておりますがいま進行はどの程度になり、いつこれが終わるのか、非常に不安を感じる一人でございます。と申しますのは、遅れにしたがってこの收拾に区画整理で生み出す費用以外の一般財源がありますます食い込まれていくんではなかろうかと推測されるわけでござります。その点、市はどの程度的をしぼって進めようとしているのか、それをお聞きしたいわけでござります。なおこの神明上については非常に区画整理もやりにくく予算の中であることは十分承知しておるわけでございますが、何と申しましても遅れば遅れるほど自然の状況もなかなかわれわれが推測するような状態ではございません。すでにもう遅れたという中での日野坂途中のがけ崩れの事故等も発生しておるわけでござります。あれが決められた年限で上がっておればあのような事故もなかつたわけでござります。するするするといつまでもベトコンのような状態では、これは市民に対しても非常に申しわけないんじやなかろうか、このように考えるわけで御指摘しておきます。それに並行いたしまして道路もおおよその必要に応じてつくるもんとございまして、道路工事にしても、これはあまり言葉では強い指摘になりますが、ずさんな監督ではないかと思われるような箇所でござりますが、これは計画、設計の段階か、どちらに属するかわかりませんが、ひとこと指摘いたしま

す。非常に日野市内においては、地盤の非常に固いと言うか、強度と言うか、そういうところと、それから黒ぼかの非常に深い、そういう非常に軟弱と言うか、地盤の軟弱と言うか、そういう個所があるわけでございます。それら十把一からげの中での設計ということになりますと、いきおい予算にも響いてくるわけでございます。あの軟弱なところと、地盤のやや強度のところとの比較の中でどのような設計単価を折り込んでおるのか、軟弱なところへ地盤の強度の、いいところの設計でやったならば当然舗装のいたみも早くなるわけでございます。第七小学校の前通りなどは施行完了して半年ぐらいでもう既に穴があいておるというような、そういうふうな個所が方々に見受けられるわけでございます。せっかくお金をかけて舗装することですから、俗に言う安物貰いの鐵失いということであつてはならないと思ひます。それらの設計をどのように行つておるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

もう一点お伺いするのは、それにまつわる路面の勾配についての設計ができないのかどうか、日野のあれは多摩信用金庫ですか、あそこから豊田の吹上区画整理地内へ抜けるあの都道の路面の勾配でございます。それと七小前から市庁舎へ抜けるあの道路の取り付、接点地点でございますが、どうもわれわれが車で通る場合はいざ知らず、単車、自転車、まあ自転車はともかく単車などで進行する場合に非常にアップダウンが多いわけ

でござります。それに伴いまして、事故等も懸念されるわけでござります。あのような勾配でなければしかたがないのか、もう少しゆるい勾配でも砂利道と違いますから、雨水は当然低いう方向へ流れるところで、あの程度の勾配でなくともよろしくなんじやないかと、ほかの道路を見てもあれほど強い勾配ではないわけでござりまして、その点どのような設計で行われたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）　　ただいまの質問につきまして
て関連質問があれば挙手を求めます。

○議長（名古屋史郎君）答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問に対しまして私からお答えをすべき点を順序をおつてお答えをいたします。第一点のこの市の職員の御指摘のことではありますが、現状は人口は年々ふえつつありますけれども、財政上のことも勘案いたしまして、なるべく人員増は行わない形で、しかもサービスに後退等のないようにしようとすることで、理事者、職員もろとも努力をしておるわけでござります。しかし、人員補充のみでは、欠員補充のみでは不十分な面もありますので、多少の事業の増加

それから職員の適正配置のことですが、これもなるべく本人の個性を尊重いたしまして適正配置をしておるわけではあります。完全無欠ということではないと思っておりますので、今後必要な措置を行っていくべきやなんないと、こう考えております。なかんずく士気の高揚でありますとか、意欲の高揚につきましては、これは大変必要なことでありますので、そういう効果が現れますよう、そういう考え方で職員の勤務態度、なまづに日常の指導を行いたい。どう考えるわけでござります。

欠点がございましたら、できれば具体的に御指摘をいただきまして、それにつきましての、この改善をやっていきたいと思います。その例の中で一小の屋体の屋根のこととありますとか、あるいは公共施設汚水の排水のことについても御指摘がありますとか、したが、これらはすでに気がついておることでありますので、今後予算措置を行って市民の方から指摘されることのないようになさきやなんないと思つております。

それから役所の中のところどころに広告物があるといふような御指摘でありますが、これは最近目につきますのは組合がビラ等を、これは一つの運動の形で多少逸脱をしたとれる広告等も行つてありますので、これにつきましては、すでに内部で指示を行いまして適正化を行つておられます。

それから、その公私立幼稚園の格差の問題であります。格差をなるべくなくしたいという基本的な考え方であります。特にその格差の問題とは離れまして、市の行政、財政の水準、能力等のこともかかわりまして、公立の幼稚園が五歳児だけを募集をすると、こういう限度にしなければならないと考えております。その結果空いた教室をなぜ使わないかという御指摘もありますけれども、ここしばらくその原則を実施しておりますうちに、市民の方にも慣れていただきまして、また私の園の方もそれに応じていただく体制ができるんではなかろうかと思つております。それらのことにつきましても、今後一層詰めを行

つていく考までござります。保育料の値上げをなぜしなかったかということであります。これにつきましては広報等で説明をしておりますとおり、内部の検討をいたし、また市民も共感をいただくふうなPRを行つております。現在はその時期の見送りということで経過いたしておますが、いずれそういうことを実施しなければならない課題であると、こう考えております。ただこの幼稚園は、いま、つまりなるべく五歳児につきましては、空教室ができるとすら言われておりますので、なるべくひとつ公立に移行をしていただく意味も持ちまして、来年度の値上げはしないという方針であります。

それから第四番目の神明上の区画整理関係の問題でござりますが、たしかに始めましてからすでに二年余を経過しておりますが、まだ完了までにはいっておりません。これは財政の事情等もありましたし、駅前周辺のなかなか困難な問題もありましたし、その財政計画の少ない立て直しで現在取り組んでおります。五十四年の完了を目途に予定をいたしております。私から以上とのおりお答えいたします。

○議長（名古屋史郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君） ただいま谷議員の方からの御質問の中での公立幼稚園と私立幼稚園の格差の問題、ならびに五十二年度におけるところの公立幼稚園の予想される

空き教室と、この点について教育委員会としてどんな具合にとらえておるかとどう御質問でござりますのでお答えいたしたいと思います。昨年五十年度のですね、私立幼稚園の保育料、これは私立幼稚園が全部で十一園でござりますけれども、ほとんどの幼稚園が八千五百円から九千円と、十一園のうち九園までが八千五百円の保育料でお子さんをお預かりしているんだ、なおこれとは別に入園料といふ形で三万五千円から四万円の範囲での入園料を入園する際に徴収していると、このことは、私立の幼稚園の場合には大部分が二年保育といふ形を取つておりますので、結局月にならしますと、その千五百円程度の保育料そのものが、二十四カ月で割りますと、千五百円程度の月額になるわけでござりますけれど、八千五百円の保育料と、月額千五百円の入園料の平均、これを合算いたしますと、大体月々一万円の保育料といふものが私立幼稚園の場合には必要になつていたと、本年度、この五十一年度に入りまして各園とも保育料入園料等につきましては、これは幼稚園の先生方の入件費のアップとか、その他から保育料について約千円、それから入園料の平均について三百円程度の値上げを行つておりますので、実質、現在の私立幼稚園の園児一人頭のです、この月額といいますと、一万一千三百円程度が平均になるのではないかと、こういうように推定しております。これに対しまして市の方から五歳児の場合は四千円、四歳児の場合は二千円の補助が

出ておりますので、その補助を差し引いた父母負担等に直接かかる負担といたのは、四歳児の場合九千三百円、それから五歳児の場合七千三百円程度の負担が直接父母の肩にかかるといふこと、公立との格差がどれくらいあるかといふことでございまして、公立の場合には、入園料といふのが徴収しておりませんし、月額千五百円といふ形での保育料をいただいているという関係から、五歳児の場合、それから四歳児の場合、四歳児で申しますと、いま市の方から補助している一千円を差し引いた九千三百円と千五百円との格差と申しますが、これが七千八百円程度の四歳児の場合には格差があると、同じく五歳児の場合については四千円補助している関係から五千八百円程度の公私立の幼稚園の格差がある、こういう具合にとらえておるわけでござります。それからなお五十二年度におけるところの公立幼稚園の予想される空き教室、これはどんな状況かといふ御質問でござりますけれども、五十一年度の募集の際におきましたは、一応第一幼稚園、それから第三幼稚園、それから第四幼稚園、この三つの幼稚園にはそれぞれ四歳児クラスといふのが一学級ずつございまして、その後、子供さん方が五歳児に進級してきてるんだと、こういう関係もございまして、各園に對して募集を行つたわけでござりますけれど、いま申し上げました三園についての三クラス分につきましては、一応施設の状況の中からその分だけ減らした募保を行つたわけではございません。各園とも一応この

募集人員に対して応募してきた子供の数というのが第四幼稚園を除きましては、ほほこの適正と言ひますか、ちょうどこの日いっぱい、いわゆるそのふるい落とすような状況もなければ、あるいは非常にこの応募者の数が少なすぎて教室が空いてしまうという、そういうこともありますんで、ちょうど日いつばいの応募ができたと、ただ第四幼稚園につきましては、御承知の方が多いと思ひますけれど、これは例年の傾向でござりますけれど、二十名前後の応募者しか最近ですね、ここ二、三年ないといふことで、第四幼稚園については一教室の空き教室が出ているわけでござります。五十二年度についてはどうかと、こいつら御質問でござりますけれど、いま申し上げました第一、第三、第四、これにつきましては四歳児から進級してきました五歳児もここで一齊にこの来年三月に卒園して行きますので、もし募集をして昨年度なみの応募者といふところで落ちつくような結果になりますと、第一、それから第三、ならびに第四幼稚園、第四幼稚園の場合には一クラスといふような形で、合計四クラスぐらいの教室の空きといふものが出でてくる可能性もござりますけれど、これはあくまでも昨年度を一つの基準にしての推定でございまして、十月の十四日から十六日にかけまして、公立幼稚園の方の園児の募集を行つておりまして、十月の十六日過ぎになりますれば、それらの結果等につきましてもはつきりした数字の上の結論が出るんではないかと、こんなふうに考え

とで、特に舗装といふことでなくて防じんといふ形で、つまりほこり止めですね、そういうような形で行つたものでございます。その後、その防じんといふ形で何年か持つておったわけでござりますけれど、その後そこに水道管、これは利根分水からの本管を入れるという形になりました、さらにその防じんをしたところが掘り返されまして、また非常に悪い舗装になってしまつたと、そういう具合に繰りはぎだらけの復旧といふような形になつておりますので、現在のような形になつておりますが、最終的にはこれらを全部、もちろん御指摘の一一番の軟弱の点を調べましてそれぞれの設計によつて処理するつもりであります。それから三番目のですね、路面の設計についての、特に勾配の最高限度が定められております。いまの都市計画街路の二・二・三についてだけ申し上げますと、これは勾配が最高一三%、これ以下で抑えなければならぬといふ規定になつております。一三%と申しますとかなりきつい勾配でござります。旧甲州街道にあります六号線という踏切のそばの一一番急の坂がござりますが、あれが一%でござります。ですからあれより下の十をつゝ勾配まで道路構造令では許されているとい

募集人員に対し応募してきた子供の数というのが第四幼稚園を除きましては、ほほこの適正と言ひますか、ちょうどこの日いっぱい、いわゆるそのふるい落とすような状況もなければ、あるいは非常にこの応募者の数が少なすぎて教室が空いてしまうという、そういうこともありますんで、ちょうど日いつばいの応募ができたと、ただ第四幼稚園につきましては、御承知の方が多いと思ひますけれど、これは例年の傾向でござりますけれど、二十名前後の応募者しか最近ですね、ここ二、三年ないといふことで、第四幼稚園については一教室の空き教室が出ているわけでござります。五十二年度についてはどうかと、こいつら御質問でござりますけれど、いま申し上げました第一、第三、第四、これにつきましては四歳児から進級してきました五歳児もここで一齊にこの来年三月に卒園して行きますので、もし募集をして昨年度なみの応募者といふところで落ちつくような結果になりますと、第一、それから第三、ならびに第四幼稚園、第四幼稚園の場合には一クラスといふような形で、合計四クラスぐらいの教室の空きといふものが出でてくる可能性もござりますけれど、これはあくまでも昨年度を一つの基準にしての推定でございまして、十月の十四日から十六日にかけまして、公立幼稚園の方の園児の募集を行つておりまして、十月の十六日過ぎになりますれば、それらの結果等につきましてもはつきりした数字の上の結論が出るんではないかと、こんなふうに考え

ております。特に現在の五歳児と現在の四歳児を比べますと、四歳児の数が五歳児よりも三百名ほど上回つてゐるといふような状況でもございますので、それらの問題も含めましてこの問題につきましては、一応本年度のその募集が終わつた状況の上でどれくらいの教室の空きが出るかといふ質問についての推定はできると思いますが、それまではただ昨年度の応募、それをですね基準にしての推定でござりますので、あくまでも推定といふ形で御理解しておいていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　　○区画整理課長（小島久君）

区画整理課長。

一 点目の点につけては市長の方からお答えがありましたので省略させていただきます。

二 点目の道路工事が計画、設計の段階でずさんであったのはないだらうかと、特に七小前の道路についてはこれしかりだ、こういう御指摘でございます。これはですね、神明上の四十二万坪の工事をやる最初の工事として区画整理のですね、最初の工事として施工したものでござります。それによりますと、つまり中央線で分断されておりますので、橋と御指摘の道路を含めて工事上の道路が通過できるような形で施工したものでありますから、したがつてその時点では舗装といふような計画はなかつたんでござりますけれども、付近の農地、あるいは建物が何軒かございましたので、そういう方々の被害を防ぐといふことを

うことでござります。ところがそれをやりますと、非常に期間は短くて済みますけれども、それに張りついてくる民有地の利用が非常に落差が大きいものになつてしまつたわけでござります。といたことでいろいろ検討した結果、たしか七・五%ぐらいでおさめてあると思うんでござります。七・五%である程度の勾配ですから、これをもっと振りに五%とか四%とかもっと緩やかな勾配にしますと、のり足がもつと長くなつてくるわけですね、そういうような問題もありまして、特に高低差のあるところについては、その道路に張りついている民有地の利用と、それと道路を使う利用者、交通量、そういうようなものを全部含めまして、その中でこのくらいが適當であろうといふことを協議して定めたものでござります。同様に二・三・三も、この路線も同じでござります。そのようなことで決定したものでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　　ほかに答弁の方いらっしゃいますか、ありませんか、谷栄吉君。

○九番（谷栄吉君）　　先ほど市長の方からの答弁でございましたが、私どもの耳に入つておる時点で住民サービスの悪さといふのは指摘されるわけでござりますが、市長はないといふと、最近ではなくなつたといふような答弁でございましたけれども、事實ございましたので私は指摘をさせていただいておるわけでござります。専門的ですから個人名は申しませんが、まあ

た後日そのようなことがありますれば、名前を指摘をさせても
らわなければならぬ、そういうふうな考へでござります。き
ょうのところは指摘はいたしません。そこでやはり月に一度ぐ
らいは市長みずから職員の陣頭に立つて本庁舎内の職員の訓話
等もやはり必要ではなかろうかと、このように思われるわけで
ございます。その点を強く指摘してこの問題は終わらせていた
だきますが、先ほども申しましたけれども、格差は正といふ面
での指摘でございますけれども、当然財政逼迫といふ中で東京
都の指導のもとでの財政逼迫、これらもあるわけでござります。
例を挙げればくみ取り料の無料化をふりかさした美濃部知事の
失態でもございますし、真に受けた市長部局の方の読みの甘さ、
これらもあつたわけでござります。指摘すればいろいろ出てくる
るわけでございますが、市政の失敗は許されないわけでござい
ます。是正という面での市長の考えを聞いたわけでござります
が、どうも何か焦点をぼかしておるようでござります。やはり
受益者負担というたてまえの中でやはり上げるのは上げ、そ
の中でもうどうしてこの家庭は困るというところには、やは
り生活補助も出るわけでござりますし、またそのような家庭に
はやはりかかるべく財政援助があるわけでござりますから。当
然これに対しての前向きな姿勢を市長に問うておるわけでござ
います。日野の市政の失敗の一ページを飾らないためにも、市
長の前向きな姿勢を要求するわけでござります。これに対しても

明快な、もう少し細かい面での御回答をお願いしたいと思いま
す。このまたやつぱり財政面に入つてくるわけなんですが、た
しかに区画整理の課長の説明で非常にまあ限られた予算の中で
やつておるわけですから、まして神明上については非常に減歩
率が低いためのこともよくわかつておるわけでござります。そ
こで必要道路、最大限の必要道路、これはこの庁舎が完成のあ
つかつき、市民は四方八方から市庁舎へ向つていろいろの用足し
をされるわけでございます。その中でどうも南部地域また東部
地域の道路開発が遅々として市庁舎完成にはどうも間に合わな
いような様相なんで、さらに指摘するわけでござりますが、そ
れらを市長はどのように考へておるのか、本会議でもいろいろ
質問があつたわけでござりますが、東部地域については、一・
三・二・一・三・一を利用して少なくとも、通称川崎街道、こ
れは高幡街道とも言つておるわけでござりますが、そこまでの
接点を完成させたいんだと、そういうふうな点を答弁しておる
ようでござりますけれども、はたしてこれがいつできるのか、
全然まだ手をつけていない、雲のような、まほろし道路をね、
市長とね、結びつけるようなことではどうもわれわれとして、
東部に住んでおる人間として納得できない、南部に住んでおる
市民についても納得できねえんじゃないかと、できるんだ、で
きるんだとかけ声だけでもって、ちっとも前向きの姿勢じやな
いように見受けられるんですが、その点いつ頃完成するのか、

おおよそのことをひとつお答え願いたいと思います。お聞かせ
願いたいと思ひます。じゃとにかくそれだけとりあえずお聞か
せ下さい。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）

幼稚園の公私に関する格差

ということを言われておるわけですが、もちろん原則といふし
まして、なるべく格差のないようにしておるふうにお答え
いたしました。それから庁舎と関連いたします道路のことです
が、これはすでにこの間の御質問でお答えをしたとおりであり
まして、庁舎のでき上がって役所が移ります時点で新しい道路
を間に合わせるということは、これは非常にむずかしいと、しか
しそれは徐々にではありますが、順序を経て理解をいただきつ
つ進行しておりますから、必ずそのうち完成をいたしますと、
こう申し上げておるわけでござります。

○議長（名古屋史郎君） 谷 栄吉君。

○九番（谷 栄吉君） どうもなにか、あいまいの答
弁でどうも納得できねんだなあ。格差は正についたってね、上
げるのか上げないのかとことなんですね、上げられない
のか、どうかなんですね、それを聞いてるわけなんですね、
それと道路についてたってそうでしょう、市長さん、じゃ拡幅
して下さいという、とにかくね、初年度要求、五十年度にね、
われわれ日政クラブとしてもね、諸問題を提起してあるわけで

すよ、その中では強くこの道路問題、これをうたつておるわけ
だ、これらだつて全然あれでしょ、手つけてないでしょが、
東部地区についても、南部から入る道路についてはね、いろい
ろ住民の了解がどうやらついたといふことですが、始まるのは
いつなのか、完成するのはいつなのか、それらを聞いておるわ
けなんです。やつちゃつて下さいよ、とにかく地主がね、了解
なるでしょ、金なきや市債を発行しなさいよ、市債を、市民
だってうんと金持つておる者もいるんですよ、それを借りりや
いいじゃないですか、他市においてもね、そういうあれが出て
おるんですよ、市のゆとりある方々から金を借りて、そして
市はそれを利用して金利を払わなきゃしようがない。当然、そ
れはまあ国から借りたって都から借りたって利息は多少払わな
きゃしようがないですよ、やって下さいよ、住民は困つてお
るんですから、即困るんですから、さもなきや庁舎はつくって
でき上がつたってね、利用はできないような状態にいられる
かも知れませんよ、市民だつてばかじやない、怒りますよ、だ
まされた時点ではね、（「休憩」「杉山議員に答弁したとおり
をそつくり言うんだ」と呼ぶ者あり）

質問者によつては答弁が違うような場合も今議会では出てお
つたんですね、悪態ばかりつく私にはあんまり思い切った答弁は

できねえのかも知れないけど、それだつて格差だよね。

それ一つはつきりやつて下さいよ。いつやると。

○議長（名古屋史郎君） 市長、答弁。

○市長（森田喜美男君） 幼稚園関係の格差とおっしゃいますが、五歳児を募集すると、しかも五歳児はあなたもお聞きになつておりますとおり、教室が余るではないかと、こう言つておられるわけですが、もつと教室が余らないように利用していただきたいことを行いたいと思っております。したがつて幼稚園につきましては五十二年度は値上げをしない形で募集をしておりますと、こうじうことでございます。もう一方のそのじわゆる保育料を一般的に上げて財政的な補いをせよとじうことにつきましては、すでに担当は調査をいたしまして、市民からもいろいろと御理解をいただいておりますので、時期を見てこうじう場合がまいりますといふうに申し上げておるわけでございます。それから道路につきましては、御承知のとおり一朝一夕にできる問題ではありません。特にまた財政不如意には事実でありますけど、財政が伴わないからできないと言つておるんではなくて、ことしは測量の予算を計上しておるわけですから、測量段階までは実施しようといふことを理解を進めていただきます。

○議長（名古屋史郎君） 次に杉山寅三郎君の関連質問を許します。

○十八番（杉山寅三郎君） いま質問者の中で行政の運営といふことで通告質問をなされた中で、若干お伺ひしておきたいと思ひますけれども、さつき質問者が言われたとおり今回の市庁舎内の広告物のいろんな諸問題、これを市長は庁舎内でいろいろ処置をとりたいということですが、別に市長が組合のことを、私は組合の広告物についていっているとか、そういうことではございません。質問者の中でもいろいろ言われましたとおり、やはり規律と言うのか、そういう面ではやはり計画的に決められたことはやはり守つていくような形をお取りいたしませんと、市民に対してもいろいろな人、考えの人もござりますので、やはり自身がそれをよく守らないといふような

めつぶお願いをしていいるわけです。それから谷議員のおっしゃるのは、多分谷戸坂のことだと思ひますが、谷戸坂につきましてはですね、車に乗つておいでの方は、この中央道の両側の側道がありますが、これを車で利用していただくと、そこで一応御不便はない、こう思つておるわけです。それから歩いたり乳母車の方とか、歩行者ないし自転車の方を谷戸坂は利用していくだけのようなことが必要であると、ただあの通路沿いに住まつておられる方も、そのこともありますからして側溝等につきましては、ふたかけなどをしてもう少し利便をおはかりしようと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君） 谷栄吉君。

○九番（谷栄吉君） おおよそわかりました。市長は政治的な配慮の中で、どうも格差についての後退と、前向きではないことのようでございます。これは、これでまた別の時点で市民の皆さんには発表するようなことで了解します。道路についてでござりますが、測量段階といふことになりますと、今年度測量とへうことになりますと、来年度どうしても庁舎の完成と道路が結びつかない、歯車が合わないんじゃなかろうかと、これを懸念するわけなんです。谷戸坂、市長さんおしゃつて下さいまして大変どうもうれしいわけですが、私どもとしても火災その他で消防車があの道路が通れない、使えないといふことでは、非常に悲しいわけでございます。

ことになりますと、達本的にはいろいろ問題が起るかと、そういう意味で質問者もされたと思ひます。私もそういう意味で規律は守つていただきたい、とお願いしたいと思います。

もう一つは、二・三日前の新聞の中で梅が丘の防空ごうの問題について、ちょっと新聞にあるんですけども、あれについては市当局で調査費を盛つて調査をした、その後この問題もあまり論議されなかつたんでござりますけれども、何か聞くところによりますと、関係住民百三十世帯ですか、それらが結束をして国に対していわゆる訴訟を起こしたい、その訴訟費用については市が全部バックアップをしていくんだ、というようなことも出ておつたし、また日本電建の綱野さんの意見も載つておつたようでござりますけれども、やはり防空ごうの問題は、あの住まわれている人は非常に困つておる状態にあるということはしつかりとわかるわけですけれども、いま訴訟に踏み切ることでござりますので、いま具体的にできておりますから、市長の方で答弁がどの程度かわからまんけれども、お伺いしたいのは、訴訟される目的が防空ごうを埋めるということなのが、あるいは三十年來、ここに住んでおつて実際防空ごうの関係で直接被害と言うか、そういうものがなんで精神的な負担の慰謝料と言わることなのか、一つと、それから先ほど申し上げた訴訟事業を全面アップするのかといふ市の態度はどうかといふところが、確かに例でござりますけれども、どんな

形でも全部めんどう見てやるといふようなことなのか、その辺のことをひとつおわかりいただければ御回答をお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 庁内ビルのことにつきましては、御指摘のとおり規律を守るようにいたします。それから梅が丘のことにつきましては、私も真剣に住民の方々の立場に同情し、かつ憂えております。ただ過去に当時の国の意思と言えると思うんですけど、国がどうを堀つたと、その上を業者が造成をしたと、現在の宅地はずっと一貫して民有地であると、こういうことがありますので、なかなか市が市の公金を投じて、あるいは市が施行主体になって国の補助等をもらいつつ事業をするということに対してもむずかしい点があると、私はこう考えております。それで国の責任においてひとつ埋め戻しをやついただきたいということを建設省ないし自治省に実際に行ってお願いをしてまいりました。しかし国は御承知のとおり二分の一を受け持つと、それから自治省が側溝という特別交付金という形でその残りの二分の一を受け持つと、あとは自治体でやれど、こういうことが一貫しております。調査の結果概算をいたしましたと約四億円の経費がかかるということですが、その際でも市が四分の一を持たなきゃならん、側溝というのはほとんどはつきりした手はうちませんので、半分を、二分の一を持

らかかっても全面的なバックアップをしていくのかどうか、それも一つ。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君） その範囲はこれから検討する課題になるわけですが、要はとにかく市民の不安をなくすることですから、それに重点を置きまして、そうして梅が丘の立場の、市民の立場を他の市民が応援をするということは、理由が成り立つのではなかろうか、こう考えておるわけでございます。

○十八番（杉山寅三郎君） 結構です。

○議長（名古屋史郎君） これをもって二の一、行政

の運営についてに關する質問を終わります。おはかりいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。これにて御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議なしと認め暫時休憩いたします。

午後零時三十六分 休憩

午後四時三十八分 再開

休憩前に引き続き会議を開

○議長（名古屋史郎君） きます。

二の二、浸水対策についての通告質問者谷栄吉君より取り下

つといふ決意がなくては事業にかかれないので、そういう感じでございます。そこで直接の持ち主、直接の被害者であります住民から訴訟を提起していただいて、そして責任分野を明確にしていく、そのことによって市の責任もはつきりすると思います。また国の注意も喚起も起こし得るのではないか、こう思つております。そういうことを住民の方に提案をし、検討をしていたのでおりましたが、突然先日、毎日新聞の報道するところとなりましたけれども、やや事実に近い報道がされております。私は地元が、市民にその気持ちがあるので、それを十分尊重いたしまして、そういう住民の訴訟を支援する、支援するというよりも、市がある程度指導もする、ということで責任の分野を明確にして取り組みたい、そうして市民の方の不安を解消したい、こう考えております。その訴訟技術は大変むずかしいと思ひますが、私はやっぱり埋め戻しをしていただくといふ工事の経費を負担をしていただきたい、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いまの市長の答弁で大体わかった、そうすると、市が訴訟をしたらどうだろうといふインシアチブをお取りになつたといふうな、いま市長の御答弁だったと、こんなふうに感じられました。それはそれでよろしいかということ、それから訴訟費用の全面的なバックアップをしていくんだといふことでござりますので、その費用がいく

げの申し出がありましたので取り下げます。

この際、議長より御報告申し上げます。今議会において総務委員会に付託された案件が審議できない事態がございました。このことについて総務委員諸氏から辞任の申し出がありました。が、諸般の事情を勘案し、再び現委員諸氏において付託案件の審議をお願いしたところ、御了解を得ましたので御報告申し上げます。

次に議員提出議案の提出者名に追加をお願いいたします。議案第三〇号に日野源作君、議案第三一号、議案第三三号、議案第三五号、議案第三九号、議案第四〇号に高橋通夫君の追加をお願いいたします。

議員提出議案第三〇号、老人医療に関する意見書、議員提出議案第三一号、農地の宅地並課税廃止を要求する意見書、議員提出議案第三二号、保育所入所基準の適正化に関する意見書、議員提出議案第三三号、中央高速道の騒音等の対策に関する意見書、議員提出議案第三五号、不況インフレから生活困窮者を救済する國の財政措置を求める意見書、議員提出議案第三九号子どもの虫歯予防にたいする措置を求める意見書、議員提出議案第四〇号、風疹発生にたいする予防措置を求める意見書、議員提出議案第四四号、公團住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引き下げ、住宅政策を転換させるための意見書の件を一括議題といたしたいと思ひますが、これにて御異議

ありませんか。

(「異議なし」「ちつと議長、おかしいぞ」「おかしいぞ」「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

○議長（名古屋史郎君） 黒川重憲君。

聞きしたいんですが、一括議題というのは全然質問ができないですか。この件に関して、できるんですか。おかしいじゃないですか。議運の時も議長は知っているわけじゃないですか。これを全部一括議題にするんですねということになった時に、議運の時に、議長にこの中から私は聞きたいことがあるんでどうことを言ったでしょう。それはどうなるんですか。

○議長（名古屋史郎君） その時点ではそういうことでしたけれども、先ほどの最終の代表者会議で、提案理由、質疑、討論を省略し、ということを御了解を得て、そしてただいま始めたんですが、御了承のほどお願いします。（「了解」と呼ぶ者あり）御了解願えますか。（「だめだ」「了解」「しようがない了解しよう」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。提案理由、質疑、討論を省略して直ちに採決いたします。本八件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（賛成者挙手）

○議長（名古屋史郎君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第三六号、中小企業事業分野確保法制定に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第三七号、自治省税務局長通達に関する意見書を議題といたします。提案理由、質疑、討論を省略して直ちに採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（名古屋史郎君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第三七号、自治省税務局長通達に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第三八号、五・二六「自治省事務次官通達」の撤回をもとめる意見書を議題といたします。提案理由、質疑、討論を省略して直ちに採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（名古屋史郎君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第三八号、五・二六「自治省事務次官通達」の撤回をもとめる意見書を議題といたします。提案理由、質疑、討論を省略して直ちに採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（名古屋史郎君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第三八号、五・二六「自治省事務次官通達」の撤回をもとめる意見書を議題といたします。提案理由、質疑、討論を省略して直ちに採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第三〇号、老人医療に關する意見書、議員提出議案第三一号、農地の宅地並課税廢止を要求する意見書、議員提出議案第三二号、保育所入所基準の適正化に關する意見書、議員提出議案第三三号、中央高速道の騒音等の対策に關する意見書、議員提出議案第三五号、不況インフレから生活困窮者を救済する国の財政措置を求める意見書、議員提出議案第三九号、子どもの虫歯予防にたいする措置を求める意見書、議員提出議案第四〇号、風疹発生にたいする予防措置を求める意見書、議員提出議案第四四号、公団住宅、都営、公社住宅の家賃大幅値上げ反対と高家賃の引き下げ住宅政策を転換させるための意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第三四号、立川自衛隊基地及び米軍横田基地航空機騒音等公害に關する意見書を議題といたします。提案理由、質疑、討論を省略して直ちに採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（名古屋史郎君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第三四号、立川自衛隊基地及び米軍横田基地航空機騒音等公害に關する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第三六号、中小企業事業分野確保法制定に

撤回をもとめる意見書の件は原案のとおり可決されました。

（「議長、議事進行」「終わり」「議長」と呼ぶ者あり）
以上をもちまして本日の日程はすべて終わりました。

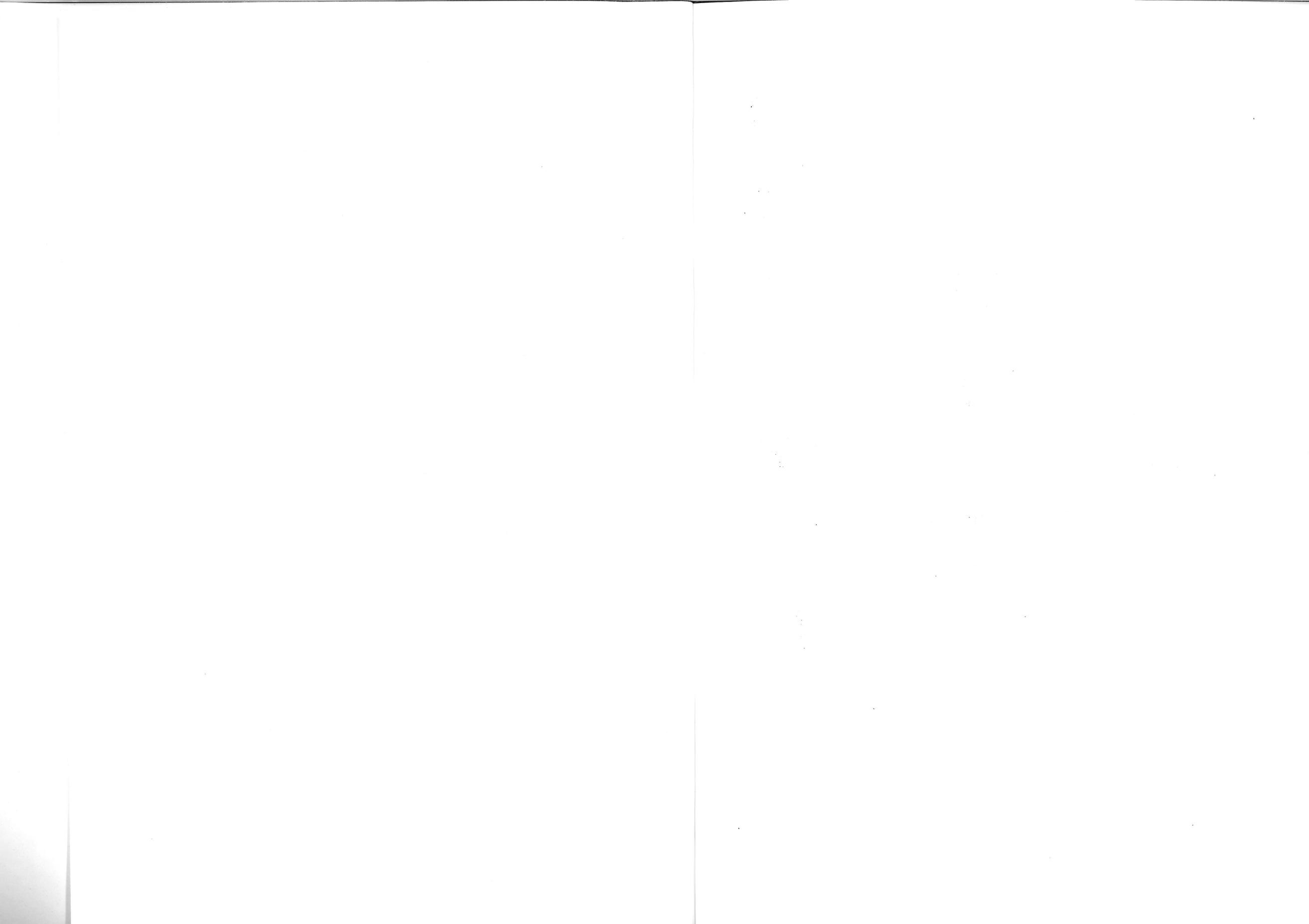
これをもって昭和五十一年第三回日野市議会定例会を閉会いたします。

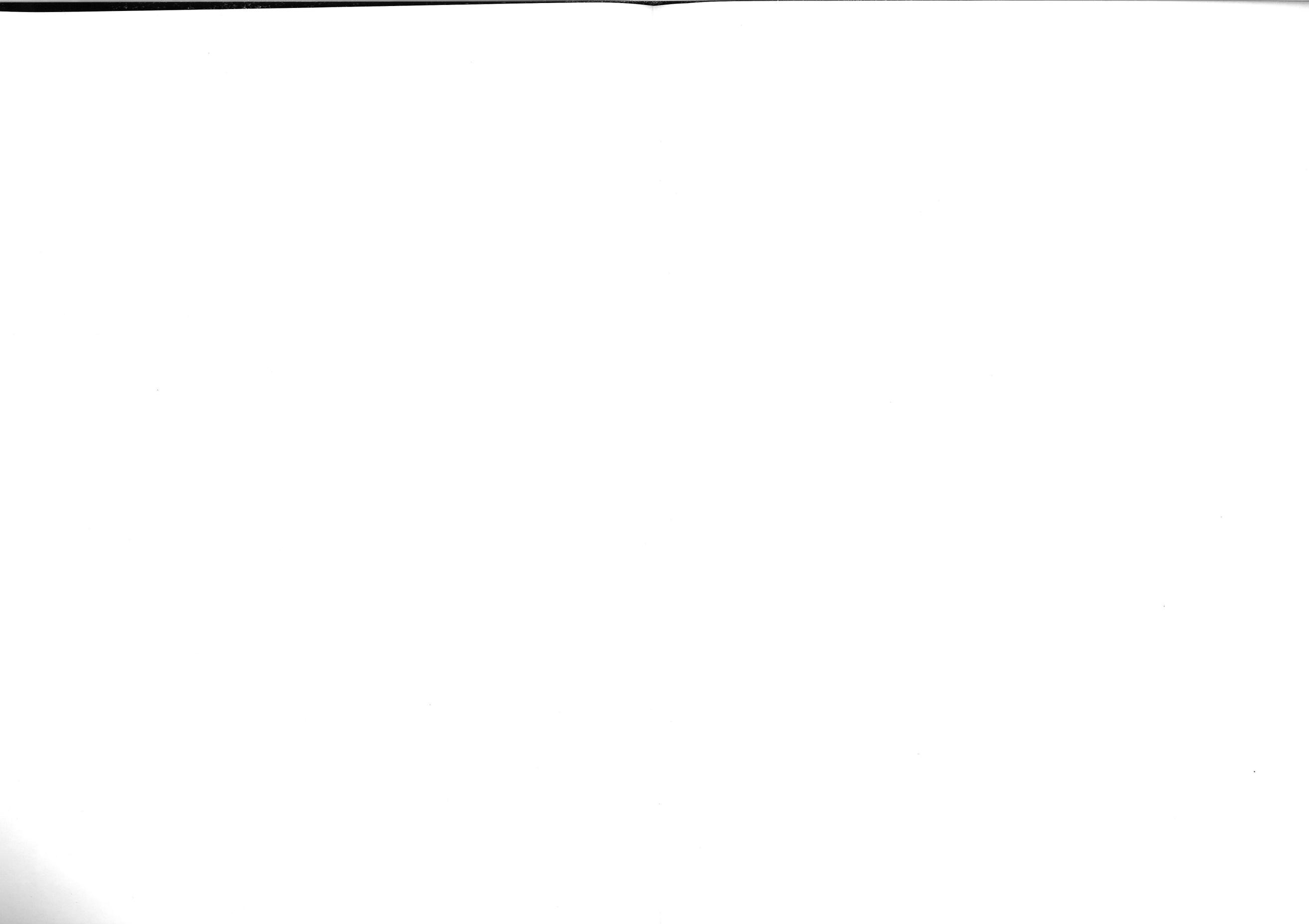
午後四時四十八分 閉会

右、会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十一年 月 日

日野市議会議長 名古屋 史 郎
日野市議会副議長 杉 山 寅三郎
署名議員 米沢 照男
署名議員 市川 芳太郎





日野市立図書館

81-7354



13 68 137